

季刊 社会保障研究

Vol. 23

Summer 1987

No. 1

福武直前所長退任記念号

福武所長退任記念号によせて 小 山 路 男 1

論 文

わが国の将来人口推計 安 川 正 彬 2
——昭和61年安川推計——

公的年金と個人老後貯蓄 地 主 重 美 14
——保障と自助——

社会福祉制度「改革」の意義と課題 三 浦 文 夫 28

租税・社会保障負担 都 村 敦 子 40

低年齢児の保育政策 堀 勝 洋 54

掛川市中高年齢者世帯における所得水準の変化について 曾 原 利 満 67

昭和60年度研究プロジェクト報告

研究課題Ⅰ「社会保障発展パターンの国際比較」

社会保障財源の国際比較分析 武 川 正 吾 78
——社会保障費負担の政治的要因——

アジアのNICsの社会保障制度 下 平 好 博 94
——シンガポールと香港の比較分析——

社会保障の決定要因 富 永 健 一 108
——福祉国家形成の普遍主義的解釈——

資 料

スウェーデンの社会福祉制度(I) 城 戸 喜 子 122
——児童福祉と老人福祉の財政を中心に——

昭和62年度研究プロジェクトについて 社会保障研究所 127

社会保障研究所日誌 131

福武直先生年譜及び著作目録 134

福武所長退任記念号によせて

福武所長は1986年3月に退任された。その在任期間は5年2ヵ月あまりであって、初代山田所長、二代馬場所長がそれぞれ2期8年在任されたのに比較すれば、長くはなかった。しかしこの期間は、社会保障や社会福祉、あるいは本研究所にとって大きな受難期であった。あのむずかしい時期を研究所が乗り切れたのは、福武所長の並ならぬ力があったからこそである。ここに「福武所長退任記念号」を特集したのも、研究所をあげて感謝の意を表するためにほかならない。

福武所長は、研究所創立当初から、参与あるいは理事として、研究所の運営に参加された。けれども、それは社会学者の立場からであって、社会保障という学際的な専門分野にはまったく素人であると、ご自分では考えられていた。研究所長就任も「自由人」として生きたいという平素の意に反して、やむをえず引き受けられたのであった。ところが、所長就任後いくばくもなく臨時行政調査会の第1次答申が提出され、福祉が赤字財政の元凶であり、社会保障の充実が民族の活力を低下させるとする俗論がにわかに強くなった。このことは社会保障研究を課題とする本研究所にとって、憂慮にたえないものであった。しかも行政改革における特殊法人の整理統合の対象として、当研究所も俎上にのせられたということがあった。あの当時の福武所長の心労と活躍は、研究所にとって忘れられてはならない。また、このことが契機になって、福武所長は素人ではあるがとことわりながら、『社会保障論断章』を公刊されたのであった。それは社会保障の費用の抑制に傾斜しすぎる議論に一矢を酬いるとともに、いかなる修正も福祉の後退と非難する権利主義的主張をもたしなめるものであった。

当時の社会保障は、まさに危機的状況にあった。高齢化の進行と低成長の持続のなかで、73年以来の健保や年金は徹底的に見直されざるをえなくなった。82年の老人保健法、84年の健保法等改正、85年の年金改革、86年の老人保健法改正など、重要な改正が今日もまだ続いている。これらは個別制度の改正というよりは、社会保障全体の再編成に結びつく流れである。

このような状況のなかで、社会保障研究の重要性はますます大きくなっている。それにもかかわらず、臨調路線は社会保障の抑制を強調し、研究所の存否さえ議論されるにいたったのであった。福武所長は年金、福祉、医療についての改革論の出版に指揮を取られるとともに、社会保障の基本問題についての理論研究4部作を公刊された。それは研究所内外の研究者の全面的な協力のもとになされた作業ではあったが、所長の熱意がこれを推進したのである。短期間とはいえ、かくも多彩な生産的な時期は、研究所20年の歴史においても、大きな意義をもつものである。これらの出版活動は本研究所に対する事実無根の非難を封ずるとともに、今後の研究所の進路を示唆するものである。われわれは福武所長の路線の跡を追いながら、新しい方向を拓く義務をもっている。

社会学者としての福武所長については、専門分野の異なる私などが論ずべきことではない。ただ、所長就任直後に出版された『日本社会の構造』は、まことに興味深く、多くの教示を得たことのみを記しておく。円熟した福武社会学のおそらくは到達点であろうが、平明な叙述の中に重要な指摘がなされていて、それこそ私のような素人でも参考になった。

ただ残念なのは、福武所長が任期末になって健康を害されたことである。幸いにその後はお元気であるが、今後ともに御健康を祈りたい。

1987年5月

小 山 路 男

わが国の将来人口推計

——昭和61年安川推計——

安川 正 彬

は し が き

わが国の国民生活の現実を直視すると、人口過密化と人口高齢化は、われわれにとって身近に差し迫った問題である。かつて人口問題といえば、それは多産多死に結びついた貧困との問題であった。世界に眼をやれば、いまなおそうした人口問題を抱えた国々が存在する。わが国では、貧困と対決した人口問題はすでに克服したが、一難去ってまた一難と、新たな人口問題に直面したのである。それが少産少死に対応した人口過密化と人口高齢化の問題である。

人口と経済・社会との発展過程をふり返ると、経済水準が低かった時代の人口問題は多産多死と対応し、経済の発展とともに、多産少死を経験したのち、経済が高水準に達すると、少産少死を実現することになる。こうした経験を比較的短い期間で達したのが、わが国明治100年の人口と経済が織りなす経緯であった。この多産多死から、多産少死を経て、少産少死にいたる過程を人口学(Demography)では人口転換(Demographic Transition)と呼んでいる。

したがって、今日のわが国が直面している少産少死と人口高齢化の課題は、経済が高い水準に達しなければ経験しない事実として、一面では喜ばしい事柄に違いないが、他の一面では、これまた苦勞のたねであることは確かなことである。貧しかった戦前と、物質生活では豊かな今日とを比較すれば、かつては国民の大多数が貧しさの苦勞を味わったが、現在では豊かさのなかでの暮らしに

くさが身に迫っているということなのである。

したがって、人口全体を年齢階層に分けてみれば、高齢者層は過去の貧しさから今日の物質的豊かさを体験して、不平不満はなく、今日の生活に感謝するとともに、残る人生は平穩無事に過ごすことができれば、人生は満足であると感じとっている世代である。それに対して、今日の豊かさのなかに生をうけた若い世代は、今日ある日常は、すでに当たり前のことであって、そのことに殊さらの感謝の気持ちはない。それよりも、各人の将来が果たして希望ある人生を設計できるものかどうかを危ぶむ環境のなかに置かれている。どうも人間の社会は努力を重ねても、暮らしにくさから解放されることはなさそうである。

しかし、人間は誰でも、将来に希望を捨ててはならない。これは鉄則である。そうであればこそ、高齢社会という、過去に経験したことのない未来へむかって、未知な社会への挑戦に一段の意欲を燃やすときが到来したのである。そこに生きがいのある人生を築きあげる時代の要請があるのである。

そうした新しい時代の到来と、新しい世紀を迎えることが並行して身近に迫りつつある今日、人口の課題としては、人口の将来像を描き出してみることが、われわれに課せられた最初の仕事なのである。

ここに紹介するわが国の将来人口推計は慶応義塾大学安川研究室が行った独自の作業で、総務庁統計局が昭和60年10月1日に実施した国勢調査の集計結果(全数集計、男女5歳階級別人口、年齢不詳の4万1,000人を除く)を基礎に行ったもの

である。

I 推計結果の要約

まず、推計結果を要約すると、次のようにまとめられる。

- (1) 日本の将来人口は西暦2000年には1億2,850万人を経過してまもなく、2010年にちょうど1億3,000万人に達してピークを迎える。以後は下降傾向をたどる。(表1, 図1)
- (2) そして将来に人口が安定化の過程をたどるとすれば、2075年に1億1,700万人台の水準まで低下したあと、その水準で横ばいとなる。したがって、人口が安定するのは、今から90~100年先のことになる。(表1, 図1)
- (3) 人口がピークに達するときは、人口が増加を停止して、出生率と死亡率が等しくなる一時期を迎えるときである。そのときの出生率と死亡率は、ともに12.0(人口1,000対)の水準に達すると推定される(昭和61年の出生率は11.4, 死亡率は6.2である)。その後は人口の下降とともに、出生率と死亡率は逆転して、死亡率が出生率を上回るが、やがて人口が安定するときは、再び、出生率と死亡率はともに13.0の水準で落ち着くことになる。(表5, 表6, 図3)
- (4) 年齢構成は次第に高齢化の速度を速めていく。とくに、65歳以上の高齢者割合は、昭和60年の10.3%が、西暦2000年の昭和75年には15.8%を経過してのち、さらに21世紀に入ると国民の4.5人に1人(22%)は65歳以上の高齢者という時代が到来する。そして、人口がピークに達した

表1 年齢3区分推計人口〔～2005 1.75児, 2010～ 2.09児〕

(単位: 実数 1,000人, 割合 %)

年次	総人口	0～14歳人口		15～64歳人口		65歳以上人口	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
1985	121,006	26,033	21.51	82,505	68.18	12,468	10.30
1990	123,952	23,102	18.64	86,194	69.54	14,656	11.82
1995	126,414	21,939	17.35	86,999	68.82	17,476	13.82
2000	128,541	22,254	17.31	86,008	66.91	20,279	15.78
2005	129,734	22,711	17.51	84,510	65.14	22,513	17.35
2010	130,080	22,833	17.55	82,535	63.45	24,712	19.00
2015	129,763	22,599	17.42	79,649	61.38	27,515	21.20
2020	128,682	22,391	17.40	78,157	60.74	28,134	21.86
2025	127,314	22,418	17.61	77,681	61.02	27,215	21.38
2030	125,776	22,489	17.88	76,909	61.15	26,378	20.97
2035	124,191	22,671	18.25	75,334	60.66	26,186	21.09
2040	122,740	22,662	18.46	73,057	59.52	27,021	22.01
2045	121,430	22,529	18.55	72,251	59.50	26,650	21.95
2050	120,337	22,451	18.66	72,360	60.13	25,526	21.21
2055	119,362	22,478	18.83	72,700	60.91	24,184	20.26
2060	118,491	22,568	19.05	72,772	61.42	23,151	19.54
2065	117,864	22,622	19.19	72,513	61.52	22,729	19.28
2070	117,513	22,584	19.22	72,477	61.68	22,452	19.11
2075	117,444	22,513	19.17	72,543	61.77	22,388	19.06
2080	117,479	22,491	19.14	72,551	61.76	22,437	19.10
2085	117,511	22,527	19.17	72,659	61.83	22,325	19.00
2090	117,510	22,576	19.21	72,624	61.80	22,310	18.99
2095	117,487	22,585	19.22	72,538	61.74	22,364	19.04
2100	117,484	22,550	19.19	72,523	61.73	22,411	19.08

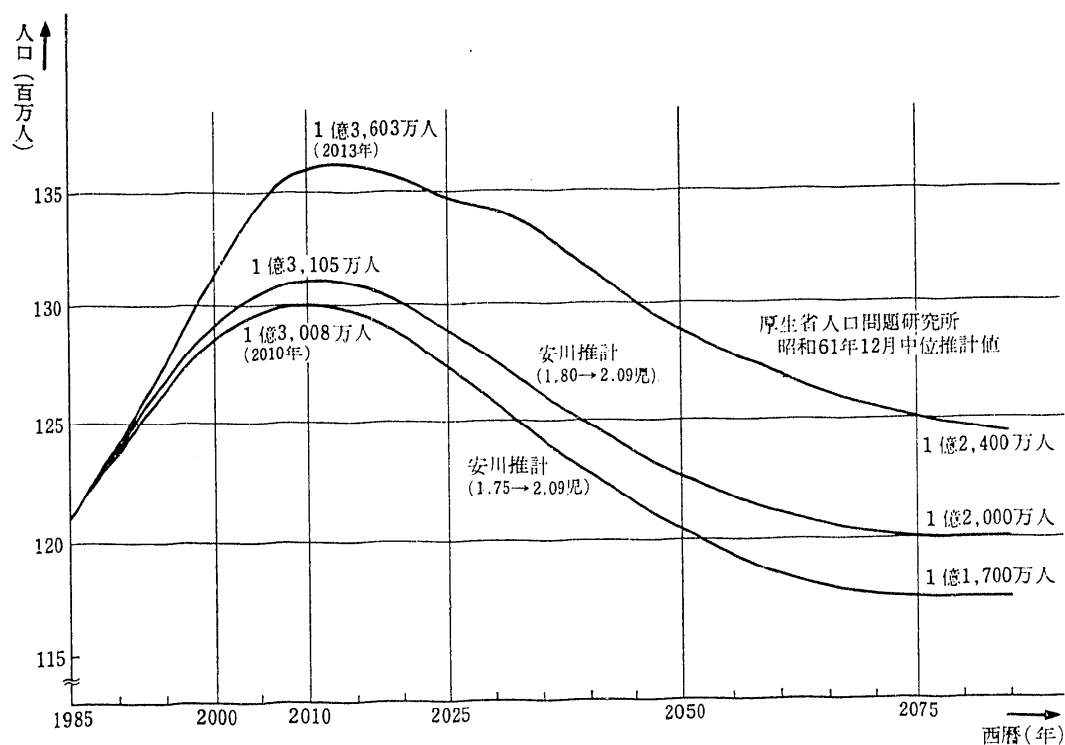


図1 各種人口推計

あとに出生力の回復がそのまま続けば、高齢者の割合は21世紀後半になって、19%台まで回復し、その水準を続けることになる。したがって、将来に人口が安定するとしても、これからの高齢社会を迎え、高齢者の扶養負担を乗り切るために、最大限の国民的努力が必要である。(表1, 表2, 図2)。

- (5) 65歳以上の高齢者は、昭和60年の1,250万人から、昭和75年の西暦2000年には2,030万人に増え、さらに2020年に2,800万人をピークに、以後はゆるやかに減少することになる。したがって、現実の高齢者対策は、この2,800万人が最大の大きさとなる。(表1)
- (6) 年齢構成の変化は、21世紀にはいって以後、65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を上回る50年間が続く。生産年齢(15～64歳)人口は昭和60年の68.2%が、5年後の昭和65年に69.5%でピークとな

り、以降は低下して61%台で安定する。(表1)

- (7) 高齢者を養う生産年齢人口との割合をみると、昭和60年では6.6人が1人の高齢者を扶養しているが、21世紀に入ると3人を割って2.8人で1人の高齢者を養うことになる。(表2)
- (8) 生産年齢人口については、中高年化が進み、21世紀初頭になると中高年労働力が若年労働力を上回る一時期を経験しなければならない。

II 推計の方法

一国の人口変動は国際間の人口移動を考えなければ、出生によって増え、死亡によって減る。したがって、男女・年齢別人口があたえられれば、現存人口が生き続ける姿(死亡の側)と、出産年齢(15～49歳)にある女子人口が出産する姿(出生の側)とを描き出して二つを積み重ねる。その

ことを年々繰り返していけば、将来人口を構造的にとらえることができる。

次に、わが国の国際人口移動は、海外旅行者を除けば出入国の差である純移動は少なく、総人口におよぼす影響は小さい。そこで、今回の推計作業に必要な仮定として、国際人口移動は取りはずし、基本となる出生と死亡に最も単純な姿を設定して推計作業を行った。

Ⅲ 平均寿命の仮定

現存する人口が生き続ける姿を描くには、平均寿命を設定して生命表を作成し、それによって生残率群（表8）をセットすることが必要である。そこでまず平均寿命の将来を考えなければならないが、昭和60年の男子74.84歳、女子80.46歳の平均寿命は、将来を長期的にみて、ほぼこの水準を維持するものと考えられるので、将来の平均寿命は男子75.0歳、女子80.5歳に固定した。このことを主張するためには、次のようなコメントが必要であろう。

最近の平均寿命のゆるやかな伸びを将来に延長する考えに立てば、男女ともに平均寿命はさらに伸びるように考えられるかもしれない。しかし現実には、将来は過去から今日にいたる延長線上にあるのではなく、新しい未知の世界が待ちかまえている。

今日は医学をふくめ、科学技術が目覚ましい進歩を遂げているとはいえ、“哲学なき技術進歩”の時代であることの反省がまもなく認識されはじめよう。人が生きることの真の姿を追っていけば、人口過密化と人口高齢化との急速な進行は、人びとに、人生観のうえに死生観の必要を要請し、充実した人生を生きるための人生設計には、死生観を確立してスマートに生き、カッコよく死ぬことを選択する時代がやってくるものと考えられる。これをわかりやすくいえば、明るい未来の建設は、ダラダラ生きて、ダラダラ死ぬのではなく、元気にキビキビ生きて長生きをし、そしてキビキビ人生に別れを告げることへの生活設計があって達せられることなのである。そこでは単なる平均寿命

表2 各種指数 (1.75~2.09児) (単位: %)

年次	従属人口指数	年少人口指数	老年人口指数	老年化指数
1985	46.67	31.55	15.11	47.89
1990	43.81	26.80	17.00	63.44
1995	45.31	25.22	20.09	79.66
2000	49.45	25.87	23.58	91.13
2005	53.51	26.87	26.64	99.13
2010	57.61	27.66	29.94	108.23
2015	62.92	28.37	34.55	121.75
2020	64.65	28.65	36.00	125.65
2025	63.89	28.86	35.03	121.40
2030	63.54	29.24	34.30	117.29
2035	64.85	30.09	34.76	115.50
2040	68.01	31.02	36.99	119.23
2045	68.07	31.18	36.89	118.29
2050	66.30	31.03	35.28	113.70
2055	64.18	30.92	33.27	107.59
2060	62.82	31.01	31.81	102.58
2065	62.54	31.20	31.34	100.47
2070	62.14	31.16	30.98	99.42
2075	61.90	31.03	30.86	99.44
2080	61.93	31.00	30.93	99.76
2085	61.73	31.00	30.73	99.10
2090	61.81	31.09	30.72	98.82
2095	61.97	31.14	30.83	99.02
2100	62.00	31.09	30.90	99.38

(注) 従属人口指数 = $\frac{15\text{歳未満人口} + 65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100$

年少人口指数 = $\frac{15\text{歳未満人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100$

老年人口指数 = $\frac{65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100$

老年化指数 = $\frac{65\text{歳以上人口}}{15\text{歳未満人口}} \times 100$

の伸びは決して喜ばしいことではない。国民生活の質の充実には、むしろ平均寿命を抑え、健康の質を高めることである。それによって世界の最長寿国としての地位を維持できると考えられる。

今日でも、数字のうえでわが国の平均寿命は世界最長寿国を示しているが、内容の充実をともなわずに各国の平均寿命水準をさらに引き離して寿命が伸び続けることは到底考えられないことである。もしも、そのような事態が起これば、そこには高齢者の扶養負担に耐えられない社会の到来によって、国民生活は崩壊することの危険さえ生じよう。知的水準が高いといわれる日本国民が、そのような事態を起こすとは考えられない。男子75.0歳、女子80.5歳の平均寿命を維持することは、長期的にみて実現可能な好ましい将来の寿命水準

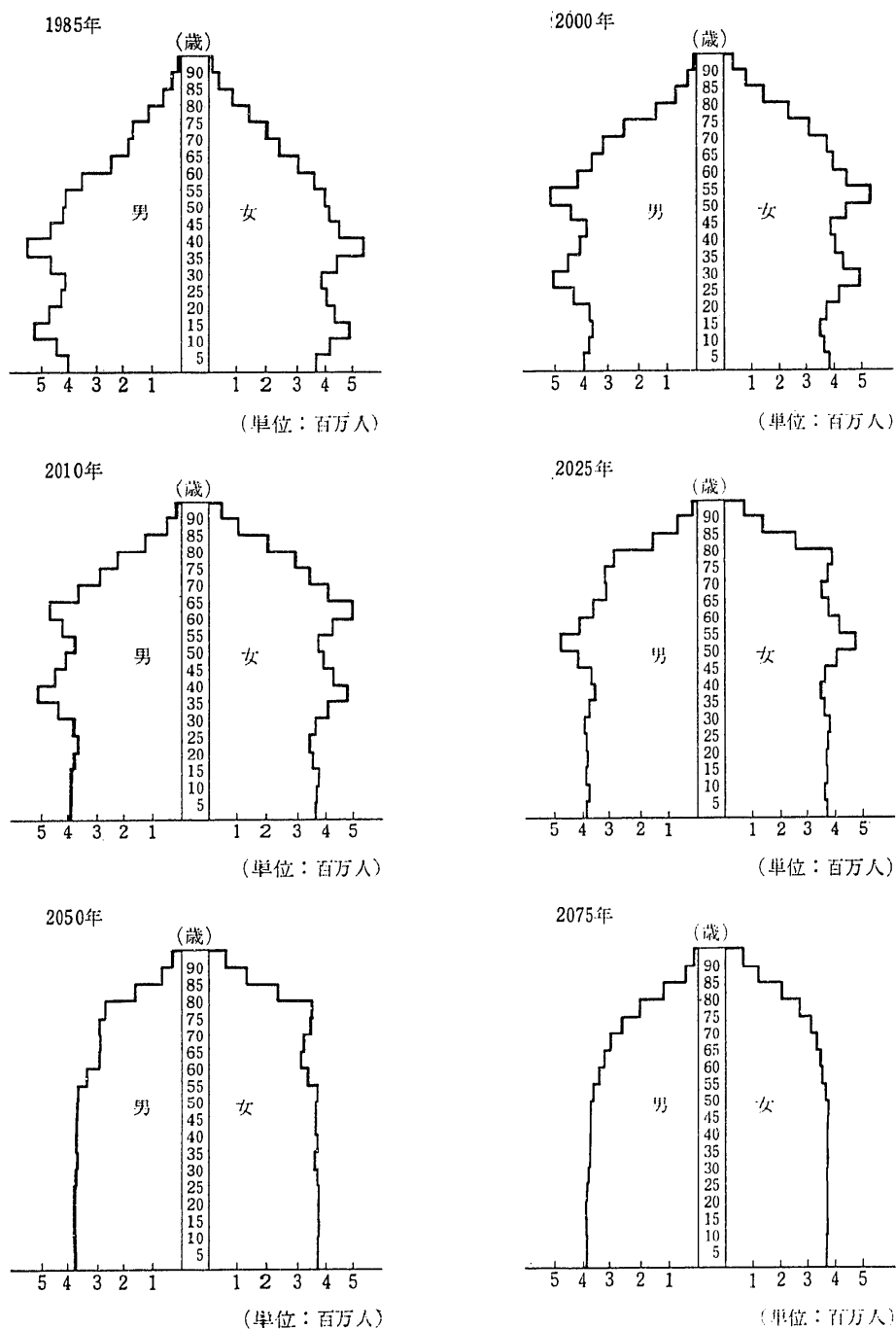


図2 人口ピラミッドの推移

であると考えられる。

その平均寿命の水準が、現実には「昭和60年簡易生命表」(厚生省)によってまさに実現している。そこで、今回の推計作業では死亡の側の作業

には、この「昭和60年簡易生命表」を固定して使用した。

なお、生命表のなかで、将来の平均寿命の水準を判断する基準として最も興味深いことは、死亡

表 3 年齢 3 区分推計人口〔～2005 1.80児, 2010～ 2.09児〕

(単位: 実数 1,000 人, 割合 %)

年 次	総 人 口	0～14 歳 人 口		15～64 歳 人 口		65 歳 以 上 人 口	
		実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
1985	121,006	26,033	21.51	82,505	68.18	12,468	10.30
1990	124,164	23,314	18.78	86,194	69.42	14,656	11.80
1995	126,873	22,398	17.65	86,999	68.57	17,476	13.77
2000	129,233	22,946	17.76	86,008	66.55	20,279	15.69
2005	130,607	23,372	17.89	84,722	64.87	22,513	17.24
2010	131,051	23,348	17.82	82,991	63.33	24,712	18.86
2015	130,841	22,990	17.57	80,336	61.40	27,515	21.03
2020	129,955	22,799	17.54	79,022	60.81	28,134	21.65
2025	128,808	22,947	17.81	78,646	61.06	27,215	21.13
2030	127,463	23,107	18.13	77,978	61.18	26,378	20.69
2035	126,019	23,242	18.44	76,591	60.78	26,186	20.78
2040	124,686	23,138	18.56	74,527	59.77	27,021	21.67
2045	123,518	22,966	18.59	73,902	59.83	26,650	21.58
2050	122,601	22,932	18.70	74,143	60.48	25,526	20.82
2055	121,785	23,026	18.91	74,399	61.09	24,360	20.00
2060	121,035	23,134	19.11	74,389	61.46	23,512	19.43
2065	120,483	23,146	19.21	74,098	61.50	23,239	19.29
2070	120,165	23,060	19.19	74,087	61.65	23,018	19.16
2075	120,116	22,989	19.14	74,216	61.79	22,911	19.07
2080	120,159	23,001	19.14	74,257	61.80	22,901	19.06
2085	120,179	23,068	19.19	74,316	61.84	22,795	18.97
2090	120,173	23,112	19.23	74,238	61.78	22,823	18.99
2095	120,152	23,091	19.22	74,153	61.72	22,908	19.07
2100	120,147	23,039	19.18	74,165	61.73	22,943	19.10

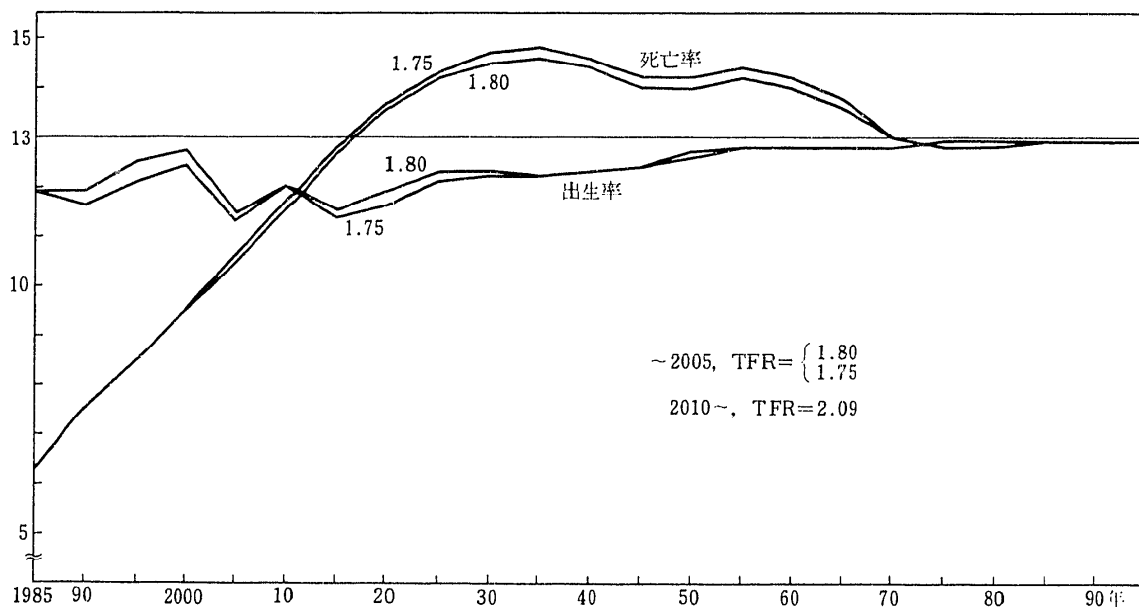


図 3 出生率と死亡率の推移

表 4 各種指数 (1.80~2.09児) (単位: %)

年次	従属人口指数	年少人口指数	老年人口指数	老年化指数
1985	46.67	31.55	15.11	47.89
1990	44.05	27.05	17.00	62.86
1995	45.83	25.75	20.09	78.02
2000	50.26	26.68	23.58	88.38
2005	54.16	27.59	26.57	96.32
2010	57.91	28.13	29.78	105.84
2015	62.87	28.62	34.25	119.68
2020	64.45	28.85	35.60	123.40
2025	63.78	29.18	34.60	118.60
2030	63.46	29.63	33.83	114.16
2035	64.54	30.35	34.19	112.67
2040	67.30	31.05	36.26	116.78
2045	67.14	31.08	36.06	116.04
2050	65.36	30.93	34.43	111.31
2055	63.69	30.95	32.74	105.79
2060	62.71	31.10	31.61	101.63
2065	62.60	31.24	31.36	100.40
2070	62.19	31.13	31.07	99.82
2075	61.85	30.98	30.87	99.66
2080	61.82	30.97	30.84	99.57
2085	61.71	31.04	30.67	98.82
2090	61.88	31.13	30.74	98.75
2095	62.03	31.14	30.89	99.21
2100	62.00	31.06	30.94	99.58

(注) 従属人口指数 = $\frac{15\text{歳未満人口} + 65\text{歳以上人口}}{15\sim 64\text{歳人口}} \times 100$

年少人口指数 = $\frac{15\text{歳未満人口}}{15\sim 64\text{歳人口}} \times 100$

老年人口指数 = $\frac{65\text{歳以上人口}}{15\sim 64\text{歳人口}} \times 100$

老年化指数 = $\frac{65\text{歳以上人口}}{15\text{歳未満人口}} \times 100$

数曲線の形に注目することである。「昭和60年簡易生命表」についてみると、図4に見られるように、平均寿命が高水準に達すると、死亡数は高年齢に集中して起きることになる。つまり、死亡数の最も多いのは、男子(M)81歳、女子(F)86歳であって、それらの年齢の前後を見ると、70歳以上の死亡数曲線は、わかりやすくいえば正規分布に近い形を描いている。つまり、70歳に達した人びとの死亡年齢の平均は、男子81歳、女子86歳を示している。高齢に達しての平均死亡年齢は安定化の傾向にあるから、近い将来の高年齢者たちの平均死亡年齢は、ほぼこの水準にとどまるものと考えられる。換言すれば、人間の寿命に限りがあり、社会生活に耐えて人びとが生き続ける姿を思うとき、人口という集団が人生に力尽きる平均

表 5 人口動態 (出生・死亡) の推移(1)

(実数, 単位 1,000人, 比率 人口1,000対)

西暦	1.75→2.09 児			
	出生数	出生率	死亡数	死亡率
1985	1,432	11.9	752	6.3
1990	1,435	11.6	927	7.5
1995	1,535	12.1	1,073	8.5
2000	1,594	12.4	1,221	9.5
2005	1,461	11.3	1,372	10.6
2010	1,558	12.0	1,518	11.7
2015	1,477	11.4	1,657	12.8
2020	1,496	11.6	1,761	13.7
2025	1,534	12.1	1,826	14.3
2030	1,529	12.2	1,850	14.7
2035	1,517	12.2	1,838	14.8
2040	1,509	12.3	1,793	14.6
2045	1,501	12.4	1,721	14.2
2050	1,513	12.6	1,710	14.2
2055	1,524	12.8	1,717	14.4
2060	1,522	12.8	1,684	14.2
2065	1,514	12.8	1,616	13.7
2070	1,508	12.8	1,530	13.0
2075	1,510	12.9	1,501	12.8
2080	1,517	12.9	1,508	12.8
2085	1,520	12.9	1,520	12.9
2090	1,517	12.9	1,522	13.0
2095	1,512	12.9	1,513	12.9
2100	1,511	12.9	1,511	12.9

年齢が男子81歳、女子86歳であるということは、これこそが世界の最長寿国たる所以である。生命表を平均寿命でみれば、いまなお寿命の伸びを想定することが考えられがちだが、国民生活の充実を考慮し、国民の健康の質の向上を考えれば、平均寿命の水準は長期的にみて、いまが十分な水準であると考えられる。

なお、現実の平均寿命は上下に波を打ちながら推移するものであるから、年々を見れば男子75.0歳、女子80.5歳の寿命水準を超えることもありうる。しかし、長期的に見ると、おそらく、ここに設定した寿命水準を上下しながら経過していくであろうことを特に付言しておこう。

IV 出生力の仮定

出生力については、人口過密化と人口高齢化の進行にともない、しばらくは“人口の置き換え水

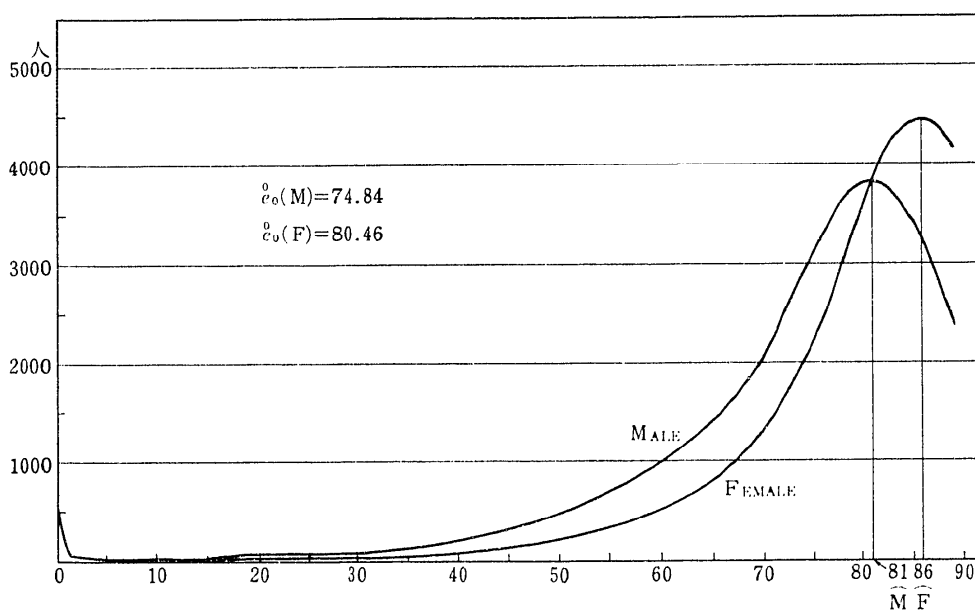


図 4 昭和60年簡易生命表(死亡数)

準”を表す出生力(合計特殊出生率, TFR) = 2.09 を下回り, 総人口がピークに達するまでは1.75 (昭和60年は1.76) の水準が維持されるものと判断してこれを固定した。そして, 人口がピークに達したあと, 下降しはじめるのに沿って, 国民は生活空間に余裕をもつことになる。そこで将来に人口を安定させる軌道をもとめて, 2010年から出生力が2.09 (人口の置き換え水準) に回復し, それを維持する人口構造の姿を描き出した。

出生力がしばらくのあいだ回復しないと仮定したのは, ①円高不況にともなう経済の低成長, ②過密社会の認識にもとづく生活意識の転換, ③婦人の地位の向上, ④高学歴化にともなう教育費の増大, ⑤高齢者の扶養負担の増大傾向に対する出産・育児負担の軽減努力, などがあげられよう。これらのことをひとことでいえば, 豊富ななかの暮らしにくさの現れが, 出生力を低い水準にとどめておく最大の理由であるということである。

V 推計作業の意図

今回の推計作業は, 昭和50年国勢調査結果を基礎に行った「昭和53年安川推計」にわずかの軌道

表 6 人口動態(出生・死亡)の推移(2)
(実数, 単位 1,000人, 比率 人口1,000対)

西 暦	1.80→2.09 児			
	出生数	出生率	死亡数	死亡率
1985	1,432	11.9	752	6.3
1990	1,482	11.9	927	7.5
1995	1,588	12.5	1,073	8.5
2000	1,636	12.7	1,221	9.5
2005	1,492	11.4	1,372	10.5
2010	1,568	12.0	1,519	11.6
2015	1,511	11.5	1,658	12.7
2020	1,541	11.9	1,762	13.6
2025	1,579	12.3	1,827	14.2
2030	1,564	12.3	1,851	14.5
2035	1,542	12.2	1,840	14.6
2040	1,536	12.3	1,796	14.4
2045	1,537	12.4	1,725	14.0
2050	1,555	12.7	1,716	14.0
2055	1,563	12.8	1,726	14.2
2060	1,554	12.8	1,697	14.0
2065	1,543	12.8	1,636	13.6
2070	1,540	12.8	1,557	13.0
2075	1,547	12.9	1,536	12.8
2080	1,555	12.9	1,548	12.9
2085	1,555	12.9	1,557	13.0
2090	1,549	12.9	1,555	12.9
2095	1,544	12.9	1,545	12.9
2100	1,545	12.9	1,543	12.8

修正をほどこしたものであるが、それはほんの微調整で十分であると判断した。その理由として、昭和55年国勢調査のあとに将来人口の推計作業を行わなかったのは、昭和55年の国勢調査結果が「昭和53年安川推計」の軌道にそのまま乗っていたため、微調整さえも必要としなかったからである。

今回、昭和60年国勢調査の集計結果にもとづいて若干の軌道修正を行ったのは、10年の歳月を経て、平均寿命の仮定に若干の見直しを必要としたこと、および、厚生省人口問題研究所が「昭和61年12月推計」を行った結果と大きくかけ離れたため、世に新たな情報を提供しなければならない社会的責任を感じたからである。

なお、ここで補足的コメントを加えるならば、次の二つのことを記す必要があろう。

その1. 今回の推計は「昭和53年安川推計」と同様に、人口がピークに達するまでは合計特殊出生率が1.75で経過し、その後は人口安定化の軌道を求めて2.09に回復することを意図して行ったものである。これが将来人口を見通す標準の姿である。(表7)

その2. 次に、将来を見通す上限を求めて出生力(合計特殊出生率)に1.80を仮定し(表7)、人口がピークに達したあとの出生力が2.09に回復する場合の作業も行った。なお、敢えて下限(たとえば、合計特殊出生率に1.70を仮定し、人口がピークに達したあと2.09に回復する場合)を想定しなかったのは、上記の標準見通しで十分であると判断したからである。

VI 年齢構造の変化

こうした人口推計のなかで、年齢構造の変化に注目することはとくに重要である。(表1)

まず15歳未満の年少人口は昭和60年の2,600万人から昭和75年の西暦2000年には2,200万人に減少し、以後は2,200万人台で横ばいになる。これを割合でみると、昭和60年の21.5%から急速に下降し、2000年には17.3%に落ち込み、以後は若干回復して2035年以降は18%台から2065年にいたっ

表7 合計特殊出生率(TFR)の仮定

年 齢 \ TFR	1.75	1.80	2.09
15~19	3.63	3.3	5.5
20~24	77.07	91.0	93.5
25~29	181.51	182.8	215.9
30~34	73.11	67.3	83.7
35~39	12.90	13.8	16.8
40~44	1.66	1.8	1.7
45~49	0.06	0.0	0.0
	349.94	360.0	417.1

表8 年齢コーホート別生残率

(昭和60年簡易生命表より計算)

年齢コーホート	男 子	女 子
${}_5L_0 / I_0$	4.96641	4.97126
${}_5L_5 / {}_5L_0$	0.99793	0.99855
${}_5L_{10} / {}_5L_5$	0.99894	0.99936
${}_5L_{15} / {}_5L_{10}$	0.99793	0.99911
${}_5L_{20} / {}_5L_{15}$	0.99589	0.99856
${}_5L_{25} / {}_5L_{20}$	0.99602	0.99819
${}_5L_{30} / {}_5L_{25}$	0.99580	0.99764
${}_5L_{35} / {}_5L_{30}$	0.99435	0.99674
${}_5L_{40} / {}_5L_{35}$	0.99125	0.99509
${}_5L_{45} / {}_5L_{40}$	0.98574	0.99245
${}_5L_{50} / {}_5L_{45}$	0.97580	0.98830
${}_5L_{55} / {}_5L_{50}$	0.96228	0.98279
${}_5L_{60} / {}_5L_{55}$	0.94603	0.97377
${}_5L_{65} / {}_5L_{60}$	0.91798	0.95689
${}_5L_{70} / {}_5L_{65}$	0.86654	0.92673
${}_5L_{75} / {}_5L_{70}$	0.77562	0.86632
${}_5L_{80} / {}_5L_{75}$	0.64525	0.75865
${}_5L_{85} / {}_5L_{80}$	0.48944	0.60000
${}_5L_{90} / {}_5L_{85}$	0.38578	0.48506

てようやく19%に達する計算である。

次に65歳以上の高齢人口に注目する必要がある。昭和60年の1,247万人が昭和75年の西暦2000年には2,028万人の大台に乗り、なお増え続けて2020年に2,813万人に達する。これをピークとして、以後はゆるやかに下降しはじめる。これを割合でみると、昭和60年の10.3%から昭和75年の西暦2000年に15.8%を経過して、さらに上昇し、2040年に22.0%に達してピークを迎える。それ以後はゆるやかに下降して2075年には19%の水準に達して落ち着くことになる。

最後に生産年齢(15~64歳)人口をみると、昭和60年の8,251万人は10年後の昭和70年に8,700

万人でピークを迎え、以後は下降して2075年には7,254万人に達して、ほぼその水準で横ばいとなる。これを割合でみると、昭和60年の68.2%が5年後の昭和65年に69.5%でピークに達し、以後は下降のなかに上下を繰り返す、2075年ごろから61.8%で落ち着くことになる。

それよりも、この生産年齢人口の経過は、生産年齢人口のなかでの中高年化にスポットが当てられる。特に21世紀にはいると、中高年労働力が若年労働力を上回る一時期を経過しなければならない。

以上のような年齢3区分の人口推移を考察すると、15歳未満の年少人口の扶養負担は軽減されるが、それは高齢人口の扶養負担が圧力となっている。その分だけ高齢者の扶養負担はますます重くなる。昭和60年の高齢者割合が10.3%ということは、国民の10人に1人が高齢者であることを意味するから、親子4人の核家族がほぼ2世帯で1人の高齢者を扶養していることになる。それが4.5人に1人の割合(22%)となると、核家族が必ず1人の高齢者を扶養することになる。つまり、どここの家庭にも高齢者が1人は居ることを平均的に表している。

Ⅶ 将来人口の推計が示唆するもの

将来人口の推計結果を図に描いた2本の軌道を眺めながら、日本人口の将来像を検討してみよう。(図1)

まず、人口の現状認識は過密社会と人口高齢化が2本の柱である。そのことを象徴するかのように、現実には長寿と少産が実現している。これらの事実を出発点において将来を見通すと、次のことが見えてくる。

将来人口の見通しで確実なことがいえるのは、人口がピークを迎える2010年までのことであり、ピーク時の人口は1億3,000万人であるということである。

次に、人口がその先どの水準で安定するかが焦点だが、人口の過密化と高齢化の2つを抱えながら21世紀を乗り切っていく人口の推移は、出生力

の回復を期待して、図に示された帯状の軌道のなかを進むことによって達せられるものと考えられる。

人口の置き換え水準を考えれば、平均子供数は2.1児を持つことだが、これの配分を考えると、3児(4人)、2児(4人)、1児(1人)、零児(1人)で、10人の女性が21児を持つ計算である。過密社会と人口高齢化の進行、それに女性の社会進出を考えれば、出生力が2.1児に回復することは容易なことではない。

それを考えれば、図に描かれた2010年以後の平行した2本の人口推移は、将来を見通した人口の姿であるというよりも、今後人口の過密化と高齢化の2つを抱えながら、やがて人口を安定化するためのわずかに残された軌道であって、そこには標準値と上限の推移が描かれていると見るのがよいと思われる。

これからは、若い夫婦が子供を2人持つか3人持つかという身近な行動が、将来の人口問題を左右する大きな選択を担うことになる。そうはいっても、これからの人口高齢化の進行を考えれば、現実に育児・教育の負担を考えて、出生力の回復を期待することは決して容易なことではない。

人口の過密化を避けるか、人口高齢化を避けるか、あるいは、これらの2つを抱きかかえながら、国民が暮らしにくいなかに生活の苦勞をともに分かち合っていくか。限られた選択がこれからの社会に求められているのである。

それにしても、これからは健全な夫婦は子供2人は産み育てる共通の認識が必要である。世のなかには子宝に恵まれない夫婦や、1人しか子供を持たない夫婦もいることだから、子供2人は安心して産める社会をつくるのが大切である。

さらに子供3人を持つ夫婦もいなければ、出生力の回復は望めないわけで、それをこれからの社会に期待するほかはない。子供は少なければ育てるときの負担は軽いが、その子供たちが人口高齢化の重圧に耐え、将来を希望あるものにする基礎は、やはりいまの時代の人たちがつくらなければならないのである。

Ⅷ 人口研（厚生省）推計との比較

厚生省人口問題研究所（以下、人口研と略称）は、このたび昭和60年国勢調査結果（確定数）にもとづく「日本の将来推計人口（昭和61年12月推計）」を発表した（表9、図1）。それによると、出生力の回復と、平均寿命のいっそうの伸びをもくろんで推計作業を行い、将来人口は2013年に1億3,600万人でピークを迎え、以後は下降に向きをかえると見通している（中位推計）。

人口研は10年前の「昭和51年11月推計」で、日本の将来人口は2030年以降、1億4,000万人の水準で横ばいになることを示した。その後5年を経た「昭和56年11月推計」では将来人口は2008年に1億3,036万人でピークに達し、以後は下降傾向をたどり、2075年以降は、1億1,800万人の水準で安定することを示した。そして5年後に今回の推計にいたるのである。

以上の、3つの将来推計人口を眺めると、人口研が5年ごとに新しい推計が発表されることは結

構なことだが、しかし見かたを変えれば、推計作業に一貫性が見られず、将来人口の軌道が改訂ごとに上下にゆれ動いているのはどうしたことなのだろうか。人口の将来予測をするのだから、新しい国勢調査結果と、そこにいたる人口動態の動向から、人口構造に対する必要な軌道修正が行われることは、ありうる当然のことと考えられるが、人口規模の水準を大幅に変えなければならないような改訂が毎回行われるのは、これをどのように評価したらよいのだろうか。

私の判断としては、5年前（前回）の「昭和56年11月推計」を高く評価していたから、大枠において、そのときの推計作業を堅持し、そのときに設定された諸仮定に若干の手直しを加えた作業を行ったら、社会の要求に応える推計結果を出し得たものと判断される。

人口研の「昭和51年11月推計」が改訂されて、5年後に「昭和56年11月推計」が発表されたときは心からの拍手を送ったが、今回の「昭和61年12月推計」では、5年前の推計をどのように評価しての改訂であったのか、判断に苦しむところであ

表9 年齢3区分別人口および構造係数（人口問題研究所 昭和61年12月推計、中位推計）

年 次	人 口（単位：1,000人）				割 合（%）		
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上（75歳以上）	0～14歳	15～64歳	65歳以上（75歳以上）
1985	121,049	26,042	82,534	12,472（4,713）	21.51	68.18	10.30（3.89）
1990	124,225	23,132	86,274	14,819（5,917）	18.62	69.45	11.93（4.76）
1995	127,565	22,387	87,168	18,009（6,986）	17.55	68.33	14.12（5.48）
2000	131,192	23,591	86,263	21,338（8,452）	17.98	65.75	16.26（6.44）
2005	134,247	25,164	84,888	24,195（10,472）	18.74	63.23	18.02（7.80）
2010	135,823	25,301	83,418	27,104（12,456）	18.63	61.42	19.96（9.17）
2015	135,938	23,876	81,419	30,643（13,894）	17.56	59.89	22.54（10.22）
2020	135,304	22,327	81,097	31,880（15,313）	16.50	59.94	23.56（11.32）
2025	134,642	22,075	81,102	31,465（17,367）	16.40	60.24	23.37（12.90）
2030	134,067	23,009	80,057	31,001（17,567）	17.16	59.71	23.12（13.10）
2035	133,133	23,914	78,278	30,941（16,550）	17.96	58.80	23.24（12.43）
2040	131,646	23,798	76,110	31,738（15,826）	18.08	57.81	24.11（12.02）
2045	130,017	22,809	75,824	31,384（15,952）	17.54	58.32	24.14（12.27）
2050	128,681	21,967	76,433	30,281（17,005）	17.07	59.40	23.53（13.21）
2055	127,704	22,017	76,770	28,917（16,763）	17.24	60.12	22.64（13.13）
2060	126,947	22,728	76,107	28,112（15,626）	17.90	59.95	22.14（12.31）
2065	126,215	23,266	74,751	28,199（14,446）	18.43	59.23	22.34（11.45）
2070	125,518	23,095	73,746	28,677（14,183）	18.40	58.75	22.85（11.30）
2075	124,890	22,466	73,739	28,685（14,826）	17.99	59.04	22.97（11.87）
2080	124,401	22,066	74,256	28,079（15,465）	17.74	59.69	22.57（12.43）
2085	124,066	22,277	74,473	27,316（15,310）	17.96	60.03	22.02（12.34）

る。ここに今回の要約された結果表を掲げるが、その正当な評価は5年後の昭和65年国勢調査のあとに判明しよう。そのときに、より多くの軌道修正を行うのはどの推計になるか、それまでの経過を見守りたいものである。

後 記

1. 今回の「わが国の将来人口推計——昭和61年安川推計」は、前回の「昭和53年安川推計」の軌道修正作業であるから、基本的なことはすべて前回での作業方法に準じている。したがって、詳しい作業手順に関しては、前回の論文を参照されたい¹⁾。

なお、今回の将来人口推計は安川研究室での共同作業である。したがってこの作業に協力してくれた安川研究会の学生たちの努力に対して感謝し、ここにその名を記しておきたい。

小林英夫，横浜雅彦，高橋俊江，大矢和代，伊藤安彦，海老原陽一郎，早瀬 純，小高 剛，出村吉章，筒井 健，永田毅俊，常葉浩之，浜口昌彦，小野寺裕之，古谷野 篤，飯田暁子，加藤正人，三木暁朗，鎌倉ゆかり，森瀬教文，以上20名。

2. この報告は本研究所を昨年3月に退かれた福武直前所長の退任記念号への投稿となった。昭和56年から5年余のあいだ所長として社会保障研究所の発展に尽くされた多大の貢献と、今後の発展の基礎を築かれたその功績は大きい。その間、監事として役員を共にした私も、この1月に監事の任期（3期）を終えた。その意味からも、この論文は私にとって感慨深いものがある。

文 献

- 1) 「わが国の将来人口推計——昭和53年安川推計」『三田学会雑誌』72巻6号，1979年12月。

（やすかわ・まさあき 慶応義塾大学教授）

公的年金と個人老後貯蓄

——保障と自助——

地主重美

I 問題の所在

老後所得保障としての公的年金保険は、老後における経済生活の基礎的ニーズを選別主義によるのではなく、普遍主義にもとづいて充足する、という点に存在意義がある。ところが人口の急速な高齢化、年金制度の成熟化等によってわが国の年金給付費は急テンポで増大し、対国民所得比も1984年現在で6.49%に達している。これを1970年1.4%に比べると実に5倍に近く、またこの期間における社会保障給付費の増加額の46%は公的年金費用の増加によるものである。このような公的年金費用の急増によって、年金保険財政は急速に悪化し、給付・拠出の両面で世代間・コーホート間の分配に深刻な影響を与えている。1986年度から実施された年金改革は基礎年金を核とする制度の再編成によって公的年金のいわゆる最低保障機能を強化し、年金財政の長期的安定と世代間・コーホート間分配関係の是正を図ることを政策の最も重要な目標にしている。

ところが公的年金の経済効果はこれにつけるものではない。公的年金の有効需要効果、ならびに公的年金が個人貯蓄と労働力率に与える供給効果は、制度と経済との関係を考え、制度の最終的なゴール達成の可能性を考える上でもきわめて重要な検討課題になる。とくに公的年金保険が同じく老後生活の安定のために計画される個人貯蓄と代替関係にあるのか、それとも補完関係にあるのかということについてすでに古くから論争が行われていた。1970年代に入り経済活動の悪化とともに

社会保障批判が噴出し、なかでも社会保障の大宗をなす公的年金制度が攻撃の主目標になった。批判の内容は主として人口高齢化過程における世代間・コーホート間の分配効果と個人貯蓄に与える資源供給効果であった。わが国では急速な人口高齢化と国際的にみて相対的に良好な経済パフォーマンスを背景にして主たる関心は公的年金保険の分配効果に向けられ、個人貯蓄効果は一部の経済学者を別にすれば政策担当者の関心事にはならなかったように思われる。しかしながら、制度の長期的安定を図るためには、資源供給への影響を理論的に解明し、客観的に検証することによって予断や憶測にもとづく判断をしりぞけていくことが不可欠である。日本の公的年金制度が個人貯蓄、とくに個人老後貯蓄にいかなる影響を与えているのだろうか、これが本稿の課題である。

II 公的年金のインパクト

高齢者世帯の公的年金収入が、収入総額の50%をこえているという『国民生活実態調査』からも明らかなように、わが国においても年金保険が老後生活の基礎的条件として重要な機能をはたしていることは否定できない。

そもそも公的年金保険、とくに老齢退職年金は老後の不確実性に対処するためのものであるが、この場合の不確実性には、第1に引退期間の不確実性があり、第2に引退後の収入の不確実性がある。老後引退期間に安定した生活水準が維持されるためには少なくとも老後の所得の流れについて次の4条件が必要になる。

- 1) 引退期間中、継続的な所得が確保されること。
- 2) 引退期間中の所得が、社会的にみて妥当な水準であること。
- 3) 引退期間中、所得の実質価値が維持されていること。
- 4) 引退期間中、高齢者の所得水準が現役者との見合いで相対的に適正な水準を保っていること。

ところが、1)については老齢退職期間の不確実性が含まれ、2)については引退期間中の生活水準の不確実性が含まれ、3)については引退期間中の物価変動の不確実性を含み、4)については引退期間中の一般所得水準に関する不確実性が含まれている。このような不確実性についての誤った判断は、結果がでてはじめて明らかにされるが、それでは遅すぎて老後生活の安定化に役立たないのである。ところが現実には、このような将来の不確実性に対して効率的に対応できる将来市場は存在しない。公的年金保険は、この種の不確実性に伴うリスクを縮減し、老後生活の安定を図ることによって社会的厚生を高める上で不可欠な機能をもっている¹⁾。

ところが年金給付の決定が、ベヴァリッジ型の一一定額方式（フラット方式）から所得比例方式ないしはそれに近い方式に移行してきたため、人口高齢化や制度成熟化に伴って給付率は急速に上昇してきた。これが個人貯蓄率に与える影響をめぐってその後経済学者の間で活発な論戦が展開され現在に及んでいる²⁾。その第1は、公的年金と個人老後貯蓄の代替性を根拠に、賦課方式をとる公的年金の拡大が個人老後貯蓄を抑制する、という主張である。たしかにフィッシャー型のライフサイクル・モデルを仮定すれば、老齢退職年金が保障される限り、老後のための個人貯蓄は低下することになるであろう。そこでこの論者は、公的年金の財政方式を賦課方式から積立方式に軌道修正することを提唱する。第2は中立性仮説を根拠にして公的年金が個人貯蓄に対して全く影響をもたないという主張である。この見解によれば、個人の生涯にわたる生活設計では、単純なライフサ

イクル・モデルが予想するように生涯所得イコール生涯消費にはならず、後世代への遺産動機にもとづく貯蓄も考慮される。賦課方式によって現役世代から退職世代への純所得移転が行われるならば、退職世代は、その分だけ現役世代への遺産を計画し、そのための貯蓄をするであろうから全体として個人貯蓄への影響はなくなり、公的年金は個人貯蓄に対して中立的になる。したがって、公的年金制度が賦課方式をとろうと積立方式をとろうと個人貯蓄への効果は変わらない。第1の主張と第2の主張の基本的な相違点は将来に対する合理的期待形成を前提とするかどうかにかかっており、理論仮説の段階でその優劣を確定することはむずかしい。その判断はデータによる検証結果にゆだねざるをえないであろう。さらに実際の年金制度の財政方式は、わが国の場合しだいに賦課方式に移行してはいるが、修正積立方式の原則に立っており、上記の批判がそのまま妥当するわけではない。一般に公的年金では、年金給付期待額の現在値は保険料拠出の累積現在値をこえている。この差が純公的年金資産であり、これが個人老後貯蓄への抑制効果をもっている。合理的期待による遺産の増加によって相殺されない限り純年金資産効果の働くことは容易に理解できる。ところが年金保険の給付には退職要件がある。すなわち稼得収入がある水準をこえると年金額は完全にあるいは部分的に減額される。これは高齢者の稼得率の低下にはかならないからこそで代替効果が働き引退が促進されるようになる。これによって引退期間が長期化するため個人老後貯蓄は押し上げられる。公的年金の個人貯蓄に対する純効果は、以上、2つの相反する効果の差によって決定される。

以下では、この点を明らかにするために、わが国の全世帯ならびに勤労者世帯を対象として時系列資料によって実証分析を試みることにする³⁾。第1に公的年金と個人貯蓄との関係を全世帯ならびに勤労者世帯について分析する。第2に公的年金と労働力率との関係、すなわち公的年金が労働力供給に与える効果を吟味する。第3は本稿の中心をなすものであるが、老後貯蓄への関心が強く、貯蓄動機が主としてこれに支配されている中高年

年齢級の貯蓄行動につき、いわゆる資本調整原理によって公的年金の影響を分析することにしよう。

Ⅲ 公的年金と個人貯蓄率

——マクロ分析——

わが国の公的年金保険制度は急速に成熟化している。人口高齢化が進み、とくに高齢者の平均余命が伸長するとともに生涯所得と資産の時間配分において、公的年金がきわめて重要な影響を与えるものと推測される。いま1965～80年の時系列データにもとづき、老齢退職年金の個人貯蓄率に対するインパクトを全世帯、勤労者世帯に分けて分析した結果は表1である。われわれは、ここで次の4つの仮説の検証を意図している。第1は年金給付率と個人貯蓄率の間に代替性が存在していること、第2は従属人口比率が個人貯蓄率に引下げ効果をもつこと、第3に将来の不確実性の低下は個人貯蓄率に引下げ効果をもつこと、第4は平均余命の伸長が個人貯蓄率に引上げ効果をもつことこれである。表1によれば、まず全世帯では第2、第3の仮説は検証されたが第1、第4は符号条件が逆になっており仮説は成立していない。とくに最も重要な個人貯蓄率と公的年金給付率の代替性仮説が否定されたことについて、さらに綿密な検討を必要とするが、いまのところ次のような解釈をすることができるものと思われる。第1に年金

給付率と代替関係をもっているのは個人貯蓄率一般ではなく個人老後貯蓄率だということである。個人貯蓄の決定要因として、ライフサイクル動機、予備的動機、遺産動機があることは一般によく知られている⁴⁾。老後貯蓄は主としてライフサイクル動機にもとづく貯蓄であるから、公的年金給付との代替性の検証には個人貯蓄一般ではなくこの貯蓄を取り上げるべきであろう。第2に老後貯蓄が生活設計の計画ホリゾンに入るのは40歳代以降であり、したがって全年齢層を一括した個人貯蓄率では公的年金給付率との代替性を検証できないはずであろう。第3に公的年金の老後所得保障としての認識効果が明白になるのも大体40歳以降だと思われる。第4に、分析対象にした1965～80年では、わが国公的年金の成熟度はまだ比較的低く、したがって公的年金給付率の個人貯蓄へのインパクトが必ずしも十分にリヴィールされていないことによるものと思われる。説明を省略するが、同じようなことが勤労者世帯についても妥当する。

Ⅳ 公的年金と労働力率

——マクロ分析——

高齢労働力率の低下傾向は、今日、先進諸国にひとしくみられる現象である。これは、平均余命の延長と相まってしだいに引退期間を長期化させている。長期化した引退期間中の老後生活を安定

表1 個人貯蓄率と公的年金の時系列分析(1965～1980年)

	老齢年金 対可処分 所得比 (%)	老齢年金 対世帯主 年収比 (%)	実質可処分 所得の 伸び率 (%)	従属人口 比率 (%)	65歳以上 男子労働 力率 (%)	65歳男子 平均余命 (%)	世帯平均 人員 (人)	65歳以上 高齢世帯 平均人員 (人)	定数項	重相関係 数
(1) 全世帯										
1	0.04374 (0.101)		-0.38459 (-2.160)	-0.53172 (-4.836)					56.03919 (6.905)	0.88662
2		0.10710 (1.602)	-0.21102 (-1.321)	-0.42894 (-3.860)					45.88193 (5.125)	0.90753
3		0.28086 (3.529)	-0.29699 (-2.304)	-0.47575 (-5.359)		-2.07131 (-2.906)			27.66190 (6.269)	0.94880
(2) 勤労者世帯										
1		0.12388 (1.989)	-0.11572 (-1.136)	-0.50064 (-2.331)	0.21865 (0.607)	1.07989 (0.632)			27.56947 (1.039)	0.96375
2		0.16438 (2.053)	-0.10516 (-1.043)	-0.46582 (-2.962)	-0.01233 (-0.104)		6.98163 (0.707)		22.21257 (0.710)	0.96411
3		0.41981 (1.932)	-0.12984 (-1.013)	-0.62553 (-4.850)		0.16857 (0.486)		0.15836 (0.476)	35.68602 (2.058)	0.96324

させるためには、老後貯蓄の増大が必要になる。公的年金給付の老後貯蓄に対する影響については前節でのべたとおりであるが、公的年金給付が高齢者の引退年齢に影響を与え、引退期間を伸縮させることによって老後貯蓄に一定の効果をもたらす可能性のあることもおそらく否定できないであろう⁵⁾。

いま、ライフサイクル仮説に従って、引退時での生涯消費 (C) が引退時に評価された生涯所得の現在値 (E) プラス年金資産の現在値 (SSW) プラス純遺産 (W) にひとしいとする。

$$C = E + SSW + W = A + W \quad (1)$$

$$A = E + SSW = \int_{t=0}^R E_t \delta_t dt + \int_R^T SS_t \delta_t dt \quad (2)$$

A : 資産の引退時現在値

E_t : t 年の所得

SS_t : t 年の公的年金給付

δ : 時間選好率

R : 引退年齢

T : 死亡年齢

個人が最適引退年齢を決定する場合には、次のような異時点間の効用関数 (生涯消費と引退期間中の余暇との正の関数) を前提に、その効用極大をめざして行動する。

$$U_t = U(C_t, Z_t) \quad (3)$$

ここで、 Z_t : 引退期間

制約条件(1)のもとで(3)を極大にすれば、

$$\frac{\partial U}{\partial C} \frac{\partial A}{\partial R} = \frac{\partial U}{\partial Z} \quad (4)$$

(2)を考慮すれば(3)式は次のようになる。

$$\begin{aligned} \frac{\partial U}{\partial C}(C, Z) \left[E_k \delta_R + \frac{\partial \int_{R+1}^T (SS_t \delta_t) dt}{\partial R} - SS_R \delta_R \right] \\ = \frac{\partial U}{\partial Z} \quad (5) \end{aligned}$$

すなわち、最適引退年齢では、第 R 年次の年金と余暇を失うことの価値と、第 R 年次の所得と受給年齢繰延べによる年金額純増による価値がひとしくなる。このモデルを検証した結果が表 2 である。ここでは資料の関係から直接に引退年齢を求める代わりに、公的年金が高齢者の労働力率に与える

表 2 公的年金と高齢者男子労働力率

$x_1 = 89.5 - 0.204y_1 + 0.768y_2 + 0.200y_3$	$\bar{R} = 0.7735$
(2.539) (2.648) (3.045)	
$x_2 = 47.3 - 0.273y_1 + 1.62y_2 + 0.769y_3$	$\bar{R} = 0.9034$
(2.908) (2.273) (4.359)	

記号

x_1 : 男子55~64歳階級の労働力率

x_2 : 男子65歳以上の労働力率

y_1 : 勤労所得以外の実質実収入 (公的年金を含む)

y_2 : 有効求人倍率

y_3 : タイムトレンド

影響を定量的に検出することにした。説明変数として導入された「他の実質実収入」とは『家計調査報告』における全国勤労者世帯の「他の実収入 (社会保障給付、財産所得など)」を消費者物価指数でデフレートしたものである。結果をみると、55~64歳階級の労働力率の低下が、経済状況を反映する有効求人倍率の低下と正相関し、公的年金給付を含むその他実質実収入の増加と逆相関している。われわれの仮説のように、年金給付費の上昇が高齢労働力率の傾向的低下にある程度の影響を与えているように推測される。変動がとくに著しいのは男子65歳以上の高齢者の労働力率である。この観測期間に労働力率は48%から43%へと約5%ポイント低下し、さらに低下をつづけている。労働力率は他の実質実収入と逆相関し、有効求人倍率と正相関している、という点で定性的には55~64歳階級と同じであるが係数はこれよりも大きく、2つの説明変数は労働力率に対してより強い影響を与えている。

以上、高齢者の労働力率に関する時系列分析の実証結果からみて、公的年金給付水準の上昇は高齢者の労働力率を低下させる可能性がある、といえそうである。ところがここで注意しなければならないのは、他の実質実収入が公的年金給付のほかに財産収入や贈与等を含んでいることである。したがって公的年金による効果に限定すると労働力率低下への寄与率は実証結果でみられるほど大きいものではないであろう。さらに高齢者の労働力率を決定する要因には、このほかにたとえば健康状態や労働慣行 (たとえば定年制) などがある。したがって高齢者の労働力率の変動要因を的確に把握するためには、ここで行ったようなマクロ分析ではなく、ミクロ・データによることが必要で

ある。

いずれにせよ、公的高齢退職年金給付の上昇によって、高齢階級の労働力率が低下し引退期間が伸長されることは明らかである。引退期間が伸長されれば、老後貯蓄の必要性がさらに強まり、これによって個人老後貯蓄（率）への引上げ圧力が働くことは当然予想されるところであろう。

V 公的年金と個人老後貯蓄

——年齢階級分析——

Ⅲの分析からも明らかのように個人老後貯蓄に対する公的年金のインパクトは、年齢階級を無視しあらゆる年齢階級を包括したマクロ・データによって分析しても検出されるものではない。ここでは老後の生活設計をタイム・ホリゾンのなかにおさめ、老後貯蓄を意識的に行う年齢階級について分析を試みることにする。

1) 個人老後貯蓄の決定理論

老後の所得生活水準を維持するために必要な貯蓄額は、老後資産必要額と実際の老後資産保有額（期待値）との差にひとしい。前者が後者を上回るとき老後貯蓄が行われる。このように、必要資産と現実資産のギャップを調整するために貯蓄が行われる、という理論を資本調整原理という。われわれもこの原理に則って個人老後貯蓄を分析することにする。この貯蓄行動に対して重大な影響をもつのは公的年金、とくに高齢退職年金である。老後に支給を約束されている高齢退職年金は、引退から死亡までの全期間にわたって定期的に給付されるから、その累積額の期待値は、個人または世帯にとって現実的に確保できる老後資産である。これを公的年金資産（SSW）とよぶことにしよう。遺族年金を別にすればこの公的年金資産は、引退期間中に受給できるはずの期待額であるが、次の2点において私的年金資産とその性格を異にする。第1に引退年齢と死亡年齢が不確定であるため引退期間も不確定であり、したがって公的年金資産は確定値ではなく、あくまでも期待値にすぎない、ということである。第2に公的年金資産は、民間

の資本市場でこれを担保にした借入を許さない、という特殊な資産である、という点である。

いま資本調整原理にもとづき、次のようなモデルを仮定する。

$$\text{個人老後貯蓄} \quad PS_t = f_1(A_t^* - A_{t-1}) \quad (1)$$

$$\text{必要老後資産} \quad A_t^* = f_2(Y_t^*, m) \quad (2)$$

$$\text{必要老後貯蓄} \quad Y_t^* = f_3(\tilde{Y}_t) \quad (3)$$

$$\text{恒常所得} \quad \tilde{Y} = f_4(Y_{d,t}, Y_{d,t-1}, U_t) \quad (4)$$

$$\text{現実老後資産} \quad A_t = SSW_t + PENASS_t + \alpha_1(W_t - PENASS_t) \quad (5)$$

$$\text{現実老後貯蓄} \quad \overline{PS}_t = \Delta PENASS_t + P_t + \alpha_2 S \quad (6)$$

(2)～(5)を(1)と(6)に代入すれば、

$$PS_t = f_5[Y_{d,t}, Y_{d,t-1}, U_t, m, (SSW + PENASS)_{t-1}, \alpha_1(W - PENASS)_{t-1}] \quad (7)$$

$$\Delta PENASS_t = f_6[Y_{d,t}, Y_{d,t-1}, U_t, m, (SSW + PENASS)_{t-1}, \alpha_1(W - PENASS)_{t-1} - P_t - \alpha_2 S_t] \quad (8)$$

これを統計式に直すと次のようになる。

$$PS_t = \alpha_0 + \alpha_1 Y_{d,t} + \alpha_2 Y_{d,t-1} + \alpha_3 U_t + \alpha_4 m + \alpha_5 (SSW + PENASS)_{t-1} + \alpha_6 (W - PENASS)_t + \alpha_7 P_t + \alpha_8 S_t \quad (9)$$

資料の利用可能性を考慮して(9)式を次のように修正する。

$$PS_t = \alpha_0 + \alpha_1 Y_t + \alpha_2 Y_{t-1} + \alpha_3 U_t + \alpha_4 (LF_{65,t} Y_t) + \alpha_5 (SSW + PENASS)_{t-1} + \alpha_6 (W - PENASS)_t + \alpha_7 P_t + \alpha_8 SO_{t-1} + \alpha_9 SA_t \quad (10)$$

記号

PS: 1世帯当り個人老後貯蓄（簡保・郵年・生保等）

Y: 勤労者世帯年間収入

Y_d : 勤労者世帯年間可処分所得

U: 失業率

LF_{65} : 65歳以上男子労働力率

SSW: 公的年金資産

PENASS: 私的(民間生保・簡保・郵年)資産

W: 勤労者世帯総資産(1世帯当り)

P: 厚生年金保険の1世帯当り保険料

S: 個人貯蓄

SO: 老後貯蓄以外の貯蓄

SA: 老後貯蓄以外の個人貯蓄

m: 予想引退期間の期待値

(1)式は個人老後貯蓄が必要老後資産額と現実の老後資産額の差を埋めるために行われることを表わしており、いわゆる資本調整原理を個人の老後貯蓄行動に適用したものである。(2)式は、必要資産額が引退期間中の年間平均必要所得と予想引退期間に依存していることを示している。(3)式は、年間必要所得水準が恒常所得水準によって決定されることを示し、(4)式は恒常所得の決定方程式である。(5)式は、現実老後資産が、公的年金資産、個人年金資産、ならびに非年金個人老後資産の総和にひとしいことを示している。(6)式は実際の個人老後貯蓄の定義式にほかならない。ところが引退年齢の期待値を直接に資料から求めることができないため、これに代わるものとして65歳以上男子の労働力率をとり、(10)式の統計式のように修正した。

2) 分析のねらいと方法

本節における分析のねらいは、第1に前節のようなマクロ視点に立ったものとは異なり、世帯主年齢階級別に分割して、それぞれの年齢階級別に老後貯蓄行動を時系列分析していることである。これは、老後のための個人貯蓄行動が年齢階級によりタイム・ホリゾン、家族構成、必要性の認識度、老後貯蓄の可能条件等が異なるため当然違ってくると思われるからである。もっとも、ライフサイクル・モデルのフレームワークのなかで公的年金と老後貯蓄の代替性仮説を検証しようとするれば、いわゆるコーホート分析にもとづき特定コーホートの加齢に伴う貯蓄行動の変化を実証するのがぞましい。しかし、わが国では、特定コーホートの経済活動を時系列的に追跡できるような資料を欠いており、これが年齢階級別の時系列分析

表 3-1 公的年金と老後個人貯蓄の年齢階級別・時系列分析——(1965～1980年)——勤労者世帯

個人老後貯蓄	年間世帯収入(当期)	年間世帯収入(前期)	失業率	勤労者世帯労働力参加率×年間収入	老後資産現在高	老後資産以外の個人資産現在高	厚生年金の1世帯当り保険料	老後貯蓄以外の貯蓄	老後貯蓄以外の個人貯蓄	定数	重相関係数
B-1-40～44歳	-0.00340 (-0.148)	0.01080 (0.258)	-32.96427 (-1.856)	0.00265 (0.083)	1.02364 (0.720)	-0.02214 (-0.675)	1.04691 (3.825)	-0.01142 (-0.512)	0.04623 (0.810)	65.56685 (3.148)	0.99835
B-1-45～49歳	0.03337 (1.078)	-0.02879 (-0.613)	-19.85017 (-0.726)	0.00759 (0.104)	-0.04261 (-0.868)	0.04240 (0.949)	-0.00267 (-0.004)	-0.02348 (-0.476)	-0.09946 (-1.536)	-17.08838 (-0.273)	0.99024
B-1-50～54歳	0.02983 (0.675)	-0.04184 (-0.771)	4.29394 (0.145)	-0.01218 (-0.343)	-0.01572 (-1.195)	0.02173 (1.771)	0.10321 (0.260)	-0.04877 (-1.465)	-0.01088 (-0.235)	-12.89123 (-0.336)	0.99625
B-1-55～59歳	-0.00720 (-0.084)	-0.02020 (-0.310)	36.88075 (1.005)	-0.05642 (-0.970)	-0.02113 (-0.453)	0.03235 (0.999)	-0.30568 (-0.337)	-0.01140 (-0.327)	0.02227 (0.446)	-60.16580 (-1.277)	0.99141
B-1-60～64歳	-0.00999 (-0.266)	0.09057 (1.967)	110.92419 (2.770)	-0.17516 (-2.473)	-0.15488 (-5.152)	-0.15038 (-5.031)	2.43055 (2.008)	-0.04280 (-1.198)	-0.11241 (-4.134)	-115.46511 (-2.392)	0.98101
B-1-65歳～	0.21148 (0.745)	-0.03310 (-1.396)	14.78052 (0.494)	-0.29266 (-0.644)	-0.00120 (-0.064)	0.00941 (1.251)	-1.79621 (-2.523)	-0.04098 (-1.198)	0.03007 (1.947)	1.22522 (0.028)	0.98559

にきりかえた最も大きな理由の1つである。一般に個人（家計）の貯蓄動機には、不確実性のない場合に、①遺産動機、②ライフサイクル動機があり、とくに②には子供の教育、中年期の住宅、老後の生活安定の動機が含まれる。また不確実性のある場合にはさらに③予備的行動にもとづく貯蓄が強く、とくに老後における家族構成の変化（単身世帯や夫婦のみ世帯の増加）や物価上昇等の経済変動に備えて貯蓄したり、資産構成の変化によって対応する。これらの貯蓄動機は年齢階級によって必ずしも一様ではない。

本稿では勤労者世帯を世帯主の年齢によって40～44歳層、45～49歳層、50～54歳層、55～59歳層、60～64歳層、65歳をこえる層の6年齢集団に区分する。40歳未満の年齢階級を排除したのは、老後への貯蓄動機が顕在化するのはおおよそ40歳以降であろうと判断されたからである。分析に当たって次の5点を前提した。

- ①対象を勤労者世帯に限定。
- ②公的高齢退職年金の受給は60～64歳とし、たとえば1965年の40～44歳層は1985年に受給を開始するものとす。
- ③高齢退職年金の支給には、退職要件を含めない。
- ④公的年金資産については、厚生年金保険の年金資産をもって代用。
- ⑤年金資産の推計についての仮定。
 - a. 平均賃金上昇率 1985年までは実際値、それ以降は年率7%

- b. 消費者物価上昇率 1985年までは実際値、それ以降は年率5%
- c. 将来の期待年金額は、本人の年金給付額と配偶者の遺族年金の合計額
- d. 支給期間は「簡易生命表」の男女の平均余命から推計

表3は、推定結果をまとめたものである。これによると、個人老後貯蓄には年齢階級によって顕著な差がみられる。第1は個人老後貯蓄と失業率との関係である。40歳代では両者が負の相関関係をもっているのに対して50歳以降では逆に正相関をしていることである。前者では失業率の上昇が可処分所得の低下をもたらし老後貯蓄へのゆとりを狭めているからであり、他方、後者では失業率の上昇が高齢者の雇用逼迫の危険信号になり、将来のリスク増大に対処するため老後貯蓄を促進させるからである。第2は老後資産と個人老後貯蓄の関係である。40歳代前半では、老後資産と個人老後貯蓄は正相関しているのに対し、40歳代後半からは負相関している。現実老後資産額の相当部分が公的年金資産であり、これが老後の生活設計に意識的に取り組む年齢層の個人老後貯蓄と強い代替関係をもっているという点は注目されなければならない。われわれの代替性仮説がこの年齢階級において妥当しているのである。第3は労働力率と個人老後貯蓄の関係である。これも40歳代で正相関、50歳代で逆相関になっている。労働力率が低下し引退期間が長くなれば個人老後貯蓄は低下するというさきへのべた仮説はここでも妥当す

表 3-2 公的年金と老後個人貯蓄の年齢階級別時系列分析——勤労者世帯——

個人老後貯蓄	年間世帯収入 (当期)	年間世帯収入 (前期)	失業率	65歳の平均余命	公的年金資産	老後資産以外の個人資産現在高	世帯平均人員数	定数項	重相関係数
B-2-40～44歳	-0.01415 (-0.577)	-0.00238 (-0.038)	-55.25581 (-2.156)	16.28228 (0.574)	0.00441 (1.821)	0.00156 (0.730)	-11.51023 (-0.424)	-79.13271 (-0.276)	0.99448
B-2-45～49歳	0.02023 (0.730)	-0.02278 (-0.601)	-46.67812 (-1.832)	27.66600 (1.094)	0.00103 (0.586)	0.00334 (1.572)	41.31716 (1.114)	-457.07873 (-1.440)	0.98621
B-2-50～54歳	-0.02572 (-0.961)	0.02817 (0.431)	-12.73099 (-0.586)	0.06673 (0.004)	0.00313 (1.067)	0.00374 (0.378)	-21.44614 (-0.784)	98.66205 (0.423)	0.99514
B-2-55～59歳	-0.00356 (-0.209)	-0.03099 (-0.990)	13.33734 (0.463)	3.50603 (0.131)	-0.00337 (-1.565)	0.01634 (2.463)	32.46427 (1.403)	-209.53296 (-0.542)	0.99394
B-2-60～64歳	0.11963 (1.019)	-0.05649 (-0.569)	-123.19947 (-0.888)	12.83854 (0.079)	-0.02076 (-0.508)	0.01859 (0.479)	57.80179 (0.409)	39.32068 (0.017)	0.83539
B-2-60歳～	0.02782 (1.749)	0.02479 (1.105)	-40.95659 (-1.825)	4.16345 (0.201)	-0.01131 (-1.245)	0.00632 (1.047)	45.70621 (0.937)	-180.94724 (-0.532)	0.97377

る。以上は、個人老後貯蓄行動が年齢階級によって著しく違っている点であるが、これとは逆に、年齢階級を通じて共通した点も看取される。それは個人老後貯蓄と老後貯蓄以外の個人貯蓄との間に強い代替関係の存在していることである。

これまでの推定結果から明らかなように、公的年金資産と個人老後貯蓄、したがってまた公的年金給付と個人老後貯蓄との間に代替関係があるというわれわれの仮説は検証されたが、全体として係数の有意性に問題が多く、データの吟味や選択についてなお検討の余地がある。

VI 老後資産としての年金と保険

前節の分析において、わが国の勤労者世帯では、高年齢に近い段階に達するとともに公的年金が個人老後貯蓄に対して逆相関をしていることを明らかにした。これは、公的年金と個人老後貯蓄が、遺産動機にもとづく貯蓄を含まない単純ライフサイクル・モデルにおいて代替関係をもつというわれわれの仮説を確証しているようにみえる。ところが個人老後貯蓄をライフサイクル貯蓄の1つとして、予備的動機にもとづく貯蓄や遺産動機にもとづく貯蓄から区別することは、理論的には可能であっても実際の保有資産のなかから具体的に析出することはむずかしい。たとえば簡保・生保はその多くが死亡時に保険金が支払われるという意味ではそのかなりの部分が遺産のための貯蓄とも考えられるが、今日このような終身保険は件数からみても契約高からみても生保全体のなかでその割合は低下傾向をみせている。人口高齢化とともに人々の選好は、養老保険や定期保険のように老後の生存期間中に保険金の支払われる老後貯蓄にシフトしているのである。前節の年齢階級別個人老後貯蓄の分析において、われわれは老後貯蓄を代表するものとして簡保・生保の純増額を採用した理由もそこにある。しかし個人老後貯蓄はこれにつくわけではない。各種の私的年金は明らかに老後貯蓄のカテゴリーに入る。また、居住用の土地・建物（不動産）は生存中に処分して老後消費の財源に充てることもできれば、子孫への

遺産になることもある⁶⁾。さらにその他の金融資産は、その人の生存中は老後消費に充てられ、死亡すれば遺産になる。このように保有資産のなかには複数の動機にもとづくものが少なくない。危険回避的な家計は、引退期間の不確実性、収入フローや支出の不確実性、収益率の不確実性、物価変動の不確実性等、老後の各種の不確実性に備えるために、このようなリスクへの対応力のある資産保有形態を選択するであろう。前節での分析が、係数の有意性に問題を残すことになったのは、1つには個人老後貯蓄に対応する統計の処理に適切な配慮がなされていなかったことによるのではないと思われる。

そこで本節では、この点を考慮し前節のモデルに対して次の2つの修正を加えることにする。第1は、個人老後貯蓄のなかに簡保・生保純増額のほかに個人用不動産（居住用住宅・土地）の純増加額を加え、老後貯蓄を拡大する。第2に基本モデルのなかに引退期間を明示的に導入する。ここで引退期間は、それぞれの年齢階級の平均余命と期待引退年齢から計測する。

基本モデルは前節と同様に資本調整原理にもとづいている。分析結果は表4に示されている。ここで Model 1 は、個人老後貯蓄として簡保・生保純増額に実物投資（不動産）を加えたものを選んだものである。Model 3 は、説明変数として Model 1 のそれに個人老後資産を加えたものである。Model 2 は前節のそれをやや簡略化したものであり、基本的にはそれと同じである。計測結果から次のようなことが判明する。

(1) 修正された2つのモデル Model 1, Model 3 では、個人老後貯蓄が公的年金資産の増大につれて相対的に低下する。これは、公的年金と個人老後貯蓄との間に強い代替関係が存在していることを示している。

(2) Model 3 では、個人老後貯蓄が高齢労働力率の低下につれて相対的に増大する傾向がある。これは、公的年金資産の増大によって高齢労働力率が低下し、引退期間が長くなることによる個人老後貯蓄の拡大を意味しているように思われる。IV節において公的年金と労働力率のマクロ分析を

表 4-1 公的年金と個人老後貯蓄（簡保・生保 純増+実物 投資）——Model 1——

説明変数 年齢階級	当期可処分 所得	前記可処分 所得	有効求人倍率	高齢労働力率	公的年金資 産	定 数	R	D・W 比
40～44歳	0.78297 (2.21188)	-0.59736 (1.58204)	37.00471 (0.22948)	2.97141 (0.12842)	0.00152 (0.13396)	-293.66133	0.90055	2.338
45～49歳	0.30216 (0.47159)	-0.33098 (0.37306)	20.80649 (0.09056)	-13.77808 (0.48006)	0.01267 (0.28475)	769.13258	0.80684	2.353
50～54歳	-0.08288 (0.20029)	0.18467 (0.40251)	-163.50320 (0.54518)	-27.20815 (0.73139)	-0.02214 (0.60227)	1869.89531	0.48785	2.165
55～59歳	-0.09788 (0.40946)	1.06984 (1.79805)	392.11960 (1.43840)	28.77576 (0.82680)	-0.10477 (1.46531)	-2215.15024	0.80817	2.425
60～64歳	0.95072 (1.46622)	-1.03517 (1.23385)	576.63626 (1.43337)	61.90713 (1.23963)	-0.11354 (0.05493)	-4233.93191	0.53195	1.983
65歳～	0.50846 (1.00788)	-0.49363 (1.48985)	396.44851 (1.55158)	6.61069 (0.21600)	-0.04580 (0.27665)	-780.07436	0.50981	2.200

表 4-2 公的年金と個人老後貯蓄（簡保・生保 純増）——Model 2——

説明変数 年齢階級	当期可処分 所得	今期可処分 所得	失 業 率	高齢労働力率 ×年間収入	公的年金資 産	定 数	R	D・W 比
40～44歳	-0.04518 (1.34045)	0.09411 (2.88333)	-21.65609 (1.44748)	0.03453 (0.03453)	-0.00007 (0.06351)	12.61267	0.98430	2.215
45～49歳	-0.11712 (2.19091)	0.18156 (2.59246)	-26.06219 (1.16246)	0.07174 (1.30463)	-0.00455 (1.31916)	16.55157	0.96925	2.735
50～54歳	-0.01312 (0.34920)	0.07677 (2.30321)	-39.88200 (1.37531)	-0.00104 (0.01707)	-0.00065 (0.21182)	28.15640	0.97088	2.363
55～59歳	0.01380 (0.43067)	0.03440 (0.65293)	4.76509 (0.15368)	-0.03665 (0.70138)	0.00984 (1.62724)	-16.72417	0.97425	1.817
60～64歳	0.17945 (1.83411)	0.11355 (0.79035)	25.94800 (0.39062)	-0.02288 (0.19935)	-0.03850 (1.40831)	-101.54368	0.74767	2.260
65歳～	-0.01963 (0.54168)	0.03358 (1.54322)	-10.30627 (0.46728)	-0.05106 (1.86340)	0.00056 (0.04680)	2.47635	0.93940	2.217

表 4-3 公的年金と個人老後貯蓄（簡保・生保 純増+実物 投資）——Model 3——

説明変数 年齢階級	当期可処分 所得	前期可処分 所得	失 業 率	高齢労働力 率	個 人 老後資産	公 的 年金資産	定 数	R	D・W 比
40～44歳	0.39784 (1.89426)	0.94388 (2.36439)	-478.71579 (3.12443)	36.80181 (2.63386)	-0.41112 (4.51400)	-0.00597 (0.93732)	-1729.49855	0.97198	2.794
45～49歳	0.18687 (0.37296)	0.24914 (0.30945)	-29.74199 (0.11711)	-4.14367 (0.16507)	-0.18884 (1.21894)	-0.00941 (0.25249)	360.38651	0.83723	2.564
50～54歳	-0.22479 (0.63751)	1.37764 (1.88177)	-501.85392 (0.90306)	-20.46147 (0.76190)	-0.511590 (2.11590)	-0.04518 (1.44958)	1753.31412	0.69366	2.470
55～59歳	-0.04898 (0.17141)	0.63758 (0.79206)	-285.51398 (0.47748)	-5.92982 (0.17211)	-0.18813 (0.67051)	-0.00474 (0.04576)	537.97944	0.77685	2.305
60～64歳	1.08423 (1.60329)	-1.10379 (1.15739)	-905.99594 (1.43063)	47.78601 (1.00884)	-0.02985 (0.35867)	-0.13929 (0.70431)	-1875.31618	0.54381	1.926
65歳～	0.50790 (0.84232)	-0.30831 (0.64911)	-426.89200 (0.92025)	-11.74848 (0.38677)	-0.14765 (0.51810)	-0.04952 (0.28196)	1136.16344	0.51342	2.002

行い、この両者の間に逆相関があるとの結論を得たが、ミクロレベルでこの種の労働・余暇選好が妥当しているかどうかは必ずしも明らかでない。したがって上の解釈についても、一応の結論と解すべきであろう。

(3) Model 3 では、個人老後貯蓄が個人老後資産の増大につれて相対的に低下する傾向をもっている。これは資産効果による現在消費の増大、

個人資産増による実効利子率の低下のもたらす代替効果としての現在消費の増大に由来するものである。

(4) 失業率の上昇は、可処分所得の下落をもたらし、個人老後貯蓄の低下傾向をもつ。失業率は、将来の経済状態悪化のシグナルと考えられるので、危険回避的な家計は、将来のリスクに備えて個人老後貯蓄を高めるであろうと予想される。

ところが失業率の上昇による可処分所得の低下にもとづく個人老後貯蓄に対する抑制効果の方が危険回避的な貯蓄上昇効果を上回り、これによって個人老後貯蓄を引き下げているものと思われる。

(5) 個人老後貯蓄に不動産の純増額分を含まない Model 2 は、これを含めている Model 1, Model 3 に比べ、各年齢階級を通じて相関係数はやや低いが、係数の符号条件が定性的に安定している。これがモデル修正の1つのメリットかもしれない。

これまでの分析はフィッシャー型のライフサイクル・モデルにもとづき、生涯所得は生涯消費にひとしいことを前提にしている。ところが死亡年齢が不確実であるのに加えて、多くの人々は死後に負債を残さないとの制約条件を念頭にいれて最適生活設計を模索している。このような条件のもとでは生涯所得が生涯消費にひとしくなるのは1つの偶然にすぎない。さらに老後の生活設計が家族ベースで行われる場合には、そのなかに遺族の消費も当然含まれなければならない。人々の遺産動機が一般に強く働いているとみられるのは、不確実な社会のなかで、本人ならびに家族の最適消費が計画されているからである。公的年金は、老後の不確実性、すなわち不確実な引退期間における消費欲求の充足に大きな役割をはたした。しかし年金保険の目的は、被保険者本人の生存期間中の生活安定にあるのであって残された家族の生活安定までも保障しているわけではない。遺族年金はもちろん後者の機能を部分的にはたしているとしてもあくまでもそれは部分的なものにとどまっている。このような不確実性に対し生存期間中は年金保険が、死亡による遺族の生活不安のリスクに対して死亡時には生命保険がリスク縮減の機能にはたすことになる⁷⁾。生残確率が高く平均余命が延長されると老後消費の期待限界効用が高まり、逆に生残確率が低下し平均余命が短くなると遺産の期待限界効用は高くなる。老後資産は、この2つの期待限界効用がひとしくなるように年金と生命保険に配分されなければならない。平均余命の伸長している高齢化社会では、老後消費を目的とした年金ならびに類似資産の方に老後資産のウェ

イトがしだいに傾斜していく傾向がある。これは公的年金費用のなかで遺族年金の占める割合が相対的に低下していること、簡保・生保において終身保険の比重がしだいに低下し逆に養老保険・定期保険のウェイトが上昇してきていることから明らかである。この点からもわかるように、いわゆる純粋型の年金保険や純粋型の生命保険はきわめて少なく、老後消費のための年金的機能と死亡時の遺産のための生保的機能の2つをある程度共有した年金・生保が老後貯蓄の主要な構成要素になっている。ここでは統計資料の利用可能性を考慮し、第1次接近として簡保・生保がいわゆる生命保険を代表し、公的年金が年金保険を代表するものと仮定する。引退期間が伸長している高齢化社会において、年金資産の拡大が生保資産の縮小を促すというぐあいに、両者の間に代替性が存在しているかどうか第1の検討課題である。第2にある年齢階級の年金保険料率と同一年齢階級の生命保険料率との比が理論的な相対比にひとしくなるような老後資産の保有が行われているかどうかを明らかにすることである。理論的にいうとある仮定のもとで、年金保険料率は生存確率にひとしくなり、生命保険料率は死亡率にひとしくなる。現実の料率がこれにひとしくなったとき老後資産の保有形態は最適状態にあるといえる。ところが公的年金の保険料率はすでに公的コントロールを受け、市場における価格形成とは異なる原則に支配されている。不確実な老後における保険と年金のための最適資産選択をめぐる第2の課題についてはまた別の機会にゆずり、ここでは第1の課題だけを分析の対象にする。

いま、年金資産の代理変数として公的年金資産対総資産比率を、また生命保険資産の代理変数として簡保・生保資産対総資産比率ないし簡保資産対総資産比率を選ぶことにしよう。推定結果は表5のとおりである。これから次の諸点が明らかである。

① Model 1 では、簡保・生保資産対総資産比率が公的年金資産対総資産比率と逆相関し、引退期間と正相関をしている。これは第1に年金保険と生命保険が資産選択において代替関係にあるた

表 5-1 年金と保険 $\left(\frac{\text{簡保・生保資産}}{\text{総資産}} \right)$ —Model 1—

説明変数 年齢階級	公的年金資産 総資産	引退期間	定数	R	D・W比
40～44歳	-11.78053 (5.47503)	0.06361 (1.47951)	10.62500	0.81748	1.132
45～49歳	-14.68354 (5.74059)	0.16994 (4.10068)	11.07524	0.73374	1.611
50～54歳	-14.97094 (7.09641)	0.21395 (4.40100)	10.98170	0.82007	2.690
55～59歳	-24.31357 (4.18719)	0.26470 (3.38211)	15.42757	0.72084	1.555
60～64歳	0.26446 (0.05896)	-0.05620 (2.47333)	4.37327	0.33809	1.953
65歳～	4.74900 (1.04095)	-0.02954 (0.22267)	2.81854	0.14246	2.132

表 5-2 年金と保険 $\left(\frac{\text{簡保資産}}{\text{総資産}} \right)$ —Model 2—

説明変数 年齢階級	公的年金資産 総資産	引退期間	定数	R	D・W比
40～44歳	-2.63792 (2.22511)	-0.00165 (0.06978)	2.79283	0.54875	0.770
45～49歳	-4.79633 (3.50522)	0.04430 (2.200231)	3.77902	0.52433	2.205
50～54歳	-3.76350 (2.03988)	0.11472 (2.69847)	2.23365	0.41969	2.397
55～59歳	-7.60834 (2.93770)	0.09972 (2.85581)	1.76855	0.59970	1.537
60～64歳	-10.00182 (2.10040)	-0.02890 (1.20170)	-4.49978	0.33193	2.350
65歳～	-0.36236 (0.14108)	0.11923 (1.59621)	0.42354	0.32336	2.051

め、人口高齢化に伴って年金資産構成が高まるにつれ保険資産構成が相対的に低下していることを物語っている。第2に引退期間が伸長し、公的年金資産が著増するとともに年金資産による老後消費が充実してその期待限界効用の低下をもたらすのに対し他方では遺産の期待限界効用が高まり、いわゆるバロー効果が働いて遺産のための資産構成にシフトすることを表わしている。もっとも、60歳以上になると事情は逆転する。これは老後消費のための貯蓄がさしせまった関心事になり、遺産動機が相対的に低下することを含意している。

② Model 2 では、中分位以下所得階級で比較的自営業者に加入率の高い簡保加入者の老後資産の選択行動を検討した。これによると推定結果から明らかなように簡保資産対総資産比率は対象にした年齢階級に一貫して公的年金資産対総資産比率と逆相関しており、引退期間とは多少の例外を

別にすればほぼ正相関をしている。前者の逆相関は簡易保険が本来の生命保険的機能を強くもち、遺産動機にもとづく貯蓄のカテゴリーに属していることを示している。このため平均余命が延長し年金保険が拡大するのに逆比例して早期死亡に伴う遺族の老後消費に対する配慮の必要性が相対的に低下するのである。一方、引退期間の伸長に伴い後期老年期の介護を妻や子供に依存する可能性が強まるため、家族に資産を残そうという遺産動機も強くなる。これが後者の正相関の経済的含意である。このことから、簡易保険は40歳以降の年齢層にとって民間生命保険以上に生命保険的機能が強く、老後消費の財源というよりも遺産動機にもとづく貯蓄という性格を色こくもっている。さきにものべたように簡易保険も他の民間生命保険と同じように生命保険的機能とあわせて老後消費のためのライフサイクル貯蓄の機能を強めている。

しかしそれは高齢化のリスクが強調され老後消費の確保が老後設計の最大の課題として認識されるようになってきたからであり、本研究の対象期間に40歳以上に達している年齢階級ではそれより若い年齢階級に比べてその意識が比較的薄い。とくに簡易保険への加入率が高い所得階級・就業形態ではそうであろうと思われる。上の推定結果はこのような解釈を裏づけているように思われる。

VII む す び

以上の分析において、われわれは高齢化社会における公的年金制度の重要性を確認した上で、これが個人貯蓄に与える影響に着目しわが国の勤労者世帯を対象にしてその実証を試みた。得られた結果を整理すると次のとおりである。

(1) 全世帯を対象にした時系列分析では、老齢退職年金と個人貯蓄との間に代替関係を認めることができない。それは、老齢退職年金と代替性をもつのは個人老後貯蓄であって個人貯蓄一般ではないこと、老後生活設計を意識的行うのは主として40歳以降であって全年齢階級で同じような必要度で行われるわけではないこと、などによるものである。

(2) 公的年金と高齢労働力率ないし引退期間の間には逆相関の関係がある。これは公的年金の資産効果と所得効果によるものである。高齢労働力率の低下、したがって引退期間の伸長は個人老後貯蓄の引下げを促すから、公的年金給付水準の上昇は高齢労働力率の低下を媒介にして個人老後貯蓄の引上げ効果をもつ。

(3) 勤労者世帯の個人老後貯蓄を、資本調整原理にもとづいて推定すると、世帯主年齢40歳以上の階層において公的年金資産と逆相関している。引退期間に給付される公的年金資産の期待額が増大すれば個人老後貯蓄は抑制されるのである。公的年金と個人老後貯蓄の代替性がこれによって確認されたものと考えられる。

(4) 死亡年齢の不確実性を考慮し、老後消費のための貯蓄と家族に対する遺産動機からの貯蓄を老後生活設計のスコープにおさめることにしよ

付表 公的年金資産（厚生年金）の現在高

(千円)

	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65歳～
1965	8,532	5,209	5,149	4,252	2,869	818
66	8,118	5,808	5,500	4,414	3,303	934
67	7,595	6,520	5,922	5,105	3,786	1,103
68	8,160	7,370	6,198	5,581	4,258	1,375
69	8,756	7,920	6,459	5,561	4,813	1,704
70	14,553	11,884	7,435	7,183	5,988	2,624
71	14,235	11,432	8,113	7,720	6,633	3,048
72	13,869	10,826	8,862	7,873	7,298	3,519
73	15,826	12,316	10,653	9,148	8,489	4,267
74	20,390	15,532	13,441	11,356	10,842	5,605
75	34,831	26,088	20,920	13,553	12,976	7,315
76	33,342	27,066	20,728	14,830	14,559	7,217
77	32,600	27,037	20,124	17,275	15,767	8,861
78	37,299	28,657	21,264	19,207	16,396	9,234
79	39,362	30,947	22,554	20,401	16,610	9,556
80	65,568	50,660	36,182	30,427	19,482	11,460

資料 『年金と財政』昭和56年。

『社会保障統計年報』各年版。

注 1) 推計方法は次の定式による（例：1965年の40～44歳階級の公的年金資産）。

$$\sum_{t=60}^{74} B_t(1+r)^{60-t}/(1+r_{1966}) \cdots (1+r_{1984})$$

B_t ； t 歳男子の年金額、ただし物価スライドされた名目額。

r ；1985年以降の年平均割引率。

r_{1966} ；1966年の名目利子率（公定歩合）。

2) 年金は厚生年金、対象者は男子勤労者。

う。

このとき公的年金資産に代表される前者のための資産が増大すれば簡保・生保資産に代表される後者のための資産が減少し、したがって遺産のための個人貯蓄は減少する。他方、引退期間が伸長しこれにあわせて公的年金資産の期待額が高まると遺される家族の消費維持が重要な考慮事項になり、遺産動機による個人老後貯蓄が引き上げられる。この2つの相反する効果の大小関係によって遺産動機にもとづく貯蓄、したがってそのための保有資産の大きさが左右される。日本の場合は遺産動機にもとづく貯蓄は相対的に低下する傾向をみせている。

以上の分析は、公的年金と個人老後貯蓄との間に代替性があり、公的年金給付の増大が個人老後貯蓄を抑制する傾向をもっていることを明らかにしたものである。したがってわが国の年金改革は、これによって年金保険財政の長期的安定を図り、世代間・コーホート間分配の公平を確保するとい

う点で大きな意義をもっているだけではなく、公的年金の個人老後貯蓄に対する抑制効果を緩和し是正するという副次的な影響のあることも指摘しておかなければならない。

しかしながら、このことからただちに公的年金の給付水準は低ければ低いほどよい、という結論を引き出すのは早計である。第1にわが国のように第2次大戦後の高度産業化が急速に進行した社会では、核家族化のテンポが速くまた家族機能の低下も著しい⁸⁾。このため子供から老親へのトランスファー機能は、公的年金によって部分的に代行され、保障されざるをえないのである。他の先進諸国の例からみて家族機能が今後さらに低下の可能性の強いことを考えると公的年金給付の大幅な抑制はありそうもないし、また望ましいことでもない。

第2にこの場合、個人老後貯蓄はともかくとして個人貯蓄そのものが悪影響をうけるかどうかは不明確である。第V節の表3からも明らかなように、個人老後貯蓄とその他の個人貯蓄は逆相関関係にある。したがって公的年金給付によって個人老後貯蓄が低下してもその他の個人貯蓄が上昇すれば個人貯蓄そのものがストレートに低下するという保証はない。第3にこの分析では、急速に上昇している女子労働力率の影響を明示的に解明していない。しかし、これによる世帯所得の増大と女子の平均余命の長さを考慮に入れるならば、ライフサイクル貯蓄と予備的動機にもとづく貯蓄はともに増加していく可能性が強い。第4は本稿において個人老後貯蓄がきわめて限定されており、これが個人老後貯蓄と公的年金の相関関係を歪めているというおそれがある。すなわち、ここで個人老後貯蓄に含めているのは資料の制約もあって年金・保険・居住用不動産だけであり、いわゆる金融資産は除かれている。ところが金融革新が急速に進み、これがもし貯蓄者の収益率を高めることになるならば、人々は年金・保険よりも金融資産を選好するはずであり、したがって個人老後貯蓄からこれが除かれていることは公的年金の個人老後貯蓄への影響を過大評価することになろう。第5は主題の分析にとってより興味のある方法は、

ある特定コーホートの貯蓄行動、とくに老後貯蓄行動を年齢を追って全生涯にわたって追跡していくことである。将来は資料を整備し、その方向で分析を展開していくことが必要である。

ともあれ注意しなければならないことは、急速に変容している高齢化社会において、「自立自助に過大な期待をかけ、経済の効率を重視しすぎるばあい、社会は安定性を失い、このことがひいては経済にも非効率をもたらす。……経済的活力の偏重は社会的活力を損ない、ゆきつくところ、社会的統合の解体を招来することによって、経済的活力も衰弱する」⁹⁾という点である。公的年金による保障の充実と個人老後貯蓄による自助の誘導をいかに調和させ、発展させていくかが高齢化社会が直面する最大の課題の1つであろうと思われる。

注

- 1) 公的年金の存在理由を適切に整理したものとしては文献〔6〕。
- 2) この論争については文献〔3〕。
- 3) この実証分析の一部は文献〔7〕。
- 4) 個人貯蓄に関する理論的研究として文献〔1〕。
- 5) 公的年金と労働供給の関係を日本について実証したすぐれた業績として文献〔8〕。またその理論的な分析については文献〔4〕。
- 6) 郵政省の意識調査によれば、高齢者の遺産動機はきわめて強く、「残そうと決めている」と「漠然と残そうと決めている」を合わせて約76%に達している〔10〕。
- 7) 死亡年齢の不確実な場合の保険と年金の最適結合に関するすぐれた研究として文献〔9〕。
- 8) この点については文献〔2〕。
- 9) 文献〔5〕。

参考文献

- 〔1〕 Atkinson, A. B. & Stiglitz, J. E., *Lectures on Public Economics*, 1980, Lecture 3.
- 〔2〕 Becker, G. S. & Ehrlich, I., Market, Insurance and Self-Protection, *Journal of Political Economy*, July-Dec., 1972.
- 〔3〕 Darby, M. R., *The Effects of Social Security on Income and the Capital Stock*, 1979.
- 〔4〕 Fields, G. S. and Mitchell, O. S., *Retirement, Pensions, and Social Security*, 1984, chap 2.
- 〔5〕 福武直『福祉社会への道』1986年, 140ページ。
- 〔6〕 Holler, M. J., Intergenerational Solutions to the Social Security Dilemma, in Schultenburgh J. (ed.), *Essays in Social Security Dilemma*, 1986.

- [7] 地主重美「公的年金保険と老後生活」『生活経済学会会報』第1巻, 1986年3月, 54-73ページ。
- [8] 清家篤「労働供給と所得保障」福武直・小山路男編『高齢社会への社会的対応』1985年, 第3章。
- [9] Yaari, M. E., Uncertain Lifetime, Life Insurance, and the Theory of the Consumer, *The Review of Economic Studies*, vol. XXXII, 1965, pp. 137-149.
- [10] 郵政省『生活設計に関する国民の意識調査 (第2回)』1987年。

(じぬし・しげよし 千葉大学教授)

社会福祉制度「改革」の意義と課題

三 浦 文 夫

はじめに

最近の1～2年のわが国の社会福祉は、過去の10～20年におこった変化に相当するほど激しくゆれ動いているように思われる。この動きを評して、社会福祉の変革期とか、制度「改革」期とかいわれたりしているが、最初に今日の制度「改革」につながると思われるいくつかのトピックスを箇条書き風に紹介しておこう。

1. 昭和60年1月24日、社会保障制度審議会は総理大臣に対し「老人福祉のあり方」を建議。本格的な高齢化社会に対応して、これまでの老人福祉の抜本的見直しと当面する対策について建議している。
2. 昭和60年4月に厚生省健康政策局長の諮問機関として「中間施設に関する懇談会」が設置され、中間施設についての検討が行われた。そして8月2日に同懇談会は「要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設のあり方について」という中間報告を発表。この考え方に沿って昭和61年12月に老人保健施設が制度化されることとなった。
3. 60年5月に補助金問題に関する四閣僚協議会が開かれ、これと並行して有識者による「補助金問題検討会」が設置され、補助金のあり方についての検討が行われた。同年12月20日検討会は「補助金問題検討会報告」を四閣僚協議会に提出し、昭和63年度までの3年間の補助金の取扱いが決定した。これにより昭和61年度政府予算において、社会福祉にお

ける措置費等については、国の補助率は2分の1に縮減された。

4. 昭和61年4月に福祉関係三審議会合同企画分科会が設置され、社会福祉制度の全面的見直しに着手することとなった。
5. 61年6月に閣議は「長寿社会対策大綱」を決定。これより先、この大綱策定に向けて各省庁は所管の高齢化対策を検討し、その結果をいろいろの形で発表している。厚生省は61年4月に「高齢者対策企画推進本部報告」を公表し、今後の高齢者対策の方向を示している。
6. 61年12月26日、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」の公布、社会福祉行政事務のなかで機関委任事務とされているものの大半を、団体委任事務に移すと同時に、若干の行政事務の権限を地方公共団体に移譲することとしている。
7. 62年3月、福祉関係三審議会合同企画分科会は「福祉関係職員の資格制度について」という意見具申を厚生大臣に行い、「社会福祉士」「介護福祉士」の資格制度を早急に作ることを要望した。
8. 62年4月にシルバーサービス振興会議の設置。厚生省はさきに省内にシルバーサービス振興指導室を設けてきたが、今回、大手の有料老人ホーム、在宅介護サービス、医療・福祉機器メーカー、住宅、建設、食品、保険、レジャー、情報産業などの企業に働きかけて、振興会議を発足させた。

9. その他、高齢者向け集合住宅とケアシステムを結びつけたケア付き老人住宅（シルバー・ハウジング）の構想の具体化、保健・福祉、医療の各施策の総合的推進を図るための高齢者サービス総合調整推進事業の実施などの新しい施策などを打ち出している。

以上、国（政府）レベルでの社会福祉をめぐる重要トピックスを紹介したが、この他、東京都は「東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開について」という審議会の答申を61年7月に発表し、社会福祉の新しい展開を図ることとしている。また全国社会福祉協議会は「社会福祉の基本構想」（座長・福武直）を発表し、社会福祉改革に当たっての意見を明らかにしている。

このように昭和60年以降の社会福祉をめぐる動きをみてきたが、まさしくそれは社会福祉の激動の姿を如実に示すものであり、今や社会福祉が戦後2度目の改革の時期に入ったことを物語っている。もちろん、制度「改革」は、マクロにみるとわが国の経済社会の新しい展開（国家独占資本主義の新しい段階といってもよい）を背景にした社会福祉の再編成として捉え、批判的に論ずることができる。しかしこの小論では、社会福祉経営論の視点からこの「改革」の動向を追いながら、「改革」の必要性を明らかにするとともに、「改革」の課題について若干の私見を述べることにしたい。

I 社会福祉の制度「改革」への流れ

1. 社会福祉の「転換」と制度「改革」

これまで筆者は社会福祉の転換とか変容ということを度々論じてきたが、今回の社会福祉の制度「改革」は、この転換ないし変容とは異なった意味合いがあるように思われる。我が田に水を引くようなきらいはあるが、この点を社会福祉経営論の枠組みとの関係で最初にみておこう。かつて筆者は社会福祉の経営ということで、社会福祉の政策形成とその運営について論じ、その内容をニーズ論、サービス論および資源論の3つの部分にわけて、その相互関係を試論的に論じてきたことが

ある。すなわち社会福祉の政策形成を行うに当たって、まず対象者の社会福祉ニーズを質・量ともに的確に把握すること、そしてこのニーズの充足を図るための対応方策を社会福祉サービスとして、その内容、方法等を定め、さらにこれらのサービスの円滑な展開を図るために、必要な資源の調達・配分を誰がどのような仕組みでどのように行うかの検討が必要であるとみてきた。そしてこれら一連のプロセスをあらかじめ予想し、それへの対応を整序づけるものを計画もしくは広義の政策として捉え、そのプロセス（計画・政策）を具体化していくための運用・実施のやり方を社会福祉の運営として捉えることとしている¹⁾。

もちろん社会福祉の政策とその運営が具体化するためには、ニーズ、サービス、資源の関係づけという単純なものではなく、より複雑な要因や条件が働いていることは論をまたない。例えば社会福祉サービスは基本的に社会福祉ニーズに規定されるにしても、社会福祉サービスの理念、国民の福祉意識等のありようのほか、サービスを進める条件、利用できる技術・方法、あるいは資源のあり方などに左右されたりして、社会福祉サービスの選択・決定はそれほど簡単なものでない。同様のことは資源の調達・配分についてもいうことができる。このためにニーズ→サービス→資源調達・配分の3つのプロセスを内容とする社会福祉経営論の枠組みは、事柄を単純化するものという批判がおこるのは当然のことと思われる。

しかし、だからといって複雑な社会福祉の動きのなかで、社会福祉の政策に影響を与える経済的社会的あるいは政治的諸情勢の動向を十分に勘案しながらも、例えば社会福祉サービスが、社会福祉ニーズに即していないとすると、そのサービスは効果性・効率性を失うだけでなく、そのレーゾン・デールそのものも疑われることになる。その半面でその社会福祉サービスが効果的・効率的かつ安定的に遂行していくためには、そのサービスにふさわしい資源の調達と配分が行わなければならない。逆にいうと必要な資源が十分にあるかどうかということとともに、資源の調達・配分の仕組みや方法が、当該の社会福祉サー

ビスに適合していないならば、社会福祉そのものの発展を阻害することにもなっていると思われる。今日の社会福祉の制度「改革」の必要性の1つは、このように社会福祉ニードとサービスの変化が進むなかで、既存の資源調達・配分の仕組みや方法との間に不適合性が顕著になってきたためと考えることもできる。

現実的にいうと、経済、社会の変動と国民生活と意識の変化のなかで、上記したように社会福祉ニードが変化してきている。そしてそれに対応して社会福祉サービスの変容が進んでいくことになるが、それは昭和50年代になっていちじるしくなっているように思われる。その意味でこの時期を社会福祉の転換の時期という、最近の動きはこの新しいサービスの発展と広がりということに加えて、社会福祉の資源調達・配分の仕組みを含めて、制度の再編が問題となっている。この故もあって昨今の状況を社会福祉の制度「改革」の時期として、転換の時期とあえて一線を画すこととしたのである。そこで社会福祉の制度「改革」の動きと課題を明らかにするまえに、最初に社会福祉の転換について簡単にみていこう。

2. 「福祉見直し」論と社会福祉の転換

社会福祉の転換が具体化されたきっかけの1つになったのは、いわゆる「福祉見直し」の論議であった。この「見直し」論の論調の1つは、高度成長経済の下で比較的潤沢であった財政事情を背景として、社会福祉の拡大が行われたが、低成長への転換ときびしい財政逼迫状況のなかで、社会福祉の運営のあり方を問い直すというものであった。「ばら撒き」「先取り」福祉、無料・低額「福祉」に対する批判などいろいろの意見がみられた。

このような社会福祉の運営をめぐる論議と同時に、「福祉見直し」論のもうひとつの重要な系譜は、国民の福祉ニードの拡大と多様化のなかで、従来の社会福祉サービスでは効果的に対応できなくなりつつあるという文脈での論議がみられる。この文脈につながる論議は、すでに昭和40年代の成長経済下における社会福祉の「拡充」の時期に萌芽的、かつ部分的に現われていたものであ

った。例えば戦後のわが国の社会福祉を特徴づけてきた救貧的・防貧的対策に癒着ないし収斂してきた社会福祉に対する批判・反省がそのひとつである。あるいはまた昭和40年代の中頃に各方面で論議されたコミュニティ・ケアの論議がそれであった。この論議は、一方において従来の収容主義に偏っていた社会福祉に対する批判・反省とともに、他方では地域社会に根ざす社会福祉サービスの展開を図ろうとするものであった。

このような救貧的福祉に対する批判、コミュニティ・ケアにつながる論議は、つきつめていくと、昭和20年あるいは30年の社会福祉ニードの変化にもとづくものであった。このニードの変化を、ニードの多様化、高度化などとして捉えたり、筆者らは貨幣的ニードから非貨幣的ニードへの変化というように主張してきたりしている。そしてこのようなニードの変化に加えて、皆年金・皆保険体制への突入をはじめ他の制度の整備・拡充ということもあり、社会福祉のあり方が改めて問い直される必要があったのである。そしてこの「福祉見直し」の論議が、具体的な形をとってくるのが昭和50年代以降のことであった。この動きは在宅福祉の展開、救貧的社会福祉からの離脱をはじめ、いろいろの形をとってくる。以下紙幅の制約もあるので、このなかでとくに重要と思われる在宅福祉の展開を中心にして、新しい社会福祉サービスの特徴について考えておこう。

II 新しい社会福祉サービスの展開

——とくに在宅福祉の意味するもの——

1. コミュニティ・ケアから在宅福祉へ

社会福祉の転換を示す具体的な動きの1つは在宅福祉を中心とする社会福祉サービスの展開であろう。在宅福祉の展開の芽は、上記したようにすでに昭和40年代中頃に論議されてきたコミュニティ・ケアにみることができる。このコミュニティ・ケアが40年代の経済成長下の社会福祉の「拡充」の時期に具体化されずに、昭和40年代末から50年代の、低成長下における社会福祉の「抑制」または「調整」の時期に、在宅福祉という名称で

現実化するのには興味ある論点であるが、ここでは詳しく論ずるゆとりはない。ただいえることは、昭和40年代のわが国の社会福祉は救貧的、防貧的対策の域を大きく出ることなく、かつ、施設整備の圧倒的な立ち遅れと、これら施設などの最低基準の低さ等がみられた。そのような状況下で比較的財政に余裕がありながらも、社会福祉の側では専らこの立ち遅れの克服と最低基準の引上げ等による処遇水準の向上を図ることに追われてきていた。このための社会福祉界の関心は既成の施策体系の下での福祉の「拡充」に終始し、新しいサービスのあり方の追求には消極的であった。

しかし、上記したように財政のゆき詰まりは従来のように財政に専ら依存して、社会福祉の拡充と運営をはかるといった社会福祉のあり方の見直しを求めてくる。そしてこれに加えて、一方では社会福祉ニードの多様化、高度化等の変化に対応し、他方では従来の社会福祉サービスのあり方の反省・批判が明らかにされ、このなかで再びコミュニティ・ケアとそれについての論議が現われてくる。

こうして昭和40年代末ぐらいから、いくつかの地方自治体において、先駆的な試みが行われていく。そしてとくに注目しておきたいことは地域福祉活動の中核は、在宅福祉サービスの推進を図ることであるとして、それまでの活動の転換を図った社会福祉協議会の試みがある。全国社会福祉協議会は、53年2月に『在宅福祉サービスの戦略』という書物を刊行し、在宅福祉という用語を定着させるとともに、その歴史的意義と合わせて、その理念、概念および推進方策を明らかにしている。そしてこの書物の刊行を機に、それまで試行錯誤的に進めてきた在宅福祉を、全国で推進することとしていく。これに刺激されて、厚生省もそれまでの入所施設整備中心の施策から徐々に転換を図り、例えば短期保護事業（ショートステイ）の制度化（53年）、デイサービス事業のモデル実施（54年）、老人および身体障害者に対する訪問サービス事業の実施（56年）等を行っていく。そして、中央社会福祉審議会・老人福祉分科会は、昭和54年から在宅老人福祉施策の推進方策についての審

議をはじめ、56年12月に「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」という意見具申を厚生大臣に対して行っている。そしてこのなかで「老人ホームを中心とした施設福祉対策については、今なお十分とはいえないまでも、ある程度の水準に達していることもあって、今日立ち遅れている在宅福祉対策については、長期的観点から取り組むことが当面の課題となっている」と述べ、当面の在宅老人福祉施策の拡充方策について提言を行っている。同様な動きは57年3月の身体障害者福祉審議会の「今後の身体障害者福祉施策の総合的推進について」という答申でも、在宅福祉の重視という文意が読みとられ、その後の身体障害者福祉法改正をはじめ障害者福祉施策のなかにその方向に沿った動きをみることができる。この在宅福祉重視の方向は、さらに57年7月の社会保障長期展望懇談会の「社会保障の将来展望について」という提言、61年4月の厚生省の「高齢者対策推進企画本部報告」等にも繰り返し指摘され、今日の社会福祉の基調とされるようになってきている。

2. 在宅福祉の意義

このように在宅福祉の推進の方向は、今日ではほとんど自明のこととされるようになってきているが、改めて考えてみると、この流れのなかには、これまでの社会福祉とは異なるいくつかの重要な新しい課題が含まれているように思われる。すなわち上記したように在宅福祉ということは、社会福祉サービス提供の方法ということにとどまらず、社会福祉の基本的理念に関わるものとして受けとめることができる。すなわちノーマリゼーションの具体化ということであり、社会福祉における対象者処遇の原則としての、居宅処遇原則に関わることであった。そしてそこに含意されている考え方は、これまでもいろいろの人びとによって指摘されてきた施設の隔離・閉鎖主義の克服（インスティテューショナルリズムの脱却）、地域社会に根ざした生活の確立などのほかに、個人の裁量の幅の拡大、プライバシーの尊重などを含むものであった。

これらの考え方に加え、ここでとくに注意をし

ておきたいことは、在宅福祉への転換ということの根底に、社会福祉の基本的なあり方に関わる重要な変化があるように思われる。この点について昭和61年に公にされた東京都社会福祉審議会の「東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開について」という答申のなかで、現在の社会福祉が多様化、高度化して、新しい社会福祉サービスが登場してきた意義についてつぎのように述べている。「従来の社会福祉は、提供される財やサービスの性質よりも、財やサービスを受けとる対象者により大きな比重を置いていたといえよう。例えば低所得者福祉、障害者福祉、児童福祉、老人福祉、母子福祉のような云い方がそうである。ところが最近の社会福祉をみると、このような対象者を中心とした規定よりも、むしろ提供される財やサービスの性質によって説明されるようになっている。例えば、在宅福祉の中核であるホームヘルプ・サービスは、上記の対象者層とは相対的に無関係にそれ自身の必要性によって提供されるようになっている」³⁾。

この考え方を別の形で表現すると、在宅福祉にみられる新しい社会福祉サービスは、従来のニーディ（要援護者 needy）に即して必要な援助・サービスを提供するという方式ではなく、ニード（要援護問題 need）に着目して必要なサービスを提供する方式ということができる。すなわち前者の方式では、精神的・身体的あるいは社会的な障害によって、自立した生活ができない個人、世帯を選別し、その自立を助長するために、必要な助言、指導と援助を行うということであり、要援護者を包括的に「管理」する側面をもつ。これに対して後者の考え方の基礎は、個人は原則として独立の居宅生活をおくり、その生活の過程で生ずる種々なニードが発生するが、そのニードがこの独立した生活を脅かすことになるとして、このニードの解決・充足を図ることによって、その自立・発達あるいは社会的アイデンティティの確保がなされるという思想が含意されているのである。仮に前者を needy-oriented なアプローチによる社会福祉というのに対して、後者は need-oriented なアプローチと分類することにしておきたい。

そしてこの need-oriented なアプローチが社会福祉のなかで、とくに重要な役割をもつようになるのは、社会福祉が貨幣的ニーズの充足に重点をおいてきた時代ではなく、非貨幣的ニードへの対応が重要な課題となってきたことと深く関わり合いをもっているように思われる。著者はかつて対人福祉サービスの基礎に非貨幣的ニードへの対応という課題があるとし、その対人福祉サービスの中核に在宅福祉サービスをおいたのは、このような文脈においてでもあった³⁾。そして後述する普遍主義的社会福祉の体制確立、非貨幣的ニードが本来的にもつ多様化、個別化的性格と関連して、これらに対応する福祉サービスが多様化し、選択的福祉サービスの拡大を促すとともに、保健・福祉ニードに対応する保健・医療サービスと福祉サービスの連携を生み出したりしていくことにもなるのである。

なお念のために付言をしておく、need-oriented なアプローチが広がるにつれて、従来の needy-oriented なアプローチの対象とされていた要援護者（世帯）の多くは、needy の「烙印」から解放されていくことになるが、しかし needy-oriented なアプローチがなくなるのではない点に注意しておく必要がある。というのは在宅福祉の前提となっている、自力で居宅での生活が可能であるという条件はすべての人に与えられているわけでもなく、またニード充足に対応する各種サービスの利用を主体的に選択することのできないものも多数残るからである。その意味で needy-oriented なアプローチは今後とも重視されなければならないが、それ以上に need-oriented なアプローチの導入が重要な課題となってきたのである。

このような社会福祉のアプローチの変化は、社会福祉のいろいろの側面に影響を与える。例えばごく最近法制化された「社会福祉士」の性格及び機能を考える場合に、この変化は十分に考慮される必要がある。すなわち、この社会福祉士のモデルは、かつてのケースワーカーに求めるのではなく、多様なニードに対応する諸サービスを前提として、これらの諸サービスの総合的推進を図るためのコーディネーター的役割を含む「ケース・マネ

ジャー」としての性格が新たに求められる必要があるように思われる。これらについて詳細に論ずるゆとりはないが、今後検討すべき論点の1つとして問題提起をしておきたい。

Ⅲ 社会福祉の普遍化・一般化と選択的サービスの拡大

新しい社会福祉の展開として注目されている第2の動きは、厚生白書の表現を借りるならば、社会福祉の普遍化・一般化ということである。すなわち従来の貧困対策と癒着してきたいわゆる救済的選別主義的社会福祉から、社会福祉サービスは貧富に関わりなく、ニーズに応じて誰でもが利用することのできる普遍主義的社会福祉へ転換していくことである。

この課題への関心は古く、1960年代に入ってから種々論議が行われてきた。例えば昭和38年の老人福祉法の登場は、生活保護事業としての養老事業からの脱皮を意味しているとの指摘、あるいは昭和45年の中央社会福祉審議会の答申、「老人問題に関する総合的諸施策について」のなかで、貧困老人を入所対象とする養護老人ホームの再検討等々にその動きをみることができる⁴⁾。あるいはまた上記したように社会福祉の課題が貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズへ転換していくという論議のなかにも同様の主張が含まれていたのである。そしてこの動きを決定的にしたのが、1982年に実施された家庭奉仕員制度の改正であった。この点についてはこれまで再々にわたって紹介されているので、ここではその要点のみを述べるにとどめておきたい⁴⁾。

すなわち昭和56年12月に中央社会福祉審議会は「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」という意見具申を行ったことは先に述べたが、このなかで在宅福祉の中核となるホームヘルプ・サービス（家庭奉仕員派遣事業）の拡大・強化が緊急に必要な点として、つぎのように述べている。「現行の家庭奉仕員派遣事業は、所得税非課税世帯に属する虚弱老人を派遣対象として運用されている。しかし、一般市場で自由に購入することが困難な

この種の福祉サービスに対するニーズは、所得税課税世帯にも共通に認められるものである」として、家庭奉仕員派遣世帯に課せられてきた所得制限を撤廃するとともに、派遣回数増加と柔軟化を図るよう求めている。これを受けて厚生省は昭和57年10月に、この趣旨に沿った改正を行っている。この改正は正しく救済的選別主義からの離脱を図るものであり、これをわれわれは普遍主義的社会福祉への転換とし、厚生省もこの方向を「社会保障の長期展望」（提言）等において確認し、オーソライズしている。

これと関連して第3の選択的福祉サービスの拡大の動きにも注目しておく必要がある。すなわち国民生活の向上と生活意識の高度化が進むなかで、国民の生活欲求（want）は多様化し、高度化する傾向のあることは早くから指摘されてきたところであるが、これに伴い社会福祉ニーズの面にも多様化・高度化の動きがみられる。そしてこれに対応して、社会福祉サービスの側にも、公共的に提供される「強制的」、標準的・画一的サービスとは別に、「選択的」で、かつ、多種多様な内容を有するサービスが求められるようになってきている。この端的な例が「措置型福祉」に対する「自由契約型福祉」の登場と拡大である。ここでいう「措置型」福祉とは、措置権限にもとづいて行われる行政処分行為とされるもので、実体的にいうと放置すれば生存あるいは基本的生活の維持・確保に関わるニーズに対して、行政がその責任と権限にもとづいて必要な保護あるいは援助を行うことであり、これまでのわが国の社会福祉の主流をなしていたものであった。したがってこの措置の判定については行政がこれに当たり、措置権限の行使は社会福祉法人の経営する施設等に措置委託が行われることがあるにしても、行政責任で行われてきたことはよく知られているところである。そして社会福祉施設の多くは、この措置の受け皿として機能してきている。この「措置型福祉」はその性格上、利用者にとってサービス選択の自由が制限され、提供される施設・サービスは標準的・画一的なものとならざるをえなかったのである。なお、これまでのわが国の社会福祉は「措置

型」福祉とともに、社会福祉施設・サービスの利用に当たって、あらかじめ公的に利用要件を定めている例も少なくない。例えば「軽費老人ホーム」は、利用要件（資格）に合致すれば、利用者と施設長の利用契約にもとづいて入所が行われていたり、あるいは各種の地域福祉施設等では、利用要件（資格）を定め、その限りにおいて利用者の選好にもとづいて施設やサービスの利用が行われている。いわば「制限的」利用方式ともいえるものであった。

これらに対して最近の社会福祉ニーズの多様化・高度化はこれらの施設・サービスの利用形態を超えて、利用者の自由選択にもとづく選択的なサービスが求められるようになってきている。それらは昭和50年代に入って話題となってきたベビー・ホテル等の無認可児童福祉施設や有料老人ホーム等への関心の増大や、在宅サービスの拡がりのなかで現われてきた多種多様な民間サービスにその例をみることができる⁶⁹。これらのサービスとサービス供給の特徴は、直接に行政が関与することなく、施設・サービスの供給者と利用者の自由契約にもとづいて、施設・サービスの利用が行われるものであり、通常は価格メカニズムを媒介とした、多種多様な内容をもっている。これに対して、従来の「措置型」福祉や「制限的」利用型の福祉は、社会福祉資源がいちじるしく制約されていた1960年代前半ぐらいまではそれなりの妥当性をもっていたものである。そしてそのなかで社会福祉施設・サービスの利用要件を貧困者や低所得者（世帯）あるいは要援護者（世帯）に限定し、その上で社会福祉ニーズの選別を行うという方式が採られていたのであった。まさしく貧困者、低所得者という needy を対象として、社会福祉の保護・援助を行うこととされてきたのであった。したがって救済的選別主義からの離脱は、一方において社会福祉を貧困者対策の枠から切り離すとともに、他方では社会福祉ニーズは貧困者・低所得者に限らず、多くの国民に共通して発生する可能性をもつものであり、したがってそのニーズ充足に必要なサービスはすべての人びとに開放されるということの意味している。この流れによって

needy-oriented なアプローチから、need-oriented なアプローチへの転換をこのなかにもみることができるし、これによって社会福祉の利用者を一部の国民から、大多数の国民が利用するものへと転換させるものであった。

同様のことは選択的サービスの広がりの中にもみることができる。すなわち貧困者・低所得者に利用を限定する施設・サービスは、最低生活の保障の域を超えられず、サービス水準は低く、かつ、その内容も画一的・標準的なものに陥る傾向があった。しかし救済性を離脱し、その利用が特定階層に限定されず、一般化されるなかで、サービス水準の向上とともに、サービス内容の多様化が進むことになる。そしてサービス・メニューの多様化が導びかれることになるが、ここにも need-oriented な流れをみることができるのである。

このように近年の新しい社会福祉としての普遍的な社会福祉への転換と、選択的サービスの拡大を含む、社会福祉施設・サービスの多様化は、社会福祉の供給組織の多元化を生み出し、複合的な福祉供給システムの再編が問題となりはじめてきている。筆者はかつて社会福祉の供給システムを、公共的福祉供給システムと非公共的福祉供給システムに大別し、従来のわが国の社会福祉は前者の公共的福祉供給システムに専ら依存してきたと考えてきた。ちなみに公共的福祉供給システムとは公共（国および地方自治体）の責任と介入によって社会福祉の施設やサービスの供給を図る体制をいい、これに属する供給組織としては行政が直接に供給主体となる行政型組織と、行政の「支配」下にある特別の法人に対して供給委託を行う「認可型」もしくは「委託型」組織の2つがその大きな柱をなしている。これに対して非公共的福祉供給システムは、そのなかに「市場型」供給組織や「互助型」供給組織等を含むもので、行政とは独立した供給システムということになる⁷⁰。

社会福祉が貧困対策あるいは低所得対策と癒着をしていたり、きびしい選別主義をとっている場合、社会福祉施設やサービスは職権的に利用されることになるが、これらの受けもつ施設・サービスの提供が行われることになる。

これらの救貧的選別主義的社会福祉からの離脱、選択的サービスの広がり、国民生活と意識の変化を背景とする国民の福祉ニーズの多様化、高度化の流れを踏まえてのことであるが、同時に前節でみてきたように、社会福祉のアプローチの変化があるように思われる。すなわち救貧的選別主義的な福祉対応は、皆保険・皆年金体制に突入する以前の、貧困・低所得者対策と結びつき、これらの人びとの利用すべき社会福祉施設やサービスは一般的にいうと公共的福祉供給システムにもとづいて供給されることになっていた。ところが普遍主義的社会福祉への転換、選択的サービスの拡大等によって、公共的福祉供給システムでは必要な施設・サービスの供給に限界が生じ、非公共的福祉供給システムの存在がにわかに注目されるようになってくる。上記した無認可児童福祉施設としてのベビー・ホテル、老人福祉施設の枠外の施設とされてきた有料老人ホームへの関心の増大等のほかに、当事者の自主的活動や保護者、ボランティアが加わった施設づくりやサービス・ネットワークの形成などの試みが各地でみられるようになったのは、その証左であろう。

そして非公共的福祉供給システムの役割が高まるなかで、「市場型」供給組織の長所とともに、その利用価格が高価になり利用者が富裕者に限られるといった批判とか、採算性を追うあまりにサービスの質の低下を生み出して、利用者の福祉を損ねたり、利用者保護の面では芳しからぬ事態を生み出したりする限界なり欠陥が懸念されるようになり、これらへの指導、「統制」が新しく問題となりはじめている。また「互助型」供給組織は、これを支えるキー・パーソンのあり方に負うところが大きく、それだけに不安定性をもつことが多く、安定的永続的な供給システムとするには難点があることが明らかにされてきている。このためにこれらの「市場型」あるいは「互助型」供給組織とそれらの施設・サービスの供給のあり方に対して、何かの型での公共的な関与が行われることになってくる。有名な武蔵野市福祉公社をはじめ、いろいろな福祉系列の「第三セクター」なり「第四セクター」が試行されている。これらを仮に

準公共的福祉供給システムと称するならば、最近の福祉供給システムは、公共的福祉供給システム、非公共的福祉供給システム、準公共的福祉供給システムの複合化（ミックス）がみられるようになったと捉えることができる。

このようにここ10年ぐらいの間に、わが国の社会福祉の動きのなかに、在宅福祉の推進、社会福祉の普遍化・一般化、選択的サービスの拡大、福祉供給システムの多元化または複合的福祉供給システムの形成等がみられるのである。これらの新しい動きに対応して、既存の社会福祉制度が逆機能的になってきているところに制度「改革」の必要性があったのである。

IV 制度「改革」の動向と課題

1. 生活保護と社会福祉の関係の再編と社会福祉の「分権化」の動向

社会福祉の制度「改革」は、冒頭で紹介した補助金問題検討会での論議や昭和61年に行われた社会福祉行政事務の見直しを皮切りにはじまっている。この内容は逐次みていくことにするが、この「改革」は、生活保護と社会福祉の連動の見直しが暗黙の前提となっている。この点についてを補助金問題検討会報告は、一方において、生活保護は国民のナショナル・ミニマムの確保を図るものであり、その事務事業の実施は「全国民に共通した公平と平等が求められるので、事務の性格は機関委任事務とすることが適当」としている。これに対して老人福祉、児童福祉、障害者福祉等の社会福祉は生活保護とは異なる性格をもつとして、「多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地方公共団体の自主性の尊重の観点から、入所の措置については、団体委任事務に改めること」としている⁸⁾。そして補助率については昭和61年度から3ヵ年に限り、生活保護では10分の7、社会福祉の措置費関係では10分の5とすることとなった。

このように生活保護制度と社会福祉制度を別個の体系として、国と地方公共団体の責任のあり方、事業運営の基本的考え方を捉え直しているが、この考え方は社会福祉関係三審議会に引き継がれ、

昭和61年12月26日の「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」として具体化していくのである。

この一連の動きのなかから制度「改革」に関わる2つの課題が提起されたことになる。その第1は生活保護制度に組み込まれている生活保護事業のあり方を今後どう捉えるかという課題であり、それは同時に生活保護事業の運営原則をモデルとして構築された社会福祉事業の運営原則の再検討を促す課題でもあった。前者の課題は今後、生活保護制度そのものの見直しと関連して検討されるべきもので、ちなみに上記した補助金問題検討会報告において、生活保護の「事務事業については、制度の簡素化・合理化の観点から、所要の見直しに努めるとともに、医療扶助については、医療費保障制度全体の在り方の検討を行う中で、抜本的に見直す必要がある」とされ、生活保護制度の全体的な見直しの必要が指摘されているのである。そして厚生省の高齢者対策企画本部報告において、医療費保障の今後の課題の1つとして「福祉医療制度（仮称）の創設の検討」を挙げ、このなかで医療扶助の基本的見直しを行うこととしている。後者の課題については、社会福祉の措置事務等を地方公共団体の裁量を認める団体委任事務とすることとし、このために法律・通知・通達の全面的な見直しが進められてきているのである。

この生活保護制度と社会福祉制度の分離は、事業運営面における生活保護運営の原則からの脱皮につながってくる。上述してきた社会福祉サービスの新しい流れに即してみると、それは救貧的選別主義的社会福祉からの離脱と普遍主義的社会福祉への転換に対応するものであった。その意味では昭和30年代後半期の、いわゆる福祉三法体制から六法体制への移行のなかに含まれていた、生活保護事業からの精神薄弱者、老人等のカテゴリーな分化の方向を引き継ぎ、さらにそれを徹底させるものとみることができよう。

同時に社会福祉の措置業務等を地方公共団体の権限を強める方向で改正を図るという、いわば「地方分権」化の方向を打ち出したという点は、最近の在宅福祉を軸とする社会福祉の新しい流れ

に即応する制度改革の一環でもあった。すなわち、従来の社会福祉が国民の最低生活水準の確保を図るという、生活保護を軸に展開してきたのに対して、最近の社会福祉は多様化し、個別化してきた社会福祉ニードへの対応を軸とするようになると、この多様なニードにきめ細かく対応するためには、全国一律のニード判定方式はもちろん、これらのニードの充足を内容とする社会福祉サービスの実施等も、国の責任で行われるというよりは、住民に密着した地方公共団体が主体的に当たるというのはごく当然のことである。これに加えて昭和20年代に比して、地方自治体の行財政能力もいちじるしく高まってきていることもあり、社会福祉の「分権化」の方向を強めることになっている。

そしてその典型的な例が在宅福祉の推進であった。ここで改めて断るまでもなく在宅福祉は住民に最も密着した場において、ニード充足に必要な施設やサービスを用意するということであり、その行政事務は基礎的自治体とされる市町村がその実施主体となることははやくから指摘されてきたところである⁹⁾。このように「分権化」、市町村を中心とする社会福祉の実施体制の確立という方向は、今回の社会福祉の制度「改革」の基本的方向づけの1つとされるものである。そしてこの方向に沿って社会福祉行政事務を地方公共団体に移譲するための改正が行われたのである。

2. 公私機能分担の再検討と「多元化」の方向

制度「改革」のために検討されるべき基本的課題の第2弾は、「公私機能分担」あるいは「公私責任分担」の再検討であろう。この問題は最近の行政改革の合言葉となった感のある民間活力の活用ということと結びつけられて論じられている向きもあるが、この公私機能分担論は、社会福祉分野において古くから論じられてきたものであった。とくに昭和40年代中頃から、コミュニティ・ケアの推進ということがいわれ、在宅福祉への転換が主張されるなかで公私機能分担の再検討がいわれたりしてきた。

ただその時期における公私機能分担の再検討の論議は、ひとつに非貨幣的ニードの拡大と、ニー

ドの多様化、個別化が進むなかで、行政サービスで対応することが不適切なことが少なくないということで、行政サービスに馴染むもの、馴染まないものを分類し、地域住民を含む民間の役割を明らかにしようとするものであり、いわば社会福祉サービスの実施もしくは遂行 (performance) のレベルでの論議であった。またこれと同時にこの論議は社会福祉への住民参加、ボランティアの協力の幅を広げることによって、社会福祉の「官僚化」「管理化」の進行を防ぎ、社会福祉のなかにボランティアズムを回復させようとする思いを含めて論じられたりしてきた。しかしながら当時は必ず明示的に理解されてはいなかったが、その論議の背景には、国（政府）主導、行政主導の戦後の社会福祉の事業運営の原則についての見直しという問題意識を萌芽的には含んでいたように思われる。

これに対して昭和50年代以降の選択的福祉サービスの広がりに加えて多元的な福祉供給システムの登場などの社会福祉の新しい流れは、公私機能分担の課題を、サービスの実施・遂行レベルでの問題にとどまらず、社会福祉資源の調達・配分の責任を含む、社会福祉経営の全体に関わる問題へと拡大してきている。別の言い方をすると、以前の公私機能分担論においては、社会福祉の充実にについては専ら国（行政）の責任にあるとし、このための財源確保を含めて、資源の調達・配分は国（行政）の責任で行うこととし、その半面で社会福祉をよりヒューマンで柔軟性に富むものにするために、社会福祉法人の自主性と裁量の拡大や社会福祉に対する住民参加を求めるものであった。この故もあって当時は「行政の援助は手厚く、統制はより弱く」(“support, but not control”) というスローガンがそれなりに説得力をもってきたのであった。しかし、今日求められている公私機能分担の再検討は、社会福祉の拡充を図るに当たって、従来からの国家（行政）責任という線上での努力に加えて、社会福祉法人のほかに企業、互助組織を含む民間の社会福祉施設・サービスの供給を促進し、総体として国民の福祉ニーズに 대응していくということであり、そのなかで社会福祉の実

施・遂行の自由化と多元化を図ることとしているのである。社会福祉の制度「改革」に当たって、公私機能分担の再検討が避けることのできない基本的課題の1つとされる所以である。

ところでこの公私機能分担の再検討の問題は、論議よりは事実が先行してきているように思われる。「はじめに」で述べた昭和62年4月に発足をみたシルバーサービス振興会議の設立をはじめ、有料老人ホームの設置に当たっての年金原資あるいは政府関係金融機関からの融資、市街化調整区域における設置についての特例措置などがすでに行われてきている。このほかに郵政省は国営任意保険を梃に、高齢化社会に向けての福祉への参入を図り、「総合福祉システム」構想を明らかにしたり、農業協同組合や生活協同組合も、協同組合活動の一環として、互助型福祉システムの開発を試みはじめたりしてきている。このほかに各地方自治体において、準公共的福祉供給組織と目されるいろいろな福祉サービスの供給、実施組織が登場したりしてきている。これらの動向を踏まえて、社会福祉における公的責任とは何かということが問い直されるとともに、これまで社会福祉制度の枠外におかれてきた、いわゆる非公共的福祉供給組織を社会福祉制度にどのように組み入れるかが改めて検討される必要がでてきている。

3. 社会福祉の概念の再検討

制度「改革」に当たって検討すべき第3の基本的課題に、社会福祉の概念の再検討という課題がある。わが国において社会福祉の概念は法的に明定化されているとはいえない。しかし社会福祉事業法では〈社会福祉事業の趣旨〉ということで「社会福祉事業は、援護、育成又は更生の措置を要するものに対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活できるように援助することを趣旨として経営されなければならない」とされ、社会福祉の何たるかを曖昧な表現ではあるが示している。それ以降も社会福祉六法体制への突入や心身障害者対策基本法の制定などのなかで、社会福祉の対象拡大とともに、社会福祉の目標とする「正常な社会人として生活できる」とい

うことと関連して、「自立」概念の再検討、「社会的統合」についての配慮など、社会福祉の理念、目標の変化を指摘することもできる。そして、これと関連して、たんなる援護・育成・更生の措置という機能にとどまらず、予防的機能の重視とかリハビリテーションの思想の広がりの中で、開発的機能の強化などが主張されるなど、社会福祉の考え方は大きく変わってきている。

これに加えて最近では上記した needy-oriented なアプローチから need-oriented なアプローチへの転換を通して、基本的生活の維持・確保ということに連動してきた社会福祉ニーズに加えて、生活の質の向上 (quality of life) を求める欲求と結びついた福祉ニーズの登場、これと関連して選択的サービスの広がりが見られ、このなかから「措置型」福祉、「制限的」利用型福祉に加えて、「自由契約型」福祉が現われはじめている。そしてこの結果、供給面に公共、準公共あるいは非公共の福祉供給システムの登場があり、複合的福祉供給システムの形成がみられてくる。これらの変化を社会福祉の概念の再編成のなかにどのように組み入れるかということが新しい課題とされるのである。

社会福祉の概念の再検討に当たって考慮すべき第3の論点として、社会福祉と関連もしくは隣接分野との調整問題がある。この論点のひとつは社会福祉のもつ代替・補完的性格との関わりで検討される問題である。例えば皆保険・皆年金体制と生活保護および社会福祉の関係ということで、社会福祉の内容（守備範囲）は、皆保険・皆年金体制以前と変わらざるを得なくなる。上記してきた救貧的選別主義からの離脱もそのひとつであり、このほか、経済保護事業とか医療保護事業の整理あるいは再編の課題が生じてくる。また障害児に対する義務教育の枠の拡大は、障害児福祉と教育との関わりに、新しい調整問題を生み出したり、身体障害者や中高年齢者に対する雇用対策の広がり、社会福祉の立場からの就労、就業対策に変化を生み出すであろう。

社会福祉と関連分野との調整の問題は、社会福祉ニーズの拡大あるいは「高度化」との関わりか

らも検討されなければならない。例えば「高齢化のなかの高齢化現象」といわれるように、後期高齢人口の激増によって、高齢病弱あるいは「ねたきり」や「痴呆性」等を含む高齢障害者の増加が注目されているが、これらの高齢者への対応に当たっては、保健・医療、福祉の連携がとりわけ重要な課題となってくる。「はじめに」でも紹介した入所型中間施設＝老人保健施設の登場の理由の1つには、このような連携問題の必要があるように思われる。このほか、身体障害者福祉との関わりでは、内部障害の拡大に伴い、保健・医療との連携の課題が生じてくる。保健・医療と福祉との連携の必要性は、福祉サイドから提起されるだけでなく、保健・医療の側からも提起されてきている。精神衛生分野における寛解者対策の充実・強化の必要はその例である。このほか「不治永患」患者の増加、リハビリテーションの重視などによる保健・医療、福祉との連携の必要性なども指摘されているところである。このほか、「シルバーハウジング」構想にみられたケア付き老人集合住宅の動きなどには、社会福祉サービスと住宅対策の調整という課題を生み出したりしてきているのである。

このように社会福祉の制度「改革」を進めるに当たって、社会福祉あるいは社会福祉事業の概念なり趣旨をどのように整理するかということが、社会福祉に対する国と地方公共団体の関係、公私機能分担の再検討と並んで基本的課題とされなければならないのである。そしてこれらの基本的課題をある程度明らかにすることによって、いろいろの具体的課題の検討とこれにもとづく問題解決の方向なり内容が規定されるものと思われる。ここでいう具体的課題のなかには、社会福祉におけるマンパワー問題、福祉事務所、各種相談所を含む社会福祉の行政機構や組織問題、社会福祉施設と在宅福祉の関係およびそれらの利用のあり方、社会福祉の財源および費用負担のあり方、その他種々の問題が含まれ、枚挙に暇がないほどである。そしてこれらのうち、すでに社会福祉のマンパワー問題のうち、資格制度の法制化問題は現実化し、あるいは費用負担問題についての検討が具体的日

程にのぼっている。これらについては機会を改めて論ずることとしたい。

おわりに

いずれにせよ戦後2度目という制度「改革」の火蓋はきられている。そしてこの改革は予定として1986年から3年をかけて検討し、可能であれば89年に新体制への移行がもくろまれている。ところでこの改革は折からの財政再建・行政改革の嵐のなかで進められているために、ややもするとこの嵐に流されて、社会福祉の真の発展という方向が見失われる懸念がある。それだけに社会福祉の制度「改革」の必然性と改革課題を論理的に明らかにしていくことがとりわけ重要であるように思われる。本稿では社会福祉の制度「改革」をめぐる情勢の分析・検討をあえて行わなかったのは、紙幅の関係のほか、このような思いがあったためである。

注

- 1) 拙著『社会福祉政策研究——社会福祉経営論ノート——』（全国社会福祉協議会、昭和60年版）。
- 2) 東京都社会福祉審議会「東京都におけるこれからの

社会福祉の総合的な展開について」（昭和61年7月）。

これと同様のことを小林良二は「従来のように受給資格のカテゴリーを『福祉サービス対象者』と規定してからサービスが提供される形ではなく、むしろサービスの固有性に基づいてニーズが判定され、サービスが提供されるようになる」と述べ、社会福祉サービスの変化の道筋を示している（社会保障研究所編『社会福祉改革論Ⅰ』東京大学出版会、pp. 216-217）。

- 3) 拙稿「対人福祉サービスの今後の方向(Ⅱ)——在宅福祉サービスの展開」（『季刊社会保障研究』Vol. 14, No. 3 所収）。
- 4) これらについて多くの人びとが論じているが、福武直「日本の社会と社会福祉」（社会保障研究所編『社会福祉改革論Ⅰ』所収）、拙稿「普遍主義的福祉体制と社会福祉ミニマムについて」（前掲書所収 pp. 199-218）でも詳しく論じている。
- 5) 拙稿「老人福祉の20年と今後の課題」（全国社会福祉協議会『老人福祉年報・1983年』所収、pp. 20-41）。
- 6) 拙稿「法外施設としての有料老人ホームをめぐる若干の問題——第3の福祉供給システムについて——」（鉄道弘済会『社会福祉研究』第28号、1981年4月）。
- 7) 拙稿「社会福祉改革の戦略的課題——複合的福祉供給システムについて」（社会保障研究所編『社会保障の基本問題』pp. 133-152. 所収、東京大学出版会、1983年8月）参照。
- 8) 補助金問題検討会「補助金問題検討会報告」（昭和60年12月20日）
- 9) 例えば中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」意見具申（昭和56年12月）にこの点は明らかにされている。

（みうら・ふみお 日本社会事業大学教授）

租 税・社 会 保 障 負 担

都 村 敦 子

は じ め に

先進諸国において近年もっとも激しい論議的となっている問題の一つは、社会保障の財源調達問題である。社会保障制度の財政的安定性はもちろん主たる関心事であるが、その他の多くの論点——社会保障の財源調達方式の経済的・社会的影響——について議論が提起されている。社会保障の財源調達方式は国民経済にどのようなインパクトを与えるか。社会保障の財源を税収から調達することの利点および欠点は何か。一般税の増大よりも社会保険料や目的税の方が国民に受け入れやすいか。社会保障のコストは異なる所得階層間および労使間でどのように負担されるか。社会保険制度が財政上の困難に直面しているとき政府の果たすべき役割は何か。財源調達方式の相違は個人の受給する給付にどのようなインパクトを及ぼすか。保険料拠出上限は各産業部門や個人にどのような効果をもたらすか等である。

社会保障給付のための費用をいかに負担するかは決定は家計・企業・国・地方公共団体いずれの部門にとっても重大な関心事であり、財源調達方式の経済的・社会的効果についてもっと明らかにされるべきであるという認識が ISSA などでも高まりつつある¹⁾。社会保障の財源調達をめぐる問題は広範多岐にわたるが、本稿では諸問題のうち、家計の負担する税・社会保険料に関して若干の分析を行うことをねらいとする。本分析の視点は拠出を給付との関連のなかでとらえることにある。一般に、国民の負担や課税への抵抗感は強いとい

えよう。また、経済的な議論では社会保障の費用は単なる負担として提示されるが、個人に与えられる給付や社会の結合力への社会保障の寄与を考慮することなしに、この問題を論ずるのは片手落ちであると考えたからである。個人所得課税や社会保険料拠出を考えるに当たっては、税制・社会保障制度を通じる所得再分配が広範に行われるようになっていることもあわせて考慮する必要がある。

I 拠出と給付の動向

(1) 用語の定義

個人または世帯の負担を論ずるにあいには、どのような所得概念を用いるかが一つの問題となる。本稿における所得の定義としては、所得（課税標準）に社会保障給付のうち現金形態をとるものを含めることにする。社会保障給付は需要パターンのみでなく、所得分布にも直接影響を与えるものであり、所得に算入することが望ましいと考えられるからである。福祉政策の観点からの主要な関心は、個人の“総”所得水準であって、その特別の源泉にあるのではない。さらに問題になるのは、適用される単位の定義に関してである。個人稼得者と世帯どちらの単位を選ぶかであるが、本稿では世帯単位でとりあげる。負担の水準は総所得に対する拠出（税・社会保険料）の割合で測り、世帯間に負担がどのように配分されているか、またその変化の状況はどうかを検討する。

一般に、租税や社会保障の負担率は、累進的か、比例的か、もしくは逆進的である。これらの用語

はしばしば曖昧に用いられているから、厳密な定義が必要である。累進税とは、所得の増加とともに平均税率（当該期間に支払った税額を同じ期間に得た所得で割ったもの）が上昇するような租税である。逆進所得税とは、所得の増加とともに平均税率の低下するような租税、そして比例税とは、所得の増加によっても平均税率の変化しないような租税である。

個人または世帯の負担に関する重要な情報の出所としては、個人の標本調査である国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』（1）および『税務統計から見た申告所得税の実態』（2）、世帯の標本調査である総務庁『家計調査』（3）、および『全国消費実態調査』（4）、厚生省の『所得再分配調査』（5）などがある。これらの調査にはそれぞれ特色があるが、いずれの調査でも税や社会保険料負担の分布に関する情報が得られる。

調査の対象としては、（1）は民間給与所得者、（2）は申告納税額のあるもの（免税点以下は含まれない）、（3）は世帯員2人以上の非農林漁家世帯、（4）は全世帯、（5）は住込み、寄宿舍等に居住する単独世帯を除く全世帯を含む。

所得の定義としては、（1）は給与（給料、手当および賞与の合計額）、（2）は収入から必要経費を除いた合計所得金額（年金は給与所得として算入される）、（3）、（4）は世帯の実収入（勤め先収入、事業収入、社会保障給付など）、（5）は当初所得に社会保障給付（現金・現物給付）を加えたものである。

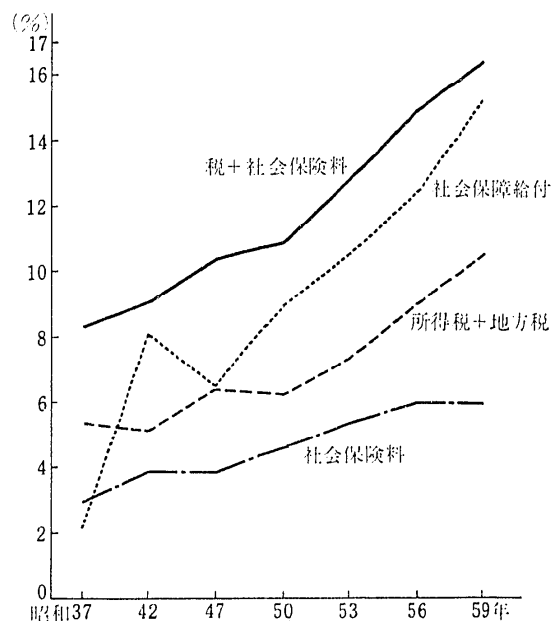
租税については、（1）は給与所得者に支給される給与について源泉徴収された所得税、（2）は申告納税額に源泉徴収税額を加えたもの、（3）、（4）は勤労所得税と他の税（固定資産税、住民税、相続税、登録税、自動車重量税）、（5）は所得税、住民税、固定資産税、軽自動車税を含む。社会保険料については、いずれの調査も社会保障のための拠出を含む。（5）では社会保険料は短期と長期に分類されている。

個人所得分布を考慮しようとするときには、基本単位が個人および世帯のばあい問題があるが、世帯における負担の状況を把握することをねらい

とするばあいには、世帯単位の情報が得られる（3）、（4）、（5）の統計を利用することができる。また、所得の定義としてはすでに述べたように所得と社会保障現金給付を合計したものをを用いる方が望ましいので、（3）、（4）、（5）の統計を利用できる。負担の検討には所得税のみならず、地方税をあわせて考える必要があるので、その点では地方税を含む（3）、（4）、（5）の統計を利用できる。本分析では、社会保険料および社会保障給付の内容を詳細に把握でき、かつ世帯構成別の統計も得られるという点から、（5）の統計を中心に利用し、必要に応じて他の情報によって補足することにした²⁾。

（2） 社会保障の規模の拡大——拠出と給付の変化

まず、昭和37年から59年までの世帯の負担と給付の動向をさぐることから始めよう。図1は厚生省の『所得再分配調査』を用いて、全世帯について「当初所得+現金給付」に対する税・社会保険料の割合をもとめたものである。税と社会保険料を合計した負担割合は昭和37年には8.4%であったが、50年には10.9%となり、さらに59年には16.3%に急増している。いずれの年次も所得税と

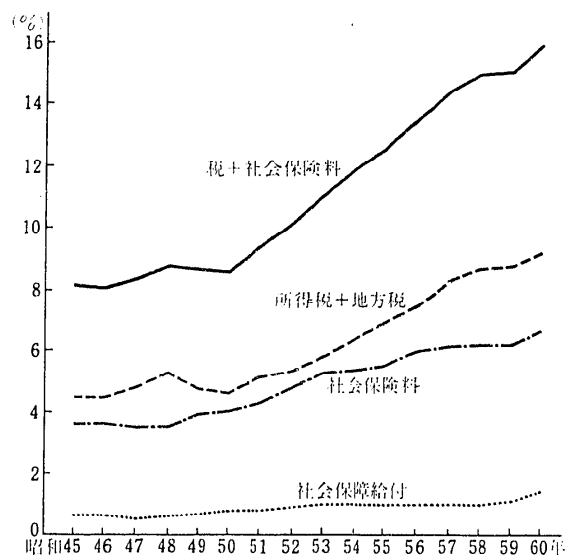


資料：厚生省「所得再分配調査」を用いて算定。

図1 (当初所得+現金給付) に対する拠出・給付の割合の推移、昭和37～59年、全世帯

地方税を加えた税負担は社会保険料よりも高い。税負担は50年まではゆるやかに上昇しているが、53年以降は急増傾向を示している。財政事情から所得税の課税最低限や税率が据え置かれていることが一つの要因となっている。社会保険料は37年から59年までゆるやかな上昇を示している。図1で抛出の推移のみに目を向ければ昭和50年代には負担の急増傾向がみられる。しかし社会保障給付の推移にも視野を移せば、50年以降社会保障の給付規模が着実に増加していることが読みとれる。社会保障給付は社会保険料抛出の伸びをかなり上回る増加を示している。

図1は全世帯を対象とした調査に基づくものであるが、勤労者世帯の負担の状況を総務庁『家計調査』によりみると図2のようになる。図2は昭和45年から60年までの実収入に対する税・社会保険料の割合を示したものである。図1のばあいと同様に負担の方は昭和50年以前には横ばい状態であるが、50年以降は急増傾向を示している。いずれの年次でも税負担が社会保険料負担を上回っている点も同様である。総負担は45年には実収入の8.2%であったが、60年には15.9%に急増している。図1と比較して異なる点は実収入に対する社会保障給付の割合が1%前後で低いことである。



資料：総務庁「家計調査」を用いて算定。

図2 実収入に対する税・社会保険料の割合の推移、昭和45～60年、勤労者世帯

それは、たとえば昭和59年のデータを例にとれば、図1では高齢者世帯・母子世帯を9.3%含む全世帯を対象としているのに対して、図2では95%の世帯が世帯主の年齢60歳未満という現役の勤労世代を調査対象としているためである。

II 税・社会保険料負担と社会保障給付の配分

(1) 所得階層別の負担配分

負担の問題にアプローチするばあい福祉政策の観点からの関心の一つは、所得階層別に区分された家計間において負担の配分がどのように行われているかにある。さらに興味のある点は、年齢や家族構成や世帯類型、世帯構造によってグループを分けたばあい、負担の状況がどうかにある。まず、当初所得階級別に所得に対する税・社会保険料の割合をもとめると表1の(4)(5)列のようになり、両者の合計が(1)列である。税負担は、最低所得階層と次の所得階層を除いて累進的である。最低所得階層の税負担割合が高いのは、この数値が当初所得に対する税負担割合を示しているためである。税負担は100～150万円の層では5.2%であるが、400～450万円では8.0%，1,000万円以上では20.7%であり、所得が増えるにつれて所得のうち税として支払う部分が増加している。社会保険料負担はきわめて逆進的となっており、低所得階層の逆進度は高い（図3参照）。350万円までの所得階層では長期よりも短期の保険料の負担割合が高い。短期・長期を合計した社会保険料の負担割合は50～100万円の階層では10.3%，200～250万円では8.9%と高いが、所得が上昇するにつれて低下し、1,000万円以上では3.5%と低くなっている。

税と社会保険料の関係では、350万円までの所得階層では税よりも社会保険料の負担の方が重い。350万円以上の層では逆転する。税と社会保険料を合計した総負担は、低位二つの所得階層を除いて累進的となるが、税のみのばあいよりも累進度が小さい。逆進的な社会保険料が累進所得税を相殺しているためである。社会保険料は家計における総負担にかなり強い効果を及ぼしている。

表 1 当初所得に対する拠出と給付の割合, 昭和59年 全世帯 (単位: %)

当初所得階級	合 計			拠 出		受 給	
	拠 出 (1)=(4)+(5)	受 給 (2)=(6)+(7)	拠出-受給 (3)=(1)-(2)	所得税・地 方税 (4)	社会保険料 (5)	現金給付 (6)	現物給付 (7)
50万円未満	108.6	2,197.5	△2,088.9	63.0	45.7	1,590.1	607.4
50～ 100	19.0	114.4	△ 95.4	8.7	10.3	81.7	32.7
100～ 150	14.3	57.0	△ 42.7	5.2	9.1	30.3	26.7
150～ 200	14.6	38.2	△ 23.6	6.6	8.1	21.6	16.6
200～ 250	16.0	27.7	△ 11.7	7.2	8.9	14.9	12.9
250～ 300	15.7	25.1	△ 9.4	7.3	8.3	8.6	16.5
300～ 350	14.8	18.9	△ 4.1	7.1	7.7	9.8	9.2
350～ 400	15.1	11.9	3.2	7.7	7.4	5.4	6.5
400～ 450	15.3	11.4	3.9	8.0	7.3	5.6	5.8
450～ 500	15.7	11.6	4.1	8.8	7.0	4.9	6.7
500～ 600	16.4	10.1	6.3	9.6	6.9	4.1	6.0
600～ 700	17.0	8.9	8.1	10.5	6.5	4.1	4.8
700～ 800	17.6	6.9	10.7	11.5	6.2	3.1	3.9
800～ 900	17.8	7.5	10.3	12.2	5.6	4.4	3.1
900～1,000	18.4	6.4	12.0	13.1	5.4	2.7	3.7
1,000万円以上	24.2	4.9	19.3	20.7	3.5	2.6	2.3
全 階 層	17.8	16.4	1.4	11.3	6.5	8.8	7.6

資料: 厚生省「所得再分配調査」昭和59年を用いて算定。

すなわち, 総負担割合は150～200万円層では14.6%, 400～450万円層では15.3%, 600～700万円層では17.0%, 900～1,000万円では18.4%であり, 所得階層間にそれほど大きな差異は生じていない。

全階層平均でみると, 当初所得に対する税の割合は11.3%, 社会保険料の割合は6.5% (長期・短期ほぼ2分の1ずつ) であり, 合計すると17.8%になる。前回調査 (56年) に比べると負担の規模はやや増加しているが, 所得階層別にみた負担のパターンはほとんど同じである。

つぎに, 社会保障による現金給付が家計の税・社会保険料負担に及ぼす効果を検討する。社会保障給付の課税に関しては, わが国では社会保険各法において「租税その他の公課は, 保険給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない」と規定されている。ただし, 老齢年金およびそれに準ずる給付については例外とされている。すなわち, たとえば厚生年金保険法第41条第2項において, 「但し, 老齢年金, 通算老齢年金及び脱退手当金については, この限りでない」と規定されており, その他の共済組合等の長期給付の制度についても同様とされている。老齢年金は給与所得として課税されるが, 給付額のすべてが

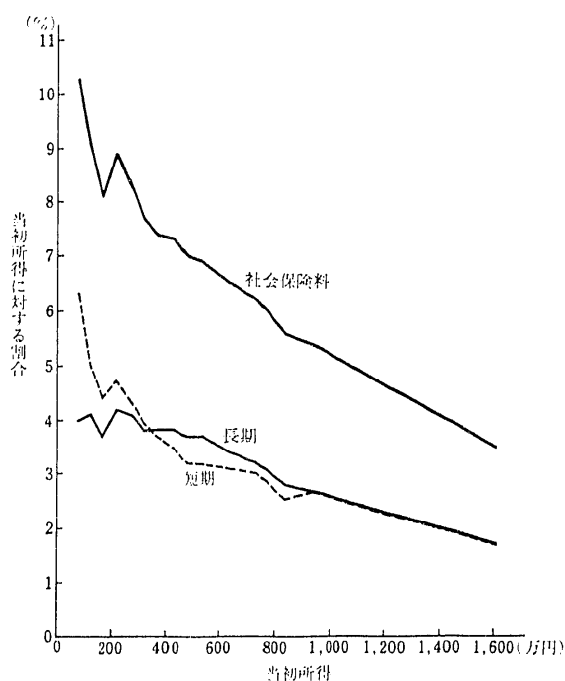


図 3 当初所得に対する社会保険料の割合, 昭和59年

租税の対象となるのではない。年金受給者には租税優遇措置が適用されているため, 年金の給付率

が高いばあいには給付は課税されるが、それが低いばあいには何ら課税されない。さらにもう一つの問題、現金給付受給者の社会保険料拠出（たとえば年金受給者の医療保険の保険料負担）については、被扶養者の収入認定基準に関連する。従来の被扶養者認定基準は税制の扶養控除とリンクした形で決められていたが、昭和56年の改正以降は、税制とは関連させずに、老年者と障害者の特性を考慮して、二段階方式に改正された。表1の年次における認定基準は、(i)収入90万円未満、(ii)65歳以上老年者または厚生年金の障害年金受給要件に該当する障害者の場合は140万円未満と定められていた。

現行制度のもとでは、社会保障の現金給付は税・社会保険料の負担額には大きな効果を及ぼさないが、現金給付が加われば家計の総所得を増加させるという点で負担割合に影響を及ぼす。その結果、低所得層では逆進度の高かった社会保険料負担割合が引き下げられる。図4は現金給付を加えたばあいの負担割合の変化を示したものである。現金給付により家計所得が増加したため、250万円以下の層では税・社会保険料の負担割合がかなり低下する。ただし、図4は全世帯を対象とし、低所得層には年金を受給する高齢世帯が多い点に注意する必要がある。勤労者世帯では現金給付の効果は小さく、低所得層の負担は相対的に重い。

このような傾向はあくまで現行制度のもとでの負担状態を示すものであり、社会保障給付への課税のあり方、税率や保険料率の構造、および低額所得の取扱い等が変更されれば、それらによってかなり大きな影響を受けるものと考えられる。

(2) 世帯構成別の負担配分

世帯についてみると、これまで都市を中心に勤労者世帯が増加するとともに、世帯規模が縮小してきており、生涯を通じた所得稼得および消費の態様が同型化しつつある。こうした傾向には今後も大きな変化がないものとみられている。平均寿命の伸長や子どもの数の減少等ライフサイクルの変化により、生涯を通じた生活コストの分布はライフ・ステージごとになんかなり変化している。拠出

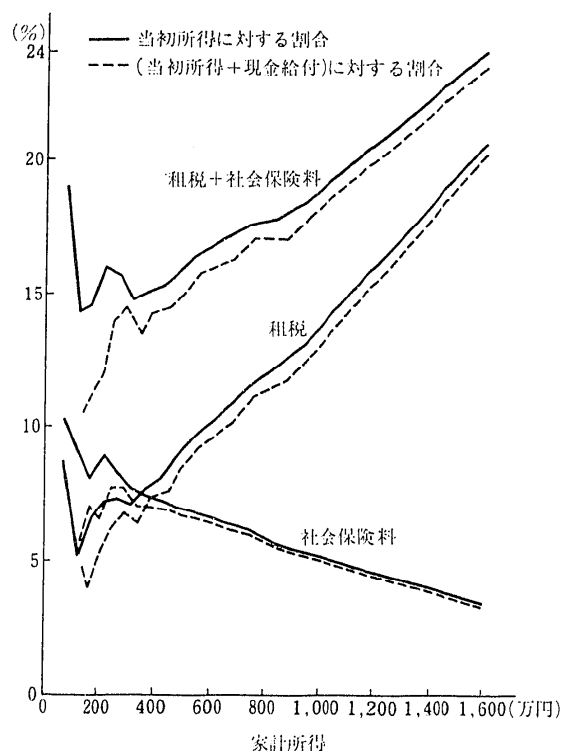


図4 社会保障現金給付の税・社会保険料負担割合への効果、昭和59年 全世帯

に関してもそのようなライフ・ステージに応ずる負担の変化を考えることがこれからは重要である。ライフ・ステージに対応した負担問題の立ち入った検討は別の機会にゆずりたいが、ここでは世帯主の年齢や家族構成によってグループを分けたいばあいの負担の状況をとりあげる（表2参照）。

世帯主の年齢階級別にみると、税負担は50～59歳で最も高く、社会保険料負担は30～39歳で最も高い。総負担が最も高いのは50～59歳（18.4%）で、ついで40～49歳（16.7%）、60～69歳（15.3%）の順になっている。世帯単位で負担状況をみるばあいには世帯における有業人員の数がかなり影響を及ぼすが、50～59歳では有業人員は最も多く2.11人であり、ついで40～49歳の層の1.68人となっており、世帯主が40代、50代では共働きも多く、所得も相対的に高いが負担も高いことを示している。経企庁の昭和59年『国民生活白書』では生涯生活コストのモデル計算を行っているが、世帯主の年齢が40代後半から50代半ばのところ、

表 2 (当初所得+現金給付) に対する税・社会保険料の割合, 昭和59年

(単位: %)

		租 税 (1)	社 会 保 険 料			拠 出 合 計 (3)=(1)+(2)
			長 期	短 期	計(2)	
総 世 帯		10.4	3.0	3.0	6.0	16.3
世 帯 類 型 別	一 般 世 帯	10.5	3.1	3.0	6.1	16.6
	高 齢 者 世 帯	8.0	0.7	2.3	3.0	11.0
	母 子 世 帯	4.0	1.7	2.4	4.1	8.1
世帯主の年齢階級別	30 歳 未 満	6.8	2.7	2.7	5.5	12.3
	30 ～ 39	8.1	3.5	3.2	6.6	14.8
	40 ～ 49	10.5	3.2	3.0	6.3	16.7
	50 ～ 59	12.3	3.2	3.0	6.1	18.4
	60 ～ 69	10.4	2.1	2.8	4.9	15.3
	70 歳 以 上	10.6	1.8	2.5	4.3	15.0
世 帯 構 造 別	単 独 世 帯	7.8	2.0	2.4	4.4	12.1
	夫婦のみ世帯	13.5	2.5	2.7	5.2	18.6
	夫婦と未婚の子のみ世帯	10.2	3.3	3.1	6.4	16.6
	片親と未婚の子のみ世帯	6.7	2.2	2.5	4.8	11.4
	三世代世帯	9.1	3.1	3.2	6.3	15.4
	その他の世帯	12.4	2.2	2.4	4.6	17.0
世 帯 人 員 別	1 人	7.8	2.0	2.4	4.4	12.1
	2 人	12.5	2.4	2.7	5.1	17.6
	3 人	11.0	2.9	2.8	5.7	16.7
	4 人	10.5	3.4	3.1	6.5	17.0
	5 人	9.4	3.1	3.0	6.2	15.6
	6 人 以 上	8.9	3.2	3.3	6.5	15.4

資料: 表1の資料を用いて算定。

子どもの高等教育機関への進学による教育費負担, 住宅取得に伴う住宅ローン支払い等の生活コストが集中し, 経済的負担を重くし, 収入と支出のアンバランスの問題が顕在化している。税・社会保険料の負担についてもとりわけ中年期の負担が重くなっている点が注目される(図5参照)。

つぎに, 世帯構造別にみると, 税負担の高いのは夫婦のみの世帯, 夫婦と未婚の子のみの世帯である(表2参照)。世帯構造別にみたばあいは, 世帯間の社会保険料負担の差異はそれほど大きくはないが, 税の控除制度の効果により税負担の差異はかなり大きく, それが総負担に影響を及ぼしている。すなわち, 総負担は夫婦のみの世帯で最も高く(18.6%), 片親と未婚の子のみの世帯では最も低い(11.4%)。

世帯人員別にみると, 世帯人員数による税・社会保険料負担の差異はそれほど大きくはなく, 1人世帯を除けば15~17%の範囲にある。世帯人員が増えるにしたがって有業人員も増え, 所得も増

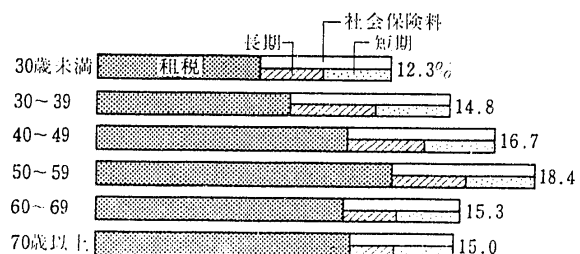


図 5 (当初所得+現金給付) に対する税・社会保険料の割合, 世帯主の年齢階級別, 昭和59年

える傾向にあるため, それが負担割合の変動を小さくしている。主婦の就労が高まったことは所得分布および世帯の負担率にかなり影響を及ぼしている。たとえば, 世帯人員が1人のばあいには有業人員は0.59人であるが, 世帯人員が5人のばあいには有業人員は2.00人, 世帯人員が6.5人のばあいには有業人員は2.71人である。家計の総所得は, 1人世帯では212.4万円であるが, 5人世帯では555.4万円である。なお, 2人世帯と6人以上世帯では, 相対的に高い年金額が総所得に対す

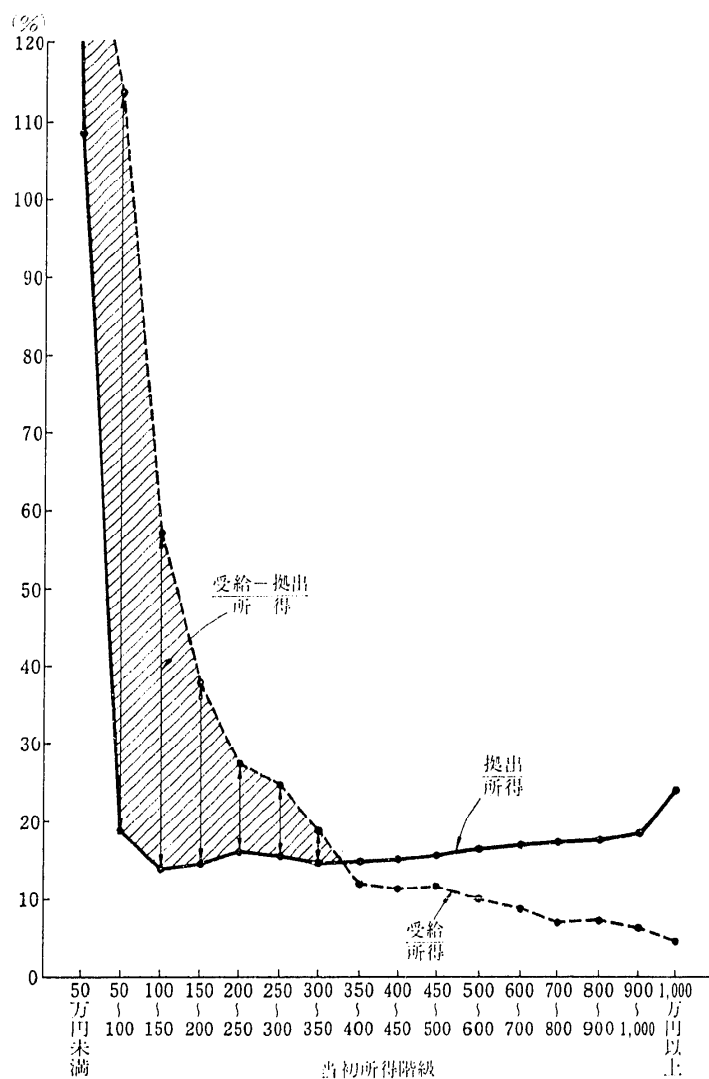
る負担割合を引き下げている。

さらに、特定世帯と一般世帯を比較すると、負担の差はかなり大きい。高齢者世帯、母子世帯、およびこれら以外の一般世帯に分けて負担状況を見ると表2のようになる。高齢者世帯では、当初所得97.0万円に現金給付109.9万円を加えると206.9万円（世帯人員1.54人）の所得になるが、年間税額16.6万円、社会保険料6.2万円を負担している。総所得に対する総負担割合は11.0%である。母子世帯では、当初所得177.0万円に現金給付66.8万円を加えると、243.8万円（世帯人員2.78人）の所得になるが、年間税額9.7万円、社

会保険料10.0万円を負担している。総所得に対する総負担割合は8.1%である。母子世帯では高齢者世帯よりも税負担割合は低いが、社会保険料負担割合が高い。一般世帯では、総所得に対する総負担割合は16.6%である。

（3） 社会保障給付の配分

所得階層別、または年齢や家族構成によって区分された世帯間における負担の配分の状況を検討してきたが、拠出面のみをとらえるのでは不十分であり、拠出に対応した便益も考慮に入れる必要がある。しかし、支出のもたらす便益の配分をす



注：50万円未満の受給については、所得に占める受給額の割合がきわめて高いため図では省略してある。

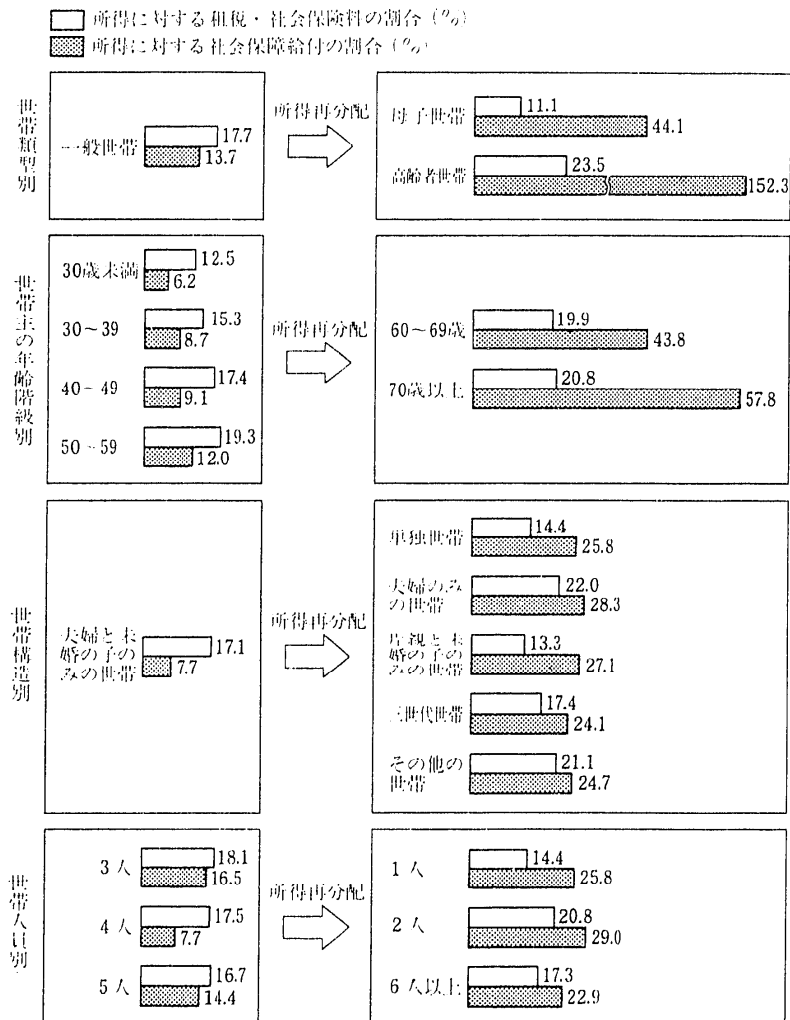
図6 所得に対する拠出と給付の割合、昭和59年

べて特定化することは困難である。便益面を社会保障給付に限定して、負担と給付の配分を示すと、表1、図6のようになる。これは、厚生省『所得再分配調査』を用いて、所得に対する拠出と給付の割合を算定した結果を示すものである。

拠出面については、すでにとりあげたように、累進所得税と逆進的な社会保険料とが相殺し合って、所得に対する総負担割合はほとんど比例的といってよい（図6で横軸にほぼ平行）。所得階層の両端を除いて、大部分の階層が所得の16～17%を拠出している。

社会保障給付については、『所得再分配調査』では現金給付の約89%は年金であり、また現物給

付の約99%は医療である。当初所得250万円までの層では現金給付の方が現物給付よりも給付額が多い。所得に対する受給額の割合は低所得層できわめて高い。すなわち、当初所得50万円未満の層では、当初所得の約22倍の社会保障給付を受けており、また50～100万円の層では当初所得とほぼ同額の給付を受給している〔表1の(2)列参照〕。低所得階層では、世帯人員・有業人員は少なく、また社会保障受給額のうち年金が高いことから、年金で生活している退職者が多いと推論できる。他方、高所得層では世帯人員・有業人員ともに多い。1,000万円以上の所得階層では所得に対する社会保障受給額の割合はきわめて低いが、受給額



資料：表1の資料を用いて算出。

図7 当初所得に対する拠出と給付の割合——再分配の方向，昭和59年

を絶対額でみると、年金は50万円未満および50～100万円の所得階層について高いし、医療も50万円未満の所得階層について2番目に高い。拠出と給付との関係では、当初所得50万円未満の所得階層では拠出1万円について20万円の社会保障給付を受給している。50～100万円の所得階層では拠出1万円について6万円、100～150万円の層では2.6万円の給付を受けている。全階層についてみると、当初所得に対する税・社会保険料の割合は17.8%，社会保障給付の割合は16.4%であり、拠出と給付の差1.4%が1世帯平均の負担になっている。当初所得が350万円未満の層では拠出と給

付の差はマイナスである。当初所得の世帯数分布の中位数は370万円であるから、総世帯のうちほぼ半数弱の世帯において、受給額の方が税・社会保険料の負担額よりも上回っているといえる。

所得再分配の目的は所得階層別に（当初所得の高い層から低い層へ）再分配するのみではなく、世帯構成とニードに応じて、同一水準の所得階層内でも再分配することである。図7は、世帯特性別に当初所得に対する拠出と給付の割合——再分配の方向——を示したものである。世帯類型別にみると、一般世帯の拠出は17.7%（対当初所得比）、受給は13.7%（対当初所得比）であるが、母

表3 5分位階級別、(当初所得+現金給付)に対する拠出および給付の割合の推移、
昭和37～59年 全世帯 (単位: %)

		昭和37年	42	47	50	53	56	59
拠出合計	第Ⅰ分位	5.2	5.4	5.6	7.1	9.4	9.5	9.4
	Ⅱ	5.1	6.1	7.2	8.4	10.7	12.1	13.8
	Ⅲ	5.8	7.0	8.7	9.3	10.9	12.5	14.1
	Ⅳ	6.9	8.5	9.6	10.1	11.9	13.9	15.4
	Ⅴ	11.0	11.5	13.2	13.2	15.1	18.5	19.5
税	第Ⅰ分位	2.2	1.9	2.2	2.4	3.0	3.3	4.3
	Ⅱ	2.1	2.2	3.1	3.4	4.2	5.0	6.4
	Ⅲ	2.6	2.8	4.2	4.2	4.8	5.9	7.1
	Ⅳ	3.5	4.2	5.3	5.1	6.2	8.1	8.8
	Ⅴ	8.4	8.0	9.8	9.2	10.7	13.4	14.6
社会保険料	第Ⅰ分位	3.0	3.5	3.5	4.7	6.4	6.2	5.2
	Ⅱ	3.0	3.9	4.0	5.0	6.4	7.1	7.5
	Ⅲ	3.3	4.2	4.5	5.1	6.1	6.7	7.0
	Ⅳ	3.3	4.3	4.3	5.0	5.7	5.8	6.6
	Ⅴ	2.6	3.5	3.4	4.0	4.5	5.1	4.9
給付合計	第Ⅰ分位	17.5	34.9	25.3	41.7	40.3	59.3	76.1
	Ⅱ	3.0	11.3	9.3	12.8	16.4	18.9	24.1
	Ⅲ	1.7	8.3	6.6	9.3	10.5	12.8	12.9
	Ⅳ	1.2	6.6	5.1	6.8	8.4	11.1	10.2
	Ⅴ	0.7	4.1	3.5	4.4	5.4	7.0	6.4
現金給付	第Ⅰ分位	5.1	13.2	10.7	18.8	19.9	29.5	51.7
	Ⅱ	0.9	3.3	1.9	3.7	6.6	7.9	11.2
	Ⅲ	0.5	2.0	1.2	2.8	4.0	5.3	6.3
	Ⅳ	0.3	1.5	0.8	2.1	3.2	4.0	4.3
	Ⅴ	0.2	1.1	0.7	1.3	2.2	3.1	3.2
現物給付	第Ⅰ分位	12.5	21.6	14.6	22.9	20.5	29.9	24.4
	Ⅱ	2.2	8.0	7.4	9.0	9.9	10.9	12.9
	Ⅲ	1.2	6.3	5.5	6.5	6.5	7.5	6.6
	Ⅳ	0.9	5.1	4.3	4.7	5.3	7.2	5.9
	Ⅴ	0.5	3.1	2.9	3.1	3.2	3.9	3.2

資料：表1の資料を用いて算定。

子世帯では拠出11.1%に対し、受給44.1%、高齢者世帯では拠出23.5%に対し、受給152.3%であり、一般世帯から母子・高齢者世帯へ再分配が行われている。

世帯主の年齢階級別にみると、60歳未満の層ではいずれも所得に対する拠出割合に比して受給割合は低いが、60歳以上では逆転している。60歳未満の層から60歳以上の層へ再分配が行われている。

世帯構造別にみると、「拠出－受給」のマイナス値が最も高いのは片親と未婚の子のみの世帯であり、ついで単独世帯、三世帯世帯、夫婦のみの世帯、その他の世帯となっており、結局夫婦と未婚の子のみの世帯からこれらの世帯へ再分配が行われている。

世帯人員別にみると、「拠出－受給」のマイナス値が最も高いのは1人世帯、ついで2人世帯、6人以上世帯となっており、世帯人員が3、4、5人の世帯では「拠出－受給」はプラスである。世帯人員3、4、5人の世帯から世帯人員1、2、6人以上の世帯へ再分配が行われている。

(4) 5分位所得階級別にみた拠出と給付の年次変化

昭和37年から昭和59年までの所得に対する拠出の動きを5分位階級別にみると、昭和37年には第Ⅰ分位5.2%、第Ⅴ分位11.0%であったが、50年にはそれぞれ7.1%、13.2%となり、さらに59年には9.4%、19.5%に増加している。時系列ではいずれの分位も上昇傾向を示しているが、53年以降の著しい変化は、第Ⅱ分位の拠出が第Ⅲ分位に近づく急増ぶりを見せていること、および第Ⅰ分位の拠出が低下したことである（表3、図8参照）。第Ⅱ分位の拠出割合の増加は社会保険料負担の急上昇、第Ⅰ分位の拠出割合の減少は社会保障給付（とくに現金給付）の増加による。社会保険料の動きを所得に対する割合でみると、37年には第Ⅰ分位3.0%、第Ⅴ分位2.6%であったが、50年にはそれぞれ4.7%、4.0%となり、さらに59年には5.2%、4.9%に増加した（図9参照）。社会保険料は第Ⅰ分位では53年以降、第Ⅴ分位では56年以降低下しているが、第Ⅱ分位では最も大きな伸びを示し、59年には7.5%に急増している。税

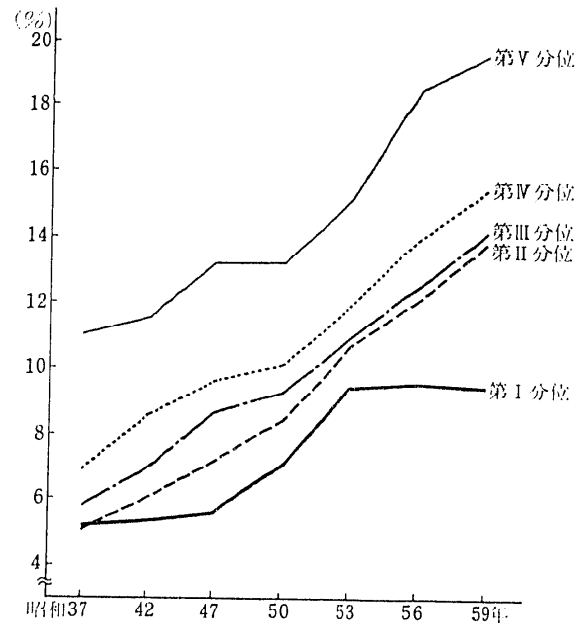


図8 5分位階級別、(当初所得+現金給付)に対する拠出の割合の推移、昭和37～59年
拠出：税+社会保険料

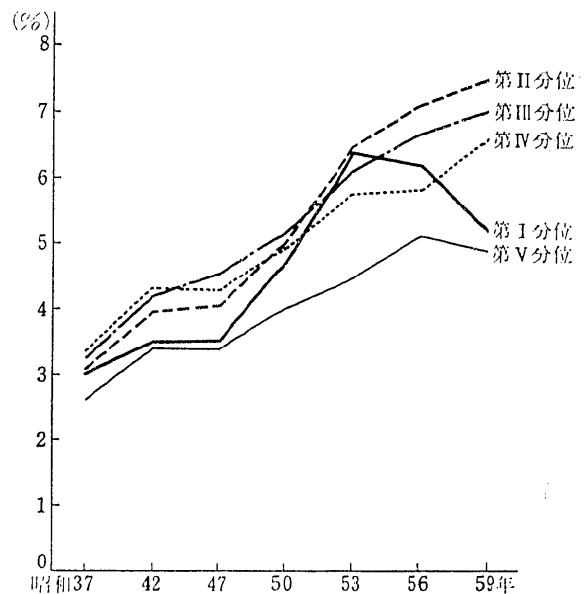


図9 5分位階級別、(当初所得+現金給付)に対する社会保険料の割合の推移、昭和37～59年

の方は所得税等の税率が累進的であるから図10のような動きを示している。

他方、給付の動きを5分位階級別にみると、所得に対する給付の割合は、昭和37年には第Ⅰ分位17.5%、第Ⅴ分位0.7%であったが、50年にはそれぞれ41.7%、4.4%となり、さらに59年には

76.1%, 6.4%に増加している(図11参照)。昭和48年の給付改善を背景として50年以降第Ⅰ分位の給付は大幅に増加している。第Ⅱ～Ⅴ分位の給付の伸びは低い。59年の第Ⅰ分位を除いてすべての年次のすべての分位で現物給付の方が現金給付よりも多い。拠出と給付との関係では、おおむね第Ⅰ分位と第Ⅱ分位において拠出よりも給付の方が大きくなっている(表3参照)。

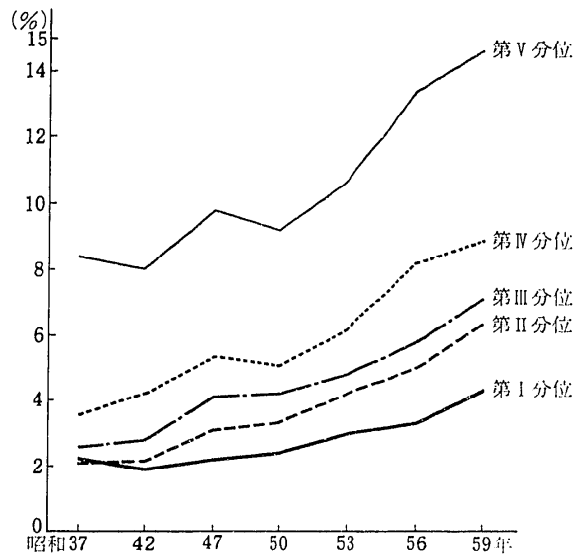


図10 5分位階級別、(当初所得+現金給付)に対する税の割合の推移、昭和37～59年

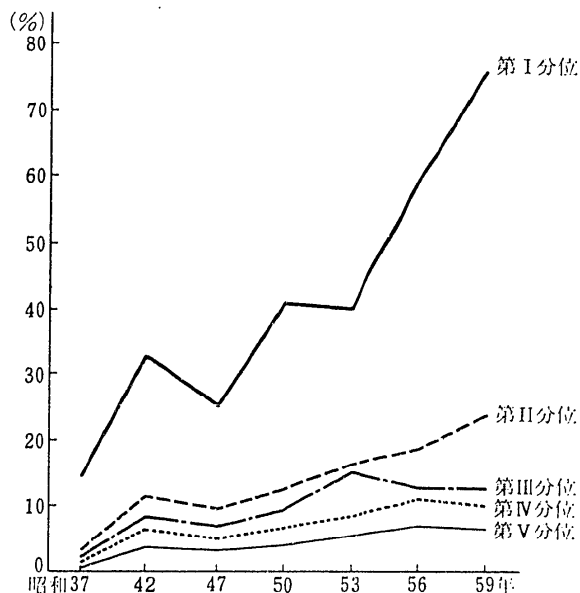


図11 5分位階級別、(当初所得+現金給付)に対する給付の割合の推移、昭和37～59年
給付：社会保障による現金給付+現物給付

Ⅲ 租税・社会保険料の国際比較

わが国の租税・社会保険料の水準と構造を検討するにあいに有効な方法は、他の先進諸国の租税・社会保険料との比較方法を考えることである。国際比較においては、詳細な(たとえば所得の)定義が国によって異なるというやっかいな問題があるが、OECDでは各国の税制について厳密な比較を行っている。表4は1984年におけるOECD諸国のGDPに対する租税・社会保障負担率を示したものである。日本の租税・社会保障負担率は先進諸国のなかで2番目に低い。最も負担率の高い国はスウェーデン、デンマーク、ベルギー、ノルウェー、オランダであり、これら5カ国は1973年

表4 GDPに対する租税・社会保障負担率の国際比較、1984年 (単位: %)

	租 税 負 担	社会保険負担	計
スウェーデン	37.2	13.2	50.5
デンマーク	46.2	1.9	48.0
ベルギー	31.6	15.1	46.7
ノルウェー	36.5	9.9	46.4
オランダ	25.4	20.2	45.5
フランス	25.7	19.8	45.5
オーストリア	28.7	13.3	42.0
ルクセンブルク	30.6	10.8	41.4
イタリア	27.2	14.0	41.2
アイルランド	33.7	5.7	39.5
イギリス	31.5	7.0	38.5
西ドイツ	24.0	13.7	37.7
フィンランド	32.9	3.1	36.0
ギリシャ	23.0	12.3	35.2
カナダ	29.4	4.3	33.7
スイス	22.0	10.2	32.2
ポルトガル	23.7	8.3	32.0
オーストラリア	31.2	—	31.2
ニュージーランド	31.0	—	31.0
アメリカ	20.6	8.4	29.0
スペイン	16.7	11.7	28.4
日本	19.3	8.1	27.4
トルコ	13.6	0.8	14.4
平 均			
OECD	27.9	9.2	37.1
OECD (欧州)	28.3	10.6	39.0
E E C	29.9	12.1	41.9

資料: Revenue Statistics of OECD Member Countries 1965-1985, OECD.

注: 四捨五入の関係で計に一致しないばあいがある。

以来12年間継続して（第1位から5位の順位は入れかわったが）負担率の最も高い国となっている。この5ヵ国についてフランスやオーストリアでも高い負担率を示している。西ドイツの負担率はOECD平均にほぼ近く、アメリカの負担率はOECD平均よりもかなり低い。

表5は主要6ヵ国の租税構造を比較したものである。GDPに対する所得課税の割合を比較すると、日本は法人税に関しては高い国に属しているが、個人所得税に関しては低い方である。個人所得税はスウェーデンでとりわけ高く、フランスでは低い。GDPに対する社会保険料の割合については、社会保障の財源調達方式の相違により各国間の変動が大きい。日本は自営業者等の保険料は高い国に属しているが、被用者、事業主の保険料はいずれも低い方である。

表5の税収の配分は、各租税グループが総税収のなかで相対的にどれだけ重要な位置を占めているかを示しており、興味深いものである。日本は所得税への依存度が6ヵ国のなかで最も高く、財・サービスに対する税のウェイトは最も低い。社会保険料については、日本はフランス、西ドイツについて依存度が高い。また財産税に依存する割合もイギリス、アメリカについて高い方に属している。このような諸外国との相違は一部には各

国の経済構造のちがいによるが、また租税政策や税12に対する態度のちがいをも反映している。

図には1955年から1984年までの租税・社会保障負担率の推移を示したものである。人口の高齢化、年金制度の成熟化、医療の高度化等のコスト増加要因を反映して、どの国でも負担率はかなりの上昇傾向を示している。1955年のスウェーデンの負担率（25.5%）とアメリカの負担率（22.6%）をみると、現在（1984年）の日本の負担率（27.4%）よりも若干低いレベルとなっている。その後30年間にスウェーデンの負担率は急上昇し、現在は1955年数値の2倍の水準になっている。他方、アメリカのばあいは、1984年現在老年人口比率がスウェーデンほど高くないこともあり、30年間に負担率は5%ポイントしか上昇していない。これから30年後には、わが国の老年人口比率は現在のスウェーデンやフランスのそれをはるかに上回ることが予測されているだけに、諸外国の経験は社会保障の財源調達問題の厳しさを示しているといえよう。

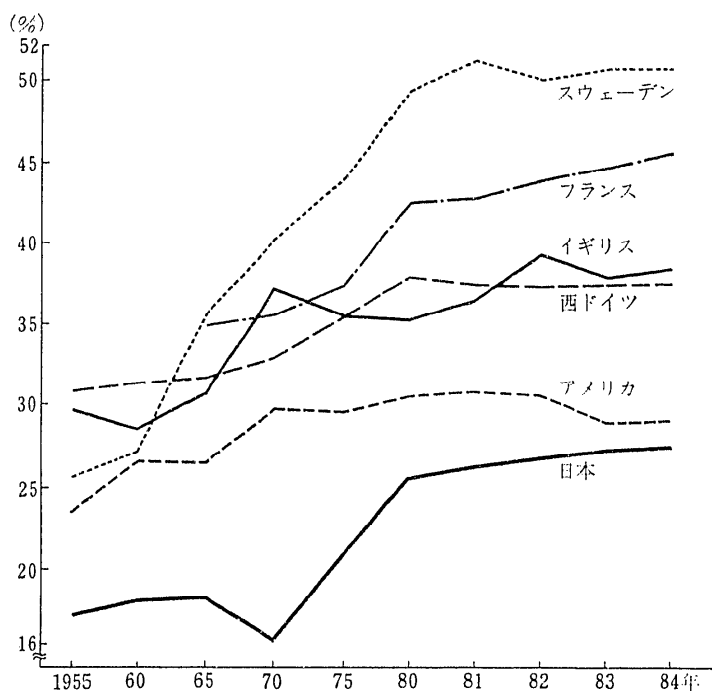
つぎに、家計の側からみた負担の状況を比較すると図13のようになる。これは1984年における平均所得者（被用者）の年間総収入に対する税・社会保険料負担割合を示したものである。夫婦と子2人世帯の総収入に対する負担の割合はわが国で

表5 租税構造の国際比較、1984年

(単位: %)

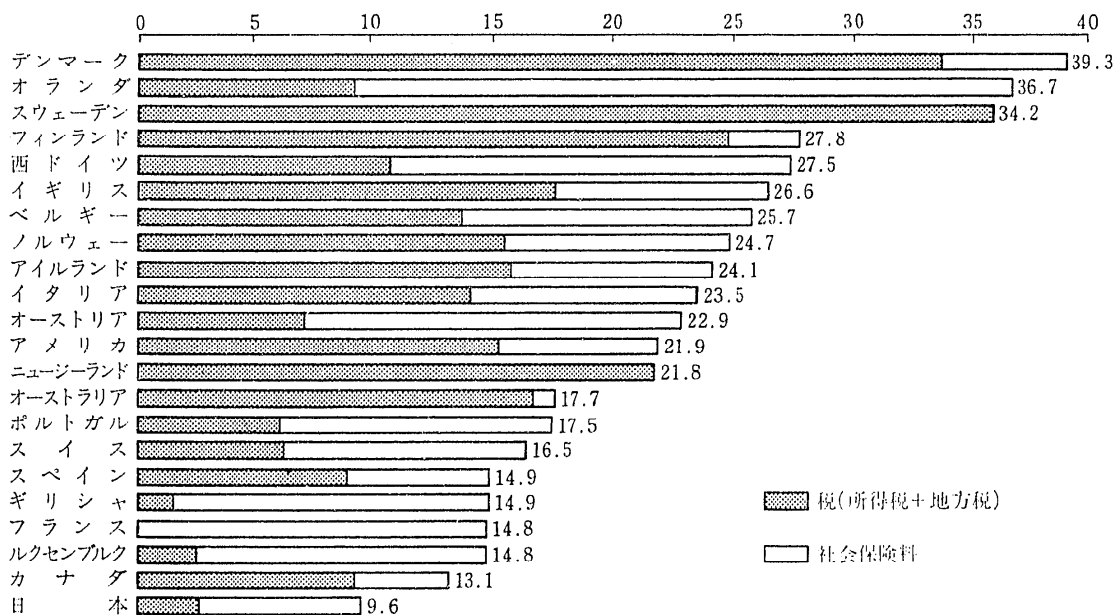
		スウェーデン	フランス	イギリス	西ドイツ	アメリカ	日本
GDP に対する 所得課税の割合	個人所得税	19.4	6.0	10.3	10.5	10.2	6.7
	法人所得税	1.9	1.9	4.4	2.0	2.1	5.8
	所得税計	21.3	7.9	14.7	12.6	12.3	12.5
GDP に対する 社会保険料の割合	被用者	—	5.6	3.3	6.0	3.2	2.9
	事業主	12.7	12.9	3.5	7.2	5.0	4.2
	自営業者等	0.6	1.4	0.2	0.5	0.2	1.1
	社会保険料計	13.2	19.8	7.0	13.7	8.4	8.1
税 収 の 配 分	個人所得税	38.5	13.3	26.7	27.9	35.3	24.5
	法人所得税	3.7	4.1	11.5	5.4	7.2	21.1
	社会保険料	26.2	43.6	18.1	36.4	29.1	29.7
	財産税	1.6	4.4	12.2	3.3	10.3	9.4
	生産物税	25.1	28.7	30.5	27.1	18.2	15.1
	その他の税	4.9	5.9	1.0	—	—	0.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：表4に同じ。



資料：表4に同じ。

図12 GDPに対する租税・社会保障負担率の国際比較(1955~1984年)



資料：The Tax/Benefit Position of Production Workers 1979-1984 を用いて作成。

注：平均所得者（被用者）の年間総収入に対する比率である。

図13 平均所得者の税・社会保険料負担率の国際比較，夫婦と子2人世帯，1984年

は9.6%であり，OECD 22カ国のなかで最も低い。わが国の負担率はデンマーク，オランダ，スウェーデンの約4分の1，イギリス，西ドイツの3分

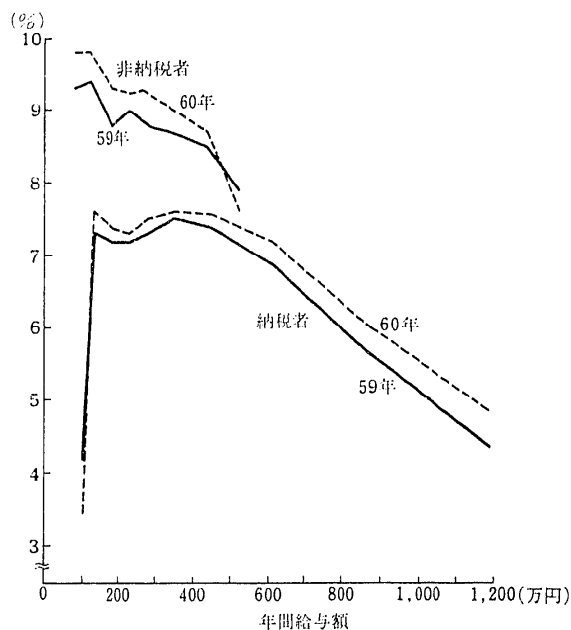
の1強である。とくに，所得税・地方税の負担率はわが国のばあい2.6%であり，先進諸国のなかではきわめて低い方に属している。

おわりに

社会保障はその給付面のみならず、その財源調達方式によっても、今後ますます国民経済に対して、また個別の家計に対して重要なインパクトを及ぼすことになるであろう。所得税と社会保険料はいずれも強制的という点では類似しているが、家計に与えるインパクトは異なる。第1に、所得税では累進税率の仕組みがとり入れられているが、社会保険料の負担は逆進的性格を有している。それは、保険料が標準報酬の上限を定めて定率で徴収されること、総報酬制（給与のほかに賞与・期末手当等を含めた報酬額に保険料率を乗ずる徴収方法）をとっていないこと（健保の特別保険料は例外）などによる。第2に、所得税には各種の所得控除制度があるが、社会保険料には控除制度はないので、低所得層では所得税よりも社会保険料負担の方が重くなるためである。図14は、給与所得者の社会保険料負担を納税者と非納税者に分けて示したものであるが、高所得者よりも低所得者、納税者よりも非納税者の負担割合が高くなっている。

今後、租税のあり方とあわせて社会保険料のあり方についてさらに検討を加える必要性は大きい。ILOの勧告³⁾でも指摘されたように、社会保障の財源調達方式は、逆進的よりも累進的負担によるべきであるし、また所得比例給付のための保険料に上限を設けることは廃止すべきである。とくに、低所得層の社会保険料負担に配慮を加える——たとえば、社会保険料にも人的控除もしくは低所得控除を導入する——ことが検討されるべきである。この方法によれば、社会保険料の料率が均一に保たれたとしても、低所得層のかかなりの部分でその逆進性を緩和することができるであろう。

わが国の個人所得に対する税・社会保険料負担割合は諸外国に比べると現在のところまだ相対的に低い水準にある。しかしながら、近年、税負担



資料：国税庁『民間給与の実態』昭和59、60年分を用いて算定。

図 14 給与所得者の年間給与に対する社会保険料の割合、昭和59、60年

が重い、あるいは不公平であるといった国民の不満の表明が増えてきている。租税制度は所得の公平な分配という目標を促進するためにも、また納税者がすすんで租税を支払おうとする意欲を維持していくためにも公平なものでなければならない。社会保険料や所得税は、国民の所得に直接負担を求めるものであるだけに国民の理解に裏づけられる必要がある。負担や給付に関する適切な情報および教育がもっと必要とされよう。

注

- 1) ISSA, *Methods of Financing Social Security*, 1979.
- 2) (1), (2)の情報に基づく分析については、都村敦子『社会保障と税制との相互調整に関する研究』社会保障制度審議会を参照。
- 3) ILO, *Into the Twenty-first Century: The Development of Social Security*, 1984.

(つむら・あつこ 社会保障研究所研究部長)

低 年 齡 児 の 保 育 政 策

堀 勝 洋

I 保育所の役割

保育所は、過去40年間にわたって大幅に整備されてきた（図表1）。このことは、保育に欠ける児童の健全育成という保育所の目的に大きく貢献してきただけでなく、乳幼児を抱える多くの母親の就労を可能ならしめてきた。

女子雇用者数はここ数十年にわたって増加の一途をたどっており（図表2）、育児年齢にある女子についてさえも労働力率が高まり、いわゆるM字型の谷の底が上がってきている（図表3）。昭和58年版の『労働白書』（労働省編〔⑩〕148頁以下）は、女子労働力をこのように増加させた要因を分析しているが、保育所の整備を4つの要因の1つに挙げている¹⁾。

戦後の我が国の経済成長は、特に昭和40年代において労働力不足をもたらしたが、それを補うものとして主婦労働力が活用された。このようにして、女子の就労が我が国の経済の中に深く組み込まれ、女子の労働力なくして我が国の経済が成り立たないように、約200万人の乳幼児を預かる保

育所の存在を抜きにして、女子労働——ひいては我が国経済——を語ることはできない。保育所は、女子の高い就労意欲に支えられて増設され、逆に保育所の整備が母親の就労を可能にし、その意欲を高める働きをしてきたことは疑いない。このような母親の就労は我が国経済に相当の寄与をなしていると思われるが、それを可能ならしめた保育所について、女子の就労対策という側面を無視し

図表1 保育所の施設数、定員及び入所児童数の推移

年 次	施 設 数	定 員	入所児童数
昭和22年	1,500ヵ所	—	—
25	3,684	—	292,504人
30	8,321	—	653,727
35	9,782	733,645人	689,242
40	11,199	876,140	829,740
45	14,401	1,194,932	1,131,361
50	18,258	1,699,681	1,631,025
55	22,036	2,136,728	1,996,082
59	22,904	2,124,000	1,880,122

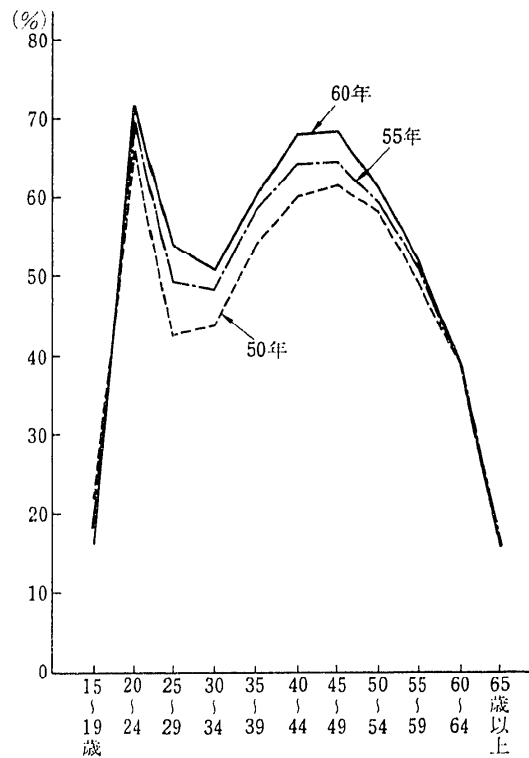
（注）昭和22年と25年は「保育年報」による（2月1日現在）。30年は「社会統計年報」による（12月末日現在）。35年以降は「社会福祉施設調査報告」による（12月末日現在、ただし、50年以降は10月1日現在）。

（資料）昭和45年までは、厚生省児童家庭局編〔⑥〕441頁。昭和50年以降は厚生省大臣官房統計情報部「昭和59年社会福祉施設調査報告」昭和60年。

図表2 女子雇用者数の推移

年 次	雇用者総数	女子雇用者数	昭和35年を100とした女子雇用者の比率	雇用者総数に占める女子の割合
昭和35年	2,370万人	738万人	100	31.1%
40	2,876	913	124	31.7
45	3,306	1,096	149	33.2
50	3,646	1,167	158	32.0
55	3,971	1,354	183	34.1
60	4,312	1,548	210	35.9

（資料）総務庁統計局「労働力調査」



(資料) 総務庁統計局「労働力調査」。

図表 3 女子の年齢階級別労働力率

図表 4 夫婦が共働きの場合の育児，家事に対する考え方

回 答 内 容	回答率 (%)
夫も妻も平等に分担する	23.7
夫も協力すべきだが、主に妻が行う	63.2
すべて妻が行う	9.3
答 え な い	3.8

(注) 調査回答者=有権者 2,364 人 (回収率79%)。

(資料) 昭和59年 4 月読売新聞社全国世論調査。

(出所) 福渡靖 [9] 17頁。

た経済的分析や政策提言が一部でなされているが、正しいとは思えない。

これに加えて、近年は保育所の人口政策的な意義にも注目する必要があるのではないと思われる。すなわち、主婦の就労による所得が家計に不可欠なものとして組み込まれると、育児と就労との選択を迫られた母親は、後者を選択せざるをえなくなり、このことは出生率を低下させる可能性がある。我が国の主婦はなお多くの育児，家事等の家庭責任を負っているが (図表 4)，保育所がこのような母親の育児負担を軽減する場合は、出

図表 5 保育所の施設数・定員・在所児数・在所在率・0～5 歳児人口 1 万対定員の年次推移

	昭和50年	51	52	53	54	55	56	57	58	59
施設数 (カ所)	18,258	19,054	19,794	20,604	21,381	22,036	22,487	22,709	22,858	22,904
定員 (人)	1,699,681	1,802,336	1,895,320	1,991,405	2,075,374	2,136,728	2,168,811	2,168,349	2,147,519	2,124,000
在所児数 (人)	1,631,025	1,737,202	1,832,269	1,913,140	1,974,886	1,996,082	1,982,530	1,956,725	1,925,006	1,880,122
在所率 (%)	96.0	96.4	96.7	96.1	95.2	93.4	91.4	90.2	89.6	88.5
0～5 歳の人口 (B) (人)	11,916,268	11,844,000	11,624,000	11,310,000	10,888,000	10,442,498	10,047,000	9,720,000	9,475,000	9,262,000
A/B × 10,000	1,426	1,522	1,631	1,761	1,906	2,046	2,159	2,231	2,267	2,293

(注) 在所率=在所児数/定員×100。

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「昭和59年社会福祉施設調査報告」昭和60年，19頁。

生率に対する以上のような影響を幾分でも緩和することができるのではないと思われる。

我が国の人口は今後も高齢化を続け、最新の推計（厚生省人口問題研究所〔⑨〕）は、昭和96年に老年人口比率が23.6%にも達すると予想している。このような超高齢社会の出現は、年金、医療、福祉などに要する費用を大幅に増大させるが、高齢化の主な要因は出生率の低下によるとされており（人口問題審議会〔⑪〕29頁以下）、今後は出生率の回復が期待されているのが現状であるといえる。この意味で、働く母親に対する保育所の育児面での協力が、これ以上の高齢化に対する歯止めとなることが期待されるが、保育所の本来の目的である児童の健全育成という人口資質面での寄与も、高齢社会において相対的に少なくなる労働力の質の確保という観点から、見過ごすべきではない。

II 保育所をめぐる状況の変化

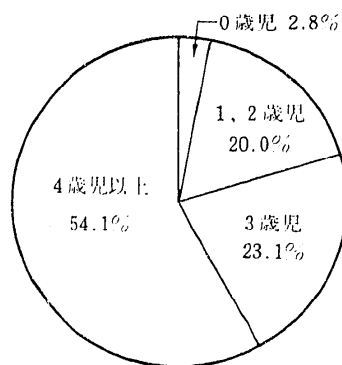
保育所をめぐる状況は次のように大きく変わり、いわば転換期にあるといえることができる。

(1) まず、保育所の整備が、1970年代までの努力により、一部の地域を除き一段落をつけていることである。このことは、図表5に示したように、保育所の在在率が昭和52年に96.7%とピークに達し、在所児数が昭和55年に199.6万人とピークに達した後漸減していることから明らかである。そしてこの在所児数は、昭和40年代後半の第2次ベビーブームによる児童が学齢期に達し、学齢前児童数の減少（図表5の「0～5歳の人口」の欄参照）が当分続くと考えられているため、今後とも回復しないものと予想されている。

(2) 第2は、保育需要の多様化傾向である。昭

和55年にベビーホテル問題がマスコミや国会などで華々しく取り上げられたことを契機として、多様な保育需要の存在が明るみに出された。昭和44年度からの乳児保育及び昭和49年度からの障害児保育に加えて、昭和56年度から夜間保育と延長保育が実施された。これら保育需要の多様化への対応は、ベビーホテル問題への対策であることはいうまでもないが、保育所整備の一巡という要素も無視することはできない。

しかし、これらが制度化されたとはいえるものの、図表6及び7を見ても分かるように、これら特別保育対策の対象児や対象保育所数は、全体数と比べて微々たるものにすぎない。さらに、これら以外の保育需要——例えば、学童保育²⁾、一時的臨時的保育³⁾、病児保育、休祭日保育、宿泊保育、短時間保育等については、一部の地方公共団体で試みられてはいるものの、全国的な制度にはなっておらず、今後これらへの対応が求められている。(3) 第3は、国及び地方の財政危機である。昭和48年と54年の2度にわたる石油ショックの衝撃を受け、我が国を含め世界の経済は停滞を余儀な



(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」。
(出所) 厚生省〔⑦〕282頁。

図表6 年齢別保育所措置状況 (昭和61年3月1日現在)

図表7 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移 (各年度末現在)

年 度	昭和56年	57	58	59	60	61
夜間保育(ヵ所数)	4	9	12	17	19	24
延長保育(ヵ所数)	71	162	205	297	372	367
障害児保育(国庫補助対象人員)	2,618	2,992	3,367	3,743	3,993	4,493

(注) 61年度は10月1日現在。
(資料) 厚生省児童家庭局調べ。
(出所) 図表6に同じ。

図表 8 国債の発行状況

項 目	昭和60年度	61	62
公債発行額 (億円)	116,800	109,460	105,010
公債依存度 (%)	22.2	20.2	19.4
公債残高 (億円)	1,344,314	約1,437,000	約1,520,000
公債残高/GNP (%)	41.9	42.9	43.5
国債費 (億円)	102,241	113,195	113,335
国債費/一般会計 (%)	19.5	20.9	20.9

(注) 公債発行額、公債依存度、国債費及び国債費/一般会計の数値はいずれも当初予算のものであり、補正予算や実績の数値とは異なる。
また、公債残高は普通国債の残高であり、昭和60年度は実績、61年度及び62年度は見込みである。

(資料) 政府資料により筆者が作成した。

図表 9 主要国の財政状況 (%)

国 名	公債依存度	長期政府債務残高の対 GNP 比	利払費 歳出総額
日 本	20.2 (61)	50.0 (61)	19.6 (61)
ア メ リ カ	22.1 (61)	34.1 (59)	14.4 (61)
イ ギ リ ス	7.0 (59)	43.6 (57)	7.1 (59)
西 ド イ ツ	9.6 (61)	20.4 (59)	11.5 (61)
フ ラ ンス	14.0 (60)	8.6 (58)	8.4 (60)

(注) カッコ内は昭和年度。

(資料) 新社会保障研究会〔②〕。

くされた。このため、歳出の伸びほどには税収が伸びず、国は昭和50年度から赤字国債を発行せざるをえなくなり、これが巨大な額にまで膨れあがっている(図表8及び9)。

このため、国は昭和56年3月に第2次臨時行政調査会を発足させ、行財政改革に乗り出した⁴⁾。社会保障の分野においても、今後の急速な高齢化に対応することをかねて、医療、年金と矢継ぎ早な改革が行われた。社会福祉の分野も、児童手当や生活保護などの改革のほか、保育所にかかわる事項では国庫負担率の引下げ⁵⁾や機関委任事務の団体委任事務化⁶⁾などが行われた。今後の高齢化の一層の進展に伴い国民負担の増大が見込まれるが、保育所の経費についていつまでも公費を当てにできるか必ずしも保証の限りではない。(4) 第4は、保育所の機能の変化である。保育所がかつての低所得者対策から一般の勤労者対策へと変化し、母親の就労目的が生活費の稼得から生きがいや生活の質の向上へと後者のウエイトが

増してくるにつれ、保育所の利用もやむをえず預けるというよりも選択的になってきているといわれる。

また、保育所が保育に欠ける児童の保護よりも、児童の教育や友達づくりの場としての役割が重視されるようになってきていると指摘されている。以上のことがどれだけ実証されているかは分からないが、これらが事実とすれば保育所を改めて見直す必要がある。

Ⅲ 総合的保育対策の必要性

保育所制度は、昭和22年に児童福祉法が制定されて措置制度や国庫負担金制度などの法的枠組みができ、昭和33年度に画一的な保育単価制度や税制転用方式による費用徴収制度など財政的枠組み⁷⁾ができて以来、その基本的な制度的枠組みは変わっていない。しかし、保育所を取り巻く環境が以上述べたように変化しただけではなく、国民生活はその当時とは比較にならないくらいに豊かになり、社会保障制度も大幅に拡充された。そして社会福祉における基本的考え方も、救済的社会福祉から一般的社会福祉へ、施設収容からコミュニティケアへ、保護から教育・訓練へ、隔離的保護からノーマライゼーションへ、公的なサービス供給から民間を含む多元的供給へ、恩恵から権利へと変わっていくにつれ、従来の法的財政的な枠組みでは対応することが困難になってきている。

現在、昭和64年度からの実施を目途に、政府や中央社会福祉審議会等において社会福祉制度の見直しが行われているが、保育制度についても以上述べた環境の変化に対応し、今後の高齢化の進展にも耐えうる制度の再構築が望まれる。その際、保育に欠ける児童の保育はいかにあるべきかを、児童福祉政策、労働・経済政策、人口政策などの視点を踏まえて総合的に検討すべきであり、従来のように単に保育所対策にとどまるべきではない。

以下、それらの問題の中でも特に総合的な視点を必要とする低年齢児の保育の在り方を検討することとしたい。

IV 施設保育と家庭保育

3歳程度以上の児童を保育所で施設保育をすることは、専門職による集団保育のメリットがあるものとして、従来際立った批判はなされていない。しかし、3歳未満の低年齢児——特にゼロ歳の乳児——については、出産後の母体の保護及び児童の心身に与える影響という二つの観点から、母親による家庭保育が望ましいという主張が強くなされてきた。このことが明瞭に示されているのが、中央児童福祉審議会の昭和43年12月20日の「当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申」であり、次のように述べている。

『2～3歳以下の乳幼児期においては、まず家庭において保育されることが原則でなければならないし、それが不可能な場合においても親密で暖い養護が与えられるよう処遇を手厚くする必要がある』ということを基本原則とすべきである。乳児について母親による愛情に満ちた家庭保育が最も望ましいというのは、母子の持続的な1対1の関係の中でこそ乳児の安定した情緒の発達が期待できるという理論によるものである⁹⁾。

また、自由民主党幼児問題調査会幼保問題に関する小委員会の石川要三小委員長は、昭和54年9月3日「乳幼児の保育に関する基本法（仮称）の制定」と題する試案を発表し、その中で次のように述べている。

「乳幼児保育の原点は、家庭における両親との肌のふれあいである。とりわけ、0歳から2歳までの3年間程度は、人間形成にとり重大な意義をもつものとして、その機会を保障するために万全の施策を講ずる。」

これらの考えは、昭和26年5月5日に宣言された児童憲章の第2項が、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ」と述べ、昭和34年11月20日国際連合によって宣言された児童権利宣言が、その第6条で次のように述べていることなどを主な根拠としている。

「児童は、できる限り、その両親の愛護と責

任の下で、また、いかなる場合においても愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。」

そしてこれらの家庭保育優先の考えを理論的に集大成したのが、昭和38年7月23日の中央児童福祉審議会の中間報告「保育問題をこう考える」である。これは児童の保育がいかにあるべきかについて有名な7原則を打ち立て、その第1原則として「両親による愛情に満ちた家庭保育」を掲げたのである⁹⁾。

しかし、低年齢児の施設保育が児童の発達の上で問題があり、家庭保育の方が望ましいとする考えは、科学的実証的研究において必ずしも意見の一致をみているわけではない。このことは、網野武博らによる内外の文献サーベイ¹⁰⁾によって裏づけられている。

また、今日においては、兄弟や友達の少なさや遊び場の欠如、母親による子に対する教育的働きかけの不足等により、家庭保育は施設保育に比べて必ずしも良いとは限らないとの指摘もなされている¹¹⁾。さらに、家計上どうしても働かざるをえない母親や、就労の中断によるキャリアの追求を断念しがたい女性など、低年齢児のための保育所を必要とする者が少なからず存在することも事実である。したがって、このような婦人については、家庭保育と施設保育のどちらかを選択できるようにするのが望ましいといわざるをえない。

V 乳児保育対策の見直し

ところが、従来は施設保育を選択しようにも乳児保育の要件が厳しく、また家庭保育を選択した場合は主婦の稼得収入の喪失・キャリアの断念という高いコストを払わざるをえなかった。すなわち、国の乳児保育特別対策の対象は世帯の所得税の年額が12万円未満の階層に限られ（当初は所得税非課税世帯に限られ、徐々に拡大されてきた）、乳児保育所は厚生大臣の承認を要することとされている。

図表 10 乳児（0歳児）入所の推移（各年4月1日現在）
（単位：人）

	昭和56年	57	58	59	60
入所数	31,293	32,503	34,756	36,315	37,068

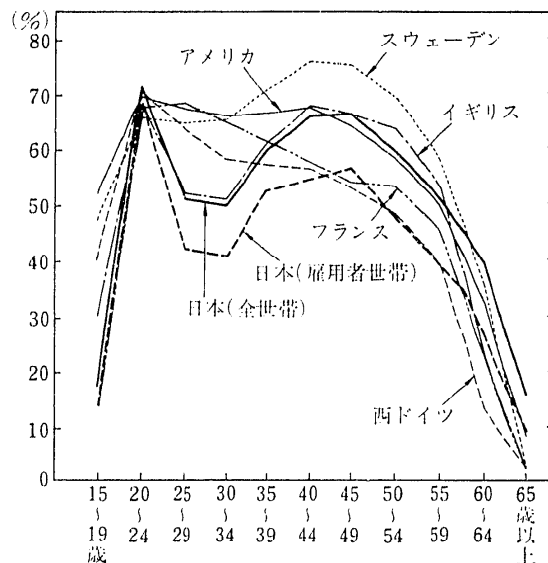
（資料）厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」。

このためもあってか、乳児の入所者数は、図表10に示したように、37,068人とどまっている。また、我が国の女子雇用率のカーブはいわゆるM字型を描いているが、これは不十分な乳児保育対策にその一因があるのではないと思われる（欧米諸国においては、図表11に示したように、イギリスを除いてM字型はみられない）。事業所内保育所やベビーホテルに低年齢児が多いことも、このことを裏づけている（図表12）。

しかし、このように低所得のために乳児を預けてまでも働かざるをえない世帯に施策を限定するのは、憲法第27条第1項が保障する勤労の権利の精神からいって、問題があるように思われる。また、いわゆる女子差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号）」の第11条第2項が、「女子に対して実効的な労働の権利を保障するため」、「親が家庭責任と職業上の責務及び社会活動への参加を両立させることを可能とするために必要な補助的な社会サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること」を規定していることを考えると、このような施策の見直しが必要と考えられる。

むしろ、乳児保育を制限して家庭保育を間接的に強いるという方策を採るよりは、母親が家庭保育できる条件を整えて、その方向に誘導する方が妥当ではないと思われる。先に見たように、従来低年齢児について家庭保育を優先すべきだとする提言は多くなされてきたが、それを推進すべき方策については具体的に述べられていない¹²⁾。

家庭保育は、子や母の幸せ、母体の保護、児童の心身の発達といった観点からのみならず、経済的財政的な理由によっても、推進されるべきであると思われる。すなわち、乳児保育の保育単価は、国の基準¹³⁾でさえ最高1人月額130,870円（昭和61年度）を要し、実際には例えば東京都の5区平



（注）日本は1982年、アメリカは1980年、イギリスは1979年、フランス・西ドイツは1981年、スウェーデンは1975年である。

（資料）

日本 総理府統計局「労働力調査」
アメリカ 労働省「Employment and Earnings」
イギリス EC「Labour Force Sample Survey」
フランス ILO「Year Book of Labour Statistics」
西ドイツ 労働社会省「Arbeits und Sozialstatistik」
スウェーデン 統計局「Population and Housing Census」

（出所）坂本由紀子〔⑩〕22頁。

図表 11 国別にみた女子の年齢別労働力率

図表 12 無認可保育所に預けられ始めた時及び現在の子供の年齢（昭和56年10～12月）

預けられ始めた時の年齢	%	現在の年齢	%
計	100.0	計	100.0
0～1ヵ月	4.5	0～1ヵ月	—
2～5ヵ月	27.8	2～5ヵ月	3.5
6～11ヵ月	17.6	6～11ヵ月	8.5
1歳	26.0	1歳	24.2
2歳	13.5	2歳	26.4
3歳	6.3	3歳	16.1
4歳	3.1	4歳	11.6
5歳	0.9	5歳	5.7
6歳	0.2	6歳	3.1
7歳以上	—	7歳以上	1.0
平均年齢	1.3歳	平均年齢	2.7歳

（注）「—」は、該当数値がないことを表す。

（資料）労働省婦人少年局婦人労働課「無認可の民間保育施設を利用する母親の就業状況とその子の保育に関する実態調査」昭和57年9月。

均で251,803円（昭和60年度）もの費用がかかっている（地方自治経営学会〔⑨〕12頁）。これを賃金構造基本統計調査による女子雇用者の平均賃金

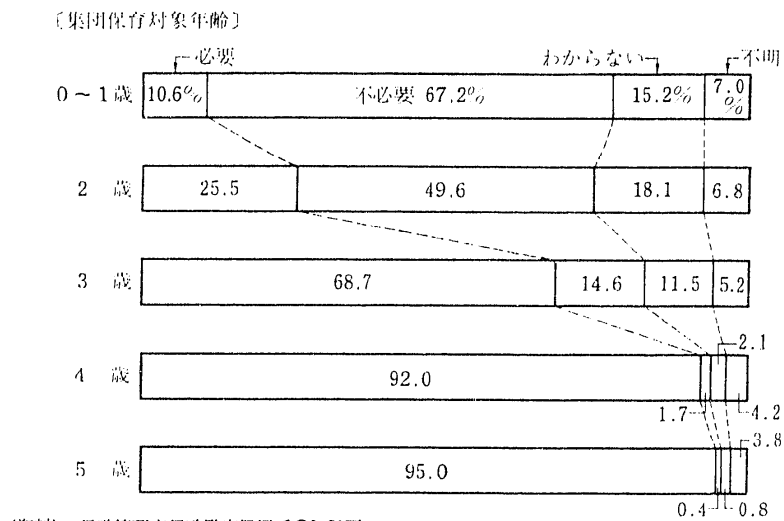
と比較してみると、フルタイムの所定内給与は月額145,800円（昭和60年6月）、パートタイムの1時間当たりの所定内給与は595円（＝1日6時間25日間働くとして月額89,250円、昭和60年6月）となっている（労働省政策調査部編〔⑦〕）。これでは、月25万円かけて乳児保育を行うよりは、月15万円の賃金分を育児手当として母親に支給した方が、財政的見地からのみ論ずれば、効率的だということになる。

さらに、保護者は低年齢児の保育については、図表13及び14に示したように、必ずしも集団保育

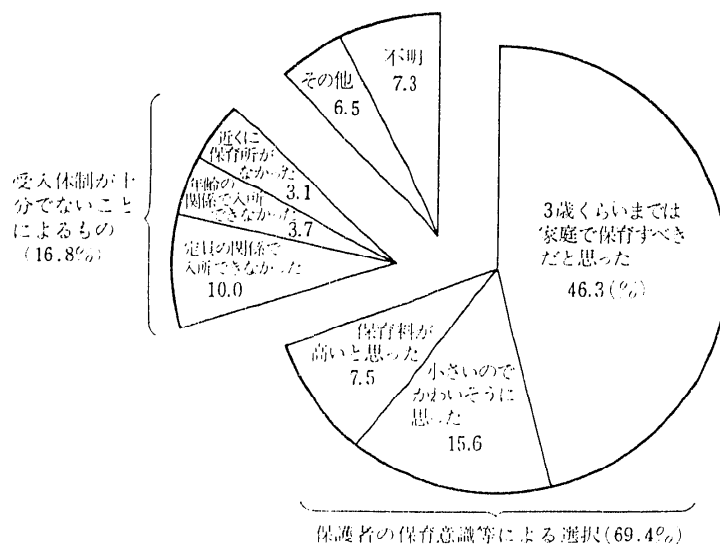
を必要と認めず、家庭保育を望んでいる。このような保護者の願いに応え、家庭保育を選択できるようにすることこそが、まさに国が行うべき施策であるように思われる。

低年齢の子をもつ親が、家庭保育を望みながらも、保育所に子を預けて働くのは、2つの理由によると思われる。第1は経済的な理由であり、第2は雇用そのもの及び雇用条件の確保である。

勤めている妻の就労目的は、図表15に示したように、家計の維持・補助が依然として多く、生きがい目的はやはり少数である。そして、図表16の



図表 13 集団保育の必要性意識



(資料) 行政管理庁行政監察局編〔⑥〕32頁。

図表 14 4、5歳まで入所しなかった理由

所得階層分布をみると、やはり保育所の方が幼稚園と比べて低所得階層のウェイトが高い。しかも、この表の保育所入所世帯の所得は夫婦2人分、幼稚園入所世帯の所得は夫1人分であると考え、保育所入所世帯は夫の所得を補助するために妻が働かざるをえないという現実の姿が浮かび上がってくる。そうすると、これら保育所入所世帯の児童が低年齢である間、所得を補てんする仕組みを講じなければ、家庭保育が進まないことになる。

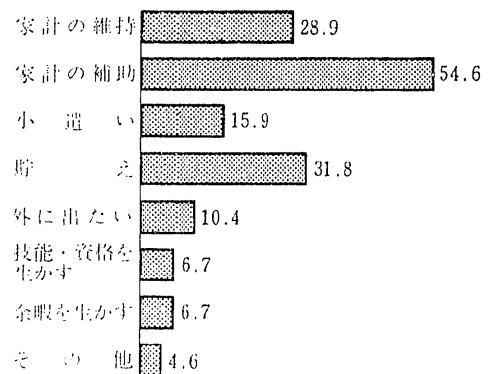
母親が就労の継続を希望する2つ目の理由は、雇用の確保及び雇用条件の維持である。これは、我が国の特殊な雇用慣行である終身雇用制と年功序列賃金制とが深くかかわっている。すなわち、第1に、出産や育児のためいったん職を失えば、以前と同じ常勤への再就職が極めて困難になる。第2に、賃金や退職金（または企業年金）なども、いったん退職すれば以前の実績は考慮されず、この面で極めて不利になる。第3に、企業内の各部署で経験を積み、企業内職業訓練を経ることによって、企業内でのポストが上昇していくという我が国の企業におけるキャリア形成のコースから外れる。

これに加えて、専業主婦になると、公的年金において国民年金にこそは加入し続けられるが、2階部分の厚生年金への加入は中断し、医療保険においては夫の被扶養者になるため給付率が下がるという問題がある。

VI 家庭保育促進のための方策

したがって、低年齢児の家庭保育を進めるためには、育児期間中の母親の所得保障や雇用保障などの施策が必要となる。このための具体的方策に

(単位: %)



(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「昭和58年国民生活実態調査報告」昭和59年、53頁。

図表 15 勤めている妻の勤めの目的 (重複回答)

つき、以下検討を加えたい。

(1) 第1は、出産手当金の拡充による育児期間中の所得の補てんである。出産による労働の中断は所得を喪失・減少させるが、その補てんを目的として医療保険から出産手当金が支給されている。この出産手当金は、産前6週間産後8週間¹⁴⁾従前報酬の6割を支給するというものである。

この8週を延長して、育児中の母親の所得を保障することにより、家庭保育を進めることが一案として考えられる。しかし、出産手当金は出産に伴う稼働の中断に対する所得保障の制度であり、育児による稼働の中断のための制度とすることになじむかという問題がある。

(2) 第2の方法は、同じ医療保険の育児手当金の拡充による所得の補てんである。現在育児手当金は、健康保険法では2,000円の一時金のみであり、実質的な機能を果たしていない。

この育児手当金を拡充して、育児中の母親の所得を保障する制度に改めることが考えられるが、

図表 16 所得4分位階級別にみた乳幼児の保育状況別世帯数の構成割合

(単位: %)

所得4分位階級	総数	家庭内保育	保育所のみ+家庭内と保育所	幼稚園のみ+家庭内と幼稚園	無認可保育施設のみ	親類・知人・友人など	その他
総数	100.0	50.4	18.0	24.1	1.6	2.1	3.8
第I 4分位	100.0	51.0	26.8	18.7	2.5	0.5	0.5
第II 4分位	100.0	50.4	19.9	23.5	1.3	2.1	2.8
第III 4分位	100.0	51.6	15.0	26.0	1.2	2.3	4.0
第IV 4分位	100.0	48.3	14.4	25.4	2.1	2.8	7.0

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「昭和58年国民生活実態調査報告」46頁より作成。

次のような問題がある。第1に、育児による稼得の喪失・減退に対する所得の保障が、医療保険になじむか。第2に、医療保険は過去において常に財政問題に悩まされ、今後も高齢者の増加による費用増加が予想される中で、このような新たな給付改善が期待できるか（すなわち、保険料率の引上げについて合意が得られるか）。第3に、医療費財源の医療以外への流出に反対すると考えられる医療関係者の合意が得られるか。

(3) 第3の方法は、児童手当を育児手当に再編成することである。児童手当制度は、昭和61年6月1日から抜本的に改正され、従来第3子以降にしか支給されていなかったのを第2子まで拡充した反面、従来義務教育終了まで支給されていたのを義務教育就学前にまで支給期間を短縮した¹⁵⁾。この後者の改正は、「児童の人格形成上最も重要な時期であり、専ら家庭で養育されている」点に鑑みて、その期間に給付を限定することとされたものである（昭和60年11月20日付厚生事務次官通知厚生省発児第168号「児童手当法の一部を改正する法律の施行について（依命通知）」）。

この点をさらに推し進めて、家庭で保育している親にのみ児童手当を支給することによって、家庭保育へのインセンティブを高めることが考えられる。児童手当の財源に限りがあるとすれば、例えば3歳未満児に支給を限定する代わり、第1子から支給することも考えられる。

児童手当法の目的の1つは、児童の健全育成とその資質の向上であるが、保育所入所児童は相当な公費助成によってほぼ同じ目的が果たされており、公平の観点からいって児童手当を家庭保育児に限定する理由は必ずしもないわけではない。例えば、障害児の父母に支給されている特別児童扶養手当は、施設入所児の父母には支給されていない。

しかし、一般的普遍的な制度としての児童手当を、育児手当という特殊目的の制度にすることについては、立法の趣旨目的からいって極めて困難な面があることは否定できない。ところで、我が国においては、子の扶養は社会的ではなく親が行うべきであるという意識が強いこと、年功賃金

や企業の扶養手当があることなどが、児童手当のニーズを高めず、児童手当の制度は必ずしも我が国に定着していないとの指摘がなされている。すなわち、児童手当は我が国においては必ずしも国民の福祉ニーズを満たす制度となっていないことが、その制度の不安定さの原因になっているというわけである。

しかし、低年齢児の家庭保育に対する保護者の意欲は、先に図表14でみたように極めて高く、育児手当のニーズは高いものと思われる。したがって、当面児童手当を低年齢児の育児手当へと再編成し、一般的な児童手当への社会的経済的条件が成熟した段階で、元の一般的な制度に戻すことが制度の安定につながるとも考えられる。

(4) 家庭保育のための条件整備の第4の方法は、育児休業制度¹⁶⁾の普及及び改善である。この育児休業制度こそは、育児後の雇用を保障するものとして、母親が安心して家庭保育に専念できるようにするものであり、過去何回も各種審議会の答申等でその推進が主張されてきた。しかし、未だ制度内容として不十分であり、また十分な普及をみせていない。

育児休業のための法制度としては、まずいわゆる男女雇用機会均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和47年法律第113号）」）がある。この法律は、女子差別撤廃条約を批准するため、従前の勤労婦人福祉法が改正されてできたものである。育児休業についても勤労婦人福祉法に規定されていたが、次のような規定に改められた（第28条第1項）。

「事業主は、その雇用する女子労働者について、必要に応じ、育児休業（事業主が、乳児又は幼児を有する女子労働者の申出により、その女子労働者が育児のため一定期間休業することを認める措置をいう。）の実施その他の育児に関する便宜の供与を行うよう努めなければならない。」

そして、国は事業主に対して、育児休業の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第28条第

2項)。この規定を受けて、育児休業制度普及促進旬間（5月5～14日）の実施、育児休業普及指導員の配置（39婦人少年室）、育児休業奨励金及び特定職種育児休業利用助成給付金の支給などの施策が講じられている。

育児休業奨励金は、1年間継続して育児休業することを認める制度を新たに導入した企業に、初年次60万円（大企業45万円）、2年次40万円（大企業35万円）を支給するものである。また、特定職種育児休業利用助成給付金は、民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するものに労働保険料や医療・年金保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う事業主に対し、育児休業取得女子労働者1人1ヵ月5,700円を支給するものである。このいずれも、雇用保険法第62条が規定する雇用改善事業として行われている。

しかし、育児休業制度の普及は、図表17に示したように、遅々として進んでいない。その理由は、①育児休業の法規定が努力義務にしかすぎないこと、②育児休業の奨励制度が企業にとってそれほどメリットがあるものではないこと、③育児休業制度を設けなくても雇用者（特にパートタイムの女子雇用者）の確保に支障がないこと、などによるものと思われる。したがって、育児休業制度の普及を図るためには、育児休業奨励金等の改善を図るほか、育児休業制度の義務化を検討する必要があると考えられる¹⁷⁾。

育児休業のより充実した法制度として、いわゆる育児休業法（「義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設等、社会福祉施設の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）」）がある。これは、国立及び公立の女子教職員、看護婦、保母等に対し、1年間の育児休業を認めるものである。育児休業期間中身分は保有されるが、給与や期末手当は原則として支給されない¹⁸⁾。しかし、昇給や退職金などについては若干有利な取扱いがなされ、その利用状況は良好である（図表18）。国公立以外の施設の女子労働者については、この育児休業制度に準じた措置を講じるよう努力義務が課されている。

この育児休業制度は、女子教職員や看護婦など

図表 17 育児休業制度実施事業所の割合

(単位: %)

昭和46年	49	51	53	56	60
2.3	5.7	6.3	6.6	14.3	14.6

(資料) 労働省「女子保護実施状況調査」。

図表 18 女子教職員の育児休業許可状況

年 度	該当者数 A	申請者数	許可件数 B	育児休業率 (%) $\frac{B}{A} \times 100$
昭和51年	39,047	9,372	9,372	24.0
52	22,869	10,792	10,749	47.0
53	24,288	13,210	13,210	54.4
54	26,676	15,569	15,566	58.4
55	27,076	18,034	18,034	66.6
56	27,677	19,449	19,449	70.3
57	29,105	22,031	22,031	75.7
58	30,600	24,718	24,718	80.8

(注) 該当者は次による。51年度——51年4月1日から52年3月31日までの間に出生した子を有する者の数に51年8月31日以前に出生した満1歳未満の子を有する者を加えた数。52年度以降——各年度に出生した子を有する者の数。

(出所) 岡田正章【④】273頁。

の継続的な勤務の促進を図るという人材確保対策としてのねらいがあった。しかし、近年はこれら職種の確保は、かつてのように困難でなくなり、むしろ一般的な育児休業の制度への転換を図るべきではないかと考えられる。その場合、対象施設の拡大、対象職種の拡大、休業期間の延長、休業中の給与、退職金等の取扱いの改善等が課題となろう。

(5) 家庭保育のための条件整備の第5の方法は、女子再雇用制度の普及充実である。この女子再雇用制度は、①従前の職業能力を発揮しうること、②再雇用の条件が中途採用に比しよい場合が多いこと、③育児等の状況に応じて再就業の時期を選べること等からメリットがあるとされており（赤松良子【①】321頁）、男女雇用機会均等法第25条¹⁹⁾にも、再雇用特別措置実施の努力義務が規定されている。

しかし、図表19に示したように、この制度を採用している事業所は5.6%と少ないため、昭和61年度において女子再雇用促進給付金の制度が創設された。これは雇用保険の雇用安定事業の1つであり、妊娠、出産、育児のため退職した女子雇用

図表 19 規模別、女子のみに適用される再雇用制度の有無別事業所数の割合 (単位: %)

規 模	計	あ り	な し
計	100.0	5.6	94.4
500 人 以 上	100.0	13.5	86.4
100~499 人	100.0	6.7	93.3
30~ 99 人	100.0	5.2	94.8

(資料) 労働省「女子保護の概況」(昭和60年)。

者を優先採用するなど一定の条件を満たした事業主に対し、再雇用者 1 人につき 30 万円 (大企業 20 万円) を支給するものである (詳しくは、労働省婦人局婦人福祉課〔⑨〕参照)。

本来このような女子のみに対する特別措置は平等原則違反であるが、女子差別撤廃条約第 44 条第 1 項²⁰⁾が規定する男女間の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置として、むしろ積極的にこれを推進していくべきものであろう。

注

- 1) 他の 3 つの要因は、①有配偶者の労働力率の上昇、②平均結婚年齢の上昇による未婚者の割合の増加、③出生率の低下である。
- 2) 保育所は基本的には小学校就学の始期に達するまでの乳幼児のための施設であるが (児童福祉法第 39 条第 1 項)、同条第 2 項により学齢児童をも保育することができ、同法第 24 条により市町村長はこれら保育に欠ける学童をも保育所に入所させて保育しなければならないこととされている。保育所における学童保育は原則として国庫負担金の対象とされておらず、一部の地方公共団体がいわゆるカギっ子対策として児童館等においてそれを行っているにとどまっている。ところが、小学 3 年生ぐらいまではやはり 1 人にすることに對する不安があるため、子が学齢前は保育所に預けて働くことができた母親の多くが、学童保育が得られないため就労を断念しているといわれている。
- 3) 従来年度当初の 4 月に保育所入所児が決められ、年度途中の入所は極めて困難であった。このため、昭和 57 年 8 月 24 日付の厚生省児童家庭局長通知児発第 714 号「保育所への年度途中における入所について」が出され、年度途中における緊急入所が円滑化されるようになった。しかし、その他の一時的臨時的な保育所入所は、やはり困難な状況にあるといわれている。
- 4) 保育所については臨時行政調査会の第 1 次答申 (昭和 56 年 7 月 10 日) で取り上げられ、「保育所については、幼稚園についての検討と併せ、費用徴収基

準の負担能力に応じた強化、公平化を図る。また、その新設は、地域の実情に配慮しつつ、全体として抑制する。」と述べられている。

- 5) 昭和 60 年度においては、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律 (昭和 60 年法律第 37 号)」により、従来の国庫負担率 8 割が 7 割に引き下げられた。また、昭和 61~63 年度の国庫負担率が、「国の補助金等の臨時特例等に関する法律 (昭和 61 年法律第 46 号)」により、5 割とされた。
- 6) 「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律 (昭和 61 年法律第 109 号)」を参照。
- 7) これについては、当時厚生省児童局企画課長として抜本的改革に取り組んだ梅本純正氏の「保育単価と保育料徴収基準設定まで」植山・浦辺・岡田編〔③〕108 頁以下、を参照。
- 8) 特に 3 ヶ月未満の乳児の保育については、同じ意見具申の中で次のように述べられている。
「3 ヶ月未満の乳児の身体は、急速な発育過程をたどりながらも、諸器官は極めて未熟であり、外界の諸刺激に対する抵抗力は甚だ弱い状態にある。したがって、この時期における外出は短時間の日光浴、外気浴の程度にとどめるのが保育の常識であり、毎日の遠出は乳児の保健上避けるべきである。また、この時期においては、骨、筋肉も未だ脆弱であり、専ら臥床生活を必要とするため、保育所への往復は身体発育を阻害する危険性が多いと思われる。
つぎに、母子関係から考えると、母親が出産のための心身の異常状態から完全に回復する期間は、産科学の立場から 6~8 週間を必要とするといわれている。したがって、この期間は、母親の健康面からみても、また、乳児の情緒的発達に不可欠である親密な母子関係を持続するためにも、家庭において保育に従事することが最も自然的であるといえる。
以上のような観点からみて、とくに 3 ヶ月未満の乳児を保育所で受託することは、原則として避けるべきであると思われる。また、乳児の発達と人間関係の理論から考えると、両親と乳児との関係、とくに母子関係は極めて具体的、継続的である必要がある。すなわち、長時間にわたる母子分離は、その関係の発展を稀薄にする危険性を有し、そのために、乳児の情緒的発達を阻害することも憂慮されるので、保育所における乳児の保育時間は、極力短時間にとどめるべきであり、乳児を持つ婦人の労働のあり方については、児童福祉の立場からも考慮される必要がある。」
- 9) このほかの原則は、第 2 原則——母親の保育責任と父親の協力義務、第 3 原則——保育方法の選択の自由と、こどもの、母親に保育される権利、第 4 原則——家庭保育を守るための公的援助、第 5 原則——家庭以外の保育の家庭化、第 6 原則——年齢に応じた処遇、第 7 原則——集団保育、である。
- 10) 網野・川西・荒井〔②〕は広範囲にわたって文献を渉猟し、優れた分析を加えているが、同書の 59~60 頁は次のように述べている。「Rutter, M. はさら

に1980年代のはじめにあらためてこれらの研究を概括し、母親が働くことの子どもへの影響に関する研究からは、保育が本質的に情緒的、社会的問題をもたらすということは通常みられないので、子どもが幼い時期には、ひとりの親（必ずしも母親ではなく、父親でもよい）が家に残って養育にあたるべきであるかどうかとの問いに対しては、それは必要だと断言することはできない。それならば通常はひとりの親が家に残って養育にあたる方が望ましいかどうかと問われれば、より答えにくくなると述べている。」

- 11) 全国私立保育園連盟の昭和54年9月29日の「乳幼児の保育に関する基本法（仮称）制定に関する基本構想（案）に対するわれわれの見解」等を参照。
- 12) 本文で引用した昭和38年の中央児童福祉審議会の中間報告は、保育に欠けると思われる状況を具体的に指摘し、その1つ1つについて対策を提案している。しかし、例えば父母の労働による場合については、「父親の収入だけで、家計が成り立つよう、賃金政策の面での努力が望まれる」などと述べているだけで、具体性に欠けている。

これ以外の答申や報告などにおいても、家庭保育のため育児休業を普及改善することなどが提案されているが、その具体的内容まで踏み込んだ改善策については、何ら言及されていない。

- 13) 昭和61年5月8日付厚生省児童家庭局長通知児発第399号「小規模保育所及び乳児保育特別対策適用保育所に係る保育単価について」参照。
- 14) 昭和61年4月1日から、従来の6週間から8週間に延長されたものである。これは「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（昭和60年法律第45号）」によって、労働基準法第65条第2項の産休期間が延長されたことに伴うものである。

この労働基準法の改正は、「母体の客観的回復過程及び現実の産後休業取得状況からみると、現行の産後休業6週間のうち強制休業5週間という期間は、必ずしも十分ではないと考えられるので産褥期間が6～8週間とされていることを考慮し、産後の休業期間は原則として8週間とする」という労働基準法研究会報告に基づいている（労働省婦人局編著（⑩）149頁）。

- 15) 「児童手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第74号）」によって改正されたものであるが、激変緩和のため3年かけて段階的に実施されることになっており、現在はまだ本文に述べたとおりになっていない。
- 16) 育児休業制度の導入の経緯、実施状況、地方や外国の状況、問題点等について述べているものに、小幡・渡井（⑤）、松本（⑨）等がある。
- 17) すべての女子労働者に対し育児休業請求権を与えるべきだとする意見が婦人少年問題審議会で出されたが、多数意見は「我が国における普及率も1割強にすぎないこと等を考慮すると、現段階において全企業に本制度の実施を要請することは困難であり、当面、行政側の積極的な指導、援助等により本制度

のなお一層の普及を図ることが先決である」ということで、法制化が見送られた（婦人少年問題審議会の昭和59年3月26日付の建議「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」参照）。

しかし、男女雇用機会均等法の第1条及び第2条において、女子労働者が「家庭の一員として次代を担う者の生育について重要な役割を有する者であることにかんがみ」、「職業と家庭生活との調和を図ること」をこの法律の目的及び基本理念とする以上、それを可能ならしめるための最も効果的な手段である育児休業制度を義務化する必要があったのではないと思われる。

ただし、中小企業等にも直ちに義務化することには困難があるため、一定の経過期間を設けたり、育児休業期間や休業中の給与等について導入しやすい配慮を加え、徐々に制度内容の改善を図っていくようにすべきであろう。

なお、日本社会党や故早川崇自由民主党議員が、育児休業請求権の法制化に関する提案をしているが、これについては松本（⑨）を参照されたい。

- 18) この点については、国会で与野党の意見が対立し、結局育児休業法附則第2項及び第3項の規定により、共済組合の掛金額に等しい育児休業給が支給されることになった。
- 19) 同条第1項「事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置（当該女子であって、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。」
- 20) 「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」

引用文献

本稿執筆に当たっては多くの文献を参考にしたが、以下は本文で引用したものに限られる。

- ①赤松良子『詳説男女雇用機会均等法及び改正労働基準法』日本労働協会、昭和60年
- ②網野武博・川西康裕・荒井洸『欧米主要国における保育動向の分析』日本児童福祉協会、昭和60年
- ③植山つる・浦辺史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会、昭和53年
- ④岡田正章『保育制度の展望』ぎょうせい、昭和61年
- ⑤小幡幹雄・渡井敏雄「育児休業制度——背景・現状・今後の課題——」『立法と調査』昭和57年12月
- ⑥行政管理庁行政監察局編『保育所の現状と問題点——

- 保育所に関する調査結果報告書——』大蔵省印刷局，昭和57年
- ⑦厚生省『昭和61年版厚生白書』厚生統計協会，昭和62年
- ⑧厚生省児童家庭局編『児童福祉三十年の歩み』日本児童問題調査会，昭和53年
- ⑨厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口——昭和60～100年——』人口問題研究所研究資料第244号，昭和62年2月
- ⑩坂本由紀子「子育てからみた働く婦人の実態——諸外国の状況——」『母子保健情報』昭和59年8月
- ⑪人口問題審議会編『日本の人口・日本の社会』東洋経済新報社，昭和59年
- ⑫新社会保障研究会「社会保障の新しい潮流〈1〉」『社会保険旬報』昭和61年7月21日
- ⑬地方自治経営学会『高齢化社会に向けて——費用負担，施設利用のあり方の見直しを——』昭和61年
- ⑭福渡靖「子育てからみた働く婦人の実態と諸問題」『母子保健情報』昭和59年8月
- ⑮松本仙一「育児休業法——立法プロセスの特異性」『ジュリスト』昭和59年1月1日・15日
- ⑯労働省編『昭和58年版労働白書』日本労働協会，昭和58年
- ⑰労働省政策調査部編『昭和60年賃金センサス——賃金構造基本統計調査——』労働法令協会，昭和61年
- ⑱労働省婦人局編著『新版雇用機会均等法改正労働基準法の実務解説』労務行政研究所，昭和61年
- ⑲労働省婦人局婦人福祉課『女子再雇用促進給付金の創設について』『労働基準』昭和61年5月
(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)

掛川市中高年者世帯における所得水準の変化について

曾 原 利 満

この報告は静岡県掛川市において実施された昭和48年「中高年者生活総合調査（主査 中鉢正美 慶大教授）」とその追跡調査である昭和59年「高齢者生活総合調査（主査 森岡清美 成城大教授）」の世帯調査の結果にもとづいて、中高年者の11年間における所得水準の変化を中心にまとめてみたものである。用いた所得データは、世帯調査時のききとりによる平均月収である。内容は勤労収入、事業収入、公的年金、仕送り等より成っており、いずれも税込みの金額である。なお、給与所得者の場合の賞与は含まれていない。また、自営業で家族従業員各自の収入が不明確のときには、いったん、自営業主のところに収入総額をまとめて記入しておき、後で、各家族従業員に適当と思われる配分率で配分し直してある。なお、この掛川調査では、世帯調査だけではなく、家計調査も実施しており、そのほうがより正確な所得データを得られるのであるが、家計調査のほうは調査世帯数が非常に少ない。昭和59年調査でいえば、世帯調査の479世帯に対して家計調査は約90世帯にすぎない。それで主として世帯調査の所得データを用いている。

上記「中高年者生活総合調査」と「高齢者生活総合調査」の詳細については、文末に参考文献をいくつか掲げておいた。

I 11年間における家族形態の変化

昭和48年調査と昭和59年調査のあいだにおける家族形態の変化は表1のとおりである。妻が死亡して、「夫のみ」とか「夫とその他」のタイプに移

行した世帯は少なく、全部で25世帯、全479世帯の5%にすぎないが、逆に夫が死亡して、「妻のみ」とか「妻とその他」のタイプに移行した世帯はかなり多く、全部で122世帯、全世帯の約25%の割合を占めている。

追跡調査の性格上、新規の世帯がないので、一方的に加齢が進み、夫の年齢が70歳以上という世帯が夫健在の世帯の5割弱を占めるに至っている。また、昭和48年調査においては、CNタイプ（夫婦と子夫婦、孫より成る三世帯世帯）については、55歳以上の年齢に限定していたので、昭和59年調査では65歳未満の年齢階級のCNタイプが極端に少なくなっていることにも注意が必要である。また、この調査の年齢階級別分布、家族形態別分布は昭和48年調査、昭和59年調査どちらも掛川市の高齢者のいる世帯の当時の分布状況をそのまま反映したものにはなっていないことにも注意すべきである。あくまでも、昭和48年に調査したC（夫婦世帯）、N（夫婦と未婚子世帯）、CN（三世帯世帯）という3タイプに関する事例の追跡調査であるということである。

したがって、調査全世帯の平均値というのは、あまり意味がないことになる。家族形態の変化とか、年齢階級の上昇とか、職業の変化等にとともに、収入がどう変化しているかを見るのがポイントになる。

II 掛川中高年者の所得水準

昭和59年の世帯調査によると、全調査世帯のうち夫妻ともに健在の357世帯の平均夫妻収入は

表 1 昭和59年調査時の夫の年齢階級別にみた昭和48年調査と昭和59年調査のあただにおける家族形態の変化

			昭 和 59 年 調 査 家 族 形 態								
			総 数	夫のみ	夫と他	C	N	C N	Cと他	妻のみ	妻と他
昭 和 48 年 調 査 家 族 形 態	総 数		479	1	24	131	71	97	33	29	93
	夫 婦 の み (C)		143	1	4	79	7	18	8	19	7
	昭59 夫年齢	～59歳	9	—	—	4	1	2	2	・	・
		60～64	19	—	1	15	—	3	—	・	・
		65～69	31	—	1	20	4	5	1	・	・
		70～	58	1	2	40	2	8	5	・	・
		夫 死 亡	26	・	・	・	・	・	・	19	7
	夫 婦 と 未 婚 子 (N)		206	—	7	48	64	30	15	8	34
	昭59 夫年齢	～59歳	36	—	—	11	24	1	—	・	・
		60～64	38	—	2	3	19	9	5	・	・
		65～69	43	—	2	16	10	9	6	・	・
		70～	47	—	3	18	11	11	4	・	・
		夫 死 亡	42	・	・	・	・	・	・	8	34
	三 世 代 (C N)		130	—	13	4	—	49	10	2	52
	昭59 夫年齢	65～69歳	8	—	1	1	—	6	—	・	・
		70～	68	—	12	3	—	43	10	・	・
		夫 死 亡	54	・	・	・	・	・	・	2	52

236.5千円であった。しかし、ききとりの調査による所得額は過小であることが多いと言われている。そこで、所得がどのくらい正確にとらえられているかをみるために、翌年10～11月に実施した家計調査の実収入額と比較してみた。調査世帯の家族形態は実にさまざまである。ここでは夫婦のみの世帯に限定して世帯調査と家計調査の両方を実施した世帯について比較してみたのであるが、それによると、世帯調査の夫妻収入は家計調査の夫妻実収入額の約78%である。家計調査の実収入額には財産収入とか受贈収入（現物収入が多い）等が含まれていて、とくに受贈収入の金額は比較的大きいようである。一方、世帯調査の実収入にはそれらの収入はほとんどが洩れているとみてよい。それで、家計調査の夫妻実収入額から財産収入と受贈収入等を控除した金額と比較してみると、約92%という結果が得られる。さらに、世帯調査は昭和59年、家計調査は昭和60年に実施されていることを考慮して、家計調査の計数を昭和59年計数に修正して比較すると、世帯調査の夫婦世帯の実収入額は、家計調査の夫婦世帯の実収入額に対して約82%、財産収入と受贈収入等を控除した額に対しては約96%という結果になった。なお、昭

表 2 高齢者生活総合調査の夫婦世帯のうち世帯調査と家計調査の両方を実施した世帯の収入の比較

	夫妻収入額	世帯調査÷(家計調査×0.953)	
世帯調査平均夫妻収入 (昭和59年調査)	241,700円	82.2	96.3
家計調査平均夫妻実収入 (昭和60年調査)	308,700円	100.0	・
家計調査平均夫妻実収入 (財産収入と受贈を除く) (昭和60年調査)	263,300円	・	100.0

(注) 家計調査を実施した夫婦世帯は49世帯であるが、そのうち7世帯は昭和59年の世帯調査実施後に退職し年金を受給するようになる等の理由で比較に不適当なため除き、42世帯により比較した。
世帯調査÷(家計調査×0.953)の式中の0.953は総務庁「家計調査」の全国勤労者世帯平均実収入額の昭和59年計数と昭和60年計数の比である。

和60年家計調査の金額を昭和59年金額に修正するには、総務庁「家計調査」の昭和59年と昭和60年の勤労者世帯の平均実収入の比率を用いている。

ところで、次の問題は、掛川調査の実収入水準は全国平均値に比較して高いのか低いのかである。それで、今度は掛川家計調査の実収入水準を総務庁家計調査の全国平均の実収入水準と比較してみた。掛川家計調査のほうは夫婦世帯の10～11月1ヵ月間の実収入である。一方、総務庁家計調査のほうは、夫婦のみかまたは夫婦と未婚子より成る

勤労者世帯の年間平均実収入である。ただし、総務庁家計調査の実収入には賞与とか、妻以外の他の世帯員の勤め先収入が含まれているので、それらは除いて比較してみた。その比較結果は表3に示しているとおりである。

総務庁家計調査と掛川家計調査では実収入の内訳が非常に異なっている。総務庁家計調査では、勤め先収入のような稼得収入の割合が高いのに対して、掛川家計調査では公的年金の割合が桁違いに高い。65歳以上の年齢階級については、とくに、勤労者世帯のみの実収入額を再掲しているが、やはり同じ傾向がみられる。このように実収入の構造の異なるものを比較することは問題であるが、あえて比較してみると、55～59歳と60～64歳の両年齢階級では掛川家計調査のほうが総務庁家計調査の実収入額をかなり上回っているが、65歳以上の年齢階級では、総務庁家計調査が掛川家計調査を若干上回るということになっている。しかし、65歳以上についての掛川家計調査の世帯には無職世帯が非常に多いので、それを除いて勤労者世帯のみに限定すると、やはり掛川家計調査のほうが総務庁家計調査をかなり上回っているという結果になる。単純に実収入を比較すると、掛川家計調査の実収入水準は総務庁家計調査の全国平均の実収入水準をかなり上回る水準であるということになる。

総務庁家計調査と掛川家計調査を比較して、もうひとつ目につくことがある。それは、前者は後者に比較して財産収入と受贈金、仕送り等の金額が非常に小さいことである。掛川調査では、財産収入と受贈金等についても洩れのないようにかなり精密に調査している。そのために総務庁家計調査の財産収入と受贈金よりは相対的に大きい金額になっているということがあるのかもしれない。それで、参考のために、財産収入と受贈金、仕送り等を除いて、夫妻勤め先収入と事業内職収入および社会保障給付金だけの実収入の比較も行ってみた。それによると、総務庁家計調査と掛川家計調査の実収入金額はほぼ等しいという結果になっている。以上をまとめると、掛川家計調査による実収入金額は総務庁家計調査の全国平均値を上回っている可能性が高いこと、少なくとも同等以下ではないということがいえよう。

III 掛川中高年齢者世帯の所得増加率

掛川中高年齢者世帯の昭和48年調査と昭和59年調査のあいだにおける所得の増加率は、一般中高年齢者世帯の所得増加率とくらべると、どの程度のものであろうか。それをみるために、掛川世帯調査の夫婦世帯の実収入増加率と総務庁家計調査の夫婦または夫婦と未婚子より成る勤労者世帯の実収入

表3 総務庁「家計調査」と掛川「家計調査」の夫婦世帯の実収入額比較

昭和60年		(単位 千円)				
	実収入総額	夫妻稼得収入	財産収入	社会保障給付	受贈金、仕送り等	参考実収入
総務庁「家計調査」						
55～59歳	388.4	363.2	2.0	13.1	10.1	376.3
60～64	310.1	256.0	2.8	38.9	12.4	294.9
65～	267.6	203.8	3.7	51.3	8.8	255.2
平均(55～)	350.4	312.0	2.5	25.4	10.6	337.4
掛川「家計調査」						
55～59歳	456.3	190.1	60.2	170.8	35.2	360.9
60～64	388.6	162.1	54.4	145.8	26.3	307.9
65～	266.0 (324.5)	62.8 (165.2)	5.7 (6.9)	174.9 (123.2)	22.7 (29.2)	237.6 (288.4)
平均(55～)	412.4 (420.0)	165.7 (178.9)	51.5 (51.7)	164.2 (157.5)	31.0 (31.9)	329.9 (336.4)

- (注) 1. 夫妻稼得収入は勤め先収入、事業内職収入より成る。賞与は除いている。
 2. 掛川「家計調査」の社会保障給付は公的年金受給額。
 3. 参考実収入は夫妻稼得収入と社会保障給付の合計。
 4. 掛川「家計調査」の65～と合計の()の計数は勤労者世帯のみの計数である。
 5. 掛川「家計調査」の平均は総務庁「家計調査」の年齢階級別ウエイトを用いて平均値を求めている。

表 4 掛川世帯調査夫婦世帯と総務庁家計調査夫婦または夫婦と未婚子世帯
の夫妻実収入増加率の比較

	掛川世帯調査			総務庁家計調査		
	昭和 48	昭和 59	59/48	昭和 48	昭和 59	59/48
世帯主年齢	千円	千円	倍	千円	千円	倍
55～59 歳	123.1	345.3	2.81	125.3	366.9	2.92
60～64	103.6	251.1	2.42	107.1	272.4	2.54
65～	87.9	255.9	2.91	91.1	250.2	2.75
平均 (55歳以上)	110.3 (104.0)	298.4 (286.8)	2.71 (2.76)	113.1 (107.0)	314.9 (293.4)	2.78 (2.74)

(注) 1. 総務庁家計調査の夫妻実収入は世帯実収入から賞与と他の世帯員の収入を除いたものである。
2. 平均 (55歳以上) の実収入額は昭和48年総務庁家計調査の年齢階級別世帯数を共通のウェイトとして用いたものと昭和48年掛川世帯調査の年齢階級別世帯数を共通のウェイトとして用いたものと2通り示してある。
() の計数が後者による平均値である。

入の増加率を比較してみた。

表 4 がその比較表である。比較に当たっては、前節と同様に、総務庁家計調査の実収入からは賞与とその他世帯員収入を除いたものを用いている。これをみると、55～59歳と60～64歳の年齢階級では、総務庁家計調査の実収入増加率のほうが掛川世帯調査を若干上回っており、65歳以上では、逆に、掛川世帯調査のほうが総務庁家計調査を若干上回っている。55歳以上の平均値は昭和48年総務庁家計調査の年齢階級別世帯数を共通ウェイトとして計算したものと、昭和48年掛川世帯調査の年齢階級別世帯数を共通ウェイトにして計算したものの2通り出している。それによると、昭和48年総務庁家計調査ウェイトによる場合には、総務庁家計調査の実収入増加率は2.78倍であり、掛川世帯調査の2.71倍を若干上回っている。一方、昭和48年掛川世帯調査ウェイトによる場合には、逆に、掛川世帯調査の実収入増加率2.76倍が総務庁家計調査の2.74倍を若干上回っている。

以上のことから判断すると、掛川世帯調査と総務庁家計調査では、比較した一定のタイプの世帯に関する限りでは、実収入増加率にそんなに差がないということが言えそうである。とくに、掛川中高年者世帯の65歳以上の年齢階級には、無職世帯が多数含まれていることを考えると、掛川中高年者世帯の実収入増加率は、そんなに低いものではないように思われるのである。

IV 夫妻収入の5分位階級別分布の変化

掛川中高年者の所得は夫婦世帯でみるかぎり、全国平均値以上の水準のようであり、増加率も劣らないことを述べたが、それは、あくまでも平均値についてのことである。中高年者を個別にみると、所得水準に高低があり、所得の増加率にも大小がある。そのへんの状況を夫妻収入5分位階級別分布の変化を通して見てみよう。

表 5 は、昭和48年と59年のそれぞれの夫妻収入5分位階級別分布をクロスさせてみたものである。この表の昭和48年については、最右欄をみると分かるように、うまく5分の1ずつに分かれていない。これは、昭和48年調査では20万円とか30万円というようなきりのよい金額のところに世帯が集中しているために、うまく5分の1ずつに分けることができなかったためである。昭和48年調査で

表 5 昭和48年調査と昭和59年調査のそれぞれの
夫妻収入5分位階級別にみた世帯分布

		昭和59年調査夫妻収入5分位階級					
		I	II	III	IV	V	計
昭和48年5分位調査階級妻	I	48	39	16	4	1	108
	II	19	21	23	21	5	89
	III	12	16	31	24	22	105
	IV	11	13	16	23	18	81
	V	6	7	8	25	50	96
	計	96	96	94	97	96	479

(注) 昭和59年調査について夫死亡の世帯については夫妻収入は妻の収入となっている。

表 6 年金の種類、年齢階級、家族形態、職業の変化のいくつかの事例についてみた

昭和48年調査と昭和59年調査の間の夫妻収入5分位階級あいだの移動率

(単位 %)

昭和48 昭和59	I		II			III			IV			V		世帯数
	I	II~V	I	II	III~V	I, II	III	IV, V	I~III	IV	V	I~IV	V	
全 世 帯	44.4	55.6	21.3	23.6	55.1	26.7	29.5	43.8	49.4	28.4	22.2	47.9	52.1	479
(昭和59年の年金)														
国 年 老 齢	50.0	50.0	23.8	23.8	52.4	29.6	29.6	40.7	66.7	16.7	16.7	70.6	29.4	89
厚 年 老 齢	18.2	81.8	4.5	18.2	77.3	8.0	28.0	64.0	40.7	29.6	29.6	40.6	59.4	128
共 済 退 職	0.0	100.0	0.0	10.0	90.0	0.0	41.7	58.3	11.1	55.6	33.3	44.4	55.6	52
(昭和59年の年齢)														
~ 59 歳	—	—	0.0	0.0	100.0	9.1	27.3	63.6	0.0	54.5	45.5	5.9	94.1	45
60 ~ 64	33.3	66.6	12.5	0.0	87.5	7.7	30.8	61.5	46.7	33.3	20.0	55.6	44.4	57
65 ~ 69	0.0	100.0	10.0	30.0	60.0	7.7	34.6	57.7	36.8	21.1	42.1	52.4	47.6	82
70 ~	37.5	62.5	11.9	21.4	66.7	29.4	26.5	44.1	55.6	33.3	11.1	48.4	51.6	173
(昭和59年家族形態)														
妻 の み	57.1	42.9	40.0	40.0	20.0	42.9	42.9	14.3	75.0	25.0	0.0	100.0	0.0	29
妻 と そ の 他	56.8	43.2	61.5	38.5	0.0	78.6	21.4	0.0	92.9	7.1	0.0	100.0	0.0	93
夫 三 世 代	0.0	100.0	5.6	22.2	72.2	11.4	25.7	62.9	36.0	24.0	40.0	44.4	55.6	131
(職業の変化)														
自 営→無 職	35.7	64.3	50.0	37.5	12.5	71.4	0.0	28.6	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	40
常 勤→無 職	42.9	57.1	11.1	22.2	66.7	19.2	34.6	46.2	59.1	36.4	4.5	88.9	11.1	91

(注) ここに示した移動率とは昭和48年の各5分位階級のそれぞれを100として、昭和59年にはどの5分位階級に移動していったかを百分率で表したものである。

の収入のききとり方法が大雑把すぎたということであろう。

昭和48年の5分位階級別分布には問題があるにしても、この11年間の各分位間の移動には、かなり大きな変化のあることが読みとれる。表6はその移動の率を計算したものである。昭和48年に第I~Vの各5分位に属する世帯が、昭和59年にI~Vのどの分位に移動していったかを、その率で示した表である。全世帯の場合についてみると、第I分位のままであったものが44.4%で、II~Vに上昇したものが55.6%である。第II分位では、そのまま第II分位にとどまったものは23.6%であり、第I分位に下降したものが21.3%、III~Vに上昇したものが55.1%である。III、IV、Vについても同様の見方をする。この全世帯における分位間の移動率を基準にして、受給している年金の種類別とか、年齢階級別、家族形態別あるいは職業別等に分位間の移動率を観察すると、どのグループが上方へより多く移動したとか、あるいは逆に下方へより多く移動したというようなことが読みとれる。

表 7 主な収入源の変化

	昭和48年	昭和59年
総 数	100.0	100.0
勤 め	46.8	18.4
自 営 業	34.9	16.7
内 職	2.7	0.2
資 産	1.3	2.7
公 的 年 金	8.1	58.4
同 居 子	4.8	2.7
別 居 子	0.8	0.8
そ の 他	0.6	—

夫の受給している年金の種類別にしてみると、国年老齢では比較的下方への移動率が高くなっており、厚年老齢と共済退職、特に後者の上方への移動率の高いことが分かると思う。主な収入源が何であるかについての昭和48年と59年の比較をしてみると、昭和48年には「勤め先収入」とか「自営業収入」が合計して81.7%を占めていたが、昭和59年には35.1%に低下している。かわって、「年金・恩給」というのが、昭和48年の8.1%から59年には58.4%に増大してきている。公的年金受給額の大小が世帯の所得水準に影響するところ大

であり、年金の種類によって年金額に差があるから、5分位の位置にも影響してくるところ大である。

夫の年齢による5分位間移動の差もかなり大きい。年齢の若いほど分位の下方への移動率が小さく、上方への移動率の大きいことが示されている。

家族形態別にみると「妻のみ」とか「妻とその他」のような夫に先立たれた妻の収入の低下が著しい。「妻のみ」と「妻とその他」では、後者の方が、より収入の低下が著しいようである。夫婦世帯と三世帯世帯では、夫婦世帯の収入上昇傾向に対して、三世帯世帯では低下傾向が目立っている。収入が低いので、子と同居するということもあるのであろうか。

夫の就業状況の変化別にみると、自営業主あるいは常用勤労者から無職になった世帯の収入変化が著しい。そして、自営業から無職の場合には第Ⅰ分位を除いて、ⅡからⅤまでどの分位においても下降的であるのに対して、常用勤労者から無職になった場合には、Ⅰ～Ⅲではいずれの分位もやや上昇的であり、ⅣとⅤではかなりの下降的という型になっている。

表8に示しているように、昭和48年の就業率

表8 就業状況の変化

	昭和48年	昭和59年
総数	100.0	100.0
無職	15.9	46.8
自営業	35.1	21.8
家族従業	1.5	2.2
内職	0.8	0.8
常勤	45.3	24.6
パート	1.5	3.6

表9 掛川調査と総務庁「労働力調査」の就業率の比較

	掛川調査		労働力調査	
	昭和48年	昭和59年	昭和48年	昭和59年
55～59歳	93.0	91.1	90.7	86.9
60～64	86.1	64.9	79.8	68.3
65～69	69.3	61.0	64.6	54.0
70～	56.6	35.8	34.0	27.0

(注) 1. 労働力調査は男子の全国平均値。
2. 労働力調査は農業を含む。

84.1%に対して、昭和59年のは53.2%に低下している。この調査の掛川中高年者の就業率の低下には、年齢が上昇したことによる低下と、高年齢階級における近年の就業率の低下傾向の2つの要因が重なって作用しているので、一層大きい就業率の低下となって表れている。就業状況の変化による収入の変化も非常に大きいといえる。

この掛川調査の高齢者の就業率低下の大きいことを述べたが、それでも全国平均値にくらべるとまだ比較的高い就業率なのである。表9に総務庁の「労働力調査報告」の年齢階級別就業率との比較表を示しておいた。

表10は、夫の年齢階級別、夫の受給している公

表10 夫の年齢階級、夫の年金の種類、家族形態、夫の従業上の地位別にみた夫妻収入5分位階級別分布（昭和59年調査）

	総数	I	II	III	IV	V
夫の年齢階級						
～59歳	45	1	—	5	12	27
60～64	57	3	3	14	23	14
65～69	82	5	8	19	23	27
70～	173	31	39	40	36	27
夫の年金の種類						
国年老齢	89	22	22	15	20	10
厚年老齢	128	6	15	38	33	36
共済退職	52	—	1	12	22	17
老齢福祉	17	9	7	—	—	1
その他	10	—	4	2	2	2
家族形態						
夫とその他	24	6	6	6	3	3
妻のみ	29	8	13	6	1	1
妻とその他	93	48	33	10	2	—
夫婦	131	4	17	31	38	41
夫婦と未婚子	71	2	5	12	24	28
三世帯	97	22	20	22	19	14
夫婦とその他	33	5	2	7	10	9
夫の従業上の地位						
無職	167	36	34	48	41	8
無職から	26	4	7	9	5	1
自営から	40	15	16	7	1	1
常勤から	91	11	8	31	35	6
その他から	10	6	3	1	—	—
自営業	78	2	11	13	18	34
家族従業	8	—	2	2	2	2
内職	3	—	—	3	—	—
常勤者	88	2	2	8	29	47
パート	13	—	1	4	4	4

(注) 家族形態別については第Ⅰ分位に属する「夫のみ」というタイプの世帯1ケースを省略している。

的年金の種類別、家族形態別および夫の従業上の地位別に、それぞれの昭和59年の夫妻収入5分位階級別分布を示したものである。夫の年齢階級が高くなるほど、5分位階級の低いほうへ分布が移動していくこと、夫の受給している年金の種類別では、国民年金受給者には低い5分位階級に分布するものの多いこと、厚年老齢と共済退職の受給者、とくに後者には高位の5分位階級に分布しているものの多いことなどが分かる。

家族形態別には、妻のみと妻とその他の収入水準が低いこととか、それほどではないが、三世帯世帯の高齢者夫妻収入の低いこと、夫婦世帯と夫婦と未婚子より成る世帯の夫妻収入は比較的高いことなどが示されている。

夫の従業上の地位別には、自営業主と常用勤労者というまでもなく、家族従業員、内職、パートいずれも就業者である限りは比較的に5分位階級の高いほうに分布しており、無職者、とくに、自営業主からの無職者とその他の常用勤労者以外の就業者からの無職者に低所得層の多いことが分かるであろう。ただし、自営業主とか常用勤労者以

外の就業からの無職者の家族形態を調べてみると、子夫婦等と同居している者が非常に多い。夫婦のみの世帯のように自立している世帯は2割程度にすぎない。一方、常用勤労者からの無職者では夫婦世帯が5割を超えている。

V 中高年齢者世帯夫妻所得水準の変化

前節では、中高年齢者世帯の夫妻収入5分位階級間の移動等について述べたが、今度は、昭和48年調査と昭和59年調査のあいだにおける中高年齢者夫妻の所得水準そのものの変化について、少し詳しくみてみることにする。

表11は、昭和59年調査時の夫の年齢階級別に、そのグループの世帯の昭和48年調査における所得と昭和59年調査における所得とを比較したものである。換言すると同一の世帯について、昭和48年調査時の所得と11歳加齢した昭和59年調査時の所得を比較しているので、加齢による高齢化にともなう所得減少の影響を受けており、夫妻収入増加率は比較的低くなっている。一方、表12は昭和48

表 11 昭和59年調査時の夫の年齢階級別にみた夫妻収入の変化と諸率

	世帯数	夫 妻 収 入		夫妻収入 増 加 率	妻収入/夫妻収入		年金/夫妻収入 (昭和59年)	夫妻収入/世帯収入	
		昭和48年	昭和59年		昭和48年	昭和59年		昭和48年	昭和59年
		千円	千円	倍	%	%	%	%	%
総 数	357	109.1	109.1	2.17	20.7	20.8	43.5	70.6	56.4
～59歳	45	152.9	134.4	2.49	27.8	22.9	17.8	87.9	75.8
60～64	57	158.4	130.2	1.87	23.9	19.2	37.9	82.2	60.6
65～69	82	163.9	120.3	2.20	22.2	19.0	45.0	73.4	63.6
70～	173	149.1	90.2	2.17	15.5	21.8	56.3	60.5	46.5

- (注) 1. 昭和48年と昭和59年で同一の世帯を比較している。たとえば、昭和59年の60～64は昭和48年には49～53である。
 2. 世帯総数は夫死亡を除く357世帯。
 3. 世帯収入は夫妻以外の世帯員の収入も含む。

表 12 夫の年齢階級別にみた昭和48年調査と昭和59年調査の夫妻収入の比較

	昭和48年調査		昭和59年調査		夫妻収入 増 加 率	妻収入/夫妻収入		夫妻収入/世帯収入	
	世帯数	夫妻収入	世帯数	夫妻収入		昭和48年	昭和59年	昭和48年	昭和59年
		千円		千円	倍	%	%	%	%
総 数	355	86.8	357	236.5	2.73	19.9	20.8	58.3	56.4
～59歳	100	111.8	45	334.7	2.99	23.2	22.9	69.9	75.8
60～64	101	95.5	57	243.2	2.55	18.1	19.2	63.5	60.6
65～69	101	70.3	82	264.2	3.76	18.6	19.0	51.6	63.6
70～	53	54.6	173	195.6	3.58	16.7	21.8	36.8	46.5

- (注) 昭和48年と昭和59年とは異なる世帯である。たとえば、昭和48年に60～64であった世帯と昭和59年に60～64であった世帯を比較している。

年調査と昭和59年調査の同一年齢階級ではあるが全く異なる世帯の比較になっている。したがって、加齢による所得減少の影響は受けていないので、夫妻収入増加率は表11にくらべると高くなっているのが分かるであろう。この表12の夫妻収入増加率は、先の「Ⅲ 掛川中高年者世帯の所得増加率」のところの表4で示した所得増加率に相当するものである。

さて、この表11と表12を見くらべてみると、夫妻収入増加率以外にも違いのあることが分かる。1つは、妻の収入の夫妻収入に占める割合である。表11では、昭和48年と昭和59年をくらべると、昭和59年には、70歳～の年齢階級を除いて、妻の収入の夫妻収入に占める割合が減少しているのであるが、表12では、逆に昭和59年のほうが増大している。つまり、妻の収入の夫妻収入に占める割合は増大してきているのだが、同一世帯を追跡すると高齢化にともない減少してきているのである。

夫妻収入の世帯収入に占める割合についても同じことが言える。一般的傾向としては、夫妻収入の世帯収入に占める割合は増大しているのだが、同一世帯を追跡すると高齢化にともない減少している。

これから以後に出てくる表は、すべて、表11に相当する追跡表の形をとっているので、常に、加

齢にともなう高齢化の影響を受けていることに注意してほしい。

表13の家族形態の変化別にみた夫妻収入の変化は、昭和48年調査のCタイプ（夫婦のみ）あるいはNタイプ（夫婦と未婚子）が昭和59年に、それぞれC, N, CN（三世帯世帯）と変化していく変化の違いによって、夫妻収入水準の変化に違いがあるかどうかをみたものである。昭和48年のCNタイプについては、昭和59年にCあるいはNタイプに変化するものの例数が非常に少ないので省略し、昭和48年も昭和59年もCNタイプであった世帯についてのみ夫妻収入金額の変化を示しておいた。

これをみると、65～69歳のところでは、C→C, N→C, N→Nの夫妻収入にくらべてC→CNとN→CNの夫妻収入が昭和48年と昭和59年の両調査において、かなり低いことが読みとれる。そして、その低さの程度が、昭和48年よりも昭和59年において一層大きくなっているようである。CN→CNの場合の夫妻収入は、C→CNとN→CNにくらべると比較的高いのであるが、C→C, N→C, N→Nにくらべるとかなり低い水準である。

一方、70歳以上では、65～69歳のような傾向はみられない。CN→CNの夫妻収入は65～69歳同様に低い、C→CNとN→CNの夫妻収入水準

表 13 家族形態の変化別にみた所得水準の変化

	世帯数	夫 妻 収 入		夫妻収入 増 大 率	夫妻収入/世帯収入	
		昭和48年	昭和59年		昭和48年	昭和59年
65～69 歳		千円	千円	倍	%	%
C → C	20	139.0	271.0	1.95	100.0	100.0
C → CN	5	104.0	182.8	1.76	100.0	32.0
N → C	16	154.5	319.4	2.07	78.0	100.0
N → N	10	112.5	308.2	2.74	63.9	69.9
N → CN	9	85.9	151.1	1.76	66.6	31.8
CN → CN	6	91.7	200.0	2.18	56.7	41.5
70 歳 以 上						
C → C	40	105.0	245.5	2.34	100.0	100.0
C → CN	8	147.5	232.3	1.58	100.0	22.9
N → C	18	118.4	231.7	1.96	72.2	100.0
N → N	11	84.0	224.2	2.67	62.9	60.0
N → CN	11	77.8	247.6	3.18	48.6	40.4
CN → CN	43	65.6	126.3	1.93	40.2	26.2

(注) 1. 事例数の比較的多いもののみを表示した。
2. 世帯収入は夫妻以外の世帯員の収入を含む。

表 14 夫の就業状況の変化別にみた所得水準の変化

	世帯数	夫 妻 収 入		夫婦収入 増 加 率	妻収入/夫婦収入		年 金 夫婦収入	夫婦収入 世帯収入 (昭和59年)
		昭和48年	昭和59年		昭和48年	昭和59年		
		千円	千円	倍	%	%	%	%
無職→無職 70歳～	23	34.2	136.9	4.03	33.9	29.9	86.4	39.3
自営→無職 70歳～	32	67.1	81.8	1.22	24.6	38.0	86.1	27.2
常勤→無職 60～64	17	111.2	168.9	1.52	17.4	13.6	90.4	62.7
65～69	24	114.0	171.0	1.50	17.2	14.2	93.5	45.9
70～	46	98.7	181.3	1.84	7.5	15.8	93.4	60.9
自営→自営 60～64	12	144.7	236.1	1.63	34.4	30.8	22.4	59.7
65～69	21	130.0	300.2	2.31	32.5	23.5	18.6	65.6
70～	24	118.0	331.0	2.81	17.5	22.2	20.8	59.7
常勤→常勤 ～59歳	29	142.6	374.3	2.63	20.6	20.0	15.3	77.8
60～64	16	114.6	283.9	2.48	15.7	9.6	24.3	61.5
65～69	16	161.6	412.9	2.56	15.2	15.5	37.4	88.0
70～	12	165.9	312.6	1.88	16.9	22.6	34.1	48.2

はC→C, N→C, N→Nにくらべて、少し高い場合もあり、少し低い場合もありで、とくに差があるようには思えないのである。

このように、65～69歳と70歳以上で、CNタイプに移行した世帯の夫婦収入の大きさに差がある理由はよく分からない。65～69歳でCとかNタイプからCNタイプに移行している世帯の夫婦収入は昭和48年調査のときにも低かったことから判断して、経済的な理由でCNタイプに移行した世帯が比較的多かったということであろうか。一方、70歳以上でCとかNタイプからCNタイプに移行している世帯は、昭和48年調査時、すでに59歳を超えており、なおかつ、既婚子と同居していなかった世帯であり、昭和48年調査時の夫婦収入も比較的高いことから判断して、経済的な理由以外の理由でCNタイプに移行した世帯が多いということであろうか。これは、今後、もっと詳しく分析してみたいと思っている。

表14は、夫の従業上の地位が、昭和48年調査時には自営業主か常用勤労者であった世帯について、昭和59年調査時に無職に変化した世帯、そのまま自営業主か常用勤労者である世帯に分けて、夫婦収入の変化を比較してみたものである。参考のために、昭和59年調査時に無職である世帯で、昭和48年調査時にも無職であった世帯の夫婦収入の変化も示している。夫の年齢階級別に示してあるが、事例数の比較的多い年齢階級のものに限定している

ため、無職→無職と自営業主→無職は70歳以上の年齢階級しか示さなかった。

無職になった世帯については、夫婦収入の水準、増加率ともに低いこと、昭和59年調査の収入に占める公的年金受給額の割合が高いことなどが特徴的である。また、昭和48年調査時、まだ自営業主か常用勤労者であった頃すでに、昭和59年調査時も自営業主であり、常用勤労者である世帯にくらべて、夫婦収入水準の低いことも特徴的である。

なお、自営業主から無職になった世帯については、昭和59年の夫婦収入が、常用勤労者から無職になった世帯にくらべて、かなり低い。しかし、夫婦収入の世帯収入に占める割合が非常に低いことをみると分かるように、当該夫妻以外の世帯員、たとえば、同居既婚子の収入が大きいので、世帯収入まで低いわけではないのである。

表15に、昭和59年に夫が無職である世帯について、何から無職になったかによって、昭和59年調

表 15 昭和48年の夫の就業状況別にみた昭和59年に夫が無職世帯の家族形態

	世 帯 数	夫婦のみ	子等と同居	
			三 世 代	そ の 他
無 職→無職	26	9	11	6
自営業→無職	40	8	19	12
常 勤→無職	91	47	20	24
その他→無職	10	1	7	2

(注) 自営業→無職については、この表には示していない夫のみの事例が1つある。

表 16 妻のみ現存世帯の妻の年齢階級別にみた所得の変化

	世帯数	夫妻 or 妻収入		収入増加率		年金/妻収入 (昭和59年)	夫妻 or 妻収入/世帯収入	
		昭和48年	昭和59年	妻/夫妻	妻/妻		昭和48年	昭和59年
妻のみ		千円	千円	倍	倍	%	%	%
～59歳	5	73.6	108.0	1.47	4.39	40.6	89.8	100.0
60～64	6	80.0	143.3	1.79	21.39	65.2	92.3	100.0
65～69	4	62.5	70.0	1.12	11.11	89.3	—	100.0
70～	14	64.0	84.3	1.32	6.29	63.6	80.7	100.0
妻とその他								
～59歳	7	97.9	127.4	1.30	8.49	31.1	70.6	32.9
60～64	9	92.4	67.8	0.73	1.92	83.5	50.7	20.1
65～69	20	72.5	72.0	0.99	3.30	67.4	44.2	21.1
70～	57	50.6	53.9	1.07	5.34	88.3	33.8	12.8

(注) 1. 夫妻 or 妻収入は昭和48年は夫妻収入、昭和59年は妻収入である。

2. 収入増加率は昭和48年を夫妻収入としたものと妻収入としたものの2つを示した。

査時の家族形態が、どのように異なっているかを簡略化して示してある。この表をみると分かるように、昭和48年調査時に夫が自営業主であって、昭和59年調査時に無職になった世帯の場合には40世帯中32世帯が三世帯等の形態で子と同居していることになっている。子との同居率は80%である。昭和48年調査時に夫が常用勤労者であり、昭和59年調査時に無職になった世帯の子等との同居率48%にくらべて、かなり高いといえる。

自営業主を継続している世帯については、59歳未満と60～64歳の年齢階級では夫妻収入が同一年齢階級の平均額を下回っているが、65～69歳と70歳以上では、逆に、平均額を上回っている。そして、夫妻収入の増加率についても同じ傾向が認められる。これは夫の年齢が65歳以上になると無職者が増えて平均収入額が相対的に低くなることによるものと思われる。一方、常用勤労者を継続している世帯については、どの年齢階級をみても、夫妻収入は水準、増加率ともに平均値を上回っている。

表16は、夫死亡のために、妻のみとか妻とその他という家族形態に変化した世帯についての収入の変化を示したものである。夫妻ともに現存している世帯と比較して、昭和59年調査では半分にも満たない金額である。また、このタイプの世帯では、昭和48年調査当時、夫がまだ生存していた時ですら、夫妻収入水準が極めて低いことも特徴的である。その理由は、夫の年齢が、当時すでに高

かったことによるものと思われる。

なお、このタイプの妻の収入は、夫の現存している妻の収入にくらべると比較的高いのであるが、それは公的年金の受給額が比較的高くなっていることによるものである。また、公的年金の受給額が比較的高いのは、夫死亡の妻の場合には、2種類以上の公的年金を受給している者が多いことから判断して、夫の死亡による遺族年金等を受給しているからではないかと思われる。

VI 生活意識の変化

むすびにかえて、暮らしむきと生活満足度に関する生活意識の昭和48年調査と昭和59年調査における変化について述べてみる。

まず、暮らしむきについては、昭和48年調査時も昭和59年調査時も、「やっとその日を送っている」とか「食べるのに精一杯」という回答が厚生省の調査とくらべて比較的小さいのではないかとと思われるのである。そして、その少ない回答が昭和59年調査では、さらに減少しているのが目立っている。すなわち、昭和48年調査では両回答合計して11.3%であったのが、昭和59年調査では10.0%に減っている。「暮しに必要なものは買える」と「恵まれた生活をしている」は逆に増大していることが目につく。昭和48年調査では、両回答合計して42.6%であったのが、昭和59年調査では、さらに増加して、49.3%になっている。厚生省の

表 17 生活の意識の変化

	掛川世帯調査		厚生省調査(昭48)	
	昭和48年	昭和59年	全世帯	高齢者世帯
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
普 数 より 悪 い	2.1	3.1	3.8	16.5
普通よりやや悪い	9.2	6.9	18.1	32.1
普 通	46.1	40.7	46.8	34.0
普通よりやや良い	37.0	42.2	27.3	13.2
普 通 より 良 い	5.6	7.1	4.0	4.2

- (注) 1. 厚生省調査は「国民生活実態調査」によるもの。昭和48年計数がなかったため、昭46と昭50計数の平均値を示してある。
 2. 普通より悪い：やっとその日を送っている
 普通よりやや悪い：食べるのに精一杯
 普通：食べるほうの心配はないが、まとまったものは買えない
 普通よりやや良い：暮しに必要なものは買える
 普通より良い：恵まれた生活をしている
 3. 厚生省調査と掛川調査の生活意識の分類の内容はほとんど一致している。
 4. 掛川調査の世帯数は479。

「国民生活実態調査」の暮らしに関する生活意識調査の結果と比較すると、昭和48年調査の掛川中高年者世帯では暮しむきが低いと感じているのが少なく、高いと感じているのが比較的多いことが分かるであろう。厚生省調査では昭和55年からは設問のしかたに変更があり、昭和59年調査の結果を直接比較することはできないのであるが、掛川調査のほうが、低いという回答の割合が少なく、高いという回答の割合が多いという判断はできるように思われる。

次に、生活の満足度であるが、こちらも、非常に満足という回答が増えており、まあ満足と合計すると、昭和48年調査の76.2%から82.9%に増大している。逆に不満のほうは、非常に不満が減っており、少し不満と合計すると、昭和48年調査の11.1%から昭和59年調査の6.3%に減少している。

掛川調査の中高年者世帯には、高齢化、夫の死亡、就業状況の変化等に影響されて、所得水準が相対的に低下したものも多いのであるが、それにもかかわらず、上述のように、生活意識の面では

表 18 生活の満足度の変化

	昭和48年調査	昭和59年調査
総 数	100.0	100.0
非 常 に 満 足	7.1	14.2
ま あ 満 足	69.1	68.7
なんとも言えない	12.7	10.9
少 し 不 満	6.5	4.8
非 常 に 不 満	4.6	1.5

(注) 世帯数は479。

よいほうへの変化を示しているのは何故であろうか。1つは、平均的にみると、かなり高い収入増加率のあったことであろう。そして、収入水準の減少をかなりの程度で、公的年金がカバーしていることとか、あるいは、他の地域にくらべて就業している者が多いこととかによることが考えられる。本人の収入が少ない場合でも、同居子の援助を受けられるということがある。また、高齢化によって、暮らしに関するニーズが縮小したということもあるのではないかと思う。このニーズの変化のほうは、家計調査の分析が進められているので、やがて明らかになる可能性がある。こういったことを、もっと明確にしたかったのであるが、まだ資料の整理が不十分で、そこまでいっていないところである。

参考文献

- 中鉢正美編『高齢化社会の家族周期』昭和51年、至誠堂。
 中鉢正美編『家族周期と世代間扶養』昭和53年、至誠堂。
 「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障——昭和59年度研究プロジェクト報告」『季刊社会保障研究』Vol. 21, No. 3。
 「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障——昭和60年度研究プロジェクト報告」『季刊社会保障研究』Vol. 22, No. 3。
 (そはら・としみつ 社会保障研究所主任研究員)

社会保障財源の国際比較分析

——社会保障費負担の政治的要因——

武 川 正 吾

はじめに

社会学の分野で社会保障の研究に計量的分析の手法を採用して成功をおさめ、かつ後の研究に非常に大きな影響を及ぼしたのは、Wilensky〔1975〕の先駆的な研究であった。彼は、当時社会階層の研究において力を発揮していたパス解析の手法を用いて、社会保障費の対 GNP 比（以下、社会保障比率と略称する）の大きさを説明する要因を探し出した。1960年度の60ヵ国のデータを用いた分析の結果彼が得た結論によれば、社会保障比率を説明する要因のうち最も規定力が大きいのは、①経済発展の水準——彼はこれを1人当たり GNP によって測定した、②人口の高齢化の度合い——彼はこれを老年人口指数によって測定した、③社会保障制度の経過年数——彼はこれを社会保障制度創設以来の経過年数の総和を自然対数表示して測定した、といった3つの要因であり、これによって社会保障比率の8割以上が説明されるのである。

Wilensky〔1975〕の研究の意義は、本稿との関連で言えば、第1に、福祉国家の発展の度合いを決めるのは経済発展、人口高齢化、制度の経過年数であって、それぞれの国内の各政治勢力の強弱や、それらが反映された各国政府の政治的イデオロギーではないこと、すなわち非政治的要因の役割を強調したことにある。また、第2に、Wilensky〔1975〕は社会保障比率を従属変数とした分析であり、もっぱら社会保障費の支出の大きさに照準を合わせていること、言い換えれば、社会保障費の収入面、とりわけ社会保障費の財源調達方法には

分析が及んでいない、ということにある。

第1の点に関しては、後続研究によって、エラボレーションが進んだ。Hewitt〔1977〕は、先進資本主義国に限定したばあい、社会保障比率や所得再分配に対する決定因としては、経済発展水準（1人当たり GNP や1人当たりエネルギー消費量）よりも政治的要因（社会主義政党の議席占有率）の方が規定力が大きいことを明らかにした。また、Castles〔1979〕は、社会保障比率とは別に福祉国家の発展の程度を示す独自の指標を考案し、先進資本主義国のばあい、この指標に対する経済発展水準（1人当たり GNP）の有意な効果は見られないが、政治的要因（保守政党の得票率）の影響力は非常に大きいことを示した。さらに、わが国では、下平〔1985〕が、先進資本主義国に限定するとウィレンスキーの非政治的要因を強調する収斂化の命題は必ずしも十分には妥当せず、ネオ・コーポラティズムといった政治的要因の影響も大きいことを明らかにした。以上から徐々に明らかとなってきたことは、大枠としてウィレンスキーが示した3つの変数の意義、すなわち産業主義の論理を否定することはできないが、ある限定された枠のなかや、社会保障制度の及ぼす累進的ないし逆進的效果については、政治的要因の規定力を無視することはできないということである。

第2の点に関しては、ウィレンスキーの問題設定からすれば分析が支出面に限定されるのは当然のことであろう。しかし、社会保障財源をいかに調達するかという実践的理由からいっても、また理論的理由からいっても、財源調達には各国内部の各種利益集団が深く関与しており、それらの影

響を見ることは政治社会学における一般的問題の一部となるから、社会保障費の収入面の分析、とくにその財源構成比の分析の価値は大きいと思われる。しかし、この点についてはこれまで十分に検討がされてきたとはいえないのが実情であろう。例外的に、江見〔1984〕が「社会保障収入の財源分布」の国際比較に若干ページを割いているが、これも同書の他の部分で扱われる社会保障費の支出面の分析に比べると扱いが小さく、また、一般的記述が中心となっている。

このような研究状況のなかで、本稿のねらいは2つある。すなわち、社会保障費の収入面、すなわちその財源構成比に焦点を定めた分析をおこなうことと、上述のエラボレーションの延長線上で政治変数の役割を画定しようということである。以下では、まず、社会保障財源の概観を見たうえで、次に、財源構成比とその外生変数との関連の分析を試み、さらに、財源構成比の決定における政治的要因の役割を見ていくことにする。

I 社会保障財源の概観

本稿で主として分析の対象となるのは社会保障費の財源別構成比である。データ利用が最も容易であるという理由から、本稿で用いる社会保障費の財源別構成も ILO〔1985〕の分類に準じることにする。ILO 統計では、周知のように、社会保障財源を次のように分類している。

被保険者拠出
事業主拠出
社会保障特別税
国庫負担
他の公費負担
資産収入
その他

このうち国庫負担と他の公費負担については、分析を煩雑にしないため、両者を一括して「国公費負担」とする。「社会保障保険料と同一視することはできないが、その収入は社会保障目的に限定して用いられる」〔ILO, 1985: 5〕と定義される社会保障特別税については、その性格が曖昧で

社会保険拠出にも国公費負担にも含めることができないので、ここでは分析から除外することにする。また、その他も除外する。したがって、以下で主として扱われる被説明変数は、社会保障収入全体のなかに占める、①被保険者拠出の比率、②事業主拠出の比率、③国公費負担の比率、④資産収入の比率の4つである。

社会保障の財源構成比については ILO〔1985〕によって、1980年までの各年のデータを多くの国について集めることができる。しかし、それ以外の政治・経済・社会指標についてそれと同程度に集めることは困難であり、分析をしようとするとき非常に多くの欠損値の存在に悩まされることになる。そこで以下では、財源構成比以外の比較可能なデータを揃えることが比較的容易だという理由から、1965年と1975年の2時点のデータを用いることにする。ただし、社会保障財源構成比の概観を扱うさいには、他の変数との関連を必ずしも見る必要がないので、1960年、1970年、1980年のデータにも必要に応じてふれることにする。

(1) 社会保障財源の1時点比較

表1および図1に、1980年時点における ILO 加盟国全体の社会保障財源構成比の概要を示してある。表1によると、この時点では、被保険者拠出が約2割、事業主拠出が約4割、国公費負担が3割弱、資産収入が1割弱というのが ILO 加盟国の平均的な姿ということになる。しかし、この表の最大値と最小値の差や変動係数の値を見ればわかるように、各財源構成比のちらばり方も大きく、社会保障費の財源をどこから調達するかということは国によってかなり異なる。このことを示すためのグラフが図1である。

表1 社会保障財源構成比の基本統計量
(ILO 加盟国全体, 1980年)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入
平均値	19.5%	41.9%	28.7%	7.0%
標準偏差	11.1	18.3	25.4	7.4
変動係数	0.57	0.44	0.89	1.06
最大値	41.2	80.4	96.7	27.3
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

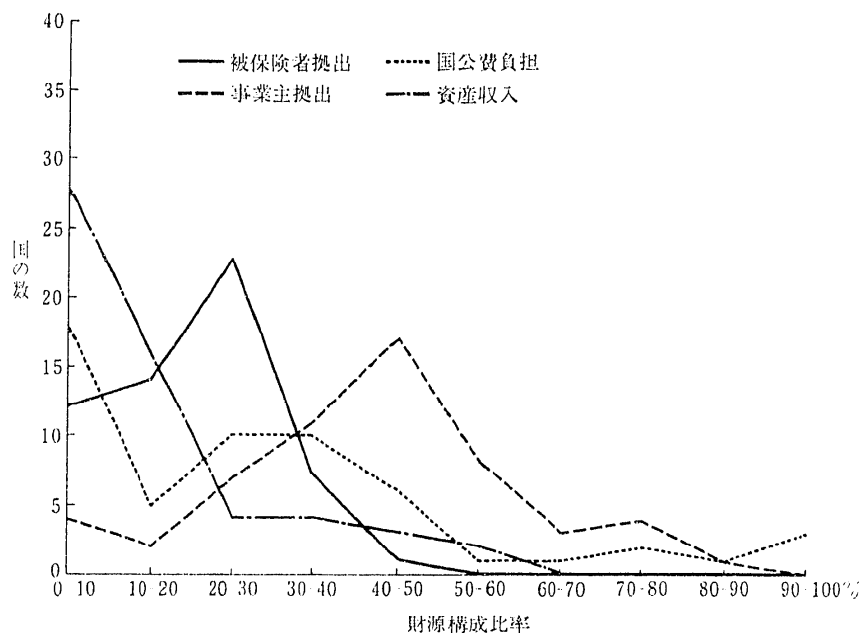


図 1 社会保障費の財源別構成比 (ILO 加盟国全体, 1980年)

表 2～表 4 は、ILO 加盟国を先進資本主義諸国、国家社会主義諸国、第三世界諸国に分類して表 1 と同じ統計量を見たものである¹⁾。これによって、各グループの特徴がわかるだろう。

表 2 によると、先進資本主義諸国では、被保険者拠出が 2 割弱、事業主拠出が 3 割半、国公費負担が 4 割強、資産収入はわずか 4 % 以下というのが平均的な姿となっている。社会保障費の大半は社会保険料と国公費負担から調達され、社会保険料の 6, 7 割が事業主から調達されることになる。

同じ年、日本の財源構成比は、被保険者拠出が 25.9%, 事業主拠出が 28.3%, 国公費負担が 31.3%, 資産収入が 8.9% となっている。日本は先進資本主義諸国のなかでは、被保険者拠出の割合が多く、事業主拠出の割合が少ないのが第 1 の特徴

表 2 社会保障財源構成比の基本統計量
(先進資本主義国, 1980年)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入
平均値	17.9%	34.2%	42.7	3.9%
標準偏差	11.4	17.1	22.9	3.1
変動係数	0.64	0.50	0.54	0.80
最大値	41.2	70.8	90.2	8.9
最小値	1.0	4.7	15.5	0.2

表 3 社会保障財源構成比の基本統計量
(国家社会主義諸国, 1980年)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入
平均値	6.4%	30.0%	60.8%	0.0%
標準偏差	9.5	23.7	27.41	0.0
変動係数	1.47	0.79	0.45	—
最大値	21.9	54.4	96.7	0.0
最小値	0.0	0.0	34.8	0.0

表 4 社会保障財源構成比の基本統計量
(第三世界諸国, 1980年)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入
平均値	23.1%	49.2%	13.4%	10.3%
標準偏差	9.0	15.1	13.2	8.2
変動係数	0.34	0.31	0.98	0.80
最大値	38.4	80.4	38.1	27.3
最小値	0.0	20.7	0.0	0.0

である。これは、日本が他の先進資本主義諸国に比べて事業主拠出を期待できない非雇用者の比率が高いということが 1 つの理由であり、また、雇用者のばあいでも事業主拠出の割合が他の国に比べて低いということが他の理由であろう。

また、国公費負担の割合も少ない方に属するというのが日本の財源構成比の第 2 の特徴である。

社会保障費に対する公的部門の負担には限界があり、これ以上国公費負担を増やすことはできないという主張や、さらに、公的負担をもっと削減しようという主張が聞かれることが最近わが国では多くなってきたが、日本の国公費負担はすでに（あるいは、いまだに）先進資本主義国の平均は十分に下まわっているのである。

さらに第3の特徴は、日本の資産収入の比率が他の先進資本主義諸国と比べて非常に高いことだろう。多くの先進国の年金制度がその成熟の度合いを高め、積立方式から賦課方式へと移行し、社会保障全体の収支が均衡してきたにもかかわらず、日本はいまのところその成熟の度合いが低く、修正積み立て方式を維持し、社会保障費の収入が支出を大きく上まわっているため、膨大な積立金が保持されており、その運用の利益の大きいことがその理由である²⁾。

表3によると、国家社会主義諸国の財源構成比の平均は、被保険者拠出が6.4%、事業主拠出が30.0%、国公費負担が60.8%となっており、その特徴は、①被保険者拠出の比率が極端に低く、②国公費負担の割合が非常に高く、③資産収入がまったく見られないことである。もっとも、これらの国々では、事業主拠出と国公費負担の区別は曖昧であり、ILO統計では企業からの拠出が国家予算のなかに組み込まれているか否かがその分類の基準となっている。国家社会主義諸国では、区分の不明な事業主拠出と国公費負担との双方によって、財源のほとんどがまかなわれているというのが実情だろう。

他方、表4によると、第三世界諸国の財源構成比は、被保険者拠出が2割を超え、事業主拠出が半分に達し、国公費負担が1割強、資産収入が1割となっていて、①事業主拠出と資産収入の比率が非常に高く、②国公費負担の割合が少ないというのが大きな特徴である。また、③被保険者拠出も他に比べて高い傾向にある。第三世界で事業主拠出が高いのは、まだ社会保障制度のカヴァレッジが狭く、加入者が事業主拠出を期待できる被用者に限定され、事業主拠出のありえない自営業主の加入が少ないためであろうし、また、被用者のば

表5 社会保障財源構成比の趨勢
(ILO 加盟国全体)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入	ケー ス数
1960	16.0%	33.1%	45.1%	3.3%	33
1965	15.3	31.9	46.5	3.5	52
1970	15.7	33.4	44.9	3.7	55
1975	14.6	36.1	42.7	3.9	67

表6 社会保障財源構成比の趨勢
(先進資本主義国)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入	ケー ス数
1960	19.6%	31.4%	42.9%	3.6%	19
1965	22.1	31.5	40.1	3.9	19
1970	19.6	31.4	43.1	4.0	20
1975	17.1	34.0	43.2	3.8	21

表7 社会保障財源構成比の趨勢
(国家社会主義諸国)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入	ケー ス数
1960	0.5%	40.9%	58.4%	0.0%	4
1965	2.6	39.2	56.1	0.1	6
1970	8.3	31.6	58.5	0.0	7
1975	6.2	33.6	56.6	0.0	7

表8 社会保障財源構成比の趨勢
(第三世界の諸国)

	被保険者 拠出	事業主 拠出	国公費 負担	資産収入	ケー ス数
1960	15.6%	33.4%	43.9%	4.0%	10
1965	13.4	30.6	49.0	4.0	27
1970	14.8	35.3	42.8	4.3	28
1975	14.7	37.7	40.0	4.7	39

あいも給与支払税 (pay roll tax) などの形で保険料が事業主によって一括して支払われることが多いためであろう。また、資産収入の比率が高いのは、第三世界では膨大な積立金を伴う強制積立金制度 (provident fund) が普及しており、また社会保障制度を採用しているばあいでも人口の年齢構成が若いため積立金をとり崩す必要がないことの反映である。

(2) 社会保障財源の趨勢分析

表5～表8は、表1～表4と同じ分類で1960年から1975年までの財源構成比の趨勢を5年ごとに

掲げたものである。

ILO 加盟国全体で見れば、この間の動きは、国公費負担と被保険者拠出が減少し、その分、他が増加したといえる。国公費負担は、60年代前半には微増傾向にあったが、以後減少傾向に転じ、65年から75年までの10年間に3.8ポイント落ち込んだ。被保険者拠出は60年代初頭から70年代半ばにかけて徐々に減少し、15年間に1.4ポイントの減少を見た。これに対して、事業主拠出は、60年代半ばまでは減少傾向にあったが、60年代後半以降増加を続け、65年から75年までの10年間に4.2ポイントの増加を記録し、また、資産収入はわずかながらではあるが、60年以来一貫して増加傾向にある。以上のような趨勢にあるとはいえ、それほど急激な変動は見られず、この間にケース数が倍増したことを勘案すれば、概して、安定していたと思われる。

先進資本主義諸国に限定して見ると、被保険者拠出の割合が減少し、その分、とくに事業主拠出が増えたというのが、この間の一般的傾向であろう（日本はこの間、被保険者拠出は変化せず、事業主負担は微減傾向にあった）。被保険者拠出は、60年代半ばに一時増えたが、65年以降減少傾向が続いており、65年から75年までの10年間には5.0ポイントも、また、60年以降で考えても2.5ポイント減少している。これに対して、事業主拠出は60年代は安定していたが、70年代に入ってから増加し、60年から75年までに2.6ポイント上昇し、結果的には被保険者拠出の減少と相殺されることになった。他方、国公費負担と資産収入には、それほど大きな変化は見られない。国公費負担は、60年代半ばに被保険者拠出が増加したのに対応して一時減少したが、以後反転し、75年までの15年間では0.3ポイント微増したにすぎず、資産収入も15年間を通して見ると0.2ポイントの増加にとどまっている。

国家社会主義諸国については、事業主拠出と国公費負担によって社会保障収入の9割以上がまかなわれるという傾向は一貫しているとはいえ、そうしたなかでも被保険者拠出の割合が増加し、事業主拠出が減ってきている。国公費負担は57%の

前後を増えたり減ったりで一貫した傾向を認めることはできないし、資産収入もほとんどゼロという状態が続いている。しかし、被保険者拠出は60年には0.5%とほとんど負担なしの状態から出発したが70年には8.3%にも達し、70年以降若干減少したとはいえ、75年に6.2%を維持している。事業主拠出の方は60年の40.9%から7.3ポイント減少して75年には33.6%となった。国家社会主義諸国の事業主拠出の割合は、60年代後半まで先進資本主義諸国の平均を上まわっていたが、70年前半にはそれが逆転した。

第三世界の諸国に限定してみると、ILO 加盟国全体の動向として読み取れたことが、ここでも当てはまることがわかる。すなわち、国公費負担と被保険者拠出が減少し、その分、他が増加した。国公費負担は、60年代前半に急騰するが、以後減少傾向に転じ、65年から75年までの10年間に9.0ポイント落ち込んだ。また、被保険者拠出も60年代前半に減少し60年代後半に増加したが、結局、15年間に0.9ポイント減少した。これに対して、事業主拠出は、60年代半ばまでは減少傾向にあったが、60年代後半以降増加を続け、65年から75年までの10年間に7.1ポイントの増加を記録し、また、資産収入はわずかながらではあるが、60年以来一貫して増加傾向にある。ILO 加盟国全体の平均値の動きは、加盟国の大部分を占める第三世界諸国の趨勢の反映であったわけである。

II 社会保障財源構成比の規定要因

(1) 経済発展・高齢化・制度経過年数と

社会保障財源構成比

社会保障比率の大きさを説明するに当たって大きな力を発揮したのは、Wilensky〔1975〕が明らかにしたように、経済発展水準、人口高齢化、制度の経過年数であった。これらの変数は、社会保障比率という支出面に影響を及ぼすだけではなく、財源構成比という収入面にも同じように影響を及ぼしているだろうか。言い換えれば、必要とするパイの大きさを決定する要因は、パイの製造方法も決定するだろうか。これが財源構成比をめ

表 9 社会保障費の財源構成比と諸変数との単純相関係数
(ILO 加盟国全体, 1965年)

	被 保 険 者	事 業 主	国 公 費	資 産 収 入
社会保障給付費対 GDP 比†	.403**	.227	-.326*	-.082
1人当り GDP†	.369**	-.115	-.100	.051
65歳以上人口比率	.320*	.207	-.288*	-.064
農業人口比率	-.278	.132	.040	-.075
1人当りエネルギー消費量	.183	-.075	-.042	-.078
制度の経過年数	.322*	.233*	-.287*	-.148
政治的権利指標	-.546**	.048	.275*	-.242*
市民権指標	-.562**	.075	.259*	-.194*
政府の資本主義的性格	.446**	-.006	-.307*	.363**
政府の社会民主主義的性格	-.354**	.153	.141	-.254*
政府の共産主義的性格	-.215	.134	.085	-.144

*: $p < .05$, **: $p < .01$

† 社会主義諸国は除いてある

表 10 社会保障費の財源構成比と諸変数との単純相関係数
(ILO 加盟国全体, 1975年)

	被 保 険 者	事 業 主	国 公 費	資 産 収 入
社会保障給付費対 GDP 比†	.169	.020	-.031	-.194
1人当り GDP†	.165	-.214	.105	-.000
65歳以上人口比率	.166	-.017	.006	-.248*
農業人口比率	-.248*	.182	-.041	-.036
1人当りエネルギー消費量	.141	-.193	.095	.048
制度の経過年数	.067	-.002	.042	-.344**
政治的権利指標	-.320**	.240*	-.0270	-.285*
市民権指標	-.337**	.245*	-.024	-.093
労働組合組織率	-.193	-.173	.288*	-.093
政府の資本主義的性格	.382**	.084	-.249*	.296**
政府の社会民主主義的性格	-.303**	-.003	.166	-.262*
政府の共産主義的性格	-.247*	.017	.159	-.086

*: $p < .05$, **: $p < .01$

† 社会主義諸国は除いてある

ぐって問われなければならない第1の問題である。

ここでは、経済発展水準を示す指標として「1人当り GDP」を、また、経済発展の上位概念である産業化の指数として「農業人口比率」および「1人当りエネルギー消費量」を採用することにする。また制度の経過年数については、老齢年金、疾病保険、労災保険、失業保険、家族手当といった5つの社会保障制度の創設以来の年数の合計によって測定する。人口高齢化は「65歳以上人口比率」を指標とする。

以上の変数と財源構成比との関連を1965年と1975年のデータでみたのが、表9と表10である。ここから何がいえるか。

第1は、産業化の進展の度合いおよび経済発展

水準についてである。1人当りエネルギー消費量は、65年のデータでも75年のデータでも、いずれの財源とも有意な相関を示していない。また、農業人口比率は、65年のデータでは有意な関連を示していないが、75年のデータでは、農業人口比率が低くなるにつれて被保険者拠出の比率が増加することを示している。農業人口比率の増減は一般に人口の雇用者化と関連しており、雇用者の増加は被保険者本人の負担能力を増大させるから、これは非常に解釈のしやすい結果である。他方、1人当り GDP の大きさは、65年データの被保険者拠出と強く関連しているが、その他とは有意な関連が見られない。経済発展水準の社会保障比率に対する規定力の大きさを考えると、これは意外な

感じがする。

第2は、人口の高齢化についてである。人口の高齢化は年金制度の成熟を意味し、これにインフレーションという事情が加わると年金における積み立て方式の維持は困難となる。このため、資産収入の比率は人口の高齢化が進むにつれて減少していくように思われる。他方、人口の高齢化はそれ自体としては、社会保険中心でいくか国公費中心でいくか、社会保険料の負担を事業主拠出中心でいくか被保険者拠出中心でいくか、といったこととは無関係のように思われる。表9から明らかなように、これらの命題は75年のデータではおおむね妥当する。ところが、65年のデータでは、65歳以上人口比率は被保険者拠出と正の関連をし、国公費負担とは負の関連をしており、他とは有意な関連をしていない。65年のデータと75年のデータが食い違いを示しており、今の段階では、この点について断定的なことはいえない。しかし、人口の高齢化も、社会保障比率を説明したほどには、財源構成比を説明しないということはいえそうである。

第3は、制度の経過年数についてである。制度の経過年数も人口高齢化と同様の論理で、資産収入の比率を減らしていくだろう。制度が創設されてからの年数が長いほど、社会保障給付受給者の数は増大し、それによって積立金の維持は困難となることが予想される。給付が困難になったときの政策決定としては、保険料の値上げよりは、積立金のとり崩しの方が容易におこなえる。また、経過年数の長期化にともなう官僚制の自己増殖と資産収入の減少があいまって、国公費負担の比率は増加するかもしれない。しかし、これらの仮説は65年のデータから明らかに棄却される。65年のデータでは、制度の経過年数は、資産収入とは有意な関連を示さないし、国公費負担とは負の関連を示し、また、被保険者拠出と事業主拠出とは正の関連を示しているのである。これに対して、75年のデータでは資産収入に関する仮説は棄却されず、社会保障制度の創設以来の年数が増えるにつれて、資産収入の比率が減少していくことがこのデータから読み取れる。ここでも65年のデータと

75年のデータが食い違いを示している。

最後は、65年のデータと75年のデータの食い違いについてである。以上からわかるように、経済発展水準においても、人口の高齢化においても、また制度の経過年数においても、65年のデータと75年のデータは食い違いを示している。75年のデータから得られるかもしれない結論は、社会保障比率の増大をもたらす要因として一般に認められている3つは、社会保障の財源調達方法まで規定することはない、すなわち、社会保障費の支出と収入では別の論理が働いている、というものである。ところが、65年のデータはこうした命題とは真っ向から対立し、これら3つの要因が、その作動メカニズムは明確ではないとはいえ、財源調達と必ずしも無関連ではないことを暗示している。どちらのデータが例外であり、どちらのデータが規則であるのか、あるいは、そもそも規則が存在していないのか。こうした疑問を解決するためには、さらにデータを集めて検討してみる必要があるだろう。しかし、こうした留保にもかかわらず明らかなことは、以上の3つの要因が、65年のデータで見た場合でさえ、決定的な説明力をもっているとはいえないことである。

(2) 社会保障比率と社会保障財源構成比

問われるべき第2の問題は、社会保障比率が大きくなるにつれて、社会保障財源の構成比に変化が現れるだろうか、膨張した社会保障費用をまかなう政府にとって利用しやすい財源とそうでない財源の区別があるだろうか、ということである。

一般的にいえば、費用負担の増加を自発的に望む社会構成員は少ないだろうから、政府にとってとくに利用しやすい財源があるとは思えない。もちろん資産収入自体は、その獲得によって直接損失をこうむる者は誰もいないから、政治的紛争を避けるためには好ましい財源だともいえる。しかし、適切な額の利子収入を得るためには膨大な額の資金を積み立てなければならず、結局これも、被保険者、事業主、国公費の3者のうちのどこからそれを調達するか、という新たな紛争の種に突き当たることになる。とすると、各財源の構成比

ではないか、という仮説が導かれる。現実のデータは何を物語っているだろうか。表10で見ると、社会保障比率はいずれの財源とも有意な関連をしておらず、この仮説は支持されていることがわかる。しかし、ここでも65年のデータは、この仮説を必ずしも支持しないことを示している。結局、断定的なことはいえず、多変量解析にもち込むなり、さらにデータを集めるなりして、検討を加える必要があるということだろう。

以上の検討の結果、社会保障比率を大きく規定する要因や、社会保障比率自体が財源構成比とはほとんど関連しないことが、少なくとも75年のデータには当てはまることがわかった。この命題は65年のデータでは必ずしも妥当しないが、それでも65年のデータにおいてさえ、これら非政治的要因が社会保障費の支出において果たした役割には及ばないことは再度強調しておいてよいだろう。

(3) 政治的要因と財源構成比

それでは、政治的要因のばあいはどうだろうか。財源構成比をめぐって問われるべき第3の問題は、政治的要因は社会保障の財源構成比について影響を及ぼすだろうか、もし影響を及ぼすとしたら、どのような影響の仕方をするだろうか、ということになる。

社会保障費の財源調達も、広い意味での(マイナスの)資源分配の一部である。そして分配の問題をめぐっては、一般に利害の対立が生じる。しかも、費用負担というマイナスの資源の場合は、誰に損失を押しつけるかをめぐって、「ゼロ・サム」的状況以上に深刻な利害対立が生じるであろう。「ゼロ・サム」的状況における利害対立のなかでは、勝利者もいちおうの利得を獲得することが可能であるが、費用を誰が支払うかを決める争いのなかでは、勝利者は何も獲得することができないし、場合によっては、勝利者でさえ損失をこうむることが多いからである。このような状況のなかでは、各集団がもともと持っている権力の大きさの意義が高まるだろう。

ここでは、便宜的な理由から、政治的変数として、政治的権利指標、市民権指標、労働組合組織

は社会保障費支出の大きさに対してやはり中立的ということになり、必要とされるパイが大きくなったからといって、パイの製造方法まで変える必要はないの率、政府の資本主義的性格、政府の社会民主主義的政策、政府の共産主義的性格という6つを取り上げることにする。ただし、労働組合組織率は65年については獲得できなかったので、75年のデータのみ採用する。

これらの政治的変数のうち政治的権利指標と市民権指標は、政治学者の Taylor and Hudson [1983] が作成したものを引用した。前者は「大多数の人々が選挙過程に参加する権利と機会をもつ」(1点)から「正統性をもたない圧政」(7点)にいたる、また、後者は「法の支配が確立している」(1点)から「国家に対して市民は何の権利ももたない」(7点)にいたる7段階の尺度であり、それぞれスコアが低いほど権利が確立されていることを示す。また、政府の政治的性格は、衛藤ほか[1979]が作成したものを、合成して作り直した。詳しくは後述するが、それぞれの点数が高いほど、それぞれの政府が資本主義的、社会民主主義的、ないし共産主義的性格を強く有していることを意味している。

指標の選択は多分に便宜的なものである、ここでは関連の内容にはふれず、関連の有無だけを見ておこう。まず、65年のデータについて見ると、表9の政治変数5つと財源構成比4つとの可能な組み合わせ $20(=5 \times 4)$ のうち、1%未満の危険率で有意な関連を示す変数の組み合わせが5つ、5%未満にまで広げると11となっている。また、75年のデータについて見ると、表10の政治変数と財源構成比との可能な組み合わせ $24(=6 \times 4)$ のうち、1%未満の危険率で有意な関連を示すのは5つ、5%未満にまで広げると12となる。ここで問題は、各変数が財源構成比といかなる関連の仕方をしているかではなくて、関連があるかないかである。65年、75年いずれのデータにおいても、政治的変数が財源構成比とは無関係ではないことを示している。

75年のデータについては、すでに検討したように当初の仮説がほぼ妥当し、非政治変数と財源構

成比との関連は非常に薄かった。したがって、75年のデータについては、社会保障比率に最も大きな影響を及ぼす要因は財源構成比には影響を及ぼさず、社会保障比率にそれほど大きな影響を及ぼさないと一般に考えられている政治的要因が財源構成比に影響を及ぼしている、という結論をくだすことができるだろう。65年のデータについては、必ずしも当初の仮説が支持されず、非政治変数と財源構成比との関連を否定することはできなかったため、これと同じ結論をくだすことはむずかしい。しかし、65年のデータにおける両変数の関連の仕方はそれほど強いものではなかったわけだから、少なくとも、非政治変数よりも政治変数の方が財源構成比に対する影響力が大きいと推論することはできるだろう。いずれにせよ、政治的要因が財源構成比に対して何らかの影響を及ぼしているということはいえる。それでは、各政治変数はいかなる影響を及ぼしているのだろうか。

III 政府の政治的性格と財源構成比

政治的変数が社会保障財源構成比に^{いかなる}影響を及ぼすかを、ここでは「政府の政治的性格」に絞って検討していこう。ここでいう「政府の政治的性格」という変数は、すでにふれた衛藤ほか(1979)に由来する。彼らは「政治体制指数」を①資本主義的性格、②マルクス・レーニン社会主義的性格、③非マルクス・レーニン社会主義的性格、④非独裁的傾向、⑤議会制傾向という5つの次元を特定した。ここでいう「政府の政治的性格」に関係するのは、これらのうち①～③である。①については、彼らはさらに(1)土地所有の自由、(2)金融株式市場の普及、(3)営業の自由、(4)資本主義政党の政治勢力といった次元に分解し、これらに3段階評価のスコア値を各国に与えた。②については、(1)土地国有化、(2)国営企業経営の集権化、(3)農業集団化、(4)共産党の政治勢力、③についても、(1)企業の国有化、(2)経済計画の強さ、(3)社会主義目標の実行の度合い、(4)社会主義政党の政治勢力といった次元を構成し、それらに①と同様の方法でスコアを与えてい

る。以下で分析に用いる「政府の政治的性格」は、①の(1)～(4)を単純加算して総合化し、これをさらに平均0、標準偏差1.0に標準化して得た値を「政府の資本主義的性格」のスコアとした。②の(1)～(4)に同様の操作を加えたものを「政府の国家社会主義的性格」とし、③の(1)～(4)に同じ操作を加えたものを「政府の社会民主主義的性格」とした。

すでに述べたように、誰が費用を負担するか、誰に損失を押しつけるかという問題をめぐっては、深刻な利害対立が発生することが予想される。すなわち、それぞれの財源にはそれぞれ異なった利害が強く結びついているからである。被保険者負担は被保険者自身の利害と最も強く結びついており、多くのばあいそれは労働者階級の利害に等置できるだろう。また、事業主負担は事業主の利害と強く結びついており、それは資本主義諸国のばあいであれば資本の利害がそこに現れるだろうし、国家社会主義国のばあいであれば国家の利害がそこに現れるだろう。国公費負担は、一方で膨張主義的な官僚制の利害と結びついているが、他方でまた平等主義的な労働者の利害とも結びついている。一般に税制は累進的であるのに対し、社会保険料ないし保険料率は均一であることが多いため、国公費負担の増加は累進的效果をもつ傾向にあるからである。資産収入は直接には特定集団の利害とは結びついていないが、資産収入を生み出すほどに蓄積された積立金の存在から利益を引き出すことのできる集団がいることは確かである。

このように、それぞれの財源調達方法に特定の利害が結びついているとすれば、財源構成比の決定には、各利害当事者間の権力関係が反映されることになるだろう。ある社会において労働の権力が大きければ、その社会は労働に有利な財源構成比を採用するであろうし、資本の権力が大きければ資本に有利な財源構成比を採用するであろう。また、国家官僚制の強力なところでは、官僚に有利な財源構成が形成されるであろう。

ところで、ここでいう「政府の政治的性格」とは、こうした種々の社会集団のあいだの権力関係を示す指標である。政府とは、一般に、それが存

在する社会のなかで最も大きな権力を有する社会集団の利害を最も多く反映するものだからである。したがって、ある国の政府の資本主義的性格が強いということは、通常の場合、それは国内において資本の権力が大きいことを示しているであろう。また、ある国の組織労働者の有する権力が強まれば強まるほど、その国の政府の社会民主主義的性格もそれだけ強まることになる。国家社会主義的性格の強い政府が存在するということは、労働者の権力が大きいことを示していると同時に、官僚制自体のもつ権力の大きいことも示しているといえるだろう。

さて、以上のことが正しいとするならば、社会保障財源の構成比は、各国の政府の政治的性格によって異なることになる。以下、順次このことを検討していこう。

(1) 政府の資本主義的性格と社会保障財源の調達方法

政府の政治的性格が資本主義的であるということは、国内においてそれだけ資本の権力が大きいということであるから、社会保障の財源構成は資本の利害に沿う形態となる可能性が大きい。したがって、ここから導かれる仮説群は以下の通りである。

i) 政府の資本主義的性格が強まると、事業主拠出の割合は減少する。社会保険料の事業主負担の比率が少ないほど、賃金コストは下がることになり、企業はそれだけ国際競争力を身につけることになる。したがって資本主義的政府は、事業主拠出の割合を減少させる政策を採用する誘因をもつことになる。また、事業主拠出は被保険者にとって賃金の一部と見ることができるとはいえ、被保険者が直接支払うものではないから、それだけ被保険者は給付と拠出との関係を見失いがちである。社会保障費の膨張に対して消極的な資本主義的政府は、このような浪費を生みがちな事業主拠出の増加を警戒するであろう。

ii) 政府の資本主義的性格が強まると、被保険者拠出の割合は増加する。社会保険料の被保険者拠出は、資本主義を支える業績主義的イデオロギ

ーと適合的である。資本主義における利潤の追求は、自助と競争との協調のうえに成り立っている。負担を直接実感できる被保険者負担は事業主負担や国公費負担に比べて自助のイデオロギーと抵触することが少ないし、また、給付に対する費用意識を促進することによって社会保障費の膨張を防ぐことができるだろう。したがって、資本主義的政府は、経済的およびイデオロギー的理由によって、事業主拠出や国公費負担の増加よりは被保険者拠出の増加を喜ぶだろう。

iii) 政府の資本主義的性格が強まると、国公費負担の割合は減少する。社会保障費における国公費負担の増加は、結局、労働および資本の租税負担の増加につながり、私企業の投資意欲を削ぎ、労働者の貯蓄率や労働意欲にマイナスの影響を及ぼす。また、自然膨張的性格をもつ社会保障支出は、とりわけ政府の財政赤字を増大させる要因と見なされる傾向がある。さらに、国公費負担は給付との関係が間接的であるため、受給のさいの費用意識が希薄となるかもしれない。したがって、資本主義的政府は、国公費負担の割合の削減に努力するだろう。

iv) 政府の資本主義的性格が強まると、資産収入の割合が増加する。資産収入の増加は、社会保険料による積立金の存在を前提としている。資産

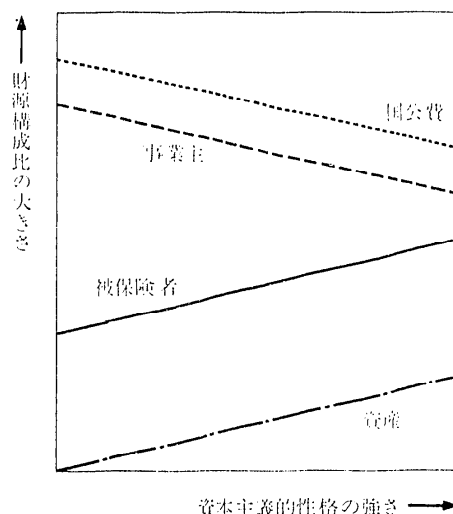


図2 政府の資本主義的性格と社会保障費の財源別構成比(仮説)

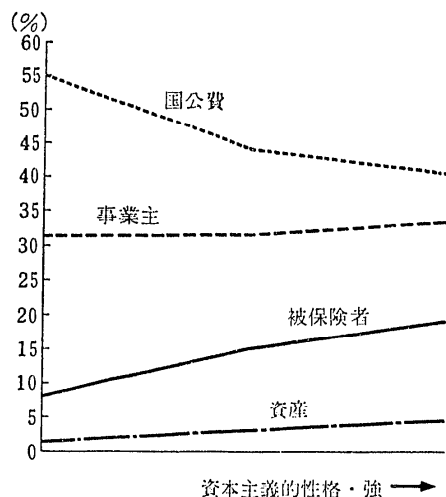


図3 政府の資本主義的性格と社会保障費の財源別構成比 (1965年)

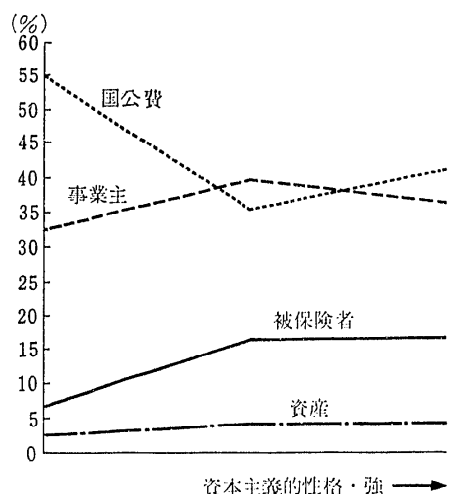


図4 政府の資本主義的性格と社会保障費の財源別構成比 (1975年)

収入の割合が増えるということは、私企業にとっても、それだけ投資の原資が増えたことを意味し、資本の利益と合致する。また、安定的な資産収入の存在は国公費負担を軽減するだろう。したがって、資本主義的政府は、他の条件が等しいならば、資産収入の割合を増やすように努めるだろう。

さて、以上の仮説が正しいとすると、資本主義的性格の強さと財源構成比の大きさとの関係は図2のようなグラフを描くはずである。すなわち、被保険者拠出と資産収入は右上がりの、事業主拠出と国公費負担は右下がりのグラフとなるはずで

ある。

これに対して、1965年および1975年の現実のデータにおける両者の関係を示したのが図3と図4である。ここでも図2と同様、縦軸に各財源の構成比の大きさを、横軸に政府の資本主義的性格の強さをとってあるが、横軸については、すでに述べたような方法で標準化したスコアを ± 0.5 を基準として3段階に分けてある。すなわち、このスコアが -0.5 未満のとき、その国の資本主義的性格の弱い国とし、 -0.5 以上 $+0.5$ 未満のとき中位の国とし、 $+0.5$ 以上のとき強い国とした。

図3および図4を図2と比較することによって、すでに述べたi~ivの仮説の妥当性を見ることができる。検証ないし反証の客観的判断基準を設けることは難しいが、ここでは、グラフの傾きに一貫性があるかどうか、および／または、有意性検定による危険率が十分低いかどうか、を一応の基準とする。

図3を見ると、国公費、被保険者、資産は図2の仮説的グラフと一致することが明らかであり、これらの財源構成に関する仮説命題(ii, iii, iv)は現実のデータ(65年)においても支持されたことになる。事業主は、65年のデータでは、資本主義的性格の強さとは無関係となっており、事業主拠出に関する仮説iは棄却されたことになる。

図4を見ると、被保険者および資産は仮説的グラフとほぼ一致しており、これらに関する仮説(ii, iv)は75年のデータにおいても棄却されなかったことになる。これに対して、事業主はここではやや右上がりの傾向を示しており、仮説iは、75年のデータにおいても棄却される。他方、国公費負担は資本主義的性格の中程度の国で最低となっており、一貫した傾向を必ずしも示していないが、表10からもわかるように両者は正の相関を示しており、危険率も十分に低いので、棄却の判断を保留しておいた方がよいかもしれない。

65年および75年のデータを通じていえることは、4つの仮説のうち、事業主拠出に関する仮説iは明らかに棄却されたが、他は必ずしも棄却されない、ということである。

(2) 政府の社会民主主義的性格と社会保障財源の調達方法

政府の政治的性格が社会民主主義的であるということは、労働の権力が資本の権力をしのいでいるとはいえないまでも、労働の権力が社会民主主義的でない国よりも相対的に強いことを意味しているから、社会保障の財源構成にあたっては、労働の利害が反映される可能性が大きいことになる。したがって、ここから導かれる仮説群は以下の通りであろう。

v) 政府の社会民主主義的性格が強まると、被保険者拠出の割合は減少する。被保険者拠出は他に転嫁することができないから、他の条件が変わらなるとすれば、この部分を小さくすることが被保険者の実質所得の増加につながり、労働の利益にも適っている。このため使用者団体が社会保障費の削減を要求し、国公費負担や事業主拠出の低下を求めるのと同様に、労働組合は、一般に、社会保障費の増加と被保険者拠出の低下を求めるのである。例えば、世界労連の『社会保障憲章』は「社会保障の財源は、事業主ないし国家、あるいはこの両者によって保障されなければならない、労働者の拠出によるべきではない」と主張している。したがって、労働の利益を相対的に多く代表しようとする社会民主主義的政府は被保険者拠出を抑えようとするだろう。

vi) 政府の社会民主主義的性格が強まると、事業主拠出の割合は増加する。事業主拠出の増加は、他の条件が変わらなるとすれば、以上に述べたのと同様の理由から労働の利益と合致する。ところが、「他の条件が変わらなるとすれば」という条件が成り立たないと見ることもできる。ひとたび事業主拠出の値上げがおこなわれれば、値上げ分は支払賃金の値下げや物価上昇のなかへと容易に転嫁されてしまうから、結局、事業主拠出の増減は被保険者の利害とは無関係ということもありうる。しかし、社会民主主義的政府の存在は、社会保障料だけでなく賃金にも統制が及ぶ可能性のあることを意味する。賃金に対する効果的な統制がなされるならば、依然として、事業主拠出の増加は労働の利益と合致するということができるだろう。

う。したがって、社会民主主義的政府は事業主拠出の増加をはかるだろう。

vii) 政府の社会民主主義的性格が強まると、国公費負担の割合は増加する。すでに述べたように、国公費負担は、一定の条件の下では、累進的な再分配効果をもつ。資本主義政党が業績主義のイデオロギーにコミットするとすれば、社会民主主義政党は平等主義のイデオロギーにコミットしており、後者の政府は国公費負担の割合を増やす誘因をもつであろう。Wilensky [1975] の示唆するように、社会保障費の増加において平等主義的イデオロギーが影響を及ぼす余地がほとんどないとしても、あるいはそうであるがゆえにかえって社会保障の財源調達の場合には、国公費負担の増加に対してより積極的となるかもしれない。

以上の仮説が正しいとすると、社会民主主義的性格の強さと財源構成比の大きさとの関係は図5のような期待値をとるだろう。そこでは国公費負担と事業主拠出が右上がりとなり、被保険者負担は右下がりとなり、また社会民主主義的性格の強弱とはいちおう無関係な資産収入は横軸と平行になるはずである。図6および図7は、1965年および1975年のデータにおける実測値を示している。ここでも資本主義的性格の場合と同じ方法で、強・中・弱の3分類をおこなっている。これらを検

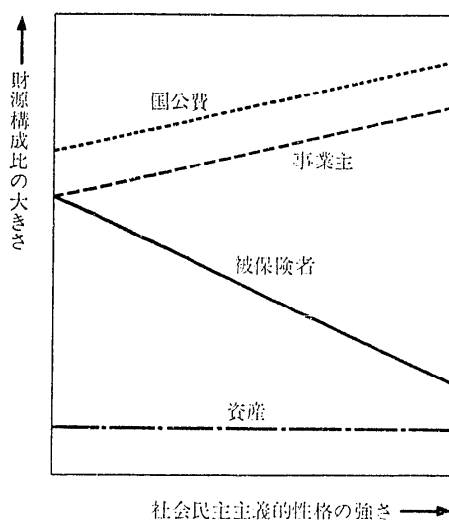


図5 政府の社会民主主義的性格と社会保障費の財源別構成比（仮説）

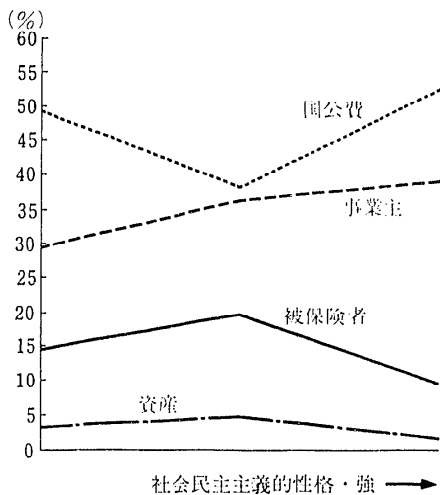


図 6 政府の社会民主主義的性格と社会保障費の財源別構成比 (1965年)

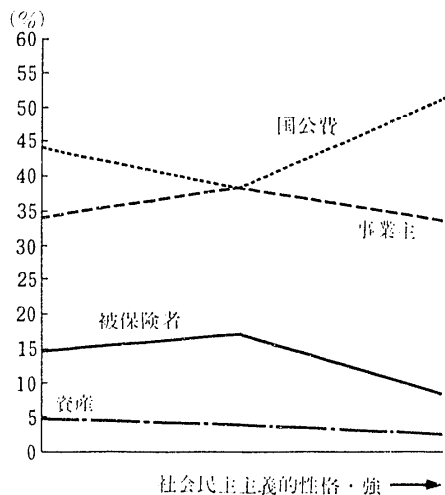


図 7 政府の社会民主主義的性格と社会保障費の財源別構成比 (1975年)

討することによって何が分かるだろうか。

65年のデータを見ると、事業主については期待値と実測値がほとんど一致することがわかる。すなわち、仮説viはこのデータから支持されたことになる。被保険者については、中程度の国の平均が、弱い国の平均を少し上まわっているとはいえ、全体として見れば、表9からも分かるように、負の相関を示しており、検定による危険率も低いので、仮説vについての判断は保留しておこう。国公費は社会民主主義的性格の強い国と弱い国とのあいだであまり差が見られないので、仮説viiにつ

いては棄却を認めなければならないだろう。

75年のデータでは、期待値と実測値が一目瞭然と一致するものがない。しかし、事業主提出についての仮説viは棄却されるが、国公費負担についての仮説viiと被保険者提出についての仮説vは棄却の判断を保留しておこう。いずれも中程度の国の平均値がグラフ上の一貫した傾向を乱しているが、国公費は右上がりの、被保険者は右下がりの傾向を読み取れなくもないからである。

社会民主主義的性格の場合は、資本主義的性格の場合ほど明快な結論は下せない。指標に問題があるのかもしれない。三重野〔1987〕が指摘するように、資本主義的性格および国家社会主義的性格の場合は因子分析の結果、それぞれの構成要素が一次元に並ぶのに対し、社会民主主義的性格の場合はそうならないからである。指標を工夫すれば、あるいはもっと明快な関係が見えてくるかもしれないが、いまのところは何ともいえない。とはいえ、明らかに棄却された仮説は少ないことは強調しておいてよいだろう。

(3) 政府の国家社会主義的性格と社会保障財源の調達方法

最後に、政府の国家社会主義的性格と社会保障財源との関係についてふれておこう。政府の国家社会主義的性格が強まるということは、国家官僚の利害と労働者の利害とが社会保障の財源構成にあたっても反映しやすいことを意味するだろう。したがって、ここから導かれる仮説は以下のとおりである（なお、ここで国家社会主義的性格というのは、土地、企業、農業などの国有化・集団化の度合いと共産党の政治勢力の大きさから測定されている。したがって、この尺度は各国をいわゆる西側・東側に区別するというよりは、スコアの値に応じて両極の間に順序づけたものである）。

viii) 政府の国家社会主義的政策が強まると、国公費負担の割合が増加する。政府の国家社会主義的性格が強まるということは、それだけ国家が経済活動の中心となることを意味し、賃金や利潤の分配は中央当局による強い統制を受けるようになる。国家活動の拡大に利害を有する官僚の下にお

かれた政府は、それだけ社会保障の財源も国公費負担を中心にまかなおうとするだろう。社会保障に関する費用は「社会的消費ファンド」として社会的総生産物から控除されて、それが中央政府によって管理される、という姿が国家社会主義的社會において望まれている。

ix) 政府の国家社会主義的性格が強まると、事業主拠出の割合が増加する。国家社会主義的性格の強まった体制の下では国公費負担と事業主負担の区別が判然としなくなるだろう。もちろん企業の自立性をどの程度認めるかという経済政策上の相違に応じて両者の分担は変わってくることは十分に予想されるが、一般的に言えば事業主拠出の割合も国公費負担が増加するのと同様の理由で増加するだろう。

x) 政府の国家社会主義的性格が強まると、被保険者拠出の割合が減少する。労働者にとっては被保険者拠出の割合が関心的であり、政府の国家社会主義的性格が強まるにしたがって、被保険者拠出の割合は減少するだろう。究極的な国家社会主義的社會では「社会保障、保健などは社会的消費基金（ファンド）の一部であり、国民所得の一部として無償で働く人びとに与えられる」〔柴田，1981：304〕ことになっており、こうした社會に近づくということは、被保険者拠出の極小化

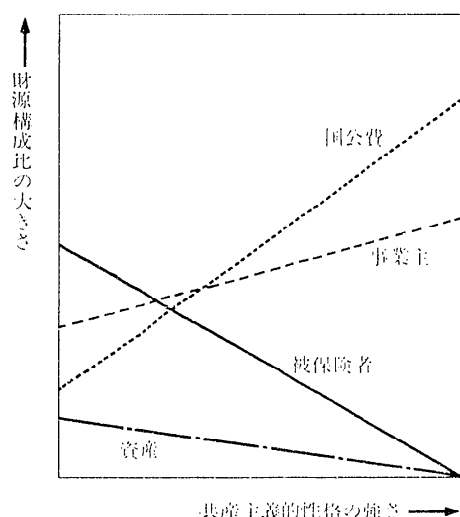


図8 政府の共産主義的性格と社会保障費の財源別構成比（仮説）

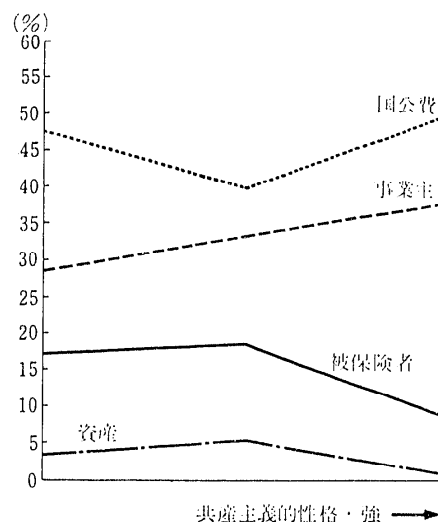


図9 政府の共産主義的性格と社会保障費の財源別構成比（1965年）

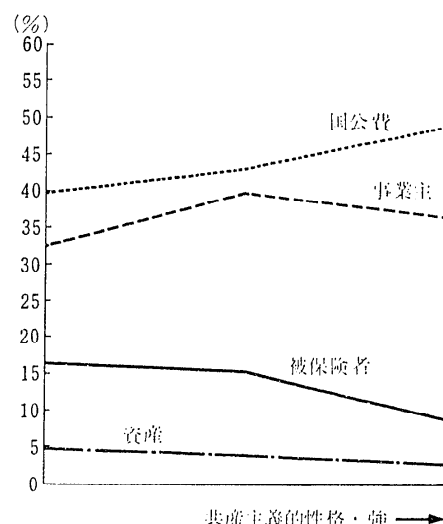


図10 政府の共産主義的性格と社会保障費の財源別構成比（1975年）

を意味するだろう。

さらに、共産主義のイデオロギーは利子収入を否定するから、ix) 政府の国家社会主義的性格が強まると、資産収入の割合は減少する、という仮説も成り立つだろう。

ここでも仮説的グラフ（図8）と、現実のグラフ（図9と図10）との比較によって、上の仮説が成り立つかどうかを検討してみよう。上の仮説が正しいとすれば、国公費負担と事業主拠出は右上がりのグラフを、被保険者拠出と資産収入は右下がりのグラフを描くはずである。

まず、65年のデータについて見ると、事業主拠出については現実のデータが仮説と一致しており、仮説 ix は検証されたことになる。被保険者拠出と資産収入については、この性格が中程度の国が若干不整合な位置にあるが、概していえば、両方とも右下がりとなっており、仮説 x および仮説 xi も棄てることはできないだろう。これに対して、国公費負担の割合は、この性格の強い国が最も高いが、弱い国が中程度の国よりもかなり高いため、仮説 viii についての判断は保留しておこう。

次に、75年のデータについて見ると、65年のばあいとは反対に、国公費負担は一貫して右上がりのグラフを示しており、仮説 viii は検証されたと見て差し支えないだろう。また、被保険者負担および資産収入も右下がりとなっており、仮説 x および仮説 xi も現実のデータに十分適合している。ところが事業主については、この性格の中程度の国が最も高い比率を示しており、仮説 ix は棄却せざるをえないであろう。

65年および75年のデータを通じていえることは、国公費に関する仮説 viii が65年データで保留され、事業主に関する仮説 ix が75年データで棄却されたものの、その他の仮説はデータと適合的だということである。

IV 結 び

これまで社会保障財源に関する分析を進めてきたが、最後に、以上から明らかとなった命題をまとめておこう。

社会保障の財源構成を1980年の時点で概観すると、次のことがいえる。

- α 先進資本主義諸国の財源構成は、被保険者拠出が2割弱、事業主拠出が3割半、国公費負担が4割強、資産収入は4%以下というのが平均的姿である。
- β 日本は他の先進資本主義諸国に比べて、被保険者拠出と資産収入の割合が多いが、事業主拠出と国公費負担の割合は少ない。
- γ 国家社会主義諸国では、事業主拠出と国公費負担によって財源のほとんどがまかなわれ

ている。

- δ 第三世界諸国は、国公費負担の割合が少なく、他が多い。

社会保障財源構成比の趨勢を1960年から1975年について見ると、次のことがいえる。

- α 先進資本主義諸国は、被保険者拠出の割合が減少し、事業主拠出が増加する傾向にある。
- β 国家社会主義諸国では、被保険者拠出の割合が増加し、事業主拠出が減ってきている。
- γ 第三世界では、国公費負担と被保険者拠出が減少し、その分、他が増えた。

社会保障の財源構成を規定する要因については、次のことがいえる。

- α 社会保障比率の大きさを説明する経済発展、高齢化、制度の経過年数といった要因は、社会保障の財源構成を必ずしも十分には説明しない。
- β 社会保障制度の大きさ自体が財源構成を説明するか否かは断定できない。
- γ 政治的諸変数は財源構成比とは無関係ではない。

さらに、政治的変数、とくに政府の政治的性格が財源調達にどのような影響を及ぼしているかについて、明らかにいえる——65年および75年の両データによって確認された——命題は次のとおりである。

- α 資本主義的性格の強い政府ほど被保険者拠出と資産収入による財源調達を好む傾向がある（仮説 ii, iv）。
- β 国家社会主義的性格の強い政府ほど、被保険者拠出と資産収入による財源調達を嫌う傾向にある（仮説 x, xi）。

採否の判断基準を緩める——一方で確認されたが他方で保留されたものや、両方で保留されたものまで広げる——と、さらに次の命題が加わる。

- γ 資本主義的性格の強い政府ほど国公費負担による財源調達を嫌う傾向にある（仮説 iii）。
- δ 社会民主主義的性格の強い政府ほど被保険者拠出による財源調達の割合を減らそうとする傾向にある（仮説 v）。
- ε 国家社会主義的性格の強い政府ほど国公費

負担による財源調達を好む傾向にある（仮説Ⅷ）。

明らかに棄却されたのは、資本主義的性格の強い政府ほど事業主拠出を嫌うだろうという仮説Ⅰで、他の仮説群は、一方で棄却されたが他方で確認されたり保留されたものであり、いまのところ適否の判断を下すことはできない。

非常に留保の多い結論となってしまったが、この問題に対する第一次的接近としてはやむをえないかもしれない。さらにデータの整備、指標の工夫、実証方法の洗練などによって、本稿がのりこえられることを望むものである。

文 献

- Castles (1979), "Public Welfare Provision, Scandinavia, and the Sheer Futility of the Sociological Approach to Politics", *British Journal of Political Science*, Vol. 9.
- 江見康一 (1984) 『社会保障の構造分析』岩波書店。
- 衛藤藩吉ほか (1979), 『戦後世界データハンドブック』世界経済情報サービス。
- Hewit (1977), "The Effect of Political Democracy and Social Democracy on Equality in Industrial Societies: A Cross-National Comparison", *American Sociological Review*, Vol. 42.
- 丸尾直美 (1985), 「福祉支出拡大の要因の計量的解明」中央大学経済研究所編『日本経済と福祉の計量的分析』中央大学出版部。
- 三重野卓 (1987), 「社会保障給付費の加速化と国際

的格差』『季刊社会保障研究』Vol. 22 No. 4 (Spring)

柴田嘉彦 (1981), 『ソ連社会保障発達史——歴史と現状——』文化書房博文社。

下平好博 (1985), 「産業化と福祉国家——先進国における収斂理論の妥当性をめぐって——」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会, 57-94頁。

Taylor and Hudson (1983), *World Handbook of Political and Social Indicators*, 3rd ed., Yale University Press. Vols. 1-2.

Wilensky (1975), *The Welfare State and Equality: Structural and Ideological Roots of Public Expenditures*, 下平好博訳『福祉国家と平等——公共支出の構造的・イデオロギー的起源』木鐸社, 1984年。

註

- 1) ここで先進資本主義諸国とは、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国である。また国家社会主義諸国とは、アルバニア、ブルガリア、チェコスロヴァキア、東ドイツ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ソ連などである。また、第三世界諸国とは、それ以外の諸国をさしている。
- 2) ちなみに、日本の1984年度の社会保障費の支出合計は約40兆円だったのに対し、収入合計は約49兆円であり、約9兆円の黒字だった。

(たけがわ・しょうご 中央大学文学部講師)

アジアの NICs の社会保障制度

——シンガポールと香港の比較分析——

下 平 好 博

I はじめに

アジアの新興産業国家 (NICs) として知られるシンガポール、香港、台湾、韓国の経済発展の速さには目を見張るものがある。これらの国々は二度のオイルショックをその旺盛な成長力で克服し、引き続き高い成長を維持してきた。それと同時に、もうひとつ見逃せない点は、これらの国々が工業化の渦中であって今まさに急激な社会変動を経験しつつあることである。産業化理論 (インダストリアリズム) に従えば、工業化は伝統的な家族および地域のもつ扶養機能を破壊し、その政治体制の如何にかかわりなく、「福祉国家」の出現を促すとされている。だが、このアジアの NICs に限って言えば、これらの国々は急激な社会変動の最中にあるにもかかわらず、そのような福祉国家への道をかたくなに拒んでいるといわざるをえない。一般に開発途上国は戦後独立を達成するとともに、いち早く社会保障制度を導入した。そして、これらの国々の中には社会保障比率からみてわが国とほぼ同等の「福祉努力」を払っている国さえみとめられる¹⁾。だが、アジアの NICs は開発途上国の中でも高い経済発展水準にありながら、この福祉努力という点では大きな遅れをとっている。

ここでは、アジアの NICs の中でも「都市国家」として知られるシンガポールと香港を取り上げ、これらの国々が進んだ社会保障制度を採用することに消極的である理由を明らかにするとともに、同じような社会経済構造をもつシンガポールと香港が政治条件の違いによって対照的な制度を

採用していることを明らかにしたい。

II シンガポールと香港の共通性

シンガポールと香港がきわめて似通った歴史をもち、類似した社会経済構造に立脚する都市国家であることはこれまでも多くの者によって指摘されている²⁾。

(1) まず、いずれも19世紀にイギリスの植民地となり、以後イギリスの東西貿易の中継基地として栄えてきた。そして、周知のとおり香港は今なおイギリスの支配下にある。したがって、両者の法制度、行政機構、教育制度などは依然イギリスの影響を色濃く残している。

(2) また、これはイギリスの植民地政策とも関係するが、中国本土から労働力として大量の移民がこれらの地域に送り込まれ、その結果両社会の人口は中国系を中心に構成されている。香港は人口約500万のうち98% (1981年センサス) が中国系であり、シンガポールは人口約250万のうち76.5% (1984年) が同じく中国系である。かれらはこれらの地域に一攫千金を狙って渡ってきた華僑や苦力たちであり、またその子孫たちである。したがって、きわめて功利主義的な価値観を共有している。

(3) そして、シンガポールと香港は1960年代の後半から「輸出志向型の工業化」を開始し、冒頭でも述べたように、急速な経済発展を遂げている。例えば、1965年から1983年まで、1人当たりGNPの年平均成長率はシンガポールが7.8%、香港が6.2%とわが国の4.8%を大きく上回っている。

また1人当たり GNP も1983年でシンガポールが6,620米ドル、香港が6,000米ドルと東南アジアでは日本に次ぐ地位を占めている。なお、両国の経済発展は、シンガポールが政府の強いリーダーシップのもとで外資を積極的に導入して工業化を推し進めたのに対して（シンガポールの外資比率は1984年で72.6%にも達している）、香港はむしろ政府が「積極的不介入主義」を貫く中で中国系（主に、上海および広東系）の地場資本を中心に輸出産業が発達したという違いがある。

（4）そして、この過程で両国民は急激な社会変動を経験した。（i）ひとつは出生率が急激に低下したとそれに伴って人口の高齢化が急速に進みつつあることである。シンガポールの場合には強権的とも思える家族計画を実行したことで出生率が大きく引き下げられたという側面も無視できないが³⁾、何よりも大きな原因は経済発展によって「子供の経済的価値」が低下したことである。合計特殊出生率はシンガポールが1.6（1984年）、香港が1.7（1983年）と先進国並みに低い水準にあり⁴⁾、一方65歳以上の人口比率は1984年でシンガポールが5.1%、香港が7.4%と開発途上国としてはかなり高い水準に達している。そして、この人口の高齢化は今後ますます進む傾向にあり、西暦2000年にはシンガポールが6.7%（2030年にはなんと18.9%）、香港が10.4%にまで達すると予測されている⁵⁾。（ii）また、両国はその狭い国土の中で深刻な住宅難に直面し、これを解決するために60年代末から70年代にかけて積極的な住宅政策を展開してきた。その結果、住民の大半は高層アパートで生活し、特に公共住宅に入居している者が香港で43.3%、シンガポールで81.0%（1985年）と驚異的な数字を示している。そして、そうした団地化は中国系住民の伝統的なコミュニティを徐々に解体するとともに⁶⁾、狭い団地内での世帯の分化をもたらし、世帯規模を縮小させる結果につながった。ちなみに、シンガポールの平均世帯規模は1980年で4.7人、また香港のそれは1981年で3.9人である。この数字は先進国のそれと比べるとまだまだ高い水準にあるが、それでもシンガポールと香港において「核家族化」が進行

し、高層アパートでの団地生活が典型的ライフスタイルとして定着しつつあることを示唆している。

このように、両国はきわめて類似した社会経済構造をもち、工業化を通じて人口の高齢化が進み、その中で地域や伝統的家族のもつリスク・プール機能が徐々に失われつつあるという点で共通の問題に直面している。そして、先の産業化理論に従えば、両国はこの共通の福祉ニーズに応えるために、積極的に進んだ福祉制度を取り入れ、その結果として類似した制度を採用せざるをえないはずである。しかし、シンガポールと香港はいずれも「福祉国家」という考え方には批判的であり、実際に採用されている福祉制度も対照的な姿をとっている。そこで次に、両国の社会保障制度の現状を紹介しながら、その理由を考えてみたい。

III シンガポールの社会保障制度

（1）シンガポールにおける「福祉」の位置づけ

（1）まず、シンガポールが外資を積極的に導入して「輸出志向型の工業化」を図ってきたことはすでに述べたとおりである。これは1965年にマレーシアからの分離独立という事態に直面し、その結果国内市場を失い、大量の失業者が発生したために採られた措置であった。また、これに追い撃ちをかけるように、1968年にイギリス軍のシンガポール撤退が発表され、そこで働く5万人近い人々の雇用機会が失われることが明らかになった。そこで政府は、これまでの「輸入代替型工業化政策」を一転して変更し、「モノ」「カネ」「ヒト」の各面において外資導入のための基盤づくりに着手した。具体的には、（i）外資企業に対して税制上の優遇措置を設けるとともに、（ii）シンガポール開発銀行（DBS）を設立して資金面での援助を行い、（iii）港湾施設などのインフラストラクチュアを整備し、さらに（iv）雇用法や労使関係法において外資系企業に有利な保護規定を設けている⁷⁾。また、「ヒト」という側面では、シンガポールのような天然資源に恵まれない国では、「唯一の資源は国民の技能と資質である」との判断にたって、

教育・住宅・保健・福祉の各分野に積極的に「人的資本投資」が行われてきた。ただし、これらの投資はそれが国民の勤労意欲と自助努力を引き出し、経済発展に貢献する限りで積極的に支持されている。したがって、シンガポールではいたずらに国民の国家への依存心を強め、かれらの勤労意欲を阻害するような制度は「非生産的」とであると考えられている。

(2) 一方、国民サイドでも、これまでの急速な経済発展のもとで各自の「ライフ・チャンス」が拡大されてきたために、「自助」と「勤勉」を強調する生活態度が人々の間に定着しており、福祉を国家に期待する者は少ない。特に「社会福祉」の分野については、儒教的伝統にもとづいてそれを家族の責任とする考えが強く⁸⁾、またこれに加えて民間ボランティア団体がこれまでこの分野で大きな役割を果たしてきたことも⁹⁾、シンガポールにおいて公的福祉制度の発達を遅らせた原因のひとつとなっている。

(3) また、シンガポールでは1960年代の末に、労働組合が政府の工業化政策を全面的に支持する態度を表明し、政治闘争よりもむしろ労働者福祉の改善に努めてきた。そして、労働組合はINCOME(労働者のための生命保険)、COMFORT(労働組合直営のタクシー会社で個人タクシー化を促進している)、FAIRPRICE(インフレと戦う生協スーパー組織)、DENTICARE(歯科医療に関する共済組織)などの共済事業を運営して、不十分な公的福祉制度を一部肩代わりしている。

(4) そして最後に、政府は民間企業に対して企業内福祉を奨励する政策を採っており、これによって従業員の定着を図り、各企業の生産性を向上させることができると宣伝している。これは本来国が果たすべき責任を各企業に肩代わりさせるものであるが、実際シンガポールでは外資系企業を中心に企業内福祉はかなり普及しているともいわれている¹⁰⁾。

(2) 中央積立基金制度(CPF)の果たす役割

このような背景のもとで、シンガポールの社会保障制度の中核を築いているものは Central Prov-

ident Fund と呼ばれる中央積立基金制度(以下、CPF と略す)である。この制度はそもそもイギリスの植民地時代に一部の使用者によって採用された従業員に対する私的プロビデント・ファンドに起源をもっている。そして、1955年に民間被用者を対象とした公的老齢・遺族・障害保障制度へと発展している。原理的には労使の保険料を原資とした個人口座別の強制積立制度であり、社会保険のような「リスクのプール」や「ニーズに応じた再分配」という要素を一切含んでいない点が特徴である。この他にシンガポールには、使用者責任主義にもとづく労働者災害補償制度、国立病院における公費医療制度、さらに一部の貧困層や身寄りのない人々を対象にした公的扶助などがある。しかし、1959年に人民行動党が政権について以来、シンガポールではこの労使の拠出制にもとづくCPF 制度が次のような広範囲の目的に利用されてきた。

(1) 住宅保障制度としての役割

まず、CPF 制度はこの国の公共住宅政策と大きな関連をもっている。1955年の制度発足当初、CPF の加入者はわずか18万人で、その積立金の規模も910万シンガポール・ドルと非常に小規模なものにすぎなかったが、当時のシンガポールは人口構造が非常に若く、またその後加入者の数も急速に拡大したので、しだいに CPF 制度のもとで多額の積立金が生まれることとなった(表1参照)。そこで政府は、当時深刻であった住宅不足

表1 CPF の加入者数および基金規模

年度末	加入者数 (千人)	基金規模 (千シンガポール・ドル)
1975	1,104	3,234,868
1976	1,178	4,066,116
1977	1,251	4,954,018
1978	1,341	5,981,372
1979	1,436	7,515,509
1980	1,519	9,551,247
1981	1,650	12,149,752
1982	1,725	15,655,535
1983	1,779	19,504,668
1984	1,852	22,670,414

(注) 1984年時点で、総人口の73.2%、経済活動人口のほぼ100%をカバーしている。

(出所) Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984*.

表 2 CPF の国債保有率

年 度	国債発行額 (100 万シンガ ポール・ドル)	CPF の国債保 有額 (100 万シンガ ポール・ドル)	CPF の国債保 有率 (%)
1966	477.5	345.3	72.3
1967	584.6	422.1	72.2
1968	756.7	474.4	62.7
1969	965.3	564.1	58.4
1970	1,087.7	681.8	62.7
1971	1,349.7	892.8	66.1
1972	1,628.0	1,092.1	67.1
1973	2,332.6	1,572.2	67.4
1974	2,761.2	1,978.8	71.7
1975	3,747.4	2,803.0	74.8
1976	5,322.1	3,743.4	70.3
1977	6,851.4	4,584.1	66.9
1978	7,872.3	5,229.7	66.4
1979	9,585.2	6,919.7	72.2
1980	11,608.7	9,082.2	78.2
1981	11,333.0	9,002.1	79.4
1982	12,556.1	9,812.6	78.2
1983	18,438.6	14,877.4	80.7
1984	18,207.9	14,455.3	79.4

(出所) 1966～82年までの数字については、Department of Statistics, *Economic & Social Statistics Singapore 1960～1982*.
1983, 84年の数字については、Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984* および Department of Statistics, *Yearbook of Statistics Singapore 1984/85*.

問題を解決するためにそれらを開発資金として利用した。これは次の2つの方法を通じて行われている。(i)まず、その積立金を長期国債に投資し、間接的に公共住宅建設の資金を提供した。シンガポール政府の発行する国債の6～8割はこれまで CPF によって保有され、シンガポールの開発予算の重要な財源となってきた(表2参照)。そして特に、それらは公共住宅建設を担当する住宅開発局(HDB)に貸し付けられ、公共住宅建設費にまわされてきた。(ii)また、1964年に HDB のもとで「持ち家制度」がスタートしたのを機会に、68年から CPF 加入者が公共分譲住宅を購入する際に CPF の積立金の一部を引き下ろすことが認められている。これによって HDB は返済の焦げつきを被ることなくより多くの国民に公共住宅が提供できるようになった。そして、現在では国民の81%が公共分譲住宅あるいは公共賃貸住宅で生活するに至っている。

表 3 CPF の保険料率の推移, 1955～1984年

	保険料率		普通 口座	特別 口座	メディ セイブ 口座	計
	使用者	本 人				
1955年7月より	% 5	% 5	% —	% —	% —	% 10
1968年9月より	6.5	6.5	—	—	—	13
1970年1月より	8	8	—	—	—	16
1971年1月より	10	10	—	—	—	20
1972年7月より	14	10	—	—	—	24
1973年7月より	15	11	—	—	—	26
1974年7月より	15	15	—	—	—	30
1975年7月より	15	15	—	—	—	30
1977年7月より	15.5	15.5	30	1	—	31
1978年7月より	16.5	16.5	30	3	—	33
1979年7月より	20.5	16.5	30	7	—	37
1980年7月より	20.5	18	32	6.5	—	38.5
1981年7月より	20.5	22	38.5	4	—	42.5
1982年7月より	22	23	40	5	—	45
1983年7月より	23	23	40	6	—	46
1984年7月より	25	25	40	4	6	50

(注) 1) 拠出の上限が月額450ドルから600ドルへ引き上げられている。
2) 1986年7月より、使用者負担は25%から10%へ引き下げられている。

(出所) Central Provident Fund Board, *Annual Report 1984*.

(2) 老後保障制度としての役割

一方、CPF は老後保障制度としてもしだいに無視できないものとなりつつある。一般に、年金であれプロビデント・ファンドであれ、制度を開始した当初はそこから支払われる給付額はわずかである。特に、個人口座別の強制積立制度として発達したプロビデント・ファンドの場合には最低保障額が設定されていないため、加入期間の短い者は涙銭程度の一時金を受け取ってそれに甘んじなければならない。だが、表3に示すとおり、シンガポール政府はこれまで CPF の保険料を大幅に引き上げてきたため(それは最高時の1984年で労使合わせて賃金の50%という高さに達している)、老齢一時金に限っていえば、CPF 制度のもとで将来約束される額はかなりのものに達すると予想されている。現在老齢一時金として引き出される1件当たりの金額は日本円にして平均217万円足らず(1984年)であるが、今後は住宅需要も飽和状態に近づき、積立金を住宅購入にあてる者も少なくなるため、CPF の老後保障機能は一段と高まるといわれている¹¹⁾。

(3) 財産形成制度・企業内福祉制度・医療費保障制度としての役割

この他、CPF 制度は、(i)住宅以外の財産形成制度、(ii)企業内福祉制度、さらに(iii)医療費保障制度としても利用されている。まず、財産形成制度としては、シンガポール・バス・サービス会社の株式を取得するために積立金の一部を引き出すことが早い時期から認められていた。また最近では、積立金の自主運用を求める国民の声に応じて、民間生命保険や非居住不動産(店舗・事務所・工場・倉庫)への投資にそれを利用することも認められている。さらに政府は、1984年から CoWEC 制度(使用者の保険料を利用した企業内福祉制度)という企業内福祉制度を試験的に開始している。これは CPF の使用者負担の一定割合(10%)を各企業に内部留保させ、その資金の運用利益から従業員のための福祉事業費を捻出しようとするものであり、また元金と利子は退職給付にあてることが予定されている。つまり、従業員の定着を図り、生産性を高めようとする先の政府の企業内福祉奨励策の一環にそれは位置づけられている。

他方、医療の分野ではこれまで国立病院において公費医療制度が採られ、国民は医療費のうちその名目コストを支払うだけでよかった。だが、ここへきて政府は医療費の高騰に苦慮し、また将来の高齢化社会の負担に備えるために、1984年からメディセイブ制度を発足させた。これは CPF の積立金から加入者本人とその家族の病院医療費を捻出するものであり、受益者負担を導入して医療費の節約を図るのが政府の狙いである¹²⁾。

このように、シンガポールは、国庫をできるだけ節約し、労使の拠出制にもとづく CPF 制度を最大限に利用して、国民の住宅保障、老後保障、医療費保障を実現してきた。また、それは企業内福祉を補完し、各種の財産形成制度としても利用されている。しかしながら、先にみたように、シンガポールは今後数十年のうちに超高齢化社会へ突入することが明らかにされており、政府もこの問題に本格的に取り組まざるをえない段階にきている¹³⁾。

IV 香港の社会保障制度

一方、香港にはシンガポールの CPF 制度のような公的プロビデント・ファンドもなければ社会保険制度もない。政府が直接責任をもっているのは公的扶助制度ならびに老人と重度障害者を対象にした特別ニーズ手当、さらに緊急災害時(自然災害、火災、海難事故、犯罪、交通事故)の一時金制度だけである。そしてこの他には、使用者責任主義にもとづく労働者災害補償制度、政府系病院や民間ボランティア団体が経営する病院での低額医療サービス、さらに政府の補助金を受けて民間ボランティア団体が提供する各種の社会福祉サービスがあるにすぎない。

(1) 香港の社会保障制度の発達を遅らせた原因

では、どうして香港において社会保障制度の発達が遅れたのであろうか? 次にその理由を考えてみたい。

(1) まず、戦後の混乱の中で1949年に中華人民共和国が成立し、大量の難民が中国本土から香港に流入した。そして、第二次大戦直後わずか60万人にすぎなかった香港の人口は1950年の末には一挙に236万人に膨れ上がっている。したがって、政府はまずこれらの難民に対して安全な水を供給し、最低限の住宅・教育・保健サービスを提供することに全力を注がなければならなかった。つまり、当時の状況では年金やプロビデント・ファンドのような社会保障制度に力を入れる余裕など全くなかったといえる。だが、程度の差はあれ、戦後の混乱期に人口爆発が起こり、深刻な失業問題や住宅不足問題が生じていたという点ではシンガポールもまた同じである。

(2) むしろ香港がシンガポールと大きく異なる点は、香港が将来中国への返還問題を抱え¹⁴⁾、そのため他のイギリスの植民地とはちがって戦後独立を勝ち取ることができなかったことである。つまり、香港は「国民国家」を築くことに失敗し、香港住民が直接政治に参加するチャンスをこれによって失った。しかし、外交問題を除けば、香港

総督の諮問機関にあたる立法評議会や行政評議会を通じて民意を政策に反映させる道がないわけではない。だが、これらの評議会は1980年代に入るまで一部の閣僚と地元の経営者の代表を中心に議員を総督が任命するという形をとり、労働者階級の代表がそれらに参加する道は事実上塞がれていたといつてよい。

(3) またこれに加え、中華人民共和国と台湾政府との狭間にあつて、労働運動が分裂したことも労働者の発言力を弱める結果につながっている。現在、労働運動は中共系の香港労働組合連盟 (FTU)、台湾系の香港九竜労働組合評議会 (TUC)、さらに中立系の3つに分裂している。そして、これらの組合は「中国問題をめぐる政治結社」としての性格が強く、労働者の身近な問題にはほとんど無関心である。一方、香港の労働者自身ももともと中国本土から難を逃れて香港へ渡ってきた人々であり、これ以上政治的トラブルに巻き込まれたくないという気持ちが高く、労働運動にはこれまで無関心であった¹⁵⁾。したがって、香港では労働者の組織的行動はほとんど稀であったといつてよい。そして、この点では労働運動が NTUC (全国労働組合会議) に統一され、労働者の代表が政権に参画しているシンガポールとは対照的である¹⁶⁾。

(4) 香港において社会保障制度の発達が遅れた第四の理由として、香港の製造業に零細企業がも多く、そこで働く労働者に安定した雇用関係が保

障されていないことを挙げることができる。表4に示すとおり、香港では製造業部門の事業所の7割近くが従業員数10人未満であり、また従業員数50人未満の事業所で働く製造業労働者数は全体の半数近くを占めている。そして、これらの零細企業（主に広東系の服飾産業、プラスチック産業、繊維産業、電機産業など）は世界市況の動きに応じて事業の改廃を繰り返し、そこで働く従業員もまたよりよい賃金を求めて転職を繰り返している。したがって、これらの労働者にプロビデント・ファンドや社会保険の網を被せることはきわめて困難であったといえよう。

(2) 1967年の反英暴動と社会改革

このように、香港では労働者階級の政治参加の道が塞がれ、またかれらは1960年代にはじまった工業化の中で社会政策による保護もないままきわめて劣悪な労働条件のもとに置かれてきた。そして、このような社会的不満が鬱積する中で、1967年に反英暴動が勃発している。それは中国の文化大革命の影響を多分に受けてはいたものの、暴動の中心になって参加した者は悲惨な労働条件のもとで日々酷使される未組織の若年労働者たちであった。そして、この1967年の対立を境にして、香港政庁はそれ以後住宅・教育・労働・社会保障の各分野において多くの改革に着手する。まず、1968年に雇用条例が施行され、労働時間の短縮、有給休暇の導入、女子・児童労働の保護が進んでいる。また1971年には小学校教育の無料化がはじまり、78年には中学校教育も無料化されている。住宅の分野では、1970年代のはじめから郊外にニュータウンの建設がはじまり、公共住宅建設に弾みがついている。そして、76年にはシンガポールと同様に、政府の「持ち家制度」もスタートしている。

一方、福祉の分野ではこれまで海外からの援助を受けた民間ボランティア団体が現物給付、現金給付を問わずその提供に中心的役割を果たしてきた。だが、1969年に社会福祉省と香港社会福祉協議会 (Hong Kong Council of Social Service) との間で両者の役割分担に関する協議が重ねられ、政府が現金給付に責任をもつ一方、民間ボランテ

表4 製造業の事業所規模別事業所数ならびに従業員数 (1985年第3・四半期)

事業所規模	事業所数	従業員数
1～9人	32,827 (68.3)	121,291 (14.3)
10～19人	6,760 (14.1)	90,156 (10.6)
20～49人	5,040 (10.5)	154,161 (18.2)
50～99人	2,016 (4.2)	137,110 (16.2)
100～199人	904 (1.9)	122,734 (14.5)
200～499人	393 (0.8)	117,266 (13.8)
500～999人	99 (0.2)	67,257 (7.9)
1,000～1,999人	23 (0.1)	29,143 (3.4)
2,000人以上	3 (0.0)	9,782 (1.2)
合計	48,065	848,900

(出所) Census and Statistics Department (1986b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 2.5.

表 5 香港の「社会保障費」の内訳

	1983~84 (実 額) (100万香港ドル)	1984~85 (推計最終支出) (100万香港ドル)	1985~86 (承認済推計額) (100万香港ドル)
〔社会福祉省関連〕			
「Social Security Payments」(注)	1,210.0	1,426.6	1,496.2
その他の社会福祉省経常支出	244.6	271.4	300.4
その他の社会福祉省資本支出	23.2	4.1	3.5
補 助 金	389.6	421.3	487.6
小 計	1,867.4	2,123.4	2,287.7
〔保健医療省関連〕			
合 計	2,725.3 4,592.7	3,118.4 5,241.8	3,504.8 5,792.5
〔GDP〕	208,397	249,629	265,524
〔社会保障比率〕	2.2%	2.1%	2.2%

(注) 「Social Security Payments」の中には、「公的扶助」、「特別ニーズ手当」、「犯罪犠牲者援助」、「交通事故犠牲者援助」、「緊急災害援助」が含まれる。

(出所) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Department in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong), p. 3 より。

ィア団体は各種の社会福祉サービスの提供に責任をもつことが明らかにされている。そして政府はこれを受けて、1971年に現金給付を支払う公的扶助制度を発足し¹⁷⁾、さらに1973年には同年に発表された白書の勧告にもとづいて重度障害者手当と虚弱老人手当をそれぞれ導入している。以下では、社会保障制度を中心にその概要を紹介したい。

(3) 香港の社会保障制度の概要

まず、香港がどの程度の「福祉努力」を払っているかをみておこう。香港では拠出制の社会保障制度がないので、政府予算の内訳をみることによって、その規模をおおよそ知ることができる。香港の政府総支出は1983/84年予算でGDPの18.6%に達し¹⁸⁾、教育・住宅・保健医療・福祉といった社会サービス支出はそのうちの43%を占めている。また、わが国の「社会保障費」に相当する費用の内訳は表5に示すとおりである。それにもとづいて社会保障比率(対GDP)を計算すると、1983/84年度で2.2%、1984/85年度で2.1%、1985/86年度で2.2%となる。ILO基準にもとづいたシンガポールの社会保障比率が1979/80年度で3.9%であるのと比べても、それはさらに少ないことがわかる¹⁹⁾。

ところで、保健医療を除く「社会保障費」の6割以上は先に述べた(i)公的扶助、(ii)重度障害

者手当と老人手当からなる特別ニーズ手当、さらに(iii)緊急災害援助(Emergency Relief)、犯罪犠牲者援助(Criminal and Law Enforcement Injuries Compensation)、交通事故犠牲者援助(Traffic Accident Victims Assistance)にあてられている。これは香港において社会保障の目的が「最も自活能力のないものを援助すること」(Help for those least able to help themselves)に置かれていることと関係している。つまり、乏しい財源の中で最も効率的に社会保障を実現していくために、「社会的弱者」(Vulnerable groups)に焦点をあてる方法が採られたのである。そして、「経済的貧困層」「重度障害者」「老人」、さらに「緊急災害(自然災害、火災、海難事故、犯罪、交通事故)の被害者」が現在「社会的弱者」として認定されている。

まず、公的扶助についてみると、年金やプロビデント・ファンドのない香港では、老人が公的扶助受給者の6割以上を占めている(表6参照)。また、1985年で受給者の77%が単身者で、その多くがひとり暮らしの老人である。香港は中国本土からの難民によって築かれた社会であり、かれらの多くは戦中・戦後の混乱期に家族を失うか、あるいは家族を形成することに失敗している。したがって、現在身寄りもないまま公的扶助に頼るしかない者が多い²⁰⁾。給付額は、表7に示すとおり、

表 6 公的扶助の受給者

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
老人 (60歳以上)	63.9%	68.1%	66.1%	64.0%	62.8%	63.1%
盲人	1.5	1.7	1.5	1.4	1.5	1.3
聾啞者	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
身体障害者	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2
精神障害者	2.1	2.1	2.3	2.6	3.0	3.2
一時的障害者	16.4	13.3	13.6	13.8	13.9	13.9
片親世帯	4.8	4.8	4.5	4.6	4.2	5.7
低稼得者	5.4	3.0	3.2	3.4	3.5	2.8
失業者	0.6	1.1	1.9	2.8	2.9	3.5
その他	3.0	3.2	4.5	5.0	5.5	4.0
総数 (ケース数)	45,813	45,752	51,267	56,090	59,900	63,713
給付総額 (\$'000)	222,515	291,288	407,808	486,568	583,369	625,502

(出所) Census and Statistics Department (1986 b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 9.4 より。

表 7 公的扶助の給付額 (1985年)

	月額 510香港ドル
単身者	
家族	
1人～3人	各1人につき 370香港ドル
4人～6人	各1人につき 315香港ドル
それ以上1人当たり	245香港ドル
障害加算	255香港ドル
老齡加算	255香港ドル
長期受給者 (1年以上) 加算	単身者に年額645香港ドル, 家族に年額1,290香港ドル
家賃加算	
(a) 単身者	276香港ドル
(b) 家族	
2人～3人家族	623香港ドル
4人～5人家族	953香港ドル
6人～7人家族	1,058香港ドル
8人以上の家族	1,626香港ドル

(出所) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Department in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong), pp.27-29 より。

1985年時点で単身者が月額 510 香港ドル (日本円にして約 1 万円) であり, またそれは世帯員数に応じて加算される。さらに, 障害者加算, 老齡加算, 長期受給者加算, 家賃加算などがあり, これらの額は毎年物価の上昇に応じて調整されている。なお, 1977年から失業者本人に対しても公的扶助が支給されるようになった²¹⁾。

次に, 特別ニーズ手当は, 現在施設に入所しているかどうかにかかわらず, 聾啞者を含む重度障害者と 70 歳以上のすべての老人を対象にミーンズ・テストを課すことなく一律に支給される無拠出制の給付である。この制度は1973年に発足して以来, その対象者が大幅に拡大されてきた。1977

年の青書の中で, (i) これまで在宅の重度障害者と老人が対象であったのを施設入居者にまで拡大することが提案され, さらに(ii) 重度障害者手当を聾啞者にも支給し, (iii) 老人手当の支給開始年齢を75歳から70歳にまで引き下げることが提案された。そして, これらの改正は1978年から実施されている。ここでも特別ニーズ手当のうち, 老人手当を受けるものが8割以上を占め, 重度障害者手当の受給者と合わせて現在約28万人がこの特別ニーズ手当を受けている(表8参照)。そして, これらは「デモグラント給付」としての性格をもつため, 今後老齡人口の増加とともに受給者数はさらに増大すると予想されている。なお, 給付額は

表 8 特別ニーズ手当の受給者

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
重度障害手当	15.3%	15.5%	16.1%	16.7%	17.3%	17.3%
老人手当	84.7	84.5	83.9	83.3	82.7	82.7
総数(人数)	187,683	203,517	221,953	240,311	260,095	278,770
給付総額(\$'000)	306,227	436,729	622,887	709,178	832,296	909,564

(出所) Census and Statistics Department (1986b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong), Table 9. 5 より.

1985年時点で重度障害者手当が月額 510 香港ドル(日本円にして約 1 万円), 老人手当が月額 255 香港ドル(日本円にして約 5,000 円)である。また, それらは公的扶助の单身者に対する給付額のそれぞれ 100%と 50%に設定されているので, 毎年物価の動きに応じて自動的に調整される仕組みになっている²²⁾。

この他, 香港には台風や火災にあった人々を救済する緊急災害援助制度(1962年), 犯罪犠牲者や公務執行中に負傷した警察官を救済する犯罪犠牲者援助制度(1973年), さらに1979年から新しく発足した交通事故犠牲者援助制度がある。これらはいずれも資産調査を課することなく, また過失・無過失の区別なく支給される一時金制度である。さらに医療については, シンガポールと同様に, 政府系病院または政府の補助を受けた一部の民間病院(主に民間ボランティア団体が経営する)において名目コストを支払うだけで医療サービスを受けることができる。ただし, これらの病院で提供される医療サービスには限度があるので, かなりの混雑現象を来している²³⁾。

一方, 香港において見逃せない点は, 民間ボランティア団体が政府から高率の補助を受けて各種の社会福祉サービスを提供していることである²⁴⁾。老人福祉, 児童福祉, 青少年福祉, 障害者福祉, 家庭福祉, 職業教育, 麻薬防止など, その活動範囲は広い。そして特に, 老人福祉は完全に民間ボランティア団体がその主導権を握り, 政府はただそれに対して財政的援助を与えているにすぎない。これらの社会福祉サービスは, 社会福祉省と香港社会福祉協議会との協議にもとづいて作成される5ヵ年計画に従って拡大されているが, 人口の高齢化が進む中で, 供給は需要に追いつかないのが実情である。

このように, 香港では国が直接責任をもつ社会保障制度は「社会的弱者」(貧困層, 老人, 重度障害者, 災害犠牲者)に対する所得保障制度と限られた範囲の公費医療制度だけであり, 社会保障制度の範囲は著しく限られているといわざるをえない。また, 労働者福祉や企業内福祉は一部の大手組合や大企業において採用されているが, 最も保護を必要とする製造業部門の零細企業の従業員にはほとんど行き渡っていない²⁵⁾。そこで現在, 香港においてもシンガポールと同様の CPF 制度を導入すべきだとする要求が各界から出されている。最後に, 節を改めてこの問題を取り上げておきたい。

V 転機にたつ香港の社会保障制度

香港ではこれまで社会保険制度を導入するチャンスが少なくとも2回あったといわれている。ひとつは先の反英暴動があった1967年に政府内部の合同委員会で社会保険制度の導入が検討されたときであり²⁶⁾, もうひとつは1977年に政府の青書の中で任意制の社会保険制度が提案されたときである²⁷⁾。しかし, これらの提案はいずれも実現をみないまま終わっている。だが, 香港を取り巻く政治情勢は1984年9月に「中英共同声明」が発表されて以来大きく変わりつつある。「中英共同声明」の内容は, 香港が中国へ返還される1997年7月以降も50年間にわたって香港を「特別行政区」として定め, 香港人の自治権を認めるとともに, これまでの自由経済制度を変えずに繁栄を維持していくというものであった。これによって, 香港では(i)香港住民の政治参加を求める動き²⁸⁾と(ii)左派系組合やキリスト教産業委員会, さらに香港社会福祉協議会などが中心となって「中央公積金」

設立を求める動きがにわかに活発となってきた。現在提案されている「中央公積金」制度の内容は、次のとおりである。

(1) まず、高齢・遺族・障害を対象に、それぞれ労使から賃金の6%に相当する保険料を徴収し、労使の支払った保険料と利子を合わせた総額を退職時(55歳)、死亡時、労働能力喪失時にそれぞれ支給する。

(2) また、シンガポールと同様に、加入者が住宅を購入する際に、積立金の一部引き出しを認める。

(3) さらに、対象者は従業員数10人以上の事業所で働くフルタイムの被用者とし、5年の経過期間において全被用者をカバーする。

(4) そして、将来は本制度から医療給付、出産給付、さらに失業給付を支給する。

この試案は香港社会福祉協議会のもとに組織された社会保障委員会によって作成され、1986年7月に政財界をはじめとする関係各方面に送付されている²⁹⁾。これに対する財界の反応は、(i)それが労働者の可処分所得を引き下げて、賃上げ圧力を生み、(ii)結果的に労働コストを上昇させるので、香港経済の国際競争力を大きく低下させる危険があるというものであった。また(iii)ようやく普及しつつある民間退職金制度の発展を阻害し、(iv)さらに住民の自力更生の精神を損ない、国家への依存心を高める、と批判的である。また、香港政庁のほうも(i)「中央公積金」は将来膨大な額に達するので、それが民間金融市場にどのような影響を及ぼすかを調べる必要があり、(ii)中小企業の利用者がはたしてこの6%の保険料を負担できるかどうかについても検討の余地があるとしている³⁰⁾。だが、左派系組合やキリスト教産業委員会などの労働側は、シンガポールにおける CPF 制度の成功を盾に、制度の早期実現を香港政庁に迫っている。かれらの主張は、今後香港においても人口の高齢化が急速に進み、老人問題の解決が急務の課題となり、現行の社会保障制度の欠陥を補う上でも「中央公積金」制度の設立が必要であるというものである。またかれらは、もしそれが導入されれば現在社会保障に費やしている公費負

担が軽減され、さらにその積立金を使ってその他の社会ニーズ(例えば、公共住宅)に応えることができることをメリットとして挙げている。最近行われた調査によれば³¹⁾、労働者の96%がこの「中央公積金」の設立に賛成し、資金面でも83%の者がこれに協力する姿勢を示しているとされている。そしてさらに重要な点は、中華人民共和国が香港の労働者の要求に応じて、もしそれが実現された場合1997年以降も制度の存続を認めるとの態度を明らかにしたことである³²⁾。もちろん香港の将来にはまだまだ不安は尽きないが、この「中央公積金」制度が導入された場合、香港とシンガポールの社会保障制度がかなり接近することはまちがいない。

VI おわりに

最後に、以上述べた点を簡単に要約して結論に代えたい。

(1) アジアの新興産業国家(NICs)として知られるシンガポールと香港は、それぞれ1960年代の後半から「輸出志向型の工業化」を開始し、急速な経済発展を遂げてきた。そしてその過程で、大きな社会変動を経験している。これらの国では、出生率が急激に低下するとともに、人口の高齢化が急速に進みつつある。また、これまで積極的な公共住宅政策を展開した結果、伝統的な家族や地域社会のもつ扶養機能が徐々に失われつつある。

(2) しかし、工業化によって多様な福祉ニーズが発生しているにもかかわらず、これらの国々はこれまで進んだ社会保障制度を取り入れることに消極的であった。まず、シンガポールでは工業化を進めていく上での「人的資本投資」の一環として福祉政策が位置づけられていた。したがって、国民の勤労意欲と自助努力を引き出し、経済発展に貢献する限りにおいて社会保障が支持されている。シンガポールでは、公費をできるだけ節約し、その代わりに労使の拠出金を原資とした CPF 制度がさまざまな目的に利用されている。そして、それは国民の住宅保障、老後保障、医療費保障を実現するとともに、企業内福祉制度や各種の財産

形成制度としても利用されてきた。

(3) 一方、過去1世紀半にわたって、イギリスの植民地下にあった香港では、戦後独立を勝ち取ることができず、「国民国家」の形成に失敗したがゆえに、社会保障制度の本格的導入は1970年代に入るまで棚上げされてきた。香港では、年金やCPFといった長期保険制度に代えて、希少な財源を最も効率的に利用するために、貧困層、老人、障害者などの「社会的弱者」に焦点をあてた制度が採用されている。そして、これを民間ボランティア団体の提供する社会福祉サービスが補完している。

(4) シンガポールと香港は同じような社会経済構造をもちながらその置かれた政治条件の違いによってこれまで対照的な社会保障制度を採用してきた。だが、人口の高齢化がいよいよ明らかになるにつれて、両国の社会保障制度は大きな転機を迎えつつある。そして特に、香港では将来「一国家、二制度」が保障される見通しが開かれるにつれて、シンガポールと同様のCPF制度を導入する機運が高まっている。いま誤解をおそれずいえば、両国の社会保障制度は政治条件の接近とともに、しだいに収斂する方向にあるといえるのかもしれない。

注

- 1) 例えば、南米のアルゼンチン、ウルグアイの社会保障比率(対GDP)は、それぞれ9.4%(1980年)、8.0%(1980年)にも達している。
- 2) 例えば、Geiger(1973)を参照。
- 3) シンガポールでは、“Two is enough”政策のもとで、国立病院における分娩費、税制上の児童扶養控除、雇用法上の出産休暇に子供を3人以上設けた場合ペナルティーが科される仕組みとなっていた。しかし、この政策は人口の高齢化が明らかになるにつれて撤回される方向にある。
- 4) ただし、人口成長率についてみると、香港は1970年代の終わりにインドシナ難民や中国からの合法・非合法の「入境者」が急激に増加したため、人口成長率は最高時の1979年で6.1%にも達している。
- 5) 香港については、Census and Statistics Department(1984)、シンガポールについては、Saw Swee-Hock(1981)および日本労働協会『海外労働時報』(No. 115, 昭和61年12月)を参照。
- 6) シンガポールでは、公共団地の入居に「抽選制」が採られ、その結果各人種が隣どおしで生活するよ

うになっている。したがって、中国人の同郷・同族組織を団地内で維持していくことは難しい。そして、政府もまた人種間の融和を図るためにむしろ「住民委員会」などの新しい組織を団地内に用意している。一方、香港でも地域の活性化を図るために、団地内に「コミュニティ・センター」(社区发展中心)を設け、また政府の音頭で「相互扶助委員会」が組織されている。

- 7) 例えば、雇用法において、ボーナスは賃金の1ヵ月分以内とされ、解雇・退職手当もそれぞれ3年および5年以上の勤続年数がある者だけに支給されるなどの規定が設けられている。また、労使関係法では、団体交渉事項の中から昇進・配置転換・解雇・退職などの重要項目が削られ、労使間協約の有効期間をこれまでの1.5年から最低3年とすることで労働争議の発生頻度が少なくなるような措置が採られている。
- 8) 国土の狭いシンガポールや香港では、たとえ親子が別居したとしても、日々接触することは可能である。そして、この意味では「核家族」も「修正された大家族」に近いものといえる。Hong Kong Council of Social Service(1983)を参照。
- 9) シンガポール社会福祉協議会(Singapore Council of Social Service)のもとに1985年現在150の民間ボランティア団体が登録されている。
- 10) 企業のフリンジ・ベネフィットに関する調査は、NTUC(全国労働組合会議)とSNEF(シンガポール全国使用者連盟)の手でそれぞれ実施されている。これらの調査の概要については、日本労働協会『海外労働時報』(No. 78, 昭和58年11月, No. 80, 昭和59年1月)を参照。
- 11) Wong Kum Poh(1982)および下平(1986)を参照。
- 12) メディセイブ制度のもとで老後の入院費用を保障するために、退職後もCPFに最低6,000シンガポール・ドル(1986年)を残すことが義務づけられている。そして、この額は将来1万シンガポール・ドルまで引き上げられる予定である。
- 13) シンガポールでは、1982年に「高齢者問題委員会」が組織され、84年にその報告書が提出されている。その内容は、(i)高齢者の雇用機会を確保するために定年年齢を引き上げるとともに、(ii)CPFの引き出し年齢を55歳から60歳に引き上げ、さらに(iii)高齢者に対する保健事業を強化するというものであった。また、(iv)高齢者を扶養する家族に税制上の優遇措置を図り、(v)民間ボランティア団体を強化して、老人福祉に力を入れることが提唱されている。このように、政府は依然として「福祉」の分野に国が直接介入することを避けている。詳しくは、日本労働協会『海外労働時報』(No. 87, 昭和59年8月)を参照。

一方、1979年以降3年間にわたって実施された「高賃金政策」によって、シンガポールの労働コストは急激に上昇し、生産拠点をシンガポールから近隣諸国(例えば、マレーシア)に移す外資系企業も

増加している。また、この間 CPF の保険料が急激に引き上げられたことに反発を示す国民も多く、積立金の自主運用を求める動きが一段と強まっている。そこで政府は、1986年に「経済委員会」が出した勧告に従い、CPF の使用者負担を 25% から 10% に引き下げ、企業の労働コストを軽減する一方、国民の要求に応じて CPF の積立金の自主運用を認める方向に動いている。このように、シンガポールの社会保障制度はこの国の経済政策との関連からいまでも直されている。経済委員会報告の内容については、*Singapore Economic Bulletin*, March 1986, pp. 11-20, 参照。

- 14) 周知のとおり、香港は1842年の南京条約（香港島割譲）、1860年の北京条約（九龍半島割譲）、さらに1898年の新界租借条約によってイギリスの植民地となった。そして、新界地区はイギリスが1997年まで99年間にわたって租借したものである。
- 15) England=Rear (1981) は、香港人の政治的無関心について触れ、「香港は中国という大海に浮かぶ救命ボートであり、どうしてようやく救命ボートに辿り着いた者がそのボートを揺さぶるような行動をとろうか」と述べている。また、この点については、小林 (1985) も参照。
- 16) シンガポールの組合組織率は 19.4% (1984年)、香港のそれは 16.2% (1981年) と大差ないようにみえるが、その内容は大きく異なる。
- 17) 1970年に香港政府はイギリス本国から DHSS の T. S. Heppell を顧問として呼び寄せ、公的扶助制度についての助言を求めている。Heppell (1973, 1974) 参照。なお、1971年以前までは現物による公的扶助制度があった。
- 18) この政府総支出の中には、経常支出の他に、住宅局予算、市政局予算、奨学基金、宝くじ基金、持ち家制度基金、開発融資基金なども含まれている。詳しくは、Census and Statistics Department (1986 a), Table 11.1 を参照。
- 19) ILO の「社会保障費用」は、第11版 (1978~1980) から「公衆衛生費」(public health services) が除かれているので、シンガポールの 3.9% という数値の中にはこの国の「保健医療費」が含まれていない。公費医療方式をとるシンガポールではそれを加えればより大きな社会保障比率になることはいまでもない。
- 20) 1981年で60歳以上のひとり暮らし老人は 12.2% である。Hong Kong Council of Social Service (1983) 参照。
- 21) 香港では1975年にオイルショックの余波を受けて失業率が 9% まで増加した。この経験が失業者本人にまで公的扶助を支給する契機となったことはいまでもない。
- 22) 公的扶助と特別ニーズ手当との併給制限はないが、公的扶助のもとで老齢加算および障害加算を受ける際には、特別ニーズ手当を受けることはできない。
- 23) 人口 1,000 人当たりの医師数は、シンガポールが 0.87人、香港が 0.82人 (1980年)、人口 1,000 人当

たりの看護婦数は、シンガポールが 3.1人、香港が 1.3人 (1980年) である。また、人口 1,000人当たりの病院ベッド数は、シンガポールが 3.8床、香港が 4.5床 (1984年) である。Department of Statistics (1985 b) および Census and Statistics Department (1986 a) 参照。

- 24) 香港社会福祉協議会に加盟する民間ボランティア団体は1985年現在 166 である。これらの民間ボランティア団体はその年間支出の 6 割以上を政府の補助金によって賄い、特にソーシャルワーク関係の事業費はその 8 割から 9 割までをそうした補助金によって賄っている。Caritas-Hong Kong (1985) 参照。
- 25) 製造業のブルーカラー労働者の場合、年次有給休暇を除いてほとんど企業内福祉は普及していない。詳しくは、Commissioner for Labour and Commissioner of Mines (1985) 参照。
- 26) Hong Kong Government (1967) 参照。
- 27) Hong Kong Government (1977) 参照。
- 28) 1985年9月に、歴史上はじめて立法評議会のメンバーの一部を民間人の中から選ぶ間接選挙が行われている。
- 29) Hong Kong Council of Social Service (1986 b) 参照。
- 30) 布政司署教育統計科 (1986) 参照。
- 31) 香港基督教工業委員会 (1986) 参照。
- 32) 日本労働協会『海外労働時報』(No. 109, 1986年6月) 参照。

〔謝辞〕

なお、本稿を執筆する上で、香港基督教工業委員会の Leung Po Lam 氏に「中央公積金」制度に関する貴重な資料の提供をいただいた。

また、本稿で取り上げた NICs 諸国の年金制度の調査に関しては、昭和 60 年度に(財)年金制度開発基金より、研究助成をいただいた。以上、記して謝する次第である。

参考文献

- 〔1〕 シンガポール関係
 - (1) Central Provident Fund Board (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
 - (2) Chen, Peter S. J. (ed.) (1983), *Singapore Development Policies and Trends* (Oxford University Press, Singapore)
 - (3) Department of Statistics (1985 a), *Report on the Household Expenditure Survey 1982/83* (Singapore)
 - (4) Department of Statistics (1985 b), *Yearbook of Statistics Singapore 1984/85* (Singapore)
 - (5) Devan Nair, C. V. (ed.) (1976), *Socialism That Works: The Singapore Way* (Federal Publications, Singapore)
 - (6) Housing and Development Board (1985), *Annual Report 1984/85* (Singapore)
 - (7) Lim Chong-Yah (1984), *Economic Restruc-*

- turing in Singapore* (Federal Publication, Singapore)
- (8) Ministry of Labour (1985), *Report on the Labour Force Survey of Singapore 1984* (Singapore)
- (9) Ministry of Labour (1985), *Singapore Yearbook of Labour Statistics 1984* (Singapore)
- (10) Ministry of Labour (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
- (11) Ministry of Health (1985), *Annual Report 1984* (Singapore)
- (12) Ministry of Social Affairs (1984), *Annual Report 1983* (Singapore)
- (13) Ministry of Communications and Information (1985), *Singapore 1985* (Singapore)
- (14) 日本労働協会編, 原田輝男著 (1983)『シンガポールの労働事情—経済再編政策と日系企業の対応』(日本労働協会)
- (15) 日本シンガポール協会『月刊シンガポール』(各号)
- (16) Pugh, C., (1984), "Trade Unions, Welfare, and Co-operative Organizations in Singapore," *Southeast Asian Journal of Social Science*, Vol. 12, No. 2, pp. 68-85.
- (17) Quah, J. S. T., Chan Heng Chee, and Seah Chee Meow (eds.) (1985), *Government and Politics of Singapore* (Oxford University Press, Singapore)
- (18) Saw Swee-Hock (1981), *Demographic Trends in Singapore* (Census Monograph No. 1, Department of Statistics Singapore, Singapore)
- (19) 下平好博 (1986)「開発途上国の社会保障制度—シンガポールにおけるひとつの実験」『海外社会保障情報』No. 74, April 1986)
- (20) Wong Kum Poh (1982), *Essays on the Singapore Economy* (Federal Publications, Singapore)
- 〔2〕 香港関係
- (1) Caritas-Hong Kong (1985), *Annual Report 1984/85* (Caritas-Hong Kong, Hong Kong)
- (2) Census and Statistics Department (1982), *Hong Kong 1981 Census Basic Tables* (Hong Kong)
- (3) Census and Statistics Department (1984), *Hong Kong Population: A 20-Year Projection* (Revised Edition, Hong Kong)
- (4) Census and Statistics Department (1986 a), *Hong Kong Social and Economic Trends 1974~1984* (Hong Kong)
- (5) Census and Statistics Department (1986 b), *Hong Kong Monthly Digest of Statistics July 1986* (Hong Kong)
- (6) Commissioner for Labour and Commissioner of Mines (1985), *Annual Department Report for the Year 1985* (Hong Kong)
- (7) Chow, N. W. S., (1985), "Hong Kong," in John Dixon and Hyung Shik Kim (eds.), *Social Welfare in Asia* (Croom Helm, London)
- (8) England, John, and John Rear (1981), *Industrial Relations and Law in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (9) 布政司署教育統計科 (1986)『在香港設立中央公積金の影響』(香港)
- (10) Hong Kong Council of Social Service (1983), *Background Paper on Services for the Elderly in Hong Kong* (Hong Kong)
- (11) Hong Kong Council of Social Service (1986 a), *Annual Report 1985/86* (Hong Kong)
- (12) Hong Kong Council of Social Service (1986 b), *A Proposal on the Setting Up of A. Central Provident Fund and Insurance and Invalidity Security Scheme* (Hong Kong) (香港社会服務聯會『設立中央公積金及人壽傷殘保險計劃建議書』)
- (13) 香港基督教工業委員會 (1986)『香港雇員對中央公積金意見調查報告書』(香港)
- (14) Hong Kong Government (1965), *Aims and Policy for Social Welfare in Hong Kong* (White Paper) (Hong Kong)
- (15) Hong Kong Government (1967), *Report on Certain Aspects of Social Security* (Hong Kong)
- (16) Hong Kong Government (1973), *Social Welfare in Hong Kong: The Way Ahead* (White Paper) (Hong Kong)
- (17) Hong Kong Government (1977), *Help for those least able to help themselves: A Programme of Social Security Development* (Green Paper) (Hong Kong)
- (18) Hong Kong Government (1979), *Social Welfare into the 1980's* (White Paper) (Hong Kong)
- (19) Heppell, T. S., (1973, 1974), "Social Security and Social Welfare: A 'New Look' from Hong Kong," *Journal of Social Policy*, Vol. 2, No. 3 & Vol. 3, No. 2
- (20) Jones, John F. (ed.) (1981), *The Common Welfare: Hong Kong's Social Services* (The Chinese University Press, Hong Kong)
- (21) 小林 進 (1985)『香港と中国—一つの国家, 二つの制度』(アジア経済研究所)
- (22) Kwan, Alex Y. H., and David K. K. Chan (1986), *Hong Kong Society: A Reader* (Writers' & Publications' Cooperative, Hong Kong)
- (23) Lethbridge, David (ed.) (1980), *The Business Environment in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (24) 中嶋嶺雄 (1985)『香港—移りゆく都市国家』(時事通信社)
- (25) 日本貿易振興会 (1984)『香港』(貿易市場シリーズ248, 日本貿易振興会)

- (26) 岡田 晃(1985)『香港—過去・現在・未来』(岩波新書)
- (27) Pryor, E. G. (1983), *Housing in Hong Kong* (Oxford University Press, Hong Kong)
- (28) Social Welfare Department (1985), *The Five Year Plan for Social Welfare Development in Hong Kong: Review 1985* (Hong Kong)
- (29) 山口文憲 (1984)『香港世界』(筑摩書房)
- 〔3〕 その他
- (1) Geiger, Theodore (1973), *Tales of Two City-States: The Development Progress of Hong Kong and Singapore* (National Planning Association, Washington, D. C.)
- (2) ILO (1985), *The Cost of Social Security: Eleventh International Inquiry, 1978~1980* (ILO, Geneva)
- (3) 日本労働協会『海外労働時報』(各号)
- (しもだいら・よしひろ 社会保障研究所研究員)

社会保障の決定要因

——福祉国家形成の普遍主義的解釈——

富 永 健 一

I 福祉国家形成の普遍化的説明

1940年6月4日、ナチス・ドイツ軍は英仏海峡に面したフランスのダンケルクを占領し、イギリス軍は武器一切を棄てて本土に逃げ帰った。この「ダンケルク撤退」によってイギリスはドイツ軍による全面侵攻の危険にさらされることになり、第二次大戦中における最大の危機に直面した。その1ヵ月前に首相として登場したばかりのチャーチルの指導下に保守党と労働党の大連立内閣を組んだイギリス政府が、この危機を克服するために選んだ方策こそ、福祉国家政策にほかならなかった。すなわち、ナチス・ドイツと対戦するイギリス国民に犠牲を要求するのと引き換えに、「権力国家」「戦争国家」ナチス・ドイツとの対比においてイギリスを「福祉国家」として規定し、戦争終結のあかつきにおいてすべての国民に福祉を約束することこそが、国民のモラルを高揚するのに役立つであろうと政策当局者たちは判断したのであった。1941年6月1日にベヴェリッジ委員会が設置され、1942年11月20日に『社会保険および関連サービス』と題されたいわゆるベヴェリッジ報告が完成し、これをもとに第二次大戦直後のイギリスが世界に先がけて福祉国家への道を開くにいたった歴史的背景は、イギリスの学者たちによってこのように説明されてきた〔Titmuss, ³1976: 81-84; Marshall, ⁴1975: 82-83〕。

戦時下においてイギリス政府が戦後を展望しつつ国民に福祉国家を約束したこのような政治のあり方は、おなじ第二次大戦下におけるナチス・ド

イツや軍国主義・日本との比較において、すばらしいの一語につける。けれども、そのこととは別に、ティトマスやマーシャルのようなイギリスの社会学者が、福祉国家政策の形成を説明するのにこのような自国の個別的な歴史的事実をただアドホックにあげてきたやり方は、一般化的説明に志向するはずの社会学的分析としては、およそ説明にはなっていないといわなければならない。フローラとハイデンハイマーが、これらイギリスの学者の福祉国家論は自国の特殊事情を述べるだけで比較研究の視点をもたないと批判したのは、まことに本質的な点をよくついていた〔Flora and Heidenheimer, eds., 1981: 19-20〕。このことはまた、イギリスの学者の福祉国家論が自国中心であって、福祉国家はイギリスしかないようないい方をしてきたことに対する、彼らのドイツ人（フローラの場合）およびアメリカ人（ハイデンハイマーの場合）としての観点からする批判にもつながっている。

社会学的に言えば、制度とは正当性を付与された行為規則であって、その形成はその制度の果たす機能的パフォーマンスがその時点での社会システムの機能的要件に適合していることによって説明される。福祉国家はそのような制度の1つであるから、福祉国家の形成は、そのような機能的パフォーマンスが要請されるような条件が成立していることによって説明されねばならない。そのような条件として、ティトマスやマーシャルのように戦時下の状況をあげるのは、もちろん時代的背景の叙述という観点からは重要な要素の1つであるとしても、より広い観点からは特殊的・

個別的・偶然的なものたるにとどまる。なぜなら、1940年代前半のイギリスにたまたまそういう状況があったことは事実であるけれども、戦争という要因はたとえば第二次大戦に参戦しなかったスウェーデンが福祉国家になった理由を説明しないし、反対にたとえば第二次大戦中のアメリカでベヴァリッジ報告のようなものが要請されなかった理由を説明しないからである。ティトマス・マーシャル的な説明がおよそ社会学的説明としての体系性・理論性を欠くことは明らかであろう。それが意味をもち得るのは、1つの事例の時事解説というレベルにおいてのみである。

では、福祉国家形成の普遍化的説明というのは、どのようなものなのであろうか。かつて大部分の人びとが農民であって、なんらかのかたちで農地を保有し、家父長制家族と村落共同体によって包みこまれていた農業社会段階においては、人びとは貧しくかつ不自由ではあったにしても日々の生命維持を保障されていた。この段階における社会システムの機能的要件として中枢に位置していたのは、「家」と「村落共同体」の維持であった。ところが近代化と産業化にともなう家族と組織の分離、そしてこの両者のあいだに市場が介入し、したがって農民から工業労働者に転じた人びとがエンプロイ化したことが、この伝統的な家と村落共同体をこわしてしまった。農業社会の社会構造が家父長制家族と村落共同体から成っていたのに対し、近代産業社会の社会構造は核家族と組織と市場の3つを基本要素とし、これに地域社会と国家を加えたものによって構成されている〔富永、1986：208-217〕。農業社会から近代産業社会への移行にともなうこの構造変動は、「基礎集団（家族・親族）および地域社会（の共同体機能）の機能縮小と解体」〔同上：310-317, 321-330〕を結果した。この機能縮小と解体こそ、上記の生命維持の保障がこわされてしまった原因にはかならない。すなわち、もはや家父長制家族と村落共同体によって守られていない個人は、本人自身の怠惰に起因するのではない雇用中断・所得中断・疾病・高齢化等により、生命を脅かされる危機に常に直面することになった。この点と、産業化にともな

う普遍的事実である年齢構成の高齢化の事実が、制度としての社会保障ないし福祉国家を要請するにいたった機能的必要の根幹であり、この機能的必要はすべての近代産業社会に共通している。以上の考察は、福祉国家形成についての普遍化的説明が、近代化・産業化・社会変動についての研究の一環としてこれを位置づけることなしには、達成されがたいことを示す。近代化の実証研究〔Flora, 1974〕を背後にもつ上記のフローラー・ハイデンハイマーや同じグループに属するアルバーの福祉国家研究〔Alber, 1982〕は、この方向を志向している。

しかしながら他方、近代化・産業化を達成した先進諸国のあいだにも、スウェーデンを筆頭に、西ドイツ、フランス、その他いくつかの西ヨーロッパ諸国を含む福祉先進国と、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなど、そして近年ではイギリスもここに含められ、日本が上昇しつつあるとはいえなおここに位置している福祉後進国という区別が存在していることは、よく知られている。近代化・産業化によって社会保障・福祉国家形成を説明するアプローチは、近代産業諸社会の収斂説を導くことになりやすいので、近代産業諸社会相互間でのこのちがいをいかに説明するかという問題は、また別個の配慮を必要とする。人間は価値観やイデオロギーにもとづいて自己の行為をコントロールする動物であるから、1つの社会に支配的な価値観やイデオロギーのちがいに着目することは、可能なアプローチの1つであろう。アメリカの場合に関しては、個人主義の価値観と自助の精神から社会保障のおくれを説明することが考えられる〔Wilensky and Lebeaux, 1965〕。しかし日本における社会保障のおくれに関しては、価値観やイデオロギーによる説明はおそらくあてはまらないであろう。なぜなら日本では、少数の保守的批判者と革新的批判者を除き、自民党から社会党・共産党までを含む全政党が、福祉国家イデオロギーを支持してきたからである。日本の場合には、産業化・近代化の歴史がまだ西洋諸国より浅いことから、年齢構成の高齢化が遅く、かつ家族・親族と地域社会の機能縮小ないし解体も遅

れて始まったことによって、社会保障のおくれが大部分説明可能であるように思われる〔富永, 1983; 1984 a; 1984 b〕。

以上のように福祉国家形成の普遍化的説明という問題を考えると、最もはやくは1960年代にカットライトによって先鞭をつけられ〔Cutright, 1965〕, その後1970年代にウィレンスキーのパス解析によってより一層の進展がなされた〔Wilensky, 1975〕, 国を単位とする社会保障の計量的分析の必要性に思っていたであろう。このアプローチは、世界的レベルで見るときにはもはや新味はないとはいえ、日本ではまだ行われたことがなく、福祉研究において一度はやってみる必要のある不可欠のステップであるといわなければならない。このたびの共同研究プロジェクトにおいて、社会保障の国際比較データを電算機テープにおさめたデータ・ベースが作成され、はじめてそのような計量分析が可能になったことは、この点で画期的なことである。以下私が本稿で試みるデータ解析は、データ上の制約からごく限定的な作業にすぎないが、福祉国家形成の度合いを決定する要因は何であるかという問題について、いくつかの手がかりを得ることを目的とするものである。同プロジェクトの他の諸研究との重複を避けるため、最終的な被説明変数としては1人当たり社会保障給付費と年金支出対GDP比とをとり、モデルとして経路モデル（パス・モデル）を選ぶ。この限定された解析結果からなんらかの決定的な結論を引き出すことはもちろんできないが、同プロジェクトの他の諸研究の所見と合わせて、福祉国家形成についての普遍化的説明を求めるということでの研究課題に、多少の示唆を提示することを目指したいと思う。

II 経路モデルに用いられる変数の選定

経路モデル（パス・モデル path model）というのは、標準化された重回帰分析のモデルの特殊な場合である。ここで特殊な場合とは、「逐次的」（recursive）という条件のついたモデルであることを意味している。逐次的とは、次の2つの条件に

よって規定される。すなわち、

- 1) 諸変数のあいだに一方向的な因果経路（causal path）がある（すなわちループはない）と仮定されていること、および、
- 2) 残差変数が先決変数（pre-determined variables）と無相関であることが仮定されていること。

社会学における経路モデルの使用は、ダンカンによる地位達成過程（status attainment process）の分析への適用にはじまり、かつ理論的に体系立てられた〔Duncan, 1966; 1975〕。地位達成モデルにおいては、モデルの諸変数には、父の職業的地位、本人の教育、本人の初職、本人の現職のように、自然的な時間順序に並べることのできるものが選ばれ、したがって因果経路は時間によって一義的に決定されている。これに対して、ここで与えられた社会保障関係の諸変数とその説明諸変数は、すべて年次をそろえたクロスセクション・データであるから、変数を自然的な時間順序に並べることとはできない。だからモデルに選ばれた諸変数に逐次的な因果経路を想定するには、論理的思考によって因果序列を仮設するしか方法がない。

第1に、本研究の主題から、モデルの最終的な被説明変数が福祉国家化の度合いをあらわす指標でなければならないことははっきりしている。そのような目的変数を、ここでは2つ設定しよう。1つは1人当たり社会保障給付費であり、もう1つは年金支出対GDP比である。福祉国家化の度合いをあらわす指標として最も普通に用いられるのは社会保障支出の対GDP比であるが、この変数は先行する三重野論文において縦横に分析されたので、重複を避ける目的で上記の2変数を用いることにした。最終的な目的変数はもちろん1つだけに絞ってもよいのであるが、ここでそれを2つにしたのは、相互に補完的役目を果たさせるためである。この両者のあいだにはしたがって因果関係は想定されず、両者はともに因果経路の最末端に同格に並んで位置づけられる。後出の図1の X_8 （1人当たり社会保障給付費）と X_9 （年金支出対GDP比）がこれである。 X_8 は国民1人当たりであらわされた社会保障給付の大きさ（実額）

である。すなわち、この変数は社会保障給付の規模そのものを直接あらわすものだから、対 GDP のような比率変数よりも目的変数に用いるのにより一層適しているのではないかと考えられる。 X_9 は社会保障給付のなかでもとくにその重要性が高く、いわば社会保障の成熟の帰結をあらわすと考えられる年金をとり出して、その対 GDP 比をとったものである。

第2に、因果経路の最初にくる外生的説明諸変数について考えよう。これはいわば社会保障にとっての環境要因である。ここでは、そのような環境要因として、3つのものを選ぶ。第1は経済的な豊かさで、これはもちろん1人当たり GDP そのものである。これを X_1 としよう。第2は産業化の度合いで、これを農業以外の産業（第2次および第3次産業）の従事者の比率であらわすことにする。これが X_2 である。第3は都市化の度合いで、これは当然都市人口比であらわされる。これを X_3 とする。これら3つの変数は、もちろん相互のあいだでの因果関係を問題にすることなく、同格に並べられる。図1における X_1 （1人当たり GDP）、 X_2 （非農人口比）、 X_3 （都市人口比）がこれである。これら3変数を因果経路の出発点におく理由は、つぎのような一連の背後仮説にもとづいている。

- 1) 経済的に豊かな国は、もし他の諸条件が同じならば、社会保障支出の規模を大きくすることができる。また経済的な豊かさは一般に産業化と近代化における先進性を意味しているから、それは産業化と近代化の収斂効果として、以下に述べる X_4 から X_7 までの諸変数にも直接的に効果を及ぼし、それらを経由して間接的にも社会保障支出の規模を高めるであろう。
- 2) 産業別の人口構成の比重が農業部門（第1次産業）から非農業部門（第2次および第3次産業）に移行することを狭義の産業化と呼ぶならば、狭義の産業化はエンプロイ化とあいともなうから、この面から直接的に社会保障の機能的必要性を高めるであろう。また他方、狭義の産業化は、後述する X_4 から X_7

までの諸変数、とりわけ核家族化と密接に関連しているから、これらの諸変数を経由して間接的にも社会保障の機能的必要性を高めるであろう。狭義の産業化はもちろん経済的豊かさと高い相関をもつが、その場合両者は互いに原因でもあり結果でもあるという相互的な関係に立つ。だからここでは、 X_1 と X_2 のあいだには因果連鎖は考えないでおくことにしよう。

- 3) 同様に、都市人口の比重が高まることを狭義の都市化と呼ぶならば、狭義の都市化は人びとが村落共同体から切り離されることを意味するから、社会保障の機能的必要度を直接的に高めると考えられよう。また狭義の都市化も狭義の産業化と同様に、後述する X_4 から X_7 までの諸変数、とりわけ単身世帯比率を高め、これらの諸変数を経由して間接的にも社会保障の機能的必要度を高めるであろう。この場合もちろん、狭義の都市化は経済的豊かさおよび狭義の産業化と高い相関をもつが、前と同様の理由から X_1 と X_3 、 X_2 と X_3 のあいだには、因果連鎖は考えないでおくことにしよう。

第3に、最終的な被説明変数と、因果経路の最初にくる外生的説明諸変数とのあいだに位置する、中間諸変数について考えよう。これらは、外生的諸変数に対しては結果変数であると同時に、最終的被説明変数に対しては原因変数であるという両面的性質をもっている。そのような変数として、65歳以上人口比、社会保障制度経過年数、単身世帯比率、平均世帯規模の4つを選び、これらをそれぞれ X_4 、 X_5 、 X_6 、 X_7 とする。まず65歳以上人口比（ X_4 ）はいうまでもなく高齢化の指標である。高齢化は、豊かさ（ X_1 ）、産業化（ X_2 ）、都市化（ X_3 ）の結果変数であるとともに、社会保障（ X_8 、 X_9 ）の機能的必要を生み出す原因変数である。つぎに社会保障制度経過年数（ X_5 ）は、制度としての社会保障の成熟度をあらわす指標であって、これも X_1 、 X_2 、 X_3 の結果変数であるとともに、 X_8 、 X_9 を大きくする原因変数である。また家族に関する2変数、すなわち単身世帯比率（ X_6 ）

表 1 1970 9変数クロスセクション

		X_1 GDPPC	X_2 NAGPOP	X_3 URBPOP	X_4 AGED	X_5 HIST	X_6 SINGLE	X_7 HSIZE	X_8 SSBPC	X_9 PENGDP
A	スウェーデン	4,106	91.7	81.1	13.7	269	22.4	2.6	754.9	5.32
	西ドイツ	3,055	92.5	81.3	13.2	318	25.1	2.9	490.2	6.83
	カナダ	3,883	91.8	75.7	7.9	169	11.4	3.5	476.8	2.22
	ルクセンブルク	3,189	92.1	67.8	12.5	273	15.7	3.1	468.0	6.45
	デンマーク	3,195	88.9	79.7	12.3	315	21.9	2.7	461.7	5.02
	ベルギー	2,653	95.1	70.7	13.4	284	18.8	2.9	440.7	4.21
	アメリカ	4,822	96.3	73.6	9.8	141	17.6	3.1	426.9	3.12
	ノルウェー	2,884	88.1	41.9	12.9	263	21.1	2.9	426.2	5.89
	オーストリア	1,947	85.2	51.7	14.1	306	24.6	2.9	344.5	7.25
B	スイス	3,308	92.2	54.5	11.4	211	19.6	2.9	314.0	4.15
	フィンランド	2,319	78.7	50.3	9.2	200	23.9	3.0	283.2	3.75
	イタリア	1,875	81.2	64.4	10.7	270	12.9	3.3	260.3	5.92
	イギリス	2,204	97.2	88.5	12.9	283	18.1	2.9	258.4	3.98
	オーストラリア	3,020	91.9	85.2	8.3	216	13.5	3.3	232.3	2.20
	ニュージーランド	2,227	88.1	81.1	8.5	255	12.5	3.6	214.3	3.72
	アイルランド	1,320	73.5	51.7	11.2	284	14.2	3.9	130.9	2.98
	イスラエル	1,884	90.0	84.2	6.7	94	12.2	3.8	116.3	1.29
	日本	1,951	80.0	71.3	7.1	163	10.6	3.7	76.5	0.29
C	マルタ	696	93.1	77.5	9.0	87	12.2	4.0	52.0	2.78
	トリニダードトバゴ	844	76.6	21.5	3.7	77	14.6	4.8	25.8	0.25
	シンガポール	913	96.0	100.0	3.3	60	13.1	5.8	25.5	0.78
	ブラジル	488	54.4	55.9	3.1	184	5.2	4.8	22.3	1.52
	モーリシャス	228	66.0	42.0	3.2	70	8.0	5.3	15.0	1.23
	チュニジア	282	50.0	43.5	3.8	99	5.7	5.1	11.6	0.00
	トルコ	362	32.3	38.4	4.7	74	2.6	5.9	10.6	0.45
	ザンビア	430	27.0	30.0	2.5	48	12.3	4.4	8.8	0.12
	モロッコ	264	54.8	59.0	4.2	97	10.7	5.5	5.6	0.05

X_1 GDPPC 1人当たり GDP (ドル)
 X_2 NAGPOP 非農人口比 (%)
 X_3 URBPOP 都市人口比 (%)
 X_4 AGED 65歳以上人口比 (%)
 X_5 HIST 制度経過年数 (年数計)
 X_6 SINGLE 単身世帯比率 (%)
 X_7 HSIZE 平均世帯規模 (人)
 X_8 SSBPC 1人当たり社会保障給付費 (ドル)
 X_9 PENGDP 年金支出対 GDP 比 (%)

と平均世帯規模 (X_7) は、いずれも核家族化プラス家族解体の度合いをあらわす指標で、これらもやはり X_1 , X_2 , X_3 の結果変数であると同時に、 X_8 , X_9 を大きくする機能的必要を生み出す原因変数である。

以上がここでの経路モデルにとりあげられた諸変数であるが、ここにとりあげられなかった諸変数について若干のことを述べておきたい。経済体制・政治体制・支配的イデオロギーに関する諸要因 (資本主義か社会主義か、中央集権のか地方分権的か、個人主義か集合主義かなど) が福祉国家

化をどのように促進しあるいは妨害するかという問題は、きわめて興味ある主要な研究課題である。ウィレンスキーは、アメリカが高度の経済的豊かさにもかかわらず社会保障の後進国である理由を、アメリカ人の個人主義、成功イデオロギー、自助努力を強調する価値観などに求めたが、それにもかかわらず、アメリカも結局は「いやいやながらの福祉国家化」を進めざるを得ず、結果としてイデオロギーの作用は他の諸変数の作用によってかき消されてしまいがちであることを認めた。彼の経路モデルを用いた実証研究は、各国の政治権力

を握っているエリートのイデオロギーが、福祉国家化のちがいに對して有意な説明力をもたない、という結論を導いた(Wilensky and Lebeaux, 1965; Wilensky, 1975)。この問題はしかしこれで決着がついたわけではなく、なお研究の余地を多く残している。ただ、ここでの実証分析に用いられるデータでは、技術上の制約から社会主義圏諸国を含めることができず、また権力エリートのイデオロギーという数量分析にのせることの困難な要因について信頼性と妥当性の高いデータを得ることができなかったため、これをモデルのなかに導入することを断念せざるを得なかった。

このほか、社会階層とか人種的・文化的異質性のような国内の社会構造的・文化的特性にかかわる諸要因も、福祉国家化をあるいは促進しあるいは抑制している重要な問題であると思われるが、それらは経路モデルを用いたここでの分析にうまく適合するようなかたちでデータ化することが困難で、断念せざるを得なかった。これらの問題を

研究するには、もっと別のアプローチを用意しなければならないであろう。

以上の9変数に関する原データが、表1に示されている。本プロジェクトの作業で集められた世界154ヵ国のデータ・ベースにおいて、これら9変数のすべてについてデータが得られたのは、ここに表示されている27ヵ国だけに限られた。このクロスセクション・データでは、これらの数値を揃え得る最も新しい時点として、1970年時点がとられている。1970年以後では、データの揃う国の数が一層少なくなり、とりわけ先進諸国のなかで重要な国がいくつも落ちてしまうが、追加表1として1977年の16ヵ国クロスセクション・データを掲げた。

表1においては、27ヵ国が変数 X_8 (1人当たり社会保障給付費) の大きさによって配列されている。このうちAグループ10ヵ国は X_8 が300ドル以上の福祉先進国、Bグループ8ヵ国は X_8 が70ドル以上300ドル未満の福祉中進国、Cグルー

追加表1 1977 9変数クロスセクション

		X_1 GDPPC	X_2 NAGPOP	X_3 URBPOP	X_4 AGED	X_5 HIST	X_6 SINGLE	X_7 HSIZE	X_8 SSBPC	X_9 PENGDP
A	スウェーデン	9,927	94.5	85.6	15.4	304	30.0	2.4	2,820.9	9.16
	ノルウェー	8,897	91.8	49.4	14.0	298	27.9	2.7	1,691.2	7.71
	フランス	7,227	90.5	76.2	13.5	317	22.2	2.9	1,615.5	7.72
	フィンランド	6,558	86.1	58.8	11.0	235	26.0	2.7	1,244.9	6.33
	アメリカ	8,641	97.6	75.9	10.7	169	22.7	2.7	1,110.1	4.56
	カナダ	8,553	94.3	75.6	8.7	204	16.8	3.1	1,104.9	2.87
B	オーストラリア	7,109	93.7	87.8	8.9	251	15.7	3.1	980.7	4.55
	ニュージーランド	4,665	90.2	83.7	8.8	290	18.5	3.0	776.6	9.58
	イギリス	4,485	97.9	90.2	14.2	318	21.7	2.7	627.9	5.54
	日本	6,033	85.9	76.3	8.2	198	19.8	3.2	473.7	1.71
C	ウルグアイ	1,466	88.0	83.4	9.7	296	14.6	3.4	133.5	4.46
	シンガポール	2,838	97.5	100.0	4.2	74	8.3	4.3	126.3	3.19
	パナマ	1,266	68.7	52.3	3.9	136	11.7	4.6	88.0	2.04
	ブラジル	1,592	65.7	64.1	3.3	219	6.3	4.2	78.3	2.81
	トルコ	1,148	41.9	43.7	4.5	95	5.0	5.2	37.8	0.31
	スリランカ	285	45.7	25.0	4.1	103	6.3	5.2	3.8	0.29

X_1 GDPPC 1人当たりGDP(ドル)
 X_2 NAGPOP 非農人口比(%)
 X_3 URBPOP 都市人口比(%)
 X_4 AGED 65歳以上人口比(%)
 X_5 HIST 制度経過年数(年数計)
 X_6 SINGLE 単身世帯比率(%)
 X_7 HSIZE 平均世帯規模(人)
 X_8 SSBPC 1人当たり社会保障給付費(ドル)
 X_9 PENGDP 年金支出対GDP比(%)

表 2 1970 9変数 相関行列

		X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅	X ₆	X ₇	X ₈
X ₂	T	.712							
	A	.645							
	B	.597							
	C	.737							
X ₃	T	.508	.729						
	A	.503	.509						
	B	.489	.926						
	C	.515	.696						
X ₄	T	.718	.671	.391					
	A	-.635	-.392	-.199					
	B	-.218	.050	-.169					
	C	.207	.429	.347					
X ₅	T	.595	.525	.344	.881				
	A	-.738	-.514	.007	.852				
	B	-.099	-.079	-.202	.851				
	C	-.144	-.045	.045	-.008				
X ₆	T	.646	.608	.246	.789	.669			
	A	-.450	-.436	-.114	.805	.706			
	B	.201	-.046	-.401	.411	.191			
	C	.647	.524	.151	.104	-.451			
X ₇	T	-.823	-.680	-.402	-.886	-.801	-.796		
	A	.230	.246	-.015	-.800	-.639	-.811		
	B	-.560	-.415	-.097	-.492	-.328	-.720		
	C	-.181	-.152	.066	-.416	-.136	-.382		
X ₈	T	.895	.620	.409	.827	.731	.739	-.827	
	A	.434	.175	.608	.162	.127	.063	-.321	
	B	.503	.283	-.033	.520	.511	.659	-.860	
	C	.658	.801	.583	.759	.095	.383	-.562	
X ₉	T	.620	.588	.308	.902	.863	.767	-.798	.790
	A	-.655	-.576	-.266	.838	.815	.728	-.515	.015
	B	-.041	-.020	-.241	.694	.719	.374	-.522	.799
	C	.272	.585	.571	.700	.286	.045	-.488	.847

X₁ GDPPC 1人当たり GDP (ドル)X₂ NAGPOP 非農人口比 (%)X₃ URBPOP 都市人口比 (%)X₄ AGED 65歳以上人口比 (%)X₅ HIST 制度経過年数 (年数計)X₆ SINGLE 単身世帯比率 (%)X₇ HSIZE 平均世帯規模 (人)X₈ SSBPC 1人当たり社会保障給付費 (ドル)X₉ PENGDP 年金支出対 GDP 比 (%)

追加表 2 1977 9変数 相関行列

	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅	X ₆	X ₇	X ₈
X ₁	.707							
X ₂	.358	.815						
X ₃	.771	.663	.357					
X ₄	.510	.565	.390	.813				
X ₅	.853	.694	.299	.922	.708			
X ₆	-.844	-.807	-.504	-.889	-.820	-.920		
X ₇	.887	.546	.245	.828	.604	.861	-.769	
X ₈	.622	.650	.437	.780	.798	.778	-.779	.761

X₁ GDPPC 1人当たり GDP (ドル)X₂ NAGPOP 非農人口比 (%)X₃ URBPOP 都市人口比 (%)X₄ AGED 65歳以上人口比 (%)X₅ HIST 制度経過年数 (年数計)X₆ SINGLE 単身世帯比率 (%)X₇ HSIZE 平均世帯規模 (人)X₈ SSBPC 1人当たり社会保障給付費 (ドル)X₉ PENGDP 年金支出対 GDP 比 (%)

プ9カ国は X_8 が70ドル未満の福祉後進国である。トップは1人当たり社会保障給付費において断然群を抜くスウェーデンで、以下Aグループを西ヨーロッパ諸国とカナダ、それにアメリカが占める。Bグループにイタリア、イギリスなど若干のヨーロッパの国と、オーストラリア、ニュージーランド、イスラエルなどがいる。なおこの区分では、日本はBグループの最下位に入っているが、BとCの境界を100ドルにとると、日本はCグループに入ることになる。そのほうが妥当なように思われるが、日本はその後における X_8 の伸びが大きくて、追加表1の1977年クロスセクションではこの数値がニュージーランドとイギリスのそれに近くなっているため、Bグループに入れることにしたのである。

表2と追加表2は、以上9変数相互の単相関係数を示す。パス係数は単相関係数より大きくなることはあり得ないから、目的変数（最終的な被説明変数） X_8 および X_9 との相関係数が非常に低い変数は、パス・モデルに含める意味がない。しかし他方では、重回帰モデルのなかに相関係数の高すぎる変数があると多重共線性問題をひきおこすので、そのような場合にはいずれか一方の変数をモデルから除去しなければならない。表2において、目的変数と他の7つの説明変数とのあいだの相関係数（表の下方 X_8 の行と X_9 の行）はいずれも概して高い（T欄の場合：TはA、B、Cを分けない場合である）。このなかで例外的に X_8 および X_9 との相関が低いのは X_3 （都市人口比）で、それぞれ.409、.308となっているが、これはシンガポールやマルタのように福祉後進国で都市人口比の極度に高い国がある半面、ノルウェーやフィンランドのように福祉先進国ないし中進国で都市人口比のあまり高くない国があるためである。このことは、経路モデルにおいて X_3 の説明力はあまり高くないであろうということを示唆する。

表2のT欄において、 X_4 （65歳以上人口比）と X_5 （社会保障制度経過年数）との相関は.881ときわめて高い。同様に、 X_6 （単身世帯比率）と X_7 （平均世帯規模）との相関も-.796とその絶対値が

きわめて高い。このため、実際にこれら7つの説明変数すべてを用いて重回帰分析を行うと、多重共線性問題がひきおこされた。そこで、 X_4 と X_5 、および X_6 と X_7 は、それぞれ説明変数として相互に代替的な関係に立つものと考えて、いずれか一方を経路モデルから除去することにした（上記ウィレンスキーの経路モデルでは X_4 と X_5 が終始同一モデルのなかで併用されているが、彼の用いた1966年クロスセクション・データでは多重共線性問題は生じないですんだのであろう）。以下のパス解析では、 X_5 と X_7 はモデルから除去されて、 X_4 （65歳以上人口比）と X_6 （単身世帯比率）のみが用いられている。

表2を見てただちに気づくもうひとつのいちじるしい点は、27カ国をA、B、C3グループに分けて計算すると、相関係数がきわめて不安定な値を示すことである。これはいうまでもなくケース数が少なすぎるためである。そこで、以下のパス解析においては、A、B、C3グループ別に計算を行ってグループ間比較を行うという当初の計画を断念し、27カ国を一括して分析することにした。追加表2以下の16カ国の分析ではケース数が一層少ないから、この事情が強められることはいうまでもない。

III 経路モデルによる分析結果

前節で述べたように、われわれにとっての目的変数は X_8 と X_9 であり、この両者のあいだには因果関係は考えない。また X_1, X_2, X_3 はともに外生的説明変数で、これら相互間にも因果関係は考えない。そして4つの中間変数のうち、 X_5 と X_7 とは除去された。そこで、われわれの用いる経路モデルの方程式体系は、つぎのようなものとなる。

$$X_4 = p_{41}X_1 + p_{42}X_2 + p_{43}X_3 + p_{44}X_4$$

$$X_6 = p_{61}X_1 + p_{62}X_2 + p_{63}X_3 + p_{64}X_4 + p_{6u}X_u$$

$$X_8 = p_{81}X_1 + p_{82}X_2 + p_{83}X_3 + p_{84}X_4 + p_{86}X_6 + p_{8v}X_v$$

$$X_9 = p_{91}X_1 + p_{92}X_2 + p_{93}X_3 + p_{94}X_4 + p_{96}X_6 + p_{9w}X_w$$

表 3 1970 7変数 パス・モデル

	X_1	X_2	X_3	X_4	X_5	R^2	$\sqrt{1-R^2}$
X_4	.485	.489	-.180			.629	.609
X_5	.149	.291	-.255	.609		.702	.546
X_6	.690	-.238	.046	.369	.130	.898	.319
X_9	-.070	-.015	-.018	.854	.158	.843	.396

X_1 GDPPC	$\hat{X}_4 = .485 X_1 + .489 X_2 - .180 X_3$
X_2 NAGPOP	$\hat{X}_5 = .149 X_1 + .291 X_2 - .255 X_3 + .609 X_4$
X_3 URBPOP	$\hat{X}_6 = .690 X_1 - .238 X_2 + .046 X_3 + .369 X_4 + .130 X_5$
X_4 AGED	$\hat{X}_9 = -.070 X_1 - .015 X_2 - .018 X_3 + .854 X_4 + .158 X_5$
X_5 SINGLE	
X_6 SSBPC	
X_9 PENGDP	

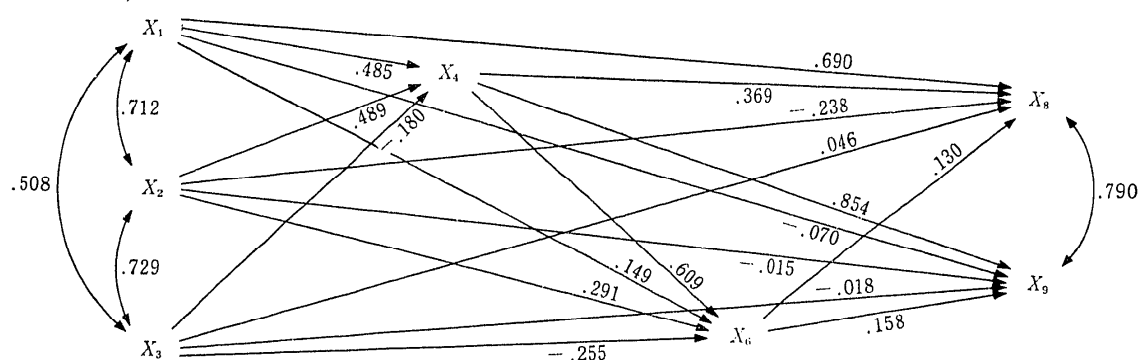


図 1 同上パス・ダイアグラム

これらの方程式に表 1 のデータを投入してパス係数を計算した結果を表 3 に示し、またこれをパス・ダイアグラムとしてあらわしたものを図 1 に示す。ここに示された分析結果を解説しよう。

- 1) X_1 および X_2 から、.485 および .489 というほぼ同じ強さの強力なパスが、 X_4 にむかって発射されている。すなわち、1 人当たり GDP の成長、および第 2 次・第 3 次産業従事者の増加（狭義の産業化）は、顕著に高齢化社会を生み出すのである。これに対して、 X_3 から X_4 にいたるパスは -.180 であって、都市化が高齢化社会を生み出す原因とはなっていない。 X_1 、 X_2 、 X_3 の 3 変数の変化が X_4 を説明する度合いは .391 にとどまるから、このモデルが高齢化の原因を十分とらえ尽くしているとはいえないが、ともあれ X_1 と X_2 が高齢化の非常に重要な原因であることは、この結果からきわめて明瞭である。
- 2) X_6 にいたるパスは、 X_4 からのものが最も強力で、その大きさは .609 ときわめて高い。

すなわち、家族解体による単身世帯の増加という現象をつくり出す最大の原因は、高齢化にある。もちろん単身者のなかには親もとを離れた若い独身者も多いだろうし、離婚率の増加も単身者をふやすだろうが、高齢者がふえたための単身者増加という現象はきわめていちじるしいのである。高齢者増加の原因は上述のように GDP 成長と狭義の産業化にあるから、経済成長と産業化が高齢化社会をつくり出したことによって、もはや家族に包まれていない人びとがふえつつある、という因果連関がこのパス解析によって浮き彫りにされたのである。他方、 X_1 から X_6 に直行するパス係数は .149 だから、経済成長が直接に単身者をふやす効果は大きくない。また X_2 から X_6 に直行するパス係数は .291 で中位の大きさだから、産業化が地域移動の増加などにより直接に単身者をふやす効果はかなりある。これに対して、 X_3 から X_6 へのパスは、直接パスも間接パスもマイナスのパス

ス係数によって切断されている。すなわち都市化は経済成長とも産業化とも高い相関関係をもってはいるが、都市化がそれ自体として家族解体の原因になるということはない。

- 3) X_8 に集まるパスのなかでは、 X_1 からの直接パスのパス係数が .690 と圧倒的に高い。すなわち、1人当たり GDP の成長そのものが、高齢化とか家族解体とかを経由することなく、直接に1人当たり社会保障給付費を高める原因になっている度合いがきわめて高いということがわかる。いいかえれば、豊かさは他の事情とはかかわりなく、福祉国家化をどこであれ無媒介に実現するという収斂効果をもっているのである。これに次ぐパスは、 X_4 から X_8 へいたるもので、その係数は .369 である。すなわち、高齢化社会になることによって、福祉国家化が要請されて社会保障給付費が押し上げられる、という面もかなり強いのである。以上の2つのパスにくらべると、第3のパスである X_6 から X_8 にいたるパスは係数 .130 で小さいし、 X_2 からのパス係数はマイナス、そして X_3 からのパスはネグリジブルである。すなわち、単身者増加そのものが福祉国家化を要請するという傾向は思いのほか小さく、家族解体が福祉国家化の大きな原因だということは、1970年時点ではまだいえない。また産業化は、上述のように高齢化を経由して間接的に福祉国家化を推進しているが、それ自体が福祉国家化の直接原因であるということはない。最後に都市化は、直接的にも間接的にも、福祉国家化とむすびついていない。

- 4) X_9 に集まるパスのなかでは、 X_4 からのパス係数が .854 で、これはこのモデル中で最大である。これは X_9 が社会保障給付中から年金だけをとくにとり出したものだから、当然といえば当然である。すなわち、年金の対 GDP 比を押し上げる原因は、決定的に人口構成の高齢化である。これに比して、 X_6 から X_9 へのパス係数は .158 にとどまっている。すなわち、家族解体は年金支出増加とあ

まり関係がない。また X_1 , X_2 , X_3 の3変数はいずれも X_9 への直接効果を全然もたない。

- 5) この経路モデルにおいて、目的変数である X_8 および X_9 の残差パスは、それぞれ .319 および .396 で比較的小さい。すなわちモデルの説明力はかなり高く、モデルは成功しているといつてよい。
- 6) ただ表3および図1のモデルにおいて、変数 X_3 (狭義の都市化) は、表1における低い相関係数からある程度予測されたとおり、全然説明力をもたないことが判明した。そこで、このモデルから X_3 を除去したほうが、モデルとしての有効性が高いといわなければならない。表4および図2はその組み換え結果を示している。図1と図2を比較して明らかのように、 X_3 を除去しても主要パス係数および残差パス係数の大きさにはほとんど影響がない。

以上の分析は1970年のクロスセクション・データによるものであるが、1970年データというのは現在から見れば17年前のデータであって新しいとはいえない。そこで国の数は一層少なくなるが、1977年のクロスセクション・データによって同様の計算をしたものが追加表1から追加表4までと追加図1および2である。表1と追加表1とをくらべてわかるように、両者のあいだには国の数のちがいのみならず国そのものに若干の入れ替えがある。またこの7年間に1人当たり社会保障給付費 (X_8) と年金支出対 GDP 比 (X_9) にそれぞれ伸びがあったと同時に、国の順位も入れ替わった。スウェーデンが X_8 で群を抜いて高いことには変わりがないが、カナダの順位が下がり、フィンランドの順位が上がっている。

追加表2の単相関行列は、基本的なパターンにおいて表2と変わらない (A, B, Cの区分は除去されている) が、 X_3 と X_8 の相関係数は表2の .409 に対して .245 と一層低くなった。そこで追加表3では X_3 をはじめから抜いてある。また追加表4では、追加表3に用いられている X_6 (単身世帯比率) の代わりに X_7 (平均世帯規模) を用いたモデルについてパス係数を計算して

いる。

表4 (図2) と追加表3 (追加図1) とをくらべると、基本的なパターンはほぼ同一ではあるが、次の2点でちがっている。第1に、 X_4 (65歳以上人口比) への X_1 (1人当たり GDP) からのパス係数と X_2 (非農人口比) からのパス係数とが前には .486 と .353 であまりちがわなかったのに対し、今回は .604 と .237 で差が大きくなっている。すなわち、高齢化を生み出す効果が産業化よりも

経済成長のほうにより一層偏している。第2に、 X_6 (単身世帯比率) から X_9 (年金支出対 GDP 比) にいたるパス係数が前には .164 と低かったのに対して今回は .486 と非常に高くなり、このため X_9 の残差パス係数が .396 から .316 へと小さくなって、モデルの説明力が増している。

追加表4 (追加図2) では、 X_6 の代わりに X_7 が用いられているが、その結果を追加表3 (追加図1) とくらべると、 X_2 から X_7 へのパス係数

表4 1970 6変数 パス・モデル

	X_1	X_2	X_4	X_6	R^2	$\sqrt{1-R^2}$
X_4	.486	.353			.615	.620
X_6	.125	.080	.662		.674	.571
X_8	.696	-.199	.370	.114	.900	.316
X_9	-.072	-.030	.854	.164	.845	.396

X_1 GDPPC	$\hat{X}_4 = .486 X_1 + .353 X_2$
X_2 NAGPOP	$\hat{X}_6 = .125 X_1 + .080 X_2 + .662 X_4$
X_4 AGED	
X_8 SINGLE	$\hat{X}_8 = .696 X_1 - .199 X_2 + .370 X_4 + .114 X_6$
X_9 SSBPC	$\hat{X}_9 = -.072 X_1 - .030 X_2 + .854 X_4 + .164 X_6$
X_9 PENGDP	

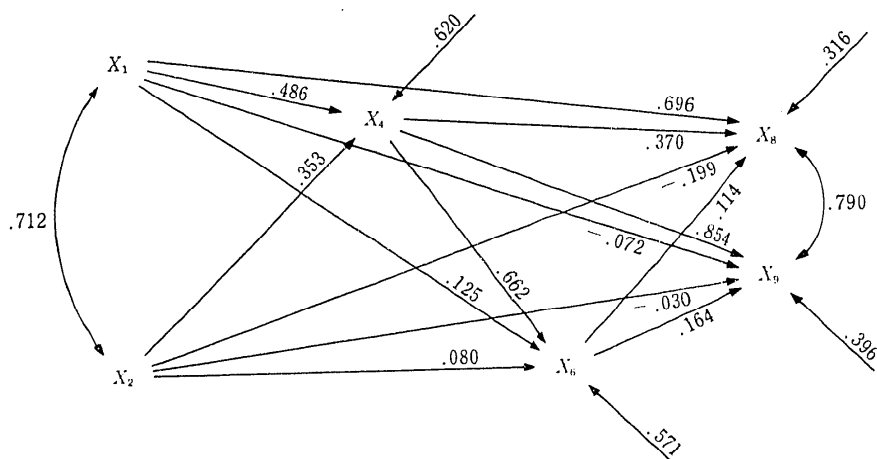
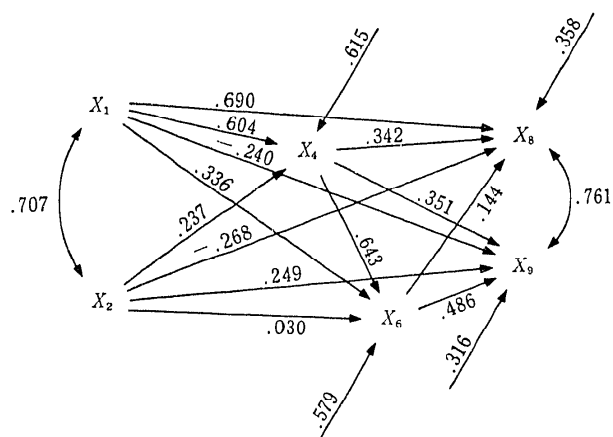


図2 同上パス・ダイアグラム

追加表3 1977 パス・モデル(1)

	X_1	X_2	X_4	X_6	R^2	$\sqrt{1-R^2}$
X_4	.604	.237			.622	.615
X_6	.336	.030	.643		.665	.579
X_8	.690	-.268	.342	.144	.872	.358
X_9	-.240	.249	.351	.486	.900	.316

X_1 GDPPC	1人当たり GDP (ドル)	$\hat{X}_4 = .604 X_1 + .237 X_2$
X_2 NAGPOP	非農人口比 (%)	$\hat{X}_6 = .336 X_1 + .030 X_2 + .643 X_4$
X_4 AGED	65歳以上人口比 (%)	
X_8 SINGLE	単身世帯比率 (%)	$\hat{X}_8 = .690 X_1 - .268 X_2 + .342 X_4 + .144 X_6$
X_9 SSBPC	1人当たり社会保障給付費 (ドル)	$\hat{X}_9 = -.240 X_1 + .249 X_2 + .351 X_4 + .486 X_6$
X_9 PENGDP	年金支出対 GDP 比 (%)	

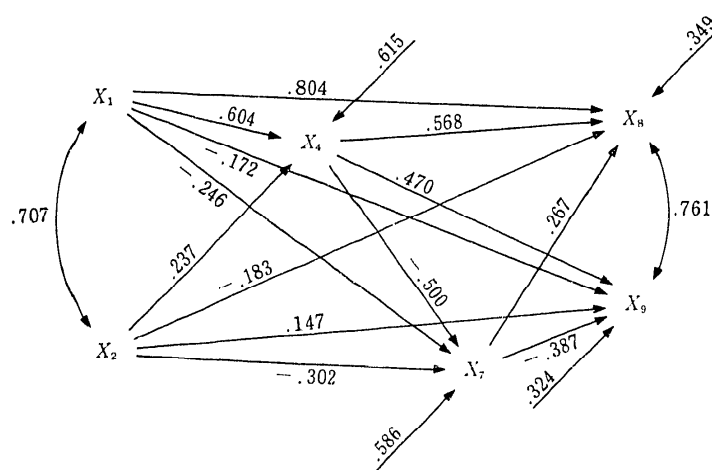


追加図 1 同上パス・ダイアグラム

追加表 4 1977 パス・モデル(2)

	X_1	X_2	X_4	X_7	R^2	$\sqrt{1-R^2}$
X_4	.604	.237			.622	.615
X_7	-.246	-.302	-.500		.657	.586
X_8	.804	-.183	.568	.267	.878	.349
X_9	-.172	.147	.470	-.387	.895	.324

X_1 GDPPC 1人当たり GDP (ドル) $\hat{X}_4 = .604 X_1 + .237 X_2$
 X_2 NAGPOP 非農人口比 (%) $\hat{X}_7 = -.246 X_1 - .302 X_2 - .500 X_4$
 X_4 AGED 65歳以上人口比 (%) $\hat{X}_8 = .804 X_1 - .183 X_2 - .568 X_4 + .267 X_7$
 X_7 HSIZE 平均世帯規模 (人) $\hat{X}_9 = -.172 X_1 + .147 X_2 + .470 X_4 - .387 X_7$
 X_8 SSBPC 1人当たり社会保障給付費 (ドル)
 X_9 PENGDP 年金支出対 GDP 比 (%)



追加図 2 同上パス・ダイアグラム

が - .302 となってその絶対値がいちじるしく高くなり、これによって X_2 から X_7 を経由して X_8 または X_9 にいたるパスの説明力が上昇した。すなわち、産業化が平均家族員数を減らし、平均家族員が減ると年金需要がふえるという因果連関がこれである。以上の追加試行のうち、私はとりわけ X_6 (単身世帯比率) から X_9 (年金支出対 GDP 比) へのパス係数が高まったことに重要な意味を認めたいと思うが、この点は節をあらためて述べることにしよう。

IV 若干の討論

ここでの限られたデータ分析から、一義的な結論を引き出すことはもちろんできない。ただ、福祉国家形成を促進する方向に作用する変数として特別に重要な位置を占めるのが、1人当たり GDP すなわち経済成長と、65歳以上人口比率すなわち高齢化の2つであることは、たしかな事実として確証されたといつてよいであろう。経済成長すなわち豊かさの実現が社会保障水準を高めるという命題を、全面的に否定する人はないであろう。しかしながらもし、他のあらゆる相違にもかかわらずすべての豊かな国がおなじようにそうなると主張するとすれば、強い収斂説になって問題を生ずるであろう。すなわち、1人当たり GDP が高いわりには社会保障給付水準の高くないアメリカや日本のような国があることはよく知られた事実であって、そうである以上、何が先進諸国相互間でのそのようなちがいを生み出しているのかというように問題を立てることが不可欠となる。

そこで登場してくる2番目の要因が、人口の高齢化である。1人当たり所得水準の高い国のなかにも、人口の年齢構成が比較的若い国がいくつかある。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどがそうであり、そして日本もこのカテゴリーの一員である。日本が所得水準に比してながいあいだ社会保障の後進国であったのは、けっしてしばしば誤って考えられがちなように、日本が世界のなかで何か特異な国であるからではなく、普遍的に説明可能な事実なのである。そし

て近年の日本が、急速に社会保障の水準を高めるにいたった事実も、近年における急速な高齢化の開始に見合っているといえることができる。経済的豊かさ一元論だけの収斂理論では説明され得ないさまざまな事例は、人口の年齢構成によって説明できる。これはまちがいないことだと思われ、そしてこのことは、われわれの分析において1人当たり GDP と65歳以上人口比率の2つが最も説明力の高い変数であることが見出されたことに、まきに見合っている。

それでは3番目の要因は何であろうか。私はそれを、家族・親族の機能縮小と解体に求めることができる考えた(第1節)。しかし、われわれの経路モデルによる分析結果によれば、 X_1 および X_2 から X_4 を経由して X_6 にいたるパスが高い係数をもつところまでをたしかめることができたけれども、最後の段階で X_6 から X_8 および X_9 にいたるパスに関して、残念なことに高い係数を見出し得なかった(表3・図1および表4・図2)。わずかに、1977年クロスセクション・データによる追加分析において、 X_6 から X_9 にいたるパス(.486)および X_7 から X_9 にいたるパス(-.387)に、比較的高い係数を見出すことができたが、 X_8 にいたるパスについてはそうはいかなかった。私は、社会学的洞察からしてこの変数は大きな説明力をもつはずであり、1977年以後のデータが得られればその説明力は高まっていくのではないかと考えており、だから今後この点の追究を続ける必要があることを確信しているが、ここではデータ上の制約からこれ以上のことがいえないのが残念である。

4番目以下の要因については、ここでは手がかりさえもつかみ得なかった。私が社会学的洞察にもとづいて予想している第4の説明変数は、地域共同体の機能縮小と解体である。私はそれを不十分ながら X_3 (狭義の都市化) の効果として読みとり得るのではないかと期待していたが、すでに見たようにこの変数は社会保障に関して何の説明力ももち得ず、結局モデルから除去せざるを得なかった。単なる都市人口比ではだめなのであろう。

以上のほか、ウィレンスキーが論じている人種

や文化の異質性, 社会階層とりわけ労働者階級とホワイトカラーのあり方などいくつかの要因が考え得るが, この限定的な研究においては, それらはすべて, 将来の課題であるとしておくほかはない。きわめて不十分ながら, 本稿はこれで閉じさせていただくことにする。

引用文献

- Alber, Jens, 1982: *Vom Armenhaus zum Wohlfahrtsstaat*, Frankfurt a. M.: Campus.
- Cutright, Phillips, 1965: "Political Structure, Economic Development, and National Social Security Programs," *Amer. Jour. Sociol.*, 70: 537-50.
- Duncan, Otis D., 1966: "Path Analysis: Sociological Examples," *Amer. Jour. Sociol.*, 72: 1-16.
- Duncan, Otis D., 1975: *Introduction to Structural Equation Models*, New York: Academic Press.
- Flora, Peter, 1974: *Modernisierungsforschung*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Flora, Peter, and Heidenheimer, Arnold J., 1981: *The Development of Welfare States in Europe and America*, New Brunswick and London: Transaction.
- Marshall, Thomas H., 1975: *Social Policy*, London: Hutchinson (岡田藤太郎訳『社会政策』相川書房)。
- Titmuss, Richard M., 1976: *Essays on 'The Welfare State'*, London: Allen and Unwin.
- 富永健一, 1983: 「福祉国家政策の普遍的側面と特異的側面」岡野・根岸編『公共経済学の展開』東洋経済新報社: 154-171。
- 富永健一, 1984 a: 「福祉国家政策についての機能主義的解釈」経済社会学会年報, 時潮社, V: 99-125。
- 富永健一, 1984 b: 「産業化, 社会の構造変動, 福祉国家」社会保障研究所編『経済社会の変動と社会保障』東京大学出版会: 153-181。
- 富永健一, 1986: 『社会学原理』岩波書店。
- Wilensky, Harold L., 1975: *The Welfare State and Equality*, Berkeley and Los Angeles: U. of California Press (下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社)。
- Wilensky, Harold L., and Lebeaux, Charles N., 1965: *Industrial Society and Social Welfare*, New York: Free Press.
- (とみなが・けんいち 東京大学教授)

スウェーデンの社会福祉制度(Ⅰ)

——児童福祉と老人福祉の財政を中心に——

城 戸 喜 子

はじめに

スウェーデンの社会福祉については、現在まで多くの論文が書かれてきた。筆者は社会福祉の専門家ではないが、先進諸国における社会的支出の動向に関心をもつ者として、従来から所得保障支出や医療・保健支出の現行水準および推移に関する国際比較に携わってきた当然の成り行きとして、社会福祉支出にも同種の分析を行いたいと考えるに至った。しかし現実問題として、社会福祉支出に関し同じ基準に基づき国際比較を行うことは、統計資料の制約上、現時点では極めてむずかしい。そこで、その種の分析への第1次接近として、支出統計が相対的に揃いやすく、かつ信頼のおけるスウェーデンを取り上げ、同国における社会福祉支出のなかで相対的に比重の大きい児童福祉と老人福祉の(財政)支出を取り出し、それらの現行水準や近年における推移を整理してみることにした。

筆者はたまたま昭和60年度に、スウェーデンの公的扶助に関する調査・研究に携わる機会に恵まれ、またその後引き続き「社会福祉制度の国際比較に関する研究委員会」¹⁾でスウェーデンを担当することとなったが、そこでは社会福祉の法制と行財政が中心課題であったため、支出分析の前提として必要な制度上の知識を十分得ることができた。本稿では法制および行政組織は中心的課題ではないが、社会福祉支出全体とその主要項目の整理に入るまえに、それらについて簡単な要約をしておきたい。

以下、第Ⅰ部では同国の社会福祉制度の根拠法と行政機構についてまとめ、第Ⅱ部において社会福祉支出全体とその主要項目である児童福祉および老人福祉の支出について、入手可能な統計の整理により、財政とマンパワーの側面からみた同国の社会福祉制度の規模や、1960年代以降における現在までの発展を示したいと思う。紙面の制約上、本号では第Ⅰ部の前半すなわち社会福祉法制のみを掲載し、第Ⅰ部の後半すなわち社会福祉の行政機構と第Ⅱ部とは次号に回させていただくことを、予めお断りしておきたい。

Ⅰ スウェーデンの社会福祉法制と社会福祉行政機構

1. 社会福祉法制

1.1 憲法における福祉的规定と中央・地方政府の役割分担

日本国憲法におけるのと同様な意味で、社会保障や社会福祉の根拠となる規定がスウェーデン憲法にあるであろうか。まず同国憲法における国民の福祉に関する規定を探ってみよう。同国の現行憲法は、1) 国家法典 Instrument of Government (1974年大改正)²⁾、2) 王位継承法 Act of Succession、3) 出版の自由法 Freedom of Press Act の3つから成っている。このうち、1) は国家組織に関する基本原則を扱い、その第1章は特にスウェーデン政治体制の基本原則、すなわち民主主義、議会主義、地方自治および権力の行使における法的根拠の必要性等を述べており、第2章では市民の基本的権利と自由とを列挙しているが、第1章

には次のような条文がある。すなわち「個々人の人間的・経済的・文化的福祉が公共部門活動の基本的目標である。特に働き、居住し、教育を受ける権利を確保し、快適な生活環境のみならず、社会的ケアや安全性を促進するのは、全体としての地域共同体の責任である。全体としての地域共同体は、男性および女性に平等の権利を確保し、個々人の個人生活と家族生活を守る。」(国家法典第1章第2条)³⁾。

上述の引用から分かるように、スウェーデンにおける福祉政策の基盤はやはり国家法典の中に位置づけられている。同国は1930年以来、1970年代後半の一時期を除き社会民主党が政権の座にあり、福祉政策を積極的に行ってきたから、これは当然のことかもしれない。それでは、こうした福祉政策の実施に関する中央・地方両政府の機能・負担の区分は、法制上どのようなになっているであろうか。この点に関しては、地方政府(県自治体 County Council Area, Lanstingskommun, 通称 Lansting と、市町村 Municipality, Primärkommun, 通称 Kommun)に付与される一般的業務を規定している Local Government Act, 1977 と特定法との二種の法律の存在に言及せねばならないだろう。まず前者によると、地方政府の一般業務としては文化事業、余暇活動、道路、公園、通信、上下水道、電力等がある。また、特定法によるものとしては学校、社会サービス(社会福祉サービスおよび公的扶助)、公衆衛生、医療、建設・社会計画、消・防火等が挙げられる。県と市町村との業務区分は一般に、大きな人口を対象とするものが県の、それほど大きくない人口を対象とするものが市町村の任務であると考えてよい⁴⁾。なお、中央政府は社会保障・福祉に関し、年金保険や医療保険等の社会保険、児童手当、児童扶養手当、特別児童手当等を担当する。

地方政府の業務を具体的に述べると、市町村が学校(7~16歳の義務教育、高等学校)、社会サービス、住宅・地域計画、道路・公園の維持・補修、上下水道、清掃、電力、地域暖房を、県が医療、予防活動、母子健康センター、精神薄弱児・者のケアと教育、保健関係職員の教育を含む一部

高等教育(専門学校および成人教育)、文化活動を担当するように前記の法律および特定法の中で述べられている。医療を県が担当するのは、1860年代に県が病院経営のために設置されたという経緯により、県は病院、外来センターおよび歯科に関して責任をもつ。ただし県が外来医療と精神治療を行うようになったのは、1960年代になってからである。また23県の他にヨーテボリ、マルメ、ゴットランドの3基礎自治体も特別に医療を担当している。最後に公共交通は、市町村と県とが共同で行うこととしている。

社会保障・福祉に関する特定法としては、The Health Care and Medical Services Act (1983), The Care of the Mentally Retarded Act (1967) および Social Services Act (1980) 等が代表的なものであるが、前二者はいま述べたように県の保健・医療および精神薄弱者ケアの業務について定め、最後のものは市町村の社会福祉行政について規定している。前者は緊急時の入院および長期ケアが県の業務であることを述べているが、長期ケアには在宅看護と長期病棟およびナーシング・ホームとが含まれ、在宅看護には地域の医師と地域の看護婦とが、ホーム・ヘルパーや親族との協力の下に当たる。したがって、在宅看護には社会福祉との連携が不可欠であり、県政府と市町村政府との協力が種々の側面で見られる。以下では、社会福祉の根拠法である社会サービス法について簡単に述べることにする。

1.2 社会サービス法の内容⁵⁾

社会サービス法の第1条は、社会サービス提供の目的と基盤について次のように述べている。すなわち公的社会サービスは、民主主義と連帯とを基盤に、経済的・社会的安定、生活上の平等および地域社会への積極的参加を推進する目的で提供されること。しかも人間の、自己および他人の社会的状況に対する当然の責任を考慮して、社会サービス活動は個人および団体の生得の資源を開放し開発することを目ざし、個人の自主的決定とプライバシーの尊重に基づいて行われるものであること。

社会サービス法は上述のような社会サービスの目的を掲げたすぐ後で、社会サービス保障の最終責任が市町村にあることをまず述べ（第2～3条）、続いて各市町村が社会福祉委員会を設置し（第4条）、社会サービスに関する次のような責務を履行するよう規定している（第5条）。それらは第1に、市町村内の状況に精通すること。第2に、地域計画に参画し他の公共機関、団体、協会および個人と協力し、市町村内の環境整備に努めること。第3に、市町村内の社会サービスに関する公の情報を提供すること。第4に、積極的方策および他の方策を用いて、生活状況の改善に努めること。第5に、ケアおよびサービス、情報、助言、支持、経済的援助あるいはその他の援助を必要としている個人および家族に対し、それらが確実に提供されるようにすること。

このような責務を有する社会福祉委員会の活動は一般的指針は、上述の第2以下の責務について第7条から10条にわたって書かれている。まず地域計画への参画に関しては、その市町村内の新興および既存の住宅地域の設定に影響を与えることを目指すべきこと、また公共施設および公共交通機関がすべての人に利用できるように配慮し、特別な援助を必要とする人々のために良好な社会環境をつくり出すようイニシアティブをとり、必要な監督を行うことなど（第7条）である。

第8～9条は、社会サービスに関係ある他の機関との協力の必要、第10条は在宅ケアを可能にする社会的条件整備——ホームヘルプ、移動に対する援助、その他のサービス、社会福祉サービス・センター等の設置、必要な場合における特定の連絡員（コンタクト・パースン）または家族の任命等——に関する規定である。

ところで社会サービスが何を指しており、社会サービスの内容が何であるかは第11～32条をみることによって理解できる。すなわち、アルコール・薬物依存症対策、児童・青少年ケア（児童青少年福祉と児童保育）、老人のケア、障害者のケアの4つに関する規定がそこに挙げられている。この他に第6条に公的扶助（経済的援助）に関する規定があるため、以上の5つをもって社会サービ

スと考えることができよう。社会サービス法成立以前には、公的扶助に関しては社会扶助法（1956年改定）が存在していた。また、社会福祉サービスに関しては児童・青少年福祉法（1969年改定）、禁酒法（1954年改定）、児童保育法（1977年）の3つが存在していた。しかし社会サービス法の成立とともに、社会扶助法、禁酒法および児童・青少年福祉法の三法は廃止され、児童保育法は社会サービス法の中に吸収されたのである。したがって、従来の社会福祉サービスの他に、新しく老人および障害者のケアが加えられ、それらと公的扶助とを合わせたものが社会サービスであると考えられる。

こうした内容のサービスを、各市町村は社会福祉委員会の責任によって住民に提供し保障するのであるが、住民への近接性と住民との意思疎通への配慮から、社会サービス法は各市町村をいくつかの地区に分け、その地区ごとに1つまたはそれ以上の地区福祉委員会を設置できることを述べている。地区社会福祉委員会は地区内の発展を見守り、市町村の中央社会福祉委員会に対して社会環境、社会計画、および予防活動に関し必要な方策を知らせる。また、市町村議会の議決がある場合、中央社会福祉委員会は地区社会福祉委員会に次の業務を委託することができる。1) 地区内の一般予防活動に関する問題の決定。2) 社会福祉委員会の担当である資産の運営・執行上の責任。3) 任命、臨時勤務、職務の免除等地区委員会の活動区域内の職員に関わる事項の処理。

地区社会福祉委員会の予算案は中央社会福祉委員会に提出し、同委員会の意見書を付けて、その予算案を市町村議会に移送する。また、社会サービス法および他のすべての社会福祉委員会に関する法令の規定は、地区社会福祉委員会にも適用される。

1.3 社会サービス法の特徴

スウェーデンにおける公的扶助と各社会福祉サービスの根拠法は、社会サービス法（Socialtjänstlagen, 1980）ただ1つである。その理由は、歴史的にみると各時代の要請に従って個別に制度化さ

れてきた各社会福祉サービスが、対象者や家族の生活のある側面を取り出してそれに対処し、さまざまなニーズやサービス間の相互関連を考慮して整備されてこなかったために、サービス間の重複や矛盾あるいは欠落を引き起こし、結果的に有効性や効率性を欠く事態を生じているのに気づき、1960年代後半から10年余をかけて慎重に検討した結果、既存の各根拠法を全体性と正常化の原則に基づく新しい法律に一本化したからである。全体性の原則とは、対象者や家族をある徴候によって判断・対処するのではなく、全体としての人格に対応することを求めるものである。したがって対象者に対し、種々の社会福祉サービスを組み合わせた総合的な接近が要求される⁶⁾。これはサービス提供に際して、個別の社会福祉サービス制度の枠を撤廃し、それらの統合を図ることになる。また正常化の原則とは、老人や障害者が特別の場所に隔離・収容されるのではなく、通常的生活環境で暮らし続けることができるようにすることを意味する。しかしこの原則を実現するためには、社会福祉の総合化にとどまらず、社会福祉と隣接領域との連携・統合が要求されるであろう。例えば、社会福祉と医療・保健、社会福祉と教育、社会福祉と住宅政策との連携・総合化が必要となることは明らかである。

上述のような基本的視点——全体性・総合化と正常化原則——に立つ社会サービス法は、きわめて包括的な枠組みを定めることに重点をおき、各社会サービス分野についても実施に関わる細かい規定は、各市町村に任せその権限としている。歴史的にみても、各社会福祉サービス行政の責任は市町村にあったが、同法は住民の日常生活との近接性および住民の参加を配慮して市町村の権限を一層拡大した。そのことは、各市町村をさらにいくつかの地区に分割して各地区に社会福祉委員会を設置し、住民の日常生活への密着を図っていることにも現われている。同法はむしろ、上述の各サービスが地域社会全体の中でどのような役割を果たすべきかを規定している。

同法は、枠組み法としての性格の他に次の3つの特色をもっている。それらは継続性、弾力性、

および近接性の尊重である。継続性とは、援助の進行中はできるだけ同じ職員による継続的なケアが望ましいということである。また弾力性とは、社会サービスが個々のニーズに応じて適切に適用され、固定的なモデルに固執しないことである。むしろ対象者とケース・ワーカーとが協力して築き上げるのが最良とされる。これは自己決定と参加という目的にも通じよう。すなわち、対象者の意思の尊重ともいうべきものである。近接性とは、住民の居住し生活する場にできるだけ近いところでのサービスの提供を意味し、市町村内での小福祉地区の設定はその現われといえよう。

(つづく)

注

- 1) 地方自治協会「社会福祉制度の国際比較に関する研究委員会」、1986年。
- 2) 最初の国家法典は1634年に発布され、その後幾度かの変遷を経て1809年に成立した国家法典が戦後まで有効であった。しかし1950年代に内閣制度や選挙制度が政治課題に上ったとき、それに伴い憲法の近代化が国会の議題となり、1954年にこれらの問題を検討する最初の委員会が議会内に設けられた。同委員会の第1次報告は1963年に提出されたが、議員内閣制や選挙に関する比例代表制の問題につき、委員会内での意見が一致せず、また市民の権利と自由に関する委員会提案に対して強い批判があったため、見送られた。そして第2次委員会が設置され、1969年には部分的な憲法改正が行われた。しかし本格的な改正は1974年まで待たねばならなかった。しかも市民の基本的自由と権利については、その後も例えば1976、1979年に改正が行われている。The Swedish Riksdag, *Constitutional documents of Sweden*, 1981, pp. 7-13.
- 3) The Instrument of Government, Chapter 1, Article 2, *op. cit.*, p. 43.
- 4) Fact Sheets on Sweden, Local Government in Sweden, *The Swedish Institute*, 1985.
- 5) 本節で引用される各条文は、The Ministry of Health and Social Affairs, International Secretariat, *Social Services Act*, November 1981による。なお、和訳に当たっては坂田仁「スウェーデンの社会福祉新立法」『家庭裁判所月報』33巻11号および国際社会福祉協議会日本国委員会『欧米の障害者対策法制の概要』第5章スウェーデンを参照した。
- 6) こうした反省は、多問題家族対策やアルコール・薬物依存症対策の領域からスタートした。すなわち、伝統的には1つの家庭あるいは1人の個人が抱える問題の種類ごとに、市町村の禁酒委員会、社会扶助委員会、児童福祉委員会がそれぞれの家庭に援助や

介入を行っており、それらの助言、現金給付およびサービス間の調整がうまく行われないという事実があった。これに対し、1つの家庭には市町村の1つの社会福祉委員会、1つの行政機構、そして望むらくは1人のソーシャル・ワーカーによる責任が、よりよい調整をもたらすという世論の一致がみられた。

(なお、社会サービス法の内容、特色および問題点等に関する詳細は、城戸稿「スウェーデンの公的扶助制度(1)」『海外社会保障情報』No. 76, 1986年9月を参照のこと。)

(きど・よしこ 社会保障研究所主任研究員)

昭和62年度研究プロジェクトについて

社会保障研究所

研究課題Ⅰ 西ドイツの社会保障（新規）

（研究目的）

西ドイツは社会保険制度の母国といわれるが、現在、65歳以上人口の占める割合はすでに、全人口の15%をこえるほどになっている。この数字はちょうどわが国が、21世紀に到達する水準であり、すでに高齢化社会のさまざまな問題に直面している。また、社会保険を社会保障制度の中核に位置づけ、所得比例的な年金制度とともに医療保険による医療供給体制をとっていることもわが国と同様である。このような社会保障体系のなかで社会扶助制度がサービス給付やサービスの費用支払い制度として機能しているのである。

現在、西ドイツではきわめて注目すべき議論がおこなわれている。在宅介護サービスの供給体制の整備と施設や在宅の介護費の財源をどのように確保するかという問題である。また、医療費抑制政策や保健政策の再検討、基本的老齢所得保障の確保の問題なども議論されている。さらに外人労働者と社会保障問題などもわが国の今後の労働力問題を考えるうえで参考になろう。

本プロジェクトではこのような最新の改革動向を追いつつ、西ドイツの社会保障・福祉制度の全体像とその特色を他の国と比較しつつあきらかにしようというものである。

（研究項目）

1. 西ドイツの社会保障の歴史と特色
2. 西ドイツの政治、行財政、地方自治
3. 西ドイツの年金保険と医療保険
4. 西ドイツの社会扶助法制体系と福祉供給システム
5. 西ドイツの青少年福祉と家族福祉政策

6. 西ドイツ社会保障の問題点と改革の方向 （研究会の構成員）

主査 保坂 哲哉（上智大学教授）
幹事 曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）

委員 栃本一三郎（社会保障研究所研究員）
網野 武博（日本総合愛育研究所研究第5部長）

石本 忠義（日本大学教授）
大西 健夫（早稲田大学教授）
高智英太郎（健康保険組合連合会）
佐藤 誠（熊本大学教授）
穴戸 伴久（国立国会図書館立法考査局）

島崎 晴哉（中央大学教授）
土田 武史（国士館大学講師）
春見 静子（上智大学助教授）
府川 哲夫（厚生省統計情報部情報専門官）

古瀬 徹（日本社会事業大学教授）
小山 路男（社会保障研究所長）
大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）

三上英美子（社会保障研究所研究員）

（研究計画）

1. 1ヵ年とする。
2. 研究結果を『西ドイツの社会保障』として刊行する。

研究課題Ⅱ フランスの社会保障（新規）

（研究目的）

フランスの社会保障制度は著しい分立性を示しており、極めて複雑である。このような社会保障

制度の基盤となる経済・財政・労働、行政、地方自治等を含め、社会保障の全体像を総合的・体系的に検討する。さらに、フランスの社会保障の伝統的な連帯と平等化の理念が、経済的危機のなかで、どのように再調整され、新しい方向を見出しつつあるかを探る。

(研究項目)

1. フランスの社会保障の歴史
2. フランスの経済・財政、労働、行政、地方自治
3. フランスの所得保障、医療保障、社会福祉、住宅対策
4. フランス社会保障の問題点と改革の方向

(研究会の構成員)

主 査 藤井 良治 (千葉大学教授)

幹 事 都村 敦子 (社会保障研究所研究部長)

城戸 喜子 (社会保障研究所主任研究員)

委 員 出雲 佑二 (パリ第8大学)

伊奈川秀和 (厚生省大臣官房国際課)

岩村 正彦 (東北大学助教授)

宇野 正道 (日本女子体育大学助教授)

大田 晋 (厚生省保険局医療課保険医療企画調査室長)

大久保良香 (労働省国際労働課海外労働情報室長)

粥川 正敏 (厚生省大臣官房国際課企画官)

田坂 治 (厚生省社会局保護課課長補佐)

田端 博邦 (東京大学社会科学研究所助教授)

原田 純孝 (東京大学社会科学研究所助教授)

松村 祥子 (群馬大学助教授)

矢野 秀利 (大阪学院大学助教授)

堀 勝洋 (社会保障研究所調査部長)

木村 陽子 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

1. 1ヵ年計画とする。
2. 研究結果を『フランスの社会保障』として

刊行する。

研究課題Ⅲ 高齢者の消費に関する実証的研究
(61年度より継続)

(研究目的)

高齢者の消費構造の変化や消費行動に関する情報の収集および分析を行い、年金、保健、医療および各種の老人福祉サービスの政策を検討する上の基礎資料として役立てる。

(研究項目)

1. 高齢者の消費構造と世代間扶養の状況
2. 高齢化と高齢者世帯の家計の変化
3. 高齢者の消費行動と社会保障

(研究会の構成員)

主 査 伊藤 秋子 (実践女子大学教授)

幹 事 大本 圭野 (社会保障研究所主任研究員)

委 員 磯村 浩子 (国民生活センター相談員)

岩田 正美 (東京都立大学助教授)

臼井 和恵 (相模女子大学短期大学部講師)

上村 協子 (東京家政学院大学講師)

宇野 正道 (日本女子体育大学助教授)

小野 信孝 (名古屋短期大学助教授)

岸 功 (大正大学助教授)

小林 迪夫 (鹿児島経済大学教授)

中鉢 正美 (慶應義塾大学名誉教授)

馬場 紀子 (共立女子短期大学助教授)

前田 正久 (日本体育大学教授)

御船美智子 (共立女子大学講師)

森岡 清美 (成城大学教授)

横田 京 (十文字学園女子短期大学助教授)

湯本 和子 (学習院女子短期大学助教授)

曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)

三上英美子 (社会保障研究所研究員)

木村 陽子 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

1. 昭和61年4月～63年3月の2ヵ年とする。
2. 本研究のフレームワークは、経済学、社会学、社会政策など広い範囲にわたるものであるから、インタディシプリナリに行く。
3. 「家計調査——静岡県掛川市、昭和60年10月」を集計し、その結果を解析する。その際、「高齢者生活総合調査——静岡県掛川市、昭和59年7月」からの情報も活用する。また、「家計調査——静岡県掛川市、昭和48年10月」との二時点比較（パネル分析）を通して、動態的な観察を行う。

さらに、既存の全国調査資料を用いて補完分析を行う。

研究課題Ⅳ 21世紀の社会保障に関する研究 (昭和60年度より継続)

(研究目的)

十数年後に迫った21世紀の日本社会は、世界に例をみない高齢社会になることが確実に予見されている。その高齢社会においては、社会保障も現在の諸制度を根本的に問い直し、各制度間の体系的整合性を確立するとともに、給付と負担の均衡がとれた制度に脱皮することを求められる。

社会保障研究所は、昭和57年度以来3ヵ年間にわたって「社会保障の基本問題」に関する研究プロジェクトを進めてきたが、昭和60年度から5年間にわたり、この研究を基礎として、「21世紀の社会保障」を所内外の研究者の協力のもとに、基幹的研究課題として追求することとする。

(研究項目)

1. 21世紀における社会構造
2. 21世紀における経済構造
3. 21世紀における社会保障制度

(研究会の構成員)

主 査 宮澤 健一（一橋大学教授）
幹 事 曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）
木村 陽子（社会保障研究所研究員）

全体委員 地主 重美（千葉大学教授）

福武 直（東京大学名誉教授）

小山 路男（社会保障研究所長）

<分科会>

(家族の変容と社会保障)

責任者 木村 陽子（社会保障研究所研究員）

委 員 網野 武博（日本総合愛育研究所研究第5部長）

川名 英子（経済企画庁国民生活調査課長）

武川 正吾（中央大学講師）

深谷 昌弘（成蹊大学教授）

山田 昌弘（東京学芸大学助手）

渡辺 秀樹（電気通信大学助教授）

都村 敦子（社会保障研究所研究部長）

大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）

(労働の変容と社会保障)

責任者 下平 好博（社会保障研究所研究員）

委 員 井口 直樹（厚生省年金局資金課課長補佐）

佐藤 厚（法政大学大学院博士課程）

土田 道男（独協大学講師）

和田 信吾（労働省政策調査部総合政策課課長補佐）

城戸 喜子（社会保障研究所主任研究員）

野呂 芳明（社会保障研究所研究員）

(福祉サービス)

責任者 栃本一三郎（社会保障研究所研究員）

委 員 京極 高宣（日本社会事業大学教授）

高萩 盾男（コモン福祉計画研究所長）

高橋 紘士（法政大学教授）

三浦 文夫（日本社会事業大学教授）

矢野 聡（健保連社会保障研究室）

和田 敏明（全社協研究情報センター室長）

(年金)

責任者 堀 勝洋（社会保障研究所調査部長）

委 員 石原公一郎（社会保障制度審議会事務局年金数理専門官）

門廣 繁幸（厚生省年金局年金課課長）

補佐)

田村 正雄 (社会保障制度審議会事務局年金数理官)

牛丸 聡 (青山学院大学助教授)

(健康と社会保障)

責任者 三上芙美子 (社会保障研究所研究員)

委員 池上 直己 (慶應義塾大学専任講師)

市川 洋 (筑波大学教授)

牛丸 聡 (青山学院大学助教授)

漆 博雄 (上智大学専任講師)

田中 滋 (慶應義塾大学助教授)

知野 哲朗 (東京学芸大学専任講師)

二木 立 (日本福祉大学教授)

西 三郎 (東京都立大学教授)

武智 秀之 (社会保障研究所研究員)

(社会保障費の推計)

責任者 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)

委員 岸 功 (大正大学助教授)

(研究計画)

1. 研究期間は昭和65年3月まで継続する。
2. 昭和60年度の研究結果は、『社会保障研究の課題』(社会保障研究所研究叢書 No. 17)としてまとめたが、61年度は、21世紀へ向けての社会保障をめぐる諸要因(社会構造・経済構造等)についての基礎的研究を集中的に行った。
3. 昭和62年度は、昭和61年度に引き続き、社会構造、経済構造の変化が社会保障制度に及ぼす影響を検討する。また、最終年度末に最終報告『21世紀の社会保障』を公表する。

社会保障研究所日誌 (昭和61.4～昭和62.3)

昭和61.4.1 所長に小山路男 (上智大学教授) が厚生大臣から任命された。

理事 (非常勤) に宮澤健一 (一橋大学教授) を発令。

4. 8 定例役員会開催 (第220回)

4.22 研究課題Ⅲ 高齢者の消費に関する実証的研究会 (第1回) 報告内容と報告者「掛川調査にみる高齢者世帯における介護について」十文字学園女子短期大学助教授 横田 京

同 研究課題Ⅳ 社会保障と住宅政策との関連に関する研究会 (第1回) 報告内容と報告者「大都市高齢者世帯の住宅」前国民生活センター調査研究部長 山崎 清

4.24 研究課題Ⅱ スウェーデンの社会保障研究会 (第1回) 報告内容と報告者 (1) 研究のすすめ方についての討論 (2) 「スウェーデンの公的扶助について」主任研究員 城戸喜子

同 研究課題Ⅰ イギリスの社会保障研究会 (第1回) 会議の内容「研究のすすめ方についての討論」

5.13 政策研究会 (第1回) 報告内容と報告者「高齢者対策企画推進本部報告の概要について」厚生省大臣官房政策課課長補佐 白石順一

同 定例役員会開催 (第221回)

5.14 課題Ⅱ 研究会 (第2回) 報告内容と報告者「National Support for the Welfare Policy in Sweden」スウェーデン、ストックホルム大学教授 ロバート・エリクソン (場所: ホテル東急観光会議室)

5.20 課題Ⅲ 研究会 (第2回) 報告内容と報告者「家計調査の分析にあたって」日本体育大学教授 前田正久

同 課題Ⅳ 研究会 (第2回) 報告内容と報告者「ソーシャル・ワークと住宅」日本女子大学教授 田端光美

5.22 政策研究会 (第2回) 報告内容と報告者「現代の家族機能と老人ケアの関係——スウェーデンを中心に——」元外務省専門調査員 竹崎 孜

5.27 研究課題Ⅴ 21世紀の社会保障 (第1回) 報告内容と報告者 (1) 「ILO 編『21世紀に向けて: 社

会保障の展開』の紹介」日本児童手当協会専務理事 三井速雄 (2) 「本年度の研究会のすすめ方についての打ち合わせ」

5.31 参与 伊部英男の辞職を発令。

6. 1 顧問に福武 直 (前所長・東京大学名誉教授) を発令。

同 参与に三浦文夫 (日本社会事業大学教授) を発令。

6.10 定例役員会開催 (第222回)

6.12 課題Ⅰ 研究会 (第2回) 報告内容と報告者「ナショナル・ヘルスサービスについて」公害防止事業団業務部次長 炭谷 茂

同 総務部長 辻 宏二の辞職を発令。

6.13 総務部長に中山和之 (総合研究開発機構主任研究官) を発令。

6.17 課題Ⅲ 研究会 (第3回) 報告内容と報告者「ライフ・サイクル仮説に基づく消費・貯蓄の行動分析」経済企画庁調査局景気統計調査課課長補佐 山下道子

同 課題Ⅳ 研究会 (第3回) 報告内容と報告者「アメリカにおける老人住宅」お茶の水女子大学助教授 袖井孝子

6.24 課題Ⅴ 研究会 (第2回) 報告内容と報告者「高齢者対策企画推進本部報告について」厚生省大臣官房政策課長 清水康之

7. 1 定例役員会開催 (第223回) (全日空ホテル・花梨)

7. 8 課題Ⅱ 研究会 (第3回) 報告内容と報告者「スウェーデンの財政」慶応義塾大学教授 飯野靖四

7.17 課題Ⅱ 研究会 (第4回) 報告内容と報告者「社会保障の歴史 (新社会サービス法の成立まで)」スウェーデン社会研究所顧問 小野寺百合子

7.22 課題Ⅳ 研究会 (第4回) 報告内容と報告者「厚生省“資産活用による充実した老後保障”について」調査部長 堀 勝洋

7.24 課題Ⅴ 研究会 (第3回) 報告内容と報告者「国民生活審議会報告“長寿社会の構図”について」経済企画庁国民生活局審議官 長澤哲夫

同 政策研究会 (第3回) 報告内容と報告者「シルバー産業について」厚生省社会局老人福祉課長 真野 章

7.29 課題Ⅲ 研究会 (第4回) 報告内容と報告者「家計調査結果中間報告と討議」研究員 木村陽子

- 同 課題Ⅰ研究会(第3回)報告内容と報告者 (1) 「イギリスの児童福祉」茨城大学人文学部講師 秋元美世 (2) 「イギリスの老人福祉」研究員 武川正吾
9. 9 定例役員会開催(第224回)
- 同 機関誌編集委員会開催(ホテル東急観光会議室)
- 9.16 課題Ⅴ研究会(第4回)報告内容と報告者「老人問題懇談会等の報告について」参与 三浦文夫
- 9.23 理事 田川 明の辞職を発令。
- 9.24 理事に田中富也(公害研修所主幹)を発令。
- 9.25 課題Ⅰ研究会(第4回)報告内容と報告者「イギリスの年金について」調査部長 堀 勝洋
10. 2 課題Ⅱ研究会(第5回)報告内容と報告者「スウェーデン福祉政策の特徴と問題点」中央大学教授 丸尾直美
10. 9 課題Ⅳ研究会(第5回)報告内容と報告者「家計における住居費負担に関する分析」研究部長 都村敦子
- 10.14 定例役員会開催(第225回)
- 同 課題Ⅱ研究会(第6回)報告内容と報告者「スウェーデンの社会手当について」厚生省薬務局監視指導課長 太田義武
- 10.21 課題Ⅲ研究会(第5回)報告内容と報告者「老人同居世帯の家計について」
- 10.23 課題Ⅰ研究会(第5回)報告内容と報告者「イギリスの行財政・地方自治」法政大学教授 高橋 誠
- 10.28 課題Ⅴ研究会(第5回)報告内容と報告者「世帯情報解析モデルによる世帯構造の将来予測について」厚生省大臣官房政策課課長補佐 畑 満
- 10.28~31 社会保障研究所基礎講座(第22回)開催(於こまばエミナース)
- 11.11 課題Ⅲ研究会(第6回)報告内容と報告者「新“階層消費”の時代」日本長期信用銀行産業調査部 小沢雅子
- 11.18 課題Ⅴ研究会(第6回)報告内容と報告者「長寿革命——人生80年型社会懇談会報告について」東京大学教授 木村尚三郎
- 11.20 課題Ⅰ研究会(第6回)報告内容と報告者 (1) 「イギリスの失業給付と労働市場政策」研究員 下平好博 (2) 「イギリスの社会手当」研究部長 都村敦子
- 11.25 課題Ⅳ研究会(第6回)報告内容と報告者「諸外国の住居基準について」神戸大学教授 早川和男
12. 2 課題Ⅲ研究会(第7回)報告内容と報告者「掛川高齢者世帯の11年——世帯形態の変化と生活構造——」成城大学教授 森岡清美
- 同 課題Ⅱ研究会(第7回)報告内容と報告者「スウェーデンの住宅政策」主任研究員 大本圭野
12. 4 公開研究報告会開催(第25回)テーマ『福祉国家発展の比較分析』報告内容と報告者「福祉国家発展の趨勢分析」明治学院大学専任講師 平岡公一, 「社会保障給付費の加速化と国際的格差」防衛大学校助教授 三重野 卓, 「社会保障財源の国際比較分析」研究員 武川正吾, 「アジアの NICs の社会保障制度」研究員 下平好博, 「社会保障の決定要因——福祉国家形成の普遍主義的解釈」東京大学教授・社会保障研究所専門委員 富永健一, あいさつ 社会保障研究所長: 小山路男, 司会: 富永健一
12. 9 定例合同役員会開催(第226回)
- 12.16 課題Ⅱ研究会(第8回)報告内容と報告者「スウェーデンの失業給付と労働市場政策」研究員 下平好博
- 12.18 課題Ⅰ研究会(第7回)報告内容と報告者「イギリス障害者福祉について」職業訓練大学校助教授 松井亮輔
- 12.23 課題Ⅳ研究会(第7回)報告内容と報告者「住宅政策評価への再分配的視点——住宅補助金受給額の推定——」主任研究員 城戸喜子
- 12.25 課題Ⅴ研究会(第7回)報告内容と報告者「労働の将来について」鹿児島経済大学教授 高橋 武
- 昭和62.1.11 監事 安川正彬 任期満了に伴い辞任。後任監事に庭田範秋(慶応義塾大学教授)が厚生大臣から任命された。
- 1.13 課題Ⅴ研究会(第8回)報告内容と報告者「老人の生活と意識に関する国際比較調査結果について」お茶の水女子大学教授 湯沢雅彦
- 同 政策研究会(第4回)報告内容と報告者「厚生白書について」厚生省大臣官房政策課調査室長 荻島國男
- 1.20 課題Ⅲ研究会(第8回)報告内容と報告者「掛川家計調査の集計結果に関する概要」主任研究員 大本圭野
- 同 定例役員会開催(第227回)
- 同 合同(専門・編集)委員会開催(於ホテル東急観光会議室)

- 1.22 課題Ⅱ研究会（第9回）報告内容と報告者「スウェーデンの児童福祉」研究員 宇野正道
- 1.29 課題Ⅰ研究会（第8回）報告内容と報告者「イギリスの住宅について」国立国会図書館調査と立法考査局 岩間大和子
- 同 課題Ⅳ研究会（第8回）報告内容と報告者「公的金融と住宅」研究員 木村陽子
2. 6 第21回社会保障研究所シンポジウム開催，テーマ『転換期の社会保障』 レポート：「社会福祉権の再構成と福祉立法の見直し」岡山大学教授 河野正輝，「健康問題の変化と保健医療システム」東京大学教授 園田恭一，「福祉国家の再検討」名古屋大学教授 飯田経夫，コメント：東京都立大学教授 星野信也，東京都立大学教授 西 三郎，一橋大学教授 宮澤健一，司会：社会保障研究所長 小山路男（於健保会館）
- 2.17 定例役員会開催（第228回）
- 2.19 課題Ⅱ研究会（第10回）報告内容と報告者「労災政策と労災保険」東海大学教授 永山泰彦
- 2.24 課題Ⅱ研究会（第11回）報告内容と報告者「スウェーデンの老人福祉」研究員 三上芙美子
- 2.26 課題Ⅴ研究会（第9回）報告内容と報告者「住宅担保年金制度（リバース・モーゲジ）について」成城大学教授 村本 孜
- 同 課題Ⅰ研究会（第9回）報告内容と報告者「イギリスの補足給付」主任研究員 曾原利満
- 3.10 課題Ⅳ研究会（第9回）報告内容と報告者「公衆衛生と住宅」東京都立大学教授 西 三郎
- 同 定例役員会開催（第229回）
- 3.12 課題Ⅰ研究会（第10回）報告内容と報告者「イギリス社会保障制度の歴史」研究員 栃本一三郎
- 3.17 課題Ⅴ研究会（第11回）報告内容と報告者「産業経済の動向と公私分担」一橋大学教授 宮澤健一
- 同 課題Ⅱ研究会（第12回）報告内容と報告者「スウェーデンの障害者福祉」東洋女子短期大学助教授 林 宏
- 3.24 課題Ⅱ研究会（第13回）報告内容と報告者「スウェーデンの公的年金制度」研究員 木村陽子
- 同 課題Ⅲ研究会（第9回）報告内容と報告者「掛川高齢者世帯の所得水準の変化について」主任研究員 曾原利満

福武直先生年譜及び著作目録

I 略 歴

- 1917年 2 月 岡山県吉備郡大井村にて出生
- 1934年 3 月 岡山県立第一岡山中学校卒業
- 1937年 3 月 第六高等学校文科乙類卒業
- 1940年 3 月 東京帝国大学文学部社会学科卒業
- 1942年 4 月 東京帝国大学助手
- 1943年 9 月 同上退官
- 1943年10月 東京帝国大学大学院特別研究生
- 1948年 6 月 東京大学助教授
- 1960年 4 月 東京大学教授
- 1962年 3 月 文学博士学位授与
- 1963年10月 東京都社会福祉審議会委員（現在に至る）
- 1964年10月 人口問題審議会委員（1977年 4 月まで）
- 1965年 1 月 社会保障研究所参与（1973年 1 月まで）
- 1969年 9 月 国民年金審議会委員（1973年 9 月まで）
- 1973年 1 月 社会保障研究所理事（1981年 1 月まで）
- 1977年 4 月 東京大学教授停年退官
- 1977年 5 月 東京大学名誉教授
- 1979年 8 月 中央社会福祉審議会委員（1983年 8 月まで）
- 1981年 1 月 社会保障研究所長
- 1981年 4 月 老人問題懇談会委員（現在に至る）
- 1981年 7 月 人口問題審議会委員（現在に至る）
- 1981年10月 国民年金審議会委員（1985年 9 月まで）
- 1982年 4 月 国民生活審議会委員（現在に至る）
- 1985年 8 月 中央社会福祉審議会（委員長）（現在に至る）
- 1985年10月 年金審議会（会長）（現在に至る）
- 1986年 3 月 社会保障研究所長辞任
- 1986年 6 月 社会保障研究所顧問（現在に至る）

II 著 作 (1981年所長就任以降)

1. 著 書

日本社会の構造	1981・4・10	東京大学出版会	A5・218頁
<i>Japanese Society Today</i> , 2nd edition	1981	The University of Tokyo Press	XIV + 165pages
日本社会의 構造 (慎根粹訳)	1982・2・20	SEOUL 法文社	A5・160頁
<i>The Japanese Social Structure: Its Evolution in the Modern Century</i> , translated by R. P. Dore	1982	The University of Tokyo Press	XIV + 232 pages
日本社会結構 (陳曾文訳)	1982・10	広東人民出版社	A5・190頁
社会保障論断章	1983・10・5	東京大学出版会	A5・208頁
社会調査 補訂版	1984・4・26	岩波書店	B6・259頁
日本社会的結構 (王世雄訳)	1985・2	東大図書公司 (台北)	A5・181頁
大学生協論	1985・11・5	全国大学生協連 東京大学出版会発売	四六・278頁
福祉社会への道——協同と連帯を求めて	1986・1・11	全国大学生協連・ 生活問題研究所 岩波書店発売	四六・296頁
福武直著作集 第11巻	1986・3・31	東京大学出版会	A5・421頁
福武直著作集 補巻	1986・3・31	東京大学出版会	A5・299頁
当今日本社会 (董天民訳)	1986・10	国際文化出版公司	A5・171頁

2. 編 著

世界各国社会学概況 (虞祖堯・張裸賢訳・謝儲正校) (社会学講座『歴史と課題』)	1982・3	北京大学出版社	A5・252頁
--	--------	---------	---------

3. 共 編 著

21世紀高齢社会への対応 第1巻 高齢社会の構造と課題 (青井和夫共編)	1985・5・30	東京大学出版会・ 日本生命財団	B5・259頁
21世紀高齢社会への対応 第2巻 高齢社会への社会的対応 (小山路男共編)	1985・5・30	東京大学出版会・ 日本生命財団	B5・492頁
21世紀高齢社会への対応 第3巻 高齢社会の保健と医療 (原澤道美共編)	1985・5・30	東京大学出版会・ 日本生命財団	B5・470頁
明日の医療 第10巻 21世紀の医療 (佐分利輝彦共編)	1985・7	中央法規出版株式 会社	A5・387頁

世界の社会保障50年（伊部英男共編）

1987・4・30

全国社会福祉協議会 A5・292頁

4. 監 修

明日の医療（全10巻）（佐分利輝彦と）

1984・12—1985・7

中央法規出版株式会社

5. 論文・論説

The Family and Character Formation	Foreign Press Center, <i>The Japanese Family</i> , 1981	pp. 5-15
社会学	复旦大学社会学系編『社会学文選』浙江人民出版社	1981・1 267—282頁
社会保障の課題と将来	『週刊社会保障』35巻1137号	1981・8 4—7頁
「活力ある福祉社会」と社会保障	『季刊社会保障研究』17巻3号	1981・12 252—255頁
中国社会学の復活と現況	『日中経済協会会報』108号	1982・7 43—49頁
復活後の中国社会学	『社会学評論』33巻2号	1982・9 92—95頁
社会保障の現在と将来——21世紀日本の社会保障を求めて	『農林年金』25巻1号	1983・1 6—13頁
活力ある高齢社会をめざして	『老人問題』8巻1号	1983・1 17—21頁
社会保障と社会保障論	社会保障研究所編『社会保障の基本問題』	1983・8 1—18頁
「活力ある福祉社会」と社会保障	同上	203—222頁
コミュニティ理論の形成と展開	磯村英一編『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会	1983・9 2—12頁
日本の地域社会とコミュニティ概念	地域社会研究所『コミュニティ——20周年記念文集』	1983・10 77—94頁
日本の社会構造の変遷	国際人口問題議員懇談会『高齢化社会への対応——課題と提言』	1983・10 75—108頁
社会学的理論と課題	中国社会科学院情報研究所編『当代国外社会学漫談』人民出版社	1983・10 12—25頁
「活力」と社会保障	『厚生』28巻12号	1983・12 36—39頁
日本の社会と社会福祉	社会保障研究所編『社会福祉改革論』I	1984・6 1—16頁
「活力ある福祉社会」の転変	『世界』464号	1984・7 18—22頁
中国の社会福祉 — はしがき 三 中	『海外社会保障情報』69号	1984・12 27—28頁および

国社会保障の転機			び39—45頁
21世紀の社会と高齢者対策	老人福祉開発センター『高齢者対策研究会調査研究報告書』昭和59年度	1985・3	11—19頁
高齢社会を明るい社会にするために	地方自治協会『地方自治の窓』(9号)	1985・5	4—9頁
大学生協の現状と課題	農林中央金庫調査部研究センター編『21世紀に生きる協同組合』家の光協会刊	1986・1・11	114—136頁
21世紀高齢社会への対応	『生活協同組合研究』121号	1986・1	61—70頁
21世紀高齢社会における年金と医療(基調演説)	厚生省編『21世紀に向けての医療と年金——先進諸国の苦悩と選択』	1986・6・25	24—29頁
6. 評論・解説			
共同体とコミュニティ	『農業と経済』1981年4月号	1981・4	4頁
「家」制度と老後生活の保障	『生活ジャーナル』13・14号	1981・7	
「活力ある福祉社会」と社会保障	『朝日新聞』	1981・9・10夕刊	
進む高齢化社会と社会保障	『フォト』28巻18号	1981・9・15	42—43頁
現代社会と生活協同組合の役割	『学協運動』118号	1981・9	99—118頁
日本社会和社会保障	『社会』复旦大学1982年第1期	1982・2	75—78頁
「活力ある福祉社会」と社会福祉	『福祉研修』東京都福祉局45号	1982・2	3—7頁
男女平等の理想と現実	『婦人と年少者』季刊59号	1982・3	2頁
高齢化の急進と社会保障	『老人問題』6巻6号	1982・3	2—3頁
日本の社会構造の変遷	『世界と人口』1982年4・5月号	1982・4	82—86頁
中国社会学界との交流	『交流簡報』19号	1982・7	2—3頁
社会保障の現状と将来	『かんば資金』51号	1982・8	14—19頁
「行政改革と社会保障・社会福祉」をめぐる提言	『福祉新聞』1216号	1983・1・3	
活力ある福祉社会をめざして	『共済福祉』58号	1983・4	41—47頁
社会学(中国社会学)	『新中国年鑑』1983年版	1983・5	121—122頁
社会保障と社会保障研究所	『季刊社会保障研究』19巻2号	1983・9	106—107頁
これからの日本の社会と社会保障	『労働者福祉研究』24号	1984・2	36—63頁
中国の年金	『社会保険』35巻7号	1984・7	12頁
高齢社会と社会福祉	『社会福祉広報』249号	1984・9	2—3頁

雇用の延長と女性の就業	『日本労働協会雑誌』304号	1984・9	1頁
「高齢社会」と老人福祉	『老人福祉』68号	1984・10	1—2頁
社会保障の教育研究体制	『季刊社会保障研究』20巻3号	1984・12	232—233頁
活力ある高齢社会へ向けて	『富士通年金ニュース』20号	1985・1	2—4頁
グループ活動の今後に期待するもの	『生活研究』16巻2号	1985・2	2—5頁
社会福祉の危機——その現実と対応	『社会事業研究』36号	1985・4	4—22頁
素人晩学の社会保障論	『社会福祉研究』36号	1985・4	70—71頁
二一世紀高齢社会への対応	『エイジングセンターニュース』2巻2号	1985・4・1	2頁
21世紀高齢社会と社会保障（第14回共済連盟講演会講演）	『共済新報』26巻4号	1985・4	2—16頁
“U.N. Decade” improves Women's Status, <i>Pacific Friend: photo of Japan</i> , August 1985 (vol. 13, No. 4) p. 33			
21世紀の社会と高齢者対策	『公済時報』	1985・12	2—8頁
福祉サービス観の転換	『浴風会』93号	1986・1・1	2頁
日本社会の将来的課題——福祉の見直しとコミュニティづくり	『エイジングセンターニュース』3巻1号	1986・1	6—8頁
21世紀における福祉サービス	『季刊社会保障研究』22巻1号	1986・6	2—3頁
シンポジウム「21世紀の社会保障」コメント	『季刊社会保障研究』22巻1号	1986・6	28—30頁
社会福祉従事者の資格問題	『厚生』42巻3号	1987・3	1頁
老人問題と婦人問題	『エイジングセンターニュース』5巻1号	1987・5	1頁
高齢社会を考える基本的視点	『消費者問題調査季報』47号	1987・5	4—8頁

7. 随想・随筆

私と社会保障・「自由人」生活の中断	『週刊社会保障』1110号	1981・2・2	33頁
私と社会保障・「家」制度の功罪	『週刊社会保障』1114号	1981・3・2	27頁
私と社会保障・『地域開発の構想と現実』	『週刊社会保障』1118号	1981・3・30	27頁
私と社会保障・社会保障研究所参与	『週刊社会保障』1122号	1981・4・27	27頁
私と社会保障・社会開発懇談会	『週刊社会保障』1126号	1981・5・25	27頁
私と社会保障・農家と社会保障	『週刊社会保障』1130号	1981・6・22	27頁
私と社会保障・農業者老齢保障調査	『週刊社会保障』1134号	1981・7・20	27頁
私と社会保障・国民年金審議会	『週刊社会保障』1139号	1981・8・24	29頁

私と社会保障・婦人問題企画推進会議	『週刊社会保障』1143号	1981・9・21	27頁
私と社会保障・社会福祉教育問題検討委員会	『週刊社会保障』1147号	1981・10・19	27頁
私と社会保障・日本社会事業大学	『週刊社会保障』1151号	1981・11・16	27頁
私と社会保障・日本型福祉社会論	『週刊社会保障』1155号	1981・12・14	27頁
馬場所長退任記念号によせて	『季刊社会保障研究』16巻3号	1981・1・12	1頁
審査を終って——本当の町づくりはこれから	『新生活通信』421号	1981・3・1	
編集後記	『季刊社会保障研究』16巻4号	1981・3	116頁
「活力ある福祉社会」とは何か	『消費者問題調査季報』27号	1981・9	2頁
高齢者問題をどうとらえるか	『農業問題』17巻11号	1981・11	4—13頁
農村今昔(1)貧乏百姓の解消	『農協トップインフォーマーション』1巻1号	1981・10	1頁
農村今昔(2)村落共同体の解体	『農協トップインフォーマーション』1巻2号	1981・11	1頁
農村今昔(3)十五年ひと昔	『農協トップインフォーマーション』1巻3号	1981・12	1頁
農村今昔(4)「家」制度の崩壊	『農協トップインフォーマーション』2巻1号	1982・1	1頁
農村今昔(5)自動耕耘機とトラクター	『農協トップインフォーマーション』2巻2号	1982・2	1頁
農村今昔(6)農家と社会保障	『農協トップインフォーマーション』2巻3号	1982・3	1頁
日本の社会と年金制度	『日本年金学会誌』創刊号	1981・12	17—27頁
防禦から反攻へ	『厚生』1982年1月号	1982・1	1頁
「活力ある福祉社会」の真義を問う	『社会保障新聞』	1982・1・7	
「活力ある福祉社会」の意味するもの	『民生委員児童委員のひろば』334号	1982・1・1	1頁
生産年齢人口の上限と下限	『日本労働協会雑誌』275号	1982・2	1頁
書評『現代社会福祉事典』	『月刊福祉』65巻2号	1982・2	86—87頁
高齢化社会と「小さな政府」	『季刊年金研究』5巻1号	1982・2	9—13頁
危機と転機と好機	『社会保険旬報』1417号	1983・1	
長かった四十日	『厚生』38巻3号	1983・3	28—29頁
年金制度改正との因縁	『国民年金弘報』296号	1984・1・1	
創設二十周年に——年頭所感	『福祉新聞』1262号	1984・1・2	
十年來の夢	『年金時代』12巻1号	1984・1	9頁

十年來の夢の実現	『厚生』40巻7号	1985・7	45頁
老人問題とのかかわり	『世界と人口』85年12月号	1985・12	2—3頁
社会学四十年以後(1) 中国社会学界との交流	『UP』14巻9号	1985・9	14—17頁
社会学四十年以後(2) 大学生協連とのかかわり	『UP』14巻10号	1985・10	18—21頁
社会学四十年以後(3) 定年と二つの本の改訂	『UP』14巻11号	1985・11	22—25頁
社会学四十年以後(4) 『日本社会の構造』のこと	『UP』14巻12号	1985・12	22—25頁
社会学四十年以後(5) 社会保障研究所と『断章』	『UP』15巻1号	1986・1	18—21頁
社会学四十年以後(6) 『四十年以後』と高齢社会の問題	『UP』15巻2号	1986・2	22—25頁
婦人問題から老人問題へ	『老人の福祉』156号	1986・2	3頁

8. 対談・座談

高齢化社会を乗り切る条件(隅谷三喜男・谷村昭一)	『エコノミスト』新年特大号	1983・1・4	82—91頁
行政改革と福祉社会(梅本純正・仲村優一)	『月刊福祉』66巻7号	1983・7	10—26頁
社会保障の将来展望を語る——財政再建下の社会保障の合理的改革とは?(山田雄三)	『総合社会保障』22巻1号	1984・1	4—15頁
コミュニティと生協運動(中林貞男)	『生協運動』384号	1984・2・25	22—27頁
福祉国家後退, 防御から反撃へ(仲村優一)	『月刊福祉』68巻4号	1985・4	22—31頁
21世紀の課題は老人問題と婦人問題(樋口恵子)	『高齢化社会をよくする女性の会会報』15号	1985・8	1—5頁
21世紀の社会を展望する——高齢化社会における社会福祉(翁久次郎・小林節夫・永田幹夫・縫田曄子)	『月刊福祉』68巻10号	1985・10	12—39頁
長寿社会の社会保障・福祉の展望(小山路男・三浦文夫)	『総合社会保障』1987年1号	1987・1	4—9頁

編集後記

社会保障研究所・第三代目所長福武直先生は、1986年3月31日付で御勇退され、小山路男先生がその後任の所長となりました。本号は永らく研究所を主宰された福武先生に感謝の意を表する意味で、退任記念号とさせていただきます。できるだけ多くのかたがたの御執筆をお願いすべきと考えておりましたが紙幅の関係もあり、おもに当研究所関係のかたがたに執筆していただくことになりました。昭和60年度のプロジェクト報告も福武先生が特に関与された研究プロジェクトであります。

俗に家と事業は三代目で決まると申します。初代所長山田雄三先生、二代目所長馬場啓之助先生の後継となられた先生は、研究所の徳川家光として(?)抜群の企画力と実行力で社会保障研究所を率いてこられました。在任中、東京大学出版会より刊行された数々の当研究所研究叢書もその一つであります。編集子などはフーフーいしつつも、先生の哀愁のこもった背中をみると、がんばらなくっちゃと小さな胸に誓ったものであります。

御退任後、病に倒れられたものの不死身の福武先生は、たまに研究所に見えられるたび、ますますお若く素敵になっておられます。福武先生の御薫陶を受けた私たち研究員はそんな先生に見守られつつ、社会保障研究のエキスパートとして伸びていきたいと思います。今後ともよろしく御指導くださいますようお願いいたします。

なお、城戸喜子主任研究員の「スウェーデンの社会福祉制度」は、紙面の都合上、次号にも掲載させていただくことになりました。御了承くださいませ。(Y. K.)

編集委員長 小山路男 (社会保障研究所長)

編集委員 地主重美 (千葉大学教授)
都村敦子 (社会保障研究所研究部長)
西三郎 (東京都立大学教授)
庭田範秋 (慶応義塾大学教授)
野口悠紀雄 (一橋大学教授)
福武直 (東京大学名誉教授)

保坂哲哉 (上智大学教授)
星野信也 (東京都立大学教授)
堀勝洋 (社会保障研究所調査部長)
三浦文夫 (日本社会事業大学教授)
宮澤健一 (一橋大学教授)

編集幹事 大本圭野 (社会保障研究所主任研究員) 下平好博 (社会保障研究所研究員)
木村陽子 (社会保障研究所研究員)

(五十音順)

季刊

社会保障研究 Vol. 23, No. 1, Summer 1987

(通巻96号)

昭和62年6月25日発行

編集・発行所

社会保障研究所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックスビル内

電話 (589) 1381

製作

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番地の1

電話 (811) 8814